

KPMG Insight

KPMG Newsletter
July 2013



cutting through complexity



Middle Market

GLOBAL

Volume
1

AUDIT

TAX

ADVISORY

Risk Consulting
Management Consulting
Transaction & Restructuring

Automotive · Banking · Building & Construction · Capital Markets
Diversified Industries · Energy · Financial Services
Food, Drink & Consumer Goods · Government & Public Sector
Healthcare · Infrastructure · Insurance · Investment Management
Life Sciences · Media · Mining · Private Equity · Real Estate
Retail · Technology · Telecommunications · Transport & Logistics

INDUSTRY

KPMG Insight リニューアル創刊

この度、あずさ監査法人が発行してまいりましたニューズレター「AZ Insight」を、KPMGジャパンを発行主体とする「KPMG Insight」としてリニューアル創刊することとなりました。

昨年末の安倍政権誕生以降、デフレ脱却と経済成長を図るために、アベノミクスの三本の矢である大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略といった日本経済の活性化政策が打ち出され、乱高下はあるものの円安、株価上昇基調から、日本企業の業績が改善しつつあります。

しかしながら、日米欧の金融緩和の動向、新興国の景気停滞、消費税増税の判断、そして国内の少子高齢化に伴う内需減退等が懸念される中、日本企業は、常に経済環境の先行きを見極め、国際競争力の強化を意識した経営戦略が求められています。

KPMGジャパンでは、企業活動のグローバル化が進み、複雑化・多様化する経営環境の変化に直面している皆様に、監査、税務、アドバイザリーの3つの分野のプロフェッショナルが、それぞれの専門知識やスキル、グローバルネットワークを活用しながら総力を結集して、物事の本質を見極め、最適な解決策を見出す価値あるサービスの提供に努めております。

「KPMG Insight」は、そのような私たちの知見から、国内外の会計・監査・税務・経営に関する知識や最新動向等を、時宜にかなった専門情報としてお送りいたします。リニューアルされた「KPMG Insight」が、常に皆様のご期待に応えられるように、内容の充実をはかってまいります。

今後も新「KPMG Insight」をご愛読の程、よろしくお願い申し上げます。

2013年7月

KPMG ジャパン チェアマン

内山英世

ご挨拶	KPMG Insight リニューアル創刊	1
特集	紛争鉱物規制 初年度の実務対応 第1回	3
会計トピック	日本におけるIFRSに関する最近の議論について	8
	IFRS Digest 2013.4-5	14
	IASB公開草案「リース」の概要	18
	IASB公開草案「金融商品：予想信用損失」の概要	28
	「年金資産に対する監査手続に関する研究報告」の概要	37
税務トピック	新しい税務調査手続の留意点	43
経営トピック	アジア上場 第5回 韓国証券市場	51
	未来を拓くコーポレートコミュニケーション 第5回 IIRC CEO ポール・ドラックマン氏に聞く	58
	日本企業の海外事業管理を支える リスク管理・経営管理の向上の取組み 第2回	65
	会計基準の国際的調和が企業経営に与える影響 －IFRSの潮流を見据えて－	72
	中堅企業のM&Aにおける留意点 －各プロセスにおける留意事項とデューデリジェンス発見事項について－	77
海外トピック	ミャンマーの投資環境 第2回	84
	中国子会社のこれからの管理 第1回	96
	新しい英国財務報告基準の概要	106
ご案内	KPMG メールマガジンのご案内	113
	KPMG セミナーのご案内	113
	KPMG 出版物のご案内	114
	海外拠点一覧	117
	KPMG ジャパン グループ会社一覧	118

紛争鉱物規制 初年度の実務対応 第1回

株式会社 KPMG BPA

取締役 パートナー 井口 耕一

紛争鉱物の調査が今夏にピークを迎えることが想定され、サプライチェーンの川下から川上まで数多くの企業が影響を受けます。

規制対応の初年度にあたる本年の取組みには混乱が予想されますが、事前の準備を怠らず、自社のプロセス・体制をどう構築するか、内部/外部の条件/要件を見つうえで、走りながら定着化を進めていくしかありません。

世界各国で同種の規制を導入する動きも盛んになっており、サプライチェーン管理におけるリスクマネジメントは今後、経営戦略上の重要課題となるはずで

です。なお、本文中の意見に関する部分は筆者の私見であることを、あらかじめお断りいたします。



いぐち こういち
井口 耕一
株式会社 KPMG BPA
取締役 パートナー

【ポイント】

- サプライチェーンにおける位置付けや自社グループの展開具合によって取組みの留意点や論点は異なる。
- 調査を開始する前に実施すべき事前準備も紛争鉱物特定の重要なプロセスとなる。
- 規制に対する1年目の取組みの巧拙が企業活動にどのような影響を与えていくのか注目される。

I 影響を受ける企業と留意点

2013年から、米国の金融規制改革法（ドッド・フランク法）に基づく紛争鉱物規制が適用されました。

米証券取引委員会（以下「SEC」という）に登録している企業は、RCOI（合理的な原産国調査）と呼ぶ調査などを実施し、自社の製品に含まれている紛争鉱物の原産国などをSECに報告しなければなりません。この調査はサプライチェーンをさかのぼって波及するため、多くの中間サプライヤーが影響を受けることになります。そして調査は今夏にピークを迎えることが想定されています。

この動きを、マネジメント体制を再強化する契機と捉えるべきであるというスタンスを取りつつ、喫緊の課題である1年目の対応について解説していきます。

1. 取引先との接点を洗い出す

調査の推進にあたっては自社の立ち位置や在り方を正確に

把握することが必要です。これによって調査の効率は上がります。

サプライチェーンの観点から影響を受ける主体を整理すると、対象となる企業の種類は5つ、モノの流れは6つに類型化できます（図表1参照）。ここでの位置付けで取組みの主眼や論点が異なります。

実際の調査は企業の思惑によって様々な形で実施されることに留意が必要ですが、自社にどのような論点があるか、まずは大枠として認識することが有効でしょう。

そして「企業グループ」という観点も重要です。顧客企業に製品を納めている工場や生産子会社などは、取引先から個別に調査票を受取る可能性があるからです。調査をいつ実施するか、どこまで細かく調べるかを考えるうえで、グループ横断で取引先との接点を洗い出し、統一されたポリシーを策定する必要があります。

そもそも、グローバルに展開する子会社や関連会社を含めたグループ会社がそれぞれどのような取引を行っているか、本社が全体像を正確に把握できている企業は多くはありません。グループで一斉に調査を実施する予定の企業も、こうした事前準備は必須であるといえます。

得意先から突然、「弊社グループに納入しているすべての製品について調査してほしい」という依頼が、CSR室などの本社のコーポレート部門に舞い込むことも想定されます。戸惑わないためにも、事前に調査の範囲を明確にし、対応方針を自社グループのしかるべき責任者に周知徹底しておくことが欠かせません。

2. 求められる3つの要件

規制への対応やCSR（企業の社会的責任）の観点から、調査を推進するうえでの要件は大きく3つ挙げられます。どれも重要ですが、自社の立場ではどれが最も重視されるかを見極めることをお勧めしたいと思います。

1つ目は法律上の要件です。SEC登録企業は、紛争鉱物を使用している製品の説明、加工施設、産出国などを記載した「紛争鉱物報告書」を作成、提出する際に、記載内容について第三者機関による監査を受けなければなりません。これに耐えることが要件となります。

監査の目的は次の2点に関する意見または結論の表明です。

- ① 紛争鉱物報告書に記載されているデューデリジェンス（サプライチェーンの実情やリスクなどの確認）が、その国であるいは国際的に認められたフレームワークに準拠して設計されているか。
- ② 紛争鉱物報告書が対象としている期間において、デューデリジェンスの手続に関する説明が、実施されたプロセスと一致しているか。

問われているのは、「フレームワーク」と「運用」であって、調査結果そのものではないところがポイントとなります。その

ため、外部機関に調査を丸投げして報告書を作成するようなやり方は通用しません。そしてSECに登録していない企業でも、SEC登録企業と取引している場合は、同様の対応を求められる可能性があることにも留意が必要です。

2つ目の要件は、NGOなどからの評価です。ここでは一転して調査の結果に焦点が当たります。同業他社と比べて明らかに見劣りする、あるいは努力が足りないと思われるような、最善の取組みと積極的な情報発信が期待されます。

そして3つ目は、取引先からの内部監査に耐えるという要件です。デューデリジェンスの一環として、米国企業からの内部監査を受入れる日本企業も出てきています。ここでの重要な観点は、「調達方針」についての確認です。これはマネジメント体制を構築しているかどうかの確認に他なりません。

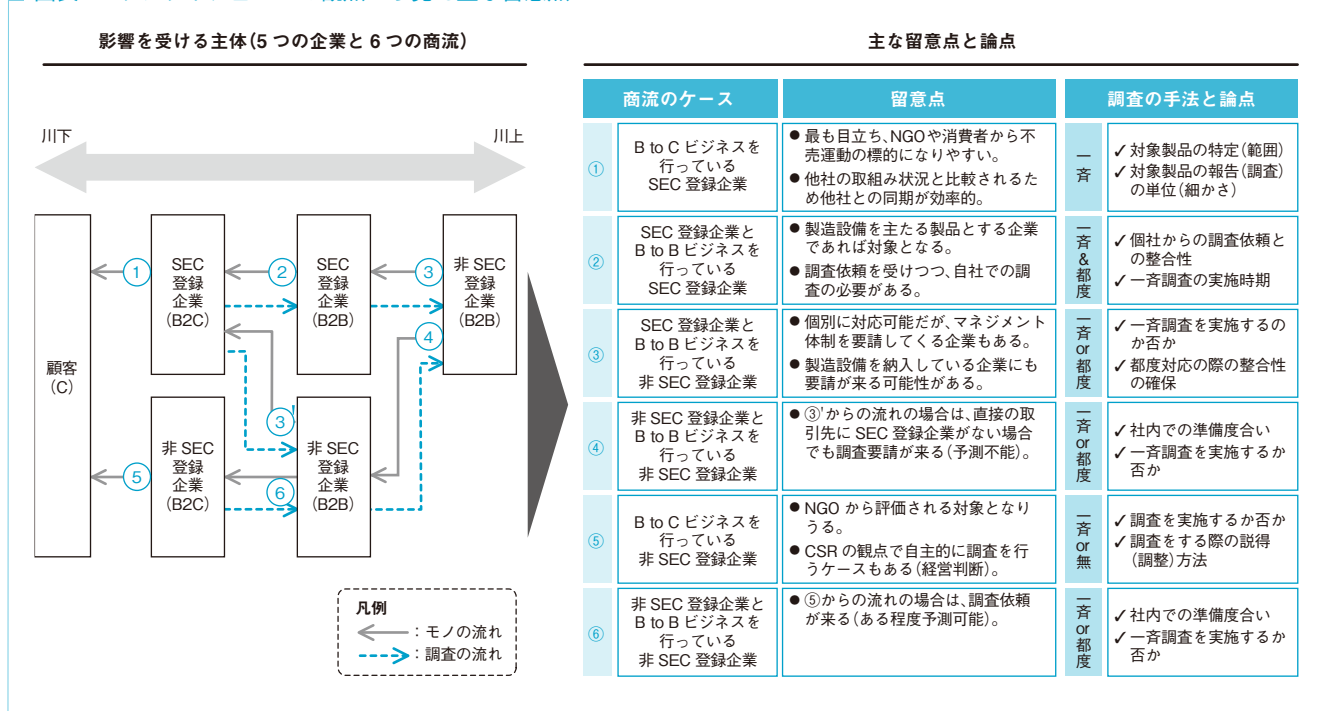
いずれの要件でも、調査を推進する上で定義したプロセスや体制や足跡をしっかりと文書に落とし込むことが、最も確かな証左となります。

3. 企業経営に与える影響

米国の紛争鉱物規制は多くの企業にとって無視できないような、大きな負荷のかかる作業を強めます。世界各国で同種の規制を導入する動きも盛んになっています。サプライチェーン管理にCSRの概念を取り入れることは、今後、経営戦略上の重要課題となるはずで

す。規制に対する1年目の取組みの巧拙が企業活動にどのような影響を与えていくのか、注意深く観察しつつ、企業の持続可能性の要件の1つとして捉えていくことが必要でしょう。

図表1 サプライチェーンの観点から見た主な留意点



II 調査の事前準備

さて、紛争鉱物特定のための調査には、事前の準備が必要です。そこで、一斉調査を実際に行う「調査主体」および「製品」の特定方法および個別調査の準備について述べておきたいと思います。

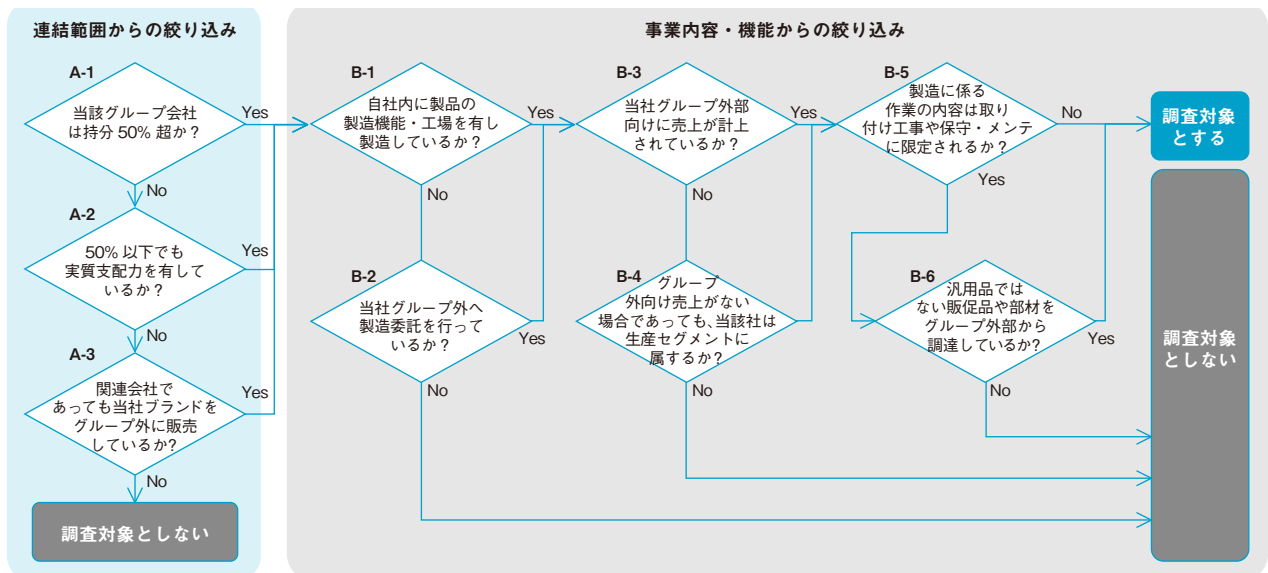
調査主体とは、国内外に展開する自社グループ企業のうち、各々の仕入先に対して質問票を送付する企業を指します。換言すれば、仕入先から実際に紛争鉱物を含んだ製品（部材）を調達している可能性がある調達元企業（場合によっては部署）ということです。

グループ会社のなかには、外部からの調達を行っていない会社や、紛争鉱物を含む可能性が低い製品や部材を生産している会社も存在します。こうした会社を調査主体から外すことで、調査に巻き込むべき対象の企業を特定していきます（図表2参照）。

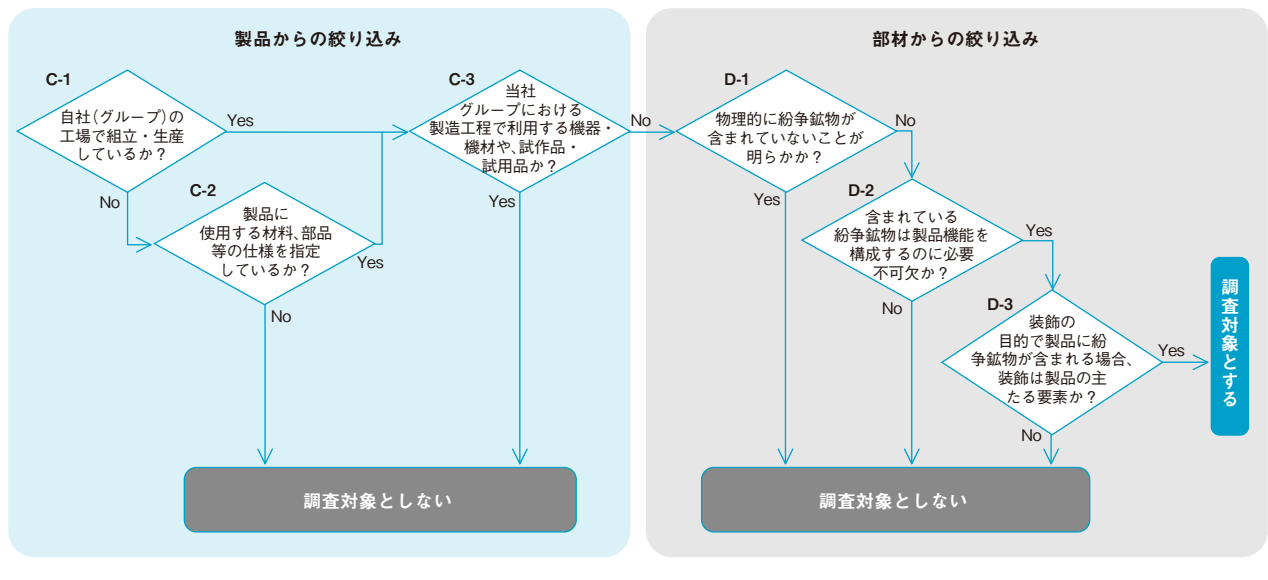
1. 一斉調査の事前作業

この局面において、簡易調査を行う必要がある企業も出てくると想定されます。海外の生産子会社が独自ルートで仕入れている部材（の有無）を本部ですべて把握することは不可能に近いでしょう。研究開発子会社の外販製品の有無、不動産開発子会社の建材への影響力の有無など、規制上の取扱いが不

図表2 調査主体となる会社の特定



図表3 製品・部材からの絞り込み



透明で個別判断が必要となるケースもあります。

グレーなものとは調査主体とするという大方針の下にあって、事前にスクリーニングを実施することによって自社グループの連結子会社、持分法会社の半数程度が対象外となることさえあります。こうした検討は、規制そのものに対する認識や管理状況など、事業部や地域の温度差や格差を認識する良い機会ともなるはずで

す。調査主体となった企業はそれぞれで製品の特定を行います(図表3参照)。ここで調査対象と特定された製品を造るために調達を行っている製品・部材の仕入先が、調査票の送付先となるわけです。

対象となる製品を特定するためのキーワードは「仕様の指定」「グループ内消費」「試作品・試用品」などです。さらに紛争鉱物の含有とその用途についてスクリーニングを実施し調査対象を絞り込んでいきます。この際、絞り込みのエビデンス(なぜそう判断できたのかの根拠)をしっかりと残すことが重要です。これらは調査のプロセス定義および運用の重要な要素となります。

さらに仕入れを行った製品・部材の時期、すなわち調査の期間設定をチェックすることで製品を特定します。特に抜け漏れが発生するのは、昨年度の検収データからは検出できない低頻度納品の製品・部材、および調査の回答日以降の納品が決まった製品・部材のフォローです。

以上が、一斉調査の事前準備、いわば調査設計の第一歩です。これらの作業を早期に完了させ、本番の一斉調査に余裕をもって臨みたいところです。なお作業結果は毎年確認する必要がありますため、長期的なスタンスでの運用設計が望まれます。

2. 個別調査への対応

個社からの質問に対応する場合も事前の準備は必須です。統一された対応ポリシーや手続き整備は当然として、川下企業の問い方やタイミングなどに応じて柔軟な対応が求められるため、いくつかの論点が存在します。

まず得意先との接点において、部品表や検収データとの紐付けを定常的に実施可能なプロセスを構築しなければなりません。調査の結果とその裏付けを残すような運用も重要です。中間サプライヤーであってもSEC登録企業の内部監査チームの監査対象となるケースや、川下企業のデューデリジェンスの対象となりうることに留意が必要でしょう。

調査票フォーマットに関してもEICC/GeSIが提供するテンプレートを指定してくる企業だけとは限りません。場合によってはシステムへの登録や異なったバージョンでのエクセルシートへの入力を求めてくるケースも想定できます。また、部品表が添付された質問票が送付されてくる場合もあれば、社全体としての回答を一括して要求してくる場合もあります。

このあたりの運用については混乱が予想されるため、どのようなパターンにも対応できるよう心しておくべきでしょう。

なお、2年目以降の個別対応については、調査のやり方を工

夫することで工数の削減が期待できます。例えば、以下の点などが考えられます。

- ① 1年目の調査以降に新規に調達した部材や契約を交わしたサプライヤーについては、納品時や契約時に本件に必要な情報を入力する。
- ② 使用する材料などの変更があった場合、その変更を通知させるような仕組みを仕入先と共有する。
- ③ 1年目で明らかになった調査結果から重点管理を行う仕入先を特定し、負荷軽減を図る。

もちろん、このような「差分調査」ともいべき考え方を取り入れずに毎年同じように調査票を送付、回収するという運用もあります。自社のプロセス・体制をどう構築するか、内部/外部の条件/要件を見たうえで、走りながら定着化を進めていくしかありません。

これらすべての前提となる方針や手順書ならびに調査票の集計方法については、次回で詳述したいと思います。

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

紛争鉱物規制センター・オブ・エクセレンス (CoE) ※

株式会社 KPMG BPA
取締役 パートナー
井口 耕一
TEL : 03-5218-6787
koichi.iguchi@jp.kpmg.com

株式会社 KPMG FAS
ディレクター
伊藤 益光
TEL : 03-5218-8837
masumitsu.ito@jp.kpmg.com

※紛争鉱物規制センター・オブ・エクセレンス (CoE) では、専門家を日米で有しています。詳しくは下記の URL をご参照ください。

(日本)

<http://fas-group.kpmg.or.jp/services/others/supplychain-due-diligence>

(米国)

<http://www.kpmg.com/US/en/IssuesAndInsights/ArticlesPublications/Pages/conflict-minerals-provision-dodd-frank.aspx>

その他の拠点：英国、豪州、シンガポール、
コンゴ民主共和国 (DRC)

紛争鉱物規制で変わる
サプライチェーン・リスクマネジメント
～人権問題とグローバル CSR 調達～



2013年3月刊
【著】KPMG / あずさ監査法人
東洋経済新報社
256頁 4,410円(税込)

ドッド・フランク法の紛争鉱物規制が2013年1月より実務適用され、今後新たな人権問題が企業経営に影響を及ぼすことが想定されます。本書では、サプライチェーンにおける人権問題を理解し、法規制および国連やOECD等による国際的なイニシアティブを紹介したうえで、紛争鉱物の問題、先進国の動向、具体的対応、開示における将来の統合報告に至るまで解説しています。

日本におけるIFRSに関する最近の議論について

有限責任 あずさ監査法人

理事 パートナー 山田 辰己

2013年6月に、今後の日本におけるIFRSのあり方に大きな影響を及ぼす2つの文書が公表されました。1つは、6月13日付で自由民主党政務調査会・金融調査会・企業会計小委員会がまとめた「国際会計基準への対応についての提言」であり、もう1つは、6月19日付で企業会計審議会から公表された「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」です。

自民党の提言では、我が国のIFRSに対する積極的姿勢を明確にするために、安倍首相が表明した今後3年間の「集中投資促進期間」（2016年まで）のできるだけ早い時期に、強制適用の是非や適用に関するタイムスケジュールの決定ができるようにすること、さらに、2016年末までに300社程度の企業がIFRSを適用できる状態にするような環境整備を行うべきであることなどが提案されています。

また、企業会計審議会の報告書では、IFRSの任意適用要件の緩和、日本版IFRS（報告書では「エンドースメントされたIFRS」とされているが、本原稿では「J-IFRS」と呼ぶ）の新たな導入および単体開示の簡素化といった観点から整理された当面の方針が示されています。

この自民党の提言と企業会計審議会の報告書の内容は、ほぼ同じトーンだと言えると思いますが、自民党の提言では、強制適用の是非等に関する決定をできるだけ早く行うことを促す記述があり、また、任意適用企業数を2016年までに300社程度とするなど一部でより踏み込んだ内容となっています。一方、企業会計審議会の報告書では、J-IFRS策定のためのエンドースメント手続や単体開示の簡素化に関して、より詳細な内容を含んでいます。

IFRSを巡る日本における議論は、2011年6月以降停滞または後退していますが、上述のように、その状況が変化しはじめています。本稿では、自民党の提言および企業会計審議会の報告書で示されている内容をご紹介しますとともに、そのような変化をもたらした背景についても解説します。なお、本文中の意見に関する部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



やまだ たつみ
山田 辰己
有限責任 あずさ監査法人
理事 パートナー

I 自民党の提言

自由民主党政務調査会・金融調査会・企業会計小委員会が取りまとめた「国際会計基準への対応についての提言」の構成は以下のとおりです。

1. 国際会計基準に関する経緯
2. 国際会計基準に関する現状
3. 国際会計基準へのわが国の対応に関する基本的考え方
4. 具体的な対応

自民党では、2013年5月以降、IFRSに関して、今後、日本としてどのような対応を行っていくべきかについて集中的に議論を行い、その結果を6月13日に提言として公表しました。そのなかの「4. 具体的な対応」では、①姿勢の明確化、②任意適用の拡大、③わが国の発言権の確保および④企業負担の軽減という4つの柱を立て、当面行うべき対応を示しています。これらの内容は次のとおりです。

1. 姿勢の明確化

ここでは、まず、「単一で高品質な国際基準」を作成するという目標にわが国がコミットしていることを改めて国際社会に表明すべきことに触れたうえで、安倍首相が表明した今後3年間の「集中投資促進期間」(2016年まで)のできるだけ早い時期に、強制適用の是非や適用に関するタイムスケジュールを決定するよう、各方面からの意見を聴取し、議論を深めることが重要だとしています。さらに、詳細は後述しますが、モニタリング・ボードのメンバー要件として充足することを求められている「IFRSの顕著な適用」を実現するために、この要件の審査が行われる2016年末までに、300社程度の企業がIFRSを適用する状態になるよう明確な中期目標を立て、その実現に向けてあらゆる対策の検討とともに、積極的に環境を整備すべきだと提言しています。

このことから、今後2016年末を目指して、任意適用企業数を300社程度とするためのいろいろな動きが出てくるものと思われれます。また、わが国におけるIFRSの強制適用の是非や適用に関するタイムスケジュールを2016年までのできるだけ早い時期に決定することを求めていることにも注目する必要があります。自民党政権のIFRSに対する積極的な姿勢が鮮明に出ているように思われます。

2. 任意適用の拡大

任意適用企業数の拡大を目指して、任意適用要件の緩和が提言されていますが、そのなかでは、IPO促進の観点も踏まえることが明示されています。また、IFRS適用拡大に向けた実効性のあるインセンティブの検討を含めることが提言されており、具体的には、自民党経済再生本部が本年5月に公表した中間提言に示されている、IFRSの導入や独立社外取締役の採用など経営の革新性等の面で国際標準として評価される企業から構成される、いわゆる「グローバル300」という新指数の創設を実現すべきことが示されています。

3. わが国の発言権の確保

IFRS策定にかかわるポストの確保などわが国の発言権の確保が不可欠である点が指摘されています。また、わが国の従来からの主張を明確に発信していく観点から、指定国際会計基準に加えて、IFRSの内容を個別に検討してわが国の会計基準として取り入れるシステム(J-IFRSの導入)の検討を行うべきことも提言されています。

4. 企業負担の軽減

IFRS適用に伴う実務負担の軽減に努力すべきこと、また、金融商品取引法においては連結財務諸表の開示が中心である

ことを踏まえて、単体開示の簡素化を図るべきことが提言されています。

II 企業会計審議会での議論

企業会計審議会から公表された「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」の構成は以下のとおりです。

1. はじめに
2. IFRSへの対応のあり方に関する基本的な考え方
3. IFRS任意適用要件の緩和
4. IFRSの適用の方法
5. 単体開示の簡素化

企業会計審議会の報告書では、「2. IFRSへの対応のあり方に関する基本的な考え方」において、わが国の基本的な立場を明確にしたうえで、IFRSの任意適用の積み上げを図ることを目的として、当面の方針として、「IFRS任意適用要件の緩和」、「IFRSの適用の方法(J-IFRSの導入)」および「単体開示の簡素化」という3つの観点についての考え方が整理されています。

1. 基本的な考え方

ここでは、「単一で高品質な国際基準」の重要性を認識しながら、わが国がIFRSの策定に対して発言権を確保していくことがとりわけ重要であると指摘しています。また、わが国にとって、今後数年間が重要な期間だと認識の下、IFRSの任意適用の積み上げを図ることが重要だとしています。

そして、以下で紹介する「任意適用要件の緩和」、「IFRSの適用の方法(J-IFRSの導入)」および「単体開示の簡素化」のほか、次の点についての考え方が述べられています。

- ・ 新たに開発することとされている新指数(既述の「グローバル300」を指すものと思量される)の対象企業の選定にあたって、IFRSの適用を考慮することが期待される。
- ・ わが国におけるIFRSの強制適用の是非等については、未だその判断をすべき状況にはないが、今後、任意適用企業数の推移も含め今回の措置の達成状況を検証・確認する一方、米国の動向およびIFRSの開発状況等の国際的情勢を見極めながら、関係者による議論を行っていくことが適当である。仮に強制適用をする場合でも、十分な準備期間を設ける必要がある。
- ・ わが国のIFRSに対する発言強化のための取組みなどを継続していく必要がある。

2. IFRS任意適用要件の緩和

指定国際会計基準を任意で適用するためには、連結財務諸表規則で定める次のような要件を満たした「特定会社」でなけ

ればならないとされています（連結財規第1条の2）。

- (a) 上場企業であること。
- (b) 有価証券報告書で、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること。
- (c) 指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員または使用人を置いており、当該基準に基づいて連結財務諸表を適正に作成できる体制を整備していること。
- (d) 当該会社、その親会社、その他の関係会社または当該その他の関係会社の親会社が、次の要件のいずれかを満たすこと。
 - ・外国の法令に基づき、当該法令の定める期間ごとに国際会計基準に従って作成した企業内容等に関する書類を開示していること。
 - ・外国金融商品市場の規則に基づき、当該規則の定める期間ごとに国際会計基準に従って作成した企業内容等に関する書類を開示していること。
 - ・外国に連結子会社（連結決算日における資本金の額が20億円以上のものに限り）を有していること。

報告書では、特定会社となるためのこのような要件を緩和することによって、任意適用する企業数の増加が見込まれ、このことが、わが国の発言力の確保等に資することになることが、指摘されています。また、このような要件緩和は、上場準備段階からIFRSの適用を希望するIPO企業の負担が軽減されるなど、新興市場の育成という観点からも有用だと指摘されています。このような観点から、任意適用要件の緩和としては、上記4つのうち、(c)のみを存続させ、それ以外の要件を撤廃すべきことが提案されています。

3. IFRSの適用の方法（J-IFRSの導入）

現在、日本では、日本基準、米国会計基準および指定国際会計基準という3つの基準に基づいて連結財務諸表を作成することができます。特に、指定国際会計基準では、IASBが2012年10月31日までに作成したIFRSが、カーブアウトすることなく指定されており、任意適用する企業はこれらのIFRSを適用しなければなりません（これは、金融商品に関するIFRS第9号を承認していないEUに比べて、かなり進んでいると言えます）。

現行規定においても、指定国際会計基準の指定に際して、IFRSの一部を指定しないことができることになっていますが、一部基準を修正する手続などが明確化されておらず、実質的に、カーブアウトが行われていない状態になっています。このようなことから、報告書では、これら3つに加えて、IFRSをベースとするものの、わが国で懸念のある会計処理を除外することのできる指定国際会計基準（「J-IFRS」）を新たに導入することが提案されています。J-IFRSの下では、IFRSをわが国に取り入れる際に、個別のIFRSを検討し、必要があれば一部基準を削除または修正して採択するエンドースメントという仕組みが設けられます。企業会計審議会で議論された資料を見ますと、「IFRSの個別基準をエンドースメントする際の判

断基準としては、公益および投資は保護の観点から、例えば、以下の点を勧案することが考えられるのではないか」として、次のような3つの例が示されています（報告書では、のれんの非償却など、具体的な会計処理についての言及はありませんが、(a)から(c)に示している3つの論点（タイトル）は明示されています）。

- (a) 会計基準に係る考え方の相違
 - ・ノン・リサイクリング
 - ・のれんの非償却
- (b) 実務上の困難さ（作成コストが便益に見合わない）
 - ・非上場株式の公正価値測定
- (c) 周辺制度との関連等（各種業規制などと関連して適用が困難または多大なコストを要するもの）
 - ・子会社、関連会社の報告日が異なる場合の取扱い

報告書では、このようなJ-IFRSの導入については、わが国が考える「あるべきIFRS」あるいは「わが国に適したIFRS」の姿を示すことができる、わが国として受け入れがたい基準があった場合にカーブアウトを検討できるなどのメリットがあるものの、わが国で使用できる会計基準が4つとなるため、制度としてわかりにくく、利用者利便に反するという懸念があると指摘されています。その上で、そのような4つの基準の併存については、「大きな収斂の流れの中での1つのステップとして位置付けることが適切である」と説明されています。

また、J-IFRSの導入は、「強制適用を前提としたものではなく、IFRSの任意適用企業を対象としたものとして位置付けるべきである」とも指摘されており、さらに、「IFRSのエンドースメント手続が導入されたとしても、現行の日本基準について、引き続き、これを高品質化するよう、前向きに対応していくことが重要であることは言うまでもない」とも記述され、日本基準とIFRSのコンバージェンスも継続すべきことが提案されています。

具体的なエンドースメント手続では、企業会計基準委員会（ASBJ）において、どのような項目を削除または修正するののかの検討が行われ、そこで決定されたものを個別に金融庁が指定する方式が考えられています。

このほか、修正項目の数が多いと、IFRS策定に対するわが国の発言力確保等への影響が生じるのではないかと懸念から、「削除または修正する項目は国際的にも合理的に説明できる範囲に限定すべきである」と提言されており、修正項目は、かなり限定されるのではないかと考えられます。今後、ASBJによって検討されることとなりますが、どの程度の期間で当初のエンドースメント手続が完了するのか、また、どのような項目が削除または修正の対象になるかは、現時点でははっきりしていません。

4. 単体開示の簡素化

報告書では、次のような考え方の下で、金商法における単体開示の簡素化を図ることが適切だと指摘しています。

- (a) 本表（貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書）に関しては、会社法の要求水準に統一することを基本とする。
- (b) 注記、附属明細表、主な資産および負債の内容に関しては、会社法の計算書類と金商法の財務諸表とで開示水準が大きく異なる項目については会社法の要求水準に統一することを基本とする。また、金商法の連結財務諸表で十分な情報開示が行われている場合には、金商法の単体ベースの開示を免除することを基本とする。それ以外の項目については、その有用性、財務諸表等利用者のニーズ、作成コスト等を斟酌したうえで、従来どおりの開示が必要が否かについて検討すべきである。
- (c) 単体開示の情報が少なくなることへの懸念に対応しつつ、金商法の単体財務諸表と会社法の計算書類の統一を図る観点から、例えば、連結財務諸表におけるセグメント情報の充実や、注記等の記載内容を非財務情報として開示することなどについて検討すべきである。
- (d) 単体開示のみの会社については、基本的に見直しを行うべきではない。
- (e) 規制業種については、所管省庁の意見も聴取しながら検討を行う必要がある。

Ⅲ 2013年6月の提言・報告書の背景

次に、自民党での提言の検討や企業会計審議会での議論の背景にある国際的な動きについて触れることにします。

鍵となるのは、日本（ないしは金融庁）がIFRSの設定過程において発言力を維持するために、2016年末までに日本におけ

るIFRSの適用企業の数がある程度増えていなければならないという状況に日本が置かれているという事実です。少々長くなりますが、順を追って記述することにします。

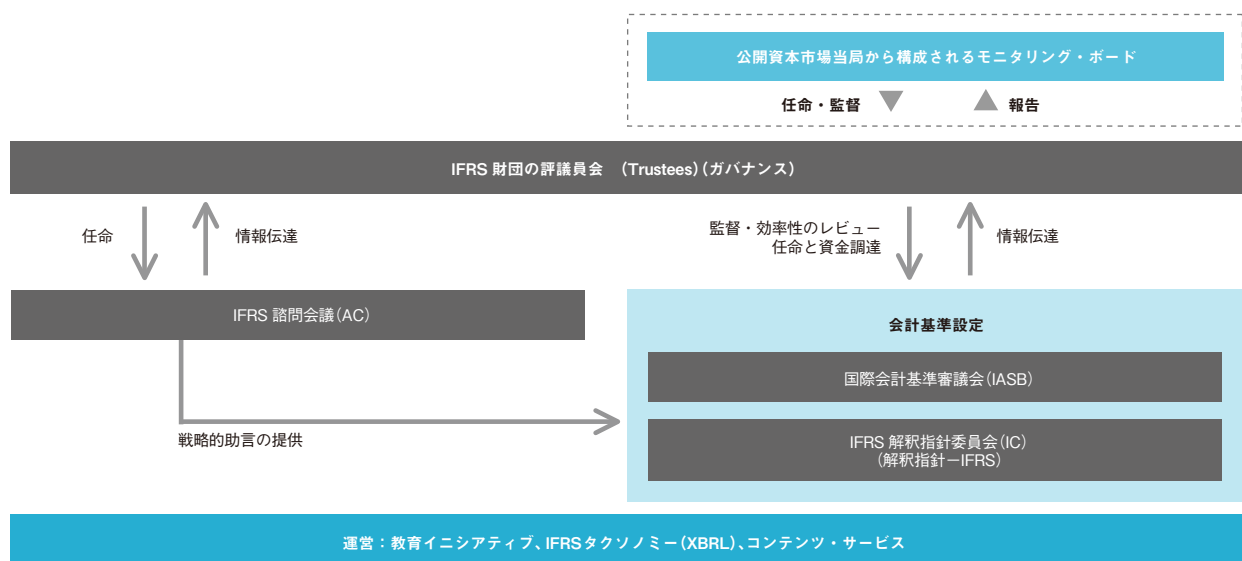
1. モニタリング・ボードのメンバーの責任（権限）とその改訂

金融庁は、IFRS財団のなかにある証券規制当局をメンバーとする「モニタリング・ボード（Monitoring Board）」のメンバーです（図表1参照）。モニタリング・ボードは、2009年1月15日の定款改訂によって、IFRS財団の新たな組織として追加され、現在のメンバーは、EC（欧州委員会）の責任者、IOSCO（証券監督者国際機構）の新興市場委員会議長およびテクニカル委員会議長、金融庁長官ならびにSEC委員長の5名から構成され、さらに、銀行監督に関するパーゼル委員会委員長がオブザーバーとして参加しています。そして、モニタリング・ボードは、次の責任を負うこととされています。

- (a) 評議員の選任過程に参加し、評議員の選任を承認する。
- (b) 評議員の責任の遂行に関して、レビューを行うとともに助言を提供する。評議員は、書面による年次報告をモニタリング・ボードに行う。
- (c) 評議員またはそのサブグループとの会合を少なくとも1年に1度は行う（必要に応じてさらに会合を持つ）。モニタリング・ボードは、評議員または評議員会議長（必要ならIASB議長も含めて）に対して、評議員またはIASBのあらゆる活動に関して会合することを求める権限を有する。これらの会議では、モニタリング・ボードが、IFRS財団またはIASBに適時な検討を求めた論点およびそれらについてIFRS財団またはIASBが考えた解決案に関する議論等を行う。

このように、モニタリング・ボードは、国際会計基準審議会（IASB）およびIFRS解釈指針委員会が所属しているIFRS財団

図表1 IFRS財団の組織



出典：IFRS財団ホームページに掲載のものを翻訳し、加筆して作成

の運営に関して大きな影響力を有しています。そのため、わが国がモニタリング・ボードのメンバーであることは、国際的な発言力を維持するなどのために大変重要となります。ところが、その権限の重要性から、そのメンバーシップに対しては、IFRSを採用することを明確にしていない米国や日本が参加していること、さらに、発展途上国などの証券規制当局が参加していないなどに関して批判があります。このような批判に対応するため、メンバーの資格要件が明確化され、この資格要件に基づいて、メンバー国を拡大するという見直しが行われました。

2. 2012年2月のモニタリング・ボード報告書

見直しの結果、2012年2月に「IFRS財団ガバナンス改革に関する報告書 (Final Report on the Review of the IFRS Foundation's Governance)」がモニタリング・ボードから公表されました。そのなかでは、モニタリング・ボードのメンバーを現在の5名から、発展途上国を含めて最大11名に拡大することが決定されたことが明記されました。さらに、11名は、常任メンバー9名および交代メンバー2名とすることも決定されました。そして、メンバーとなるためには、次の3つの資格要件を満たす必要があることが示されました。

- (a) 資本市場当局であること、
- (b) IFRS を国内資本市場で使用していること、および
- (c) 資金の拠出を行うこと

このうち上記 (b) の「IFRS国内資本市場で使用していること」という要件のより細かな内容は、この報告書では明らかにされず、さらに検討することとされていました。

3. 2013年3月の「国内使用」の評価ポイントの公表

2013年3月に、「国内使用」を評価するためのポイントについてモニタリング・ボードで合意されたことがプレスリリースされました。このなかで、この問題は、歴史的にはクロスボーダーな資金調達におけるIFRSの使用という文脈で議論されてきましたが、今後は、各国の国内での財務報告システムにおいてIFRSが利用されることに重心を移してきていることが明確に述べられており、このような重心の移動が起っていることを理解することが重要です。そして、モニタリング・ボード・メンバーの2016年の資格要件の評価からは、国内の財務報告でのIFRSの利用が評価対象になることも明確に述べられています。その上で、具体的には、IFRSがそれぞれの市場で「顕著な適用 (prominent application)」がなされていることが必要だと指摘しています。このように、2016年にIFRSの国内における顕著な適用が評価されるため、自民党の提言では2016年までに300社程度の任意適用を目指すことが明示されることに

なったものと推測されます。

モニタリング・ボードが合意した「IFRSの国内使用」の評価に関する6つのポイントは次のとおりです。筆者は、特に、下線を引いたところが重要ではないかと考えています。すなわち、日本は、任意適用を継続することを選択することが可能であり、さらに、2016年までにIFRSを顕著に適用している状況を作るか、または、それが無理としても、2016年の段階でIFRSの顕著な適用といえる状況に移行できる意思決定が行われていれば、その時点では必ずしも顕著な適用となっていなくてもよいのではないかと考えています。したがって、自民党の提言に基づいて、2016年までに300社程度がIFRSを任意適用を開始するか、または、その時点で近い将来IFRSを任意適用することを表明していれば、国内使用の適格要件は満たすことはできるのではないかと考えています。

【国内使用の評価に関する6つのポイント】

【全般】

- ① 当該国は、IFRSに移行し、かつ、単一の1組の国際基準のグローバルな需要を促進することを最終目標とすることに明確にコミットしていること。このコミットメントは、当該市場で資金調達する企業の連結財務諸表にIFRSの適用を強制するかまたは許容し、実際にIFRSが顕著に適用されているか、もしくは、合理的な期間のうちにそのような状況に移行することに関する意思決定を行っていることにより裏付けられる。
- ② 適用されるIFRSは、IASBが開発したIFRSと本質的に同じもの (essentially aligned) でなければならないが、起こり得る例外は、基準またはその一部が、当該国の経済的もしくはその他の状況に適合していない、または、公共の利害に反するという場合に限定される。ある基準またはその一部を開発するデュー・プロセスへの準拠に欠陥がある場合にも例外または一時的な適用中止が許容される。

【定量的要素】

- ③ 当該国は、資本市場の時価総額の規模、上場企業数およびクロスボーダーな資本活動に基づいて (すなわち、これらの活動が活発であれば)、グローバルという文脈における資金調達的主要市場であると考えられる。

【定性的要素】

- ④ 当該国は、IFRSの設定に対する資金拠出を継続的に行っている。
- ⑤ 当該国は、関連する会計基準の適切な実施を確保するための強固な執行のメカニズムを整備し、実施している。
- ⑥ 関連する国または地域の会計基準設定主体が存在する場合には、当該設定主体が、IFRSの開発に積極的に貢献することをコミットしている。

なお、モニタリング・ボードは、2013年3月のプレスリリースを受けて、2013年5月2日に、新規メンバーの選任および既存メンバーの適格性の評価を2013年中に終了する旨のプレスリリースを公表しています。また、新メンバー候補の募集を行うプレスリリースも2013年5月20日に公表されています。モニタリング・ボードは、2013年中に、既存メンバーの資格要件の評価および新メンバーの選任の作業を終了する予定です。

Ⅳ おわりに

既に詳細をご紹介したように、2013年6月の自民党の提言および企業会計審議化の報告書を受けて、日本におけるIFRS導入の議論は、新しい段階に入ったように感じられます。モニタリング・ボードのメンバーの資格要件のなかで、IFRSの顕著な適用が強く打ち出されたことから、その評価の行われる2016年までに、任意適用企業数が300社程度が妥当なのかどうかははっきりしないものの、現在より多くの企業がIFRSを任意適用しなければならない状況が明確になってきたと言えます（IFRSの顕著な適用を、企業数で捉えるのか、それとも、それ以外の、例えば、証券市場の時価総額に占めるIFRS適用企業の時価総額の割合で捉えるのかなどは明確でないと思われます）。企業には、このような変化に対応して、IFRSの任意適用を選択するのか、それとも、もし、J-IFRSが制度化される場合には、J-IFRSを採用するのか、大きな選択をしなければならない時期が近い将来に到来するよう感じられます。これは、大きな経営上の判断だと言え、今後の状況の展開を注意深く見極める必要があります。

IFRS 設定の背景

— 基本事項の決定・ 従業員給付 —



2013年3月刊
【著】前IASB理事
山田辰己
税務経理協会
244頁 / 3,990円(税込)

— 金融商品 —



2013年3月刊
【著】前IASB理事
山田辰己
税務経理協会
540頁 / 6,510円(税込)

本書は、2001年4月から2011年6月までの10年にわたり国際会計基準審議会 (IASB) の理事を務めた筆者が、2011年に大きな改訂が行われたIAS第19号「従業員給付」と、理解することが難解だと言われている金融商品に関するIAS第32号「金融商品：表示」、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」、IFRS第7号「金融商品：開示」およびIFRS第9号「金融商品」という2つのテーマについて、在職時に書き続けてきた「IASB会議報告」をもとに議論の展開を取りまとめたものです。

IFRS Digest 2013.4-5

有限責任 あずさ監査法人 IFRS 本部

本稿は、あずさ監査法人のホームページ上に掲載している IFRS Digest (<http://www.azsa.or.jp/serviceline/ifrs/news/ifrs-digest>) を部分的に抜粋、再編集した、2013年4月1日から2013年5月31日までの国際財務報告基準 (IFRS) を巡る、国際会計基準審議会 (IASB)、米国財務会計基準審議会 (FASB) および企業会計基準委員会 (ASBJ) の主な動向、ならびに欧州、米国および日本の監督機関におけるIFRSの導入・適用を巡る動向についての要約である。

さらに詳しい情報については、あずさ監査法人ホームページのIFRS Digest 13-4、IFRS Digest 13-5を参照のこと。

I IASBおよび欧州等の動向

IASBの動向

1. 公開草案「規制上の繰延勘定」の公表 (2013年4月25日)

この公開草案は、料金規制活動に従事するIFRSの初度適用企業に対して過渡的な会計基準を提案するものであり、従前の会計原則の下で認められた規制上の繰延勘定の計上を認めている。ただし、そのような繰延勘定の残高とその変動は、財務諸表上、他の項目と区分して表示しなければならない。また、一定の開示が求められる。

2. 公開草案「リース」の公表 (2013年5月16日)

この公開草案は、リースを原資産の性質および原資産の費消割合に応じてタイプAとタイプBに分類すること (不動産以外のリースは原則としてタイプA、不動産のリースは原則としてタイプBとなる) および、各タイプのリースにおける借手と貸手の会計処理について提案している。この提案によれば、リースの借手は、簡便的な処理を採用することとした短期リース以外のすべてのリースについて、リース資産 (使用権資産) およびリース債務を認識する (すなわち、リースをオンバランス処理する) ことになる。この内容については本誌会計トピック③IASB公開草案「リース」の概要を参照のこと。

3. IFRIC 解釈指針第21号「賦課金」の公表 (2013年5月20日)

この解釈指針は、IAS第37号の範囲に含まれる賦課金に係

る負債、ならびに支出の時期および金額が確定している賦課金を、いつ負債として認識すべきか (債務発生事象は何か) に関するガイダンスを提供するものである。賦課金に係る債務発生事象は、法令により規定される、賦課金の支払いの契機となる活動である。債務発生事象が一定の期間にわたって発生する場合、賦課金の支払いに係る負債を漸進的に認識するのに対し、一定の基準値 (最低限の収益、売上高や生産高等) に達した時点で支払い義務が生じる賦課金については、その基準値に達した時点で負債を認識することになる。

4. 「非金融資産の回収可能価額の開示 (IAS第36号の改訂)」の公表 (2013年5月29日)

このIAS第36号の改訂は、重要なれんまたは耐用年数を確定できない無形資産を含む資金生成単位 (単位グループ) の回収可能価額の開示、および減損損失の認識またはその戻入れを行った場合の資産 (資金生成単位) の回収可能価額の開示に関する規定を明確化するものである。

5. 第1回会計基準アドバイザー・フォーラムの開催 (2013年4月8日-9日)

ロンドンで第1回会計基準アドバイザー・フォーラム (Accounting Standards Advisory Forum, ASAF) が開催された。ASAFは、IASBに技術的な助言やフィードバックを提供する目的で設立された機関であり、12の各国・地域の会計基準設定主体で構成されている。

会議の冒頭で、IASBとASAFメンバーは、ASAFの目的とその運営活動に関する覚書 (MOU) にサインした。第1回会合では、概念フレームワークと減損プロジェクトについて議論がなされた。次回の会合は2013年9月25日-26日の予定である。

6. IFRS財団モニタリング・ボード、メンバー要件の評価手続およびタイムテーブルに同意 (2013年5月2日)

モニタリング・ボードは、ロンドンで2013年4月11日に開催された**モニタリング・ボード会合の結果**を公表した。モニタリング・ボードは、2013年3月1日に公表したメンバー要件に照らした評価アプローチに関する合意をもとに、メンバーの評価および選定に関する手続 (図表1参照) およびタイムテーブルを決定した。

図表1 IFRS財団モニタリング・ボード メンバーの評価および選定プロセス

新規メンバー候補の選定プロセス
新規メンバー候補の選定プロセス (交代制メンバーを除く) <ul style="list-style-type: none"> ■ 新規メンバー候補を一般公募し、メンバー要件に従って選定を実施する。
交代制メンバー候補の選定プロセス (IOSCO との協議により決定) <ul style="list-style-type: none"> ■ IOSCO との協議の上、交代制メンバーの選定手続きを決定する。 ■ IOSCO に2名以上の新規メンバー候補を推薦することを要請する。 ■ モニタリング・ボードのメンバー要件に従い、交代制メンバーの選定を実施する。
既存メンバー評価プロセス <ul style="list-style-type: none"> ■ すべての既存メンバーを、モニタリング・ボードのメンバー要件に従って評価する。

モニタリング・ボードは、上記の手続に従って、既存メンバーの評価および新規メンバーの選定を開始し、2013年中に完了する見込みである。

また、モニタリング・ボードの憲章、IFRS財団の枠組み強化のための覚書 (MOU) を、ガバナンス改革の提言に従って改訂すること、およびモニタリング・ボードの認知度、透明性を高めるため、公開会議の議事録および非公開会議の議事概要を迅速に公表し、プレス・リリースの公表頻度を高めることを決定した。

7. IASBとASBJの定期協議 (2013年5月9日-10日)

IASBとASBJの代表者は、2013年5月9日-10日に東京で、2005年3月以来第17回目となる、最後の**定期協議**を開催した。今回の定期協議では、金融商品、保険契約および財務報告に関する概念フレームワークの見直し作業を含む、IASBのアジェンダについて議論がなされた。

ASBJはASAFのメンバーとして選出されており、今後はASAFを通じた意見交換に加え、IASBとASBJ間の定期的なコミュニケーション、ASBJからIASBへのスタッフの派遣、IASBによる調査研究プロジェクトへのASBJの貢献を通じて、

密接な関係を築いていく予定である。

8. IASB、「財務情報の開示」フォーラムに関するフィードバック文書を公表 (2013年5月28日)

IASBは、2013年1月に主催した「財務情報の開示」フォーラムでの審議について要約した**フィードバック文書**を公表した。同時にIASBは、財務報告の開示の質と量に関する懸念に対処するため、財務諸表作成者、規制当局、監査人およびIASBによる団結した対応を促す役割を果たす意向を示した。

討議の内容からは、改善を達成するためには関係者が一丸となって対応することが必要であるという幅広いコンセンサスが得られたことが読み取れる。このフィードバック文書は、これらの討議内容および提案された対応について要約している。IASBは自身の役割に鑑み、3つの主要項目 (IAS第1号「財務諸表の表示」の限定的な改訂、重要性に関する教育マテリアルの作成、開示に関する独立したプロジェクト) の検討に着手する予定である。

9. 人事関連

IFRS財団は2013年5月23日、IASBのメンバーとしてSue Lloyd氏の選任を**公表**した。Sue Lloyd氏はニュージーランド出身であり、オーストラリア会計基準審議会の前メンバーである。任期は2014年1月1日より5年間であり、1回の更新 (3年間) が可能である。

10. その他最近開催された国際会議

2013年4月から5月に開催された、IASB関連の主な国際会議は以下のとおりである。

- **IFRS財団評議員会会議** (2013年4月9日-11日、ロンドン)
- **G20財務大臣・中央銀行総裁会議** (2013年4月18日-19日、ワシントンDC)
- **国際会計士連盟 (IFAC)、国際監査・保証基準審議会 (IAASB) 及びIASBによるアドプション及び適用に関する会議** (2013年5月16日-17日、ロンドン)

Ⅱ 米国の動向

SECの動向

1. 新 SEC 委員長に Mary Jo White 氏が就任

SECは2013年4月10日に、Mary Jo White氏が新SEC委員長に就任したことを公表した。オバマ米大統領は、2013年2月7日にWhite氏を次期SEC委員長として指名しており、2013年4月8日に米国議会上院がWhite氏のSEC委員長就任を承認した。

FASBの動向

IASBとFASBは、IFRSと米国会計基準（U.S. GAAP）とのコンバージェンスを進めてきたが、一部の内容についてはFASBが独自でIASBとは異なる審議を進めている。以下1.では関連するプロジェクトについて説明する。

1. ASU 案「非継続事業の報告」の公表（2013年4月2日）

FASBは、会計基準書更新書（Accounting Standards Update, ASU）案「非継続事業の報告」を公表した。ASU案は、以下のいずれかに該当するものを非継続事業として定義することを提案している。

- ・ 企業の構成単位または構成単位グループのうち、処分されたか、売却目的に分類するための要件を満たすもの、または独立した主要な事業分野または営業地域を処分する統一された計画の一部
- ・ 取得時に売却目的保有に分類される要件を満たす事業

ASU案が提案している定義は、IFRSの定義とほぼ整合している。

また、現行のU.S. GAAPでは、処分した、または処分予定の企業の構成単位のうち、処分後に重要な継続的関与を有しないものを非継続事業とすることを要求しているが、ASU案はこの規定を削除することを提案している。ASU案のコメントの締切りは2013年8月30日である。

2. 次期 FASB 議長に Russell G. Golden 氏を指名

米国財務会計財団（FAF）は2013年4月23日、次期FASB議長にRussell G. Golden氏を指名した旨のプレス・リリースを公表した。Golden氏は、現議長のLeslie F. Seidman氏の後任として、2013年7月1日に就任予定である。

Ⅲ 日本の動向

金融庁の動向

1. 企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議の開催

- (1) 2013年4月に開催された企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議

金融庁は2013年4月23日、企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議を開催した。まず、企業会計基準委員会の西川委員長より、第1回会計基準ASAF（前述 I 5.参照）についての報告がなされ、質疑応答が行われた。続いて、金融庁の栗田企業開示課長より、「国際会計基準への対応について当面検討すべき課題」についての提案がなされ、各委員により活発な意見交換が行われた。

金融庁から当面検討すべき課題として示された論点は図表2のとおりである。

図表2 国際会計基準への対応について当面検討すべき課題

今後の検討について①（総論）
以下の状況等を十分に勘案した上で、「中間的論点整理」において検討すべき課題とされている事項を中心に当面の方向性について検討すべきである。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 単一で高品質な国際基準を策定するという目標のグローバルな実現への協力が重要である。 ■ 会計基準の国際的な調和に向けた努力を継続する必要がある。 ■ IFRS 財団モニタリング・ボードのメンバー要件である「IFRSの使用」を勘案しながら、IFRSへの対応の方向性を明確にすべきである。 ■ IFRSの内容について基本的考え方として受け入れ難い項目等がある。 ■ 米国の動向など国際情勢に不確実性が存在することを十分に勘案する必要がある。 ■ 企業においてIFRSの適用を検討する前提を明確にするため、企業の予見可能性を高めるべきである。 ■ 各企業によって、IFRS導入のメリットとコストのバランスはまちまちである。
今後の検討について②（各論）
<ul style="list-style-type: none"> ■ 任意適用企業の積上げを図るための任意適用要件の緩和 ■ IFRSの任意適用の実務的な不確実性に対応するための具体的な方策 ■ サテライトオフィスの有効活用 ■ 指定国際会計基準のほかに、個別基準を検討して採択するプロセスを設ける必要性 ■ IFRSの個別基準の適用の是非の検討の必要性 ■ 単体開示への対応 ■ その他当面検討すべき事項（市場開設者への対応を含む）の有無

(2) 2013年5月に開催された企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議

金融庁は2013年5月28日、[企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議](#)を開催した。

IFRSについては、まず、金融庁の栗田企業開示課長より、IFRS任意適用要件の緩和についての説明が行われ、IFRS任意適用のニーズやIFRS任意適用要件緩和のメリット・デメリットについての議論が行われた。続いて、一部の基準をカーブアウトした日本版IFRS(エンドースメントIFRSと呼称)の適用の方法についての説明がなされ、エンドースメントの是非や、エンドースメントした場合に日本で使用できる会計基準が4つ(日本基準、米国基準、ピュアIFRS、J-IFRS)に増加すること、エンドースメントの主体、および個別基準のエンドースメントに関する判断基準といった論点に関する議論が行われた。

ASBJの動向

1. 第263回企業会計基準委員会(2013年4月25日)

第263回企業会計基準委員会では、第1回ASAF(前述I5.参照)の報告およびASAF対応専門委員会の設置について説明がなされ、承認がなされた。

また、以下の公開草案に対するコメント対応および報告が行われた。

ーコメント対応

- ・ FASB 公開草案「[金融資産及び金融負債の認識及び測定](#)」
- ・ FASB 公開草案「[信用損失](#)」

ー報告

- ・ IASB 公開草案「[減価償却及び償却の許容される方法の明確化 \(IAS 第16号及びIAS 第38号の修正案\)](#)」
- ・ IASB 公開草案「[分類及び測定:IFRS 第9号の限定的修正](#)」
- ・ IASB 公開草案「[デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続 \(IAS 第39号及びIFRS 第9号の修正案\)](#)」

その他

1. 自民党日本経済再生本部の中間提言

自民党日本経済再生本部は2013年5月10日、[中間提言](#)を公表した。この中間提言においては、のれんの一括償却の容認の要望や、英文開示や国際会計基準の利用拡大のさらなる推進、および経営の革新性等の面で評価が高い東証「グローバル300社」インデックスの創設といった提言が行われている。

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
IFRS 本部
TEL : 03-35481-5112 (代表番号)
AZSA-IFRS@jp.kpmg.com
担当 : 島田 諤子、飯嶋 めぐみ

IASB公開草案「リース」の概要

有限責任 あずさ監査法人

IFRS 本部 シニアマネジャー **小野 聖実**
 金融事業部 シニア **野中 圭子**

国際会計基準審議会 (IASB) は、2013年5月16日、公開草案(ED/2013/6)「リース」(以下「本公開草案」という)を公表しました。本公開草案は、IASBが2010年8月に公表した公開草案 (ED/2010/9)「リース」に対するコメントを受けた再審議の結果、提案内容が変更となった主な論点について、再度広く意見を募るために公表されました。本公開草案に対するコメントの締切りは2013年9月13日です。

なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であることを、あらかじめお断りいたします。



おの きよみ
小野 聖実

有限責任 あずさ監査法人
IFRS 本部
シニアマネジャー



のなか けいこ
野中 圭子

有限責任 あずさ監査法人
金融事業部
シニア

【ポイント】

- リースは、原資産の性質および原資産の費消割合に応じて、タイプ A とタイプ B に分類されることが提案されている。この提案のもとでは、不動産以外の資産のリースは原則としてタイプ A、不動産のリースは原則としてタイプ B となる。
- リースの借手は、簡便的な処理を採用することとした短期リース以外のすべてのリースについて、使用权資産およびリース債務を認識する（すなわち、リースはオンバランス処理される）。タイプ A のリースの場合、リース費用の計上額はリース期間の経過とともに遞減していくのに対し、タイプ B のリースの場合、リース費用は定額で計上されることが提案されている。
- リースの貸手は、タイプ A のリースの場合、原資産の認識を中止し、リース債権および残余資産を認識する。リース収益の計上額はリース期間の経過とともに遞減していく。一方、タイプ B のリースの場合、原資産の認識は継続され、リース収益は定額で計上されることが提案されている。
- 本公開草案が提案する開示では、リースの概要やリース会計を適用するにあたり用いた重要な見積りや判断など、定性的な記述が求められる。

I 背景

国際会計基準審議会 (IASB) は、2013年5月16日、公開草案 (ED/2013/6)「リース」(以下「本公開草案」という)を公表しました。

現行の国際財務報告基準 (IFRS) と米国会計基準 (US GAAP) のリースの会計処理については、リースの形式よりも「資産の所有に伴うリスクと便益の移転」という実質に基づいて適用される点においては有用性があるものの、借手による恣意的な

オフバランス処理を許容しているとして、長期にわたって議論がありました。IASB と米国財務会計基準審議会 (FASB) は、それらの論点に対処し、IFRS と US GAAP のコンバージェンスを達成するため、2006年に共同でリース・プロジェクトをスタートさせました。そして、IASB と FASB は、2010年8月に公開草案 (ED/2010/9)「リース」(以下「2010年公開草案」という)を公表し、オペレーティング・リースとファイナンス・リースの区分を廃止して、借手は使用权モデル、貸手は履行義務アプローチと認識中止アプローチのいずれかを適用することを提案しました。

しかし、2010年公開草案に対して多くのコメントや批判が

寄せられたため、IASBとFASBはその後も共同での審議を重ねた結果、提案内容が2010年公開草案のものと大きく異なることとなったため、再度広く一般から意見を募集すべく、本公開草案が公表されました。

II 提案の概要

本公開草案は、現行のリース会計を大幅に変更する提案を行っています。主な具体的な提案は以下のとおりです。

1. 原則および目的

本公開草案では、コアとなる原則は、リースの借手および貸手が、リースから生じる資産と負債を認識することであると明記されています。そして、その目的は、借手および貸手が、リースから生じるキャッシュ・フローの金額、時期および不確実性に関する有用な情報を財務諸表利用者に報告するという原則を定めることとされています。

2. リースの定義、適用範囲および適用単位

(1) リースの定義

リースとは、資産（原資産）を使用する権利が、一定期間にわたり、対価と交換に移転される契約と定義されます。すなわち、契約が賃貸借契約という法的形式を取っているか否かで判断するのではなく、契約内容の詳細な分析や経済的実体等関連するすべての事象と事実を考慮し、前述の定義に該当するか否か判断する必要があります。定義上のポイントは以下の2点です。

- ・ 契約の履行は、特定の資産の使用に依拠するかどうか
- ・ 当該契約は、対価との交換により、一定の期間にわたって、特定の資産の使用を支配する権利を移転させるかどうか

本公開草案によると、「特定の資産への依拠」とは、契約に対象となる資産が明記されているかどうかと同義ではありません。契約に対象となる資産が明記されている場合でも、資産の供給者（貸手）が契約期間中に対象資産を差し替えることが実質的に可能であれば、これは「特定の資産に依拠」していることにはならない等の提案がなされています。また、「使用を支配する権利の移転」とは、顧客（借手）が、(a) 特定の資産の使用を指示すること、および (b) その資産の使用による便益を享受すること、の両方を行うことを可能にすることであり、その内容をさらに明確にするために具体的な規定が提案されています。

(2) 適用範囲

リースの定義に該当する、すべてのリース（サブリースにおける使用権資産のリースも含む）は本公開草案の適用範囲に含まれます。ただし、以下の項目は本公開草案の適用範囲に含まれません。

- ・ 貸手による無形資産のリース
- ・ 天然資源の探査および利用に関するリース
- ・ 生物資産のリース
- ・ IFRIC 解釈指針第 12 号が適用されるサービス委譲契約

なお、借手は、無形資産のリースについて、本公開草案の規定を適用する必要はありませんが、適用が禁止されているわけではありません。

(3) 適用単位

1つの契約にリースの要素とリース以外の要素が含まれる場合（例：プリンターのリースとメンテナンスサービスがセットになった契約）には、両者を原則区分して把握する必要があります。また、1つのリース契約の中に複数の原資産が含まれる場合（例：土地と建物のリース）について、これをリースの要素ごとに区分するかどうかは、現在開発中の新たな収益認識の基準（2013年5月30日付けのIASB作業計画表によると、収益認識に関する最終基準書は2013年第3四半期に公表される予定）における複数の履行義務を認識するかどうかの判断と同じ基準で判断します。したがって、土地建物一体のリース契約であった場合、土地のリースと建物のリースを区分処理しないケースも考えられます。

3. リースの分類

企業はリース開始日に、リースをタイプ A またはタイプ B のいずれかに分類しなければなりません。原資産が不動産ではないリースの場合は原則タイプ A となり、原資産が不動産であるリースの場合は原則タイプ B となります。一定の要件を満たす場合には、原資産が不動産ではないリースであってもタイプ B となり、原資産が不動産であるリースであってもタイプ A となります。この関係は図表1のように表されます。

なお、借手が使用権資産をIAS第40号「投資不動産」の公正価値モデルまたはIAS第16号「有形固定資産」の再評価モデルに従って測定することを選択した場合（後述4(3)を参照）には、借手は当該リースをタイプ A またはタイプ B に分類しません。当該リースに対して表示および開示規定を適用する際には、当該リースはタイプ A のリースとして取り扱われることとなります。また、短期リースについては、借手・貸手とも、会計方針として、リースの分類に関する規定を適用しないことを選択できます（後述4(4)および5(3)を参照）。

4. 借手の会計処理

当初認識時の処理はいずれのタイプであっても同じであり、借手はリース債務と使用権資産を認識します（オンバランス処理）。当初認識後の会計処理は、タイプAとタイプBで異なります。

(1) 当初認識時の会計処理（後述8(1)(2)も参照）

借手はリース開始日に、リース債務と使用権資産を認識します。リース債務は、将来支払うリース料を貸手が借手に課す利子率（入手できない場合は借手の追加借入利子率）で割引いた現在価値で測定します。一方、リース開始日の使用権資産の原価は、(a) リース債務、(b) 貸手から受け取ったあらゆるリースインセンティブを控除した、リース開始日およびそれより前に行ったすべてのリース料の支払い、および (c) あらゆる初期直接原価の合計となります。

(2) 当初認識後の会計処理（後述8(1)(2)も参照）

借手は、リース債務に係る割引の振戻しおよびその会計期間に支払ったリース料を反映するために、リース債務の帳簿価額を調整します（リース債務に係る割引の振戻しを加算し、その会計期間に支払ったリース料を減額する、いわゆる実効金利法）。一方、使用権資産については、その原価から償却累計額および減損累計額を控除した額で測定します。

① タイプAのリース

借手は、リース債務に係る割引の振戻し（タイプAでは、利息費用となる）と使用権資産の償却費をそれぞれ純損益に計上します。利息費用はリース債務の残高に割引率を乗じて算定されるため、その額はリース開始当初が最も大きく、リース債務の残高が減少するにつれて小さくなります。一方で、使

用権資産の償却は原則として定額法で行われます。このため、リースに係る費用計上額（利息費用+償却費）は減減していくことになります。

② タイプBのリース

借手は、每期定額となる単一のリース費用を純損益に計上します。単一のリース費用は、リース債務に係る割引の振戻しと使用権資産の償却を足し合わせたものです。リース債務に係る割引の振戻しはタイプAと同じ方法で算定されますが、使用権資産の償却額は、リース費用を定額にするための逆算の結果として算定されます。すなわち、その期のリース費用（リース開始日においては、一般に、支払リース料と初期直接原価の合計額を各リース期間に配分した金額）とその期のリース債務に係る割引の振戻しの差額について、使用権資産の帳簿価額を每期減額していくことになります。

(3) 使用権資産の測定に関する例外的処理

使用権資産の測定方法について、前述のものとは異なる例外的処理が、以下のように規定されています。

- ・ リースされた不動産が投資不動産の定義に該当し、借手が会計方針として、IAS第40号「投資不動産」の公正価値モデルを選択した場合には、リースされた資産から生じる使用権資産をIAS第40号の公正価値モデルに従って測定しなければならない
- ・ 借手が有形固定資産の特定項目（例：建物）に含まれるすべての資産を再評価している場合には、その有形固定資産の項目に関連する使用権資産をIAS第16号「有形固定資産」に従った再評価額で測定することができる

(4) 短期リース

短期リースとは、リース開始日において延長選択権を含めた最長リース可能期間が12ヵ月以内のリースで、購入選択権が含まれていないリースと定義されます。会計方針として選択することにより、短期リースを簡便的に会計処理することができます。簡便的な会計処理のもとでは、借手は、使用権資産およびリース債務を認識せずに、支払リース料を定額法で費用計上します。

5. 貸手の会計処理

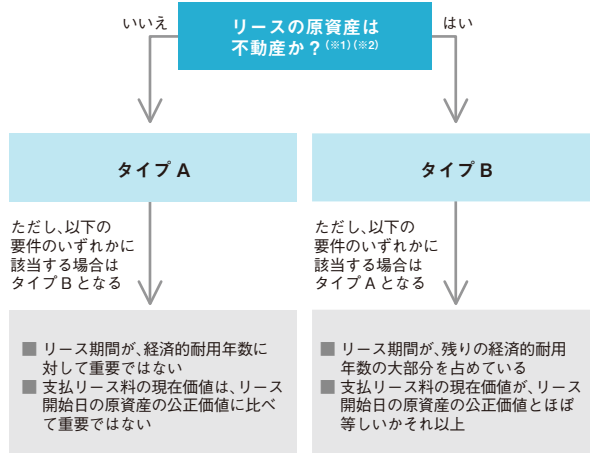
貸手の場合、タイプAとタイプBの会計処理は大きく異なります。

(1) タイプAのリース

① 当初認識時の会計処理

借手はリース開始日に、原資産の認識を中止し、リース債務および残余資産（リース中に貸手によって留保されている原資産に対する権利を表す資産）を財政状態計算書で認識するとともに、その結果として生じるリースに関連する利益（リース

図表1 リースの分類



(※1) 原資産の種類（不動産または不動産以外の資産）にかかわらず、借手が購入選択権を行使する重要な経済的インセンティブを有する場合、そのリースはタイプAとなる。

(※2) 不動産とは、土地または建物、建物の一部、もしくはそれら両方である。

開始日に認識する利益)を純損益及びその他の包括利益計算書(以下「包括利益計算書」という)に計上します。リース債権は、将来受け取るリース料を貸手が借手に課す利率で割り引いた現在価値で測定します(初期直接原価が発生した場合には、それを加算する)。残余資産は、次の式により算定されます。

$$\text{残余資産} = A + B - C$$

- A : 総額の残余資産
(貸手がリース期間の終了後に原資産から生じると予想する額の現在価値)
- B : 予想される変動リース料の現在価値
(ただし、貸手が借手に課す利率を貸手が決定する際に変動リース料の予想を反映し、変動リース料がリース債権に含まれていない場合のみ)
- C : 未稼得利益

また、リース開始日に認識する利益および未稼得利益(C)は次の式により算定されます。

$$D : \text{リース開始日に認識する利益} = E \times \frac{\text{支払リース料の現在価値}}{\text{原資産の公正価値}}$$

$$C = E - D$$

- E : 原資産の公正価値とリース開始日直前の原資産の帳簿価額の差額
(ただし、公正価値 > 帳簿価額の場合のみ)

貸手の当初認識時の会計処理のイメージは、図表2のようになります。この図表2では、初期直接原価および変動リース料(B)がないケースを想定しています。

② 当初認識後の会計処理

貸手は、リース債権に係る割引の振戻しおよびその会計期間に受け取ったリース料を反映するために、リース債権の帳簿

価額を調整します(リース債権に係る割引の振戻しを加算し、その会計期間に受け取ったリース料を減額する、いわゆる実効金利法)。一方、残余資産については、当初の帳簿価額に総額の残余資産に係る割引の振戻しを加算した額で測定します(貸手が借手に課す利率で増価させる)。

リース債権に係る割引の振戻しは、リース債権の残高に割引率を乗じて算定されるため、その額はリース開始当初が最も大きく、リース債権の残高が減少するにつれて減っていきます。

(2) タイプBのリース

貸手は、リース開始日後も引き続き原資産を認識し(すなわち、リース開始日の仕訳はない)、受取リース料を原則として定額法でリース期間にわたり収益として計上するとともに、原資産を適切な基準書に従って測定および表示します。

(3) 短期リース(前述4(4)も参照)

借手と同様、貸手も会計方針として選択することにより、短期リースを簡便的に会計処理(受取リース料を原則として定額法で収益計上)できます。

借手・貸手の会計処理をまとめると、図表3のとおりになります。

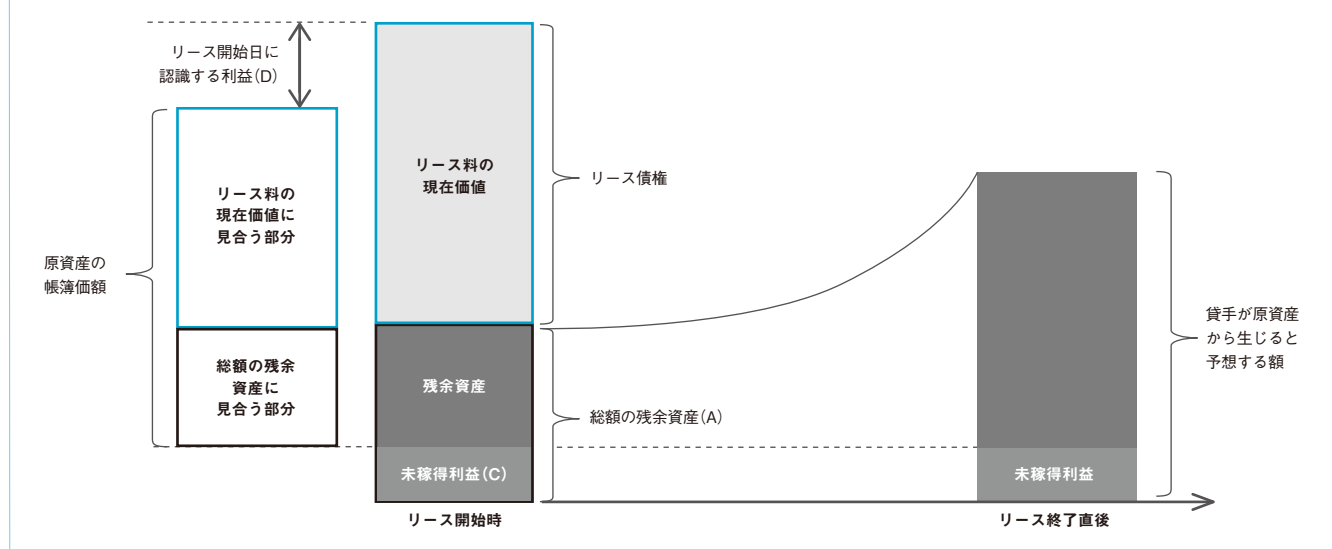
6. その他の論点

(1) リース期間(後述8(1)(2)も参照)

借手および貸手は、リース期間を、リースの解約不能契約期間に、以下の期間を両方も加えた期間として決定しなければなりません。

- 借手が延長選択権を行使する重要な経済的インセンティブを有する場合には、その選択権の行使により延長される期間

図表2 貸手のタイプAのリースの会計処理イメージ



- 借手が解約選択権を行使しない重要な経済的インセンティブを有する場合には、その選択権を行使しないことにより延長される期間

リース開始日において、重要な経済的インセンティブの有無を判断するにあたり、契約、資産および市場等に起因する要因ならびに企業特有の要因などの経済的実体を総合的に考慮する必要があります。

(2) 初期直接原価（後述8(1)(2)も参照）

初期直接原価は、リースの交渉および準備に直接起因する費用のうち、リース取引を行わなかったならば発生しなかったものと定義されます。初期直接原価は発生時に費用処理されるのではなく、使用権資産（借手）やリース債権（タイプAのリースの貸手）等として資産計上され、リース期間にわたって償却されます。

(3) 購入選択権

借手が購入選択権を行使する重要な経済的インセンティブを有する場合には、借手および貸手は、購入選択権の行使価格をリース料に含めます。また、そのような場合、借手は、使用権資産をリース期間でなく原資産の耐用年数にわたり償却することになります。

(4) 割引率

借手は、割引率として、「貸手が借手に課す利率」を入手できる場合はそれを使用し、それ以外の場合は「追加借入利率」を使用します。一方、貸手は「貸手が借手に課す利率」を割引率として使用します。リースに内在している利率や不動産の利回りが「貸手が借手に課す利率」となりますが、リースに内在している利率が入手可能な場合には、企業（借

手・貸手）はそれを「貸手が借手に課す利率」として用いなければなりません。

(5) 変動リース料

変動リース料とは、リース開始日より後に生じた事実または状況（時間の経過を除く）により変動する、原資産を使用する権利の対価として借手から貸手に対して行われる支払いのことです。借手の売上やリース対象の原資産の使用時間に基づいてリース料が変動する等、様々な変動リース料がありますが、以下の2つの変動リース料を除き、リース債務（借手）またはリース債権（タイプAのリースの貸手）の当初測定に含めず、発生時に費用処理または収益認識します。

- 指数またはレートに基づく変動リース料（リース開始日の指数またはスポット・レートを用いて認識する）
- 実質的に固定の支払いとなる変動リース料

(6) 減損

借手の使用権資産および貸手の残余資産ともに、IAS第36号「資産の減損」に基づいて減損を評価します。貸手は残余資産が減損しているか否かを評価する際、残価保証を考慮しなければなりません。貸手のリース債権については、IFRSの金融商品のガイダンス（現行のIAS第39号「金融商品：認識および測定」または現在開発中の金融資産の減損に関する新たな基準書）に基づいて減損を評価します。

(7) セール・アンド・リースバック

セール・アンド・リースバック取引は、資産の譲渡取引が収益認識の要件を満たしているかどうかにより、売却取引とリース取引の組み合わせとして会計処理されるか、それとも、金

図表3 本公開草案が提案する会計処理の概要

	借手	→ リース料 ← 原資産の使用権	貸手	
①原資産の性質 ②費用・収益認識パターン	仕訳			高
①不動産以外の資産 →タイプA ②減価パターン	<当初認識時> (借)使用権資産 / (貸)リース債務 <当初認識後> (借)リース債務 / (貸)現預金 (借)利息費用 / (貸)使用権資産 (借)償却費 / (貸)使用権資産		<当初認識時> (借)リース債権 / (貸)原資産 残余資産 / リース開始日に認識する利益 <当初認識後> (借)現預金 / (貸)リース債権 (借)残余資産 / (貸)利息収益 (借)利息収益 / (貸)利息収益	原資産の 費消割合
①不動産→タイプB ②定額パターン	<当初認識時> (借)使用権資産 / (貸)リース債務 <当初認識後> (借)支払リース料 / (貸)現預金 リース債務 / 使用権資産		<当初認識時> 仕訳なし <当初認識後> (借)現預金 / (貸)リース収益 (借)減価償却費 / (貸)リース資産 (減価償却累計額)	低
短期リース ⇒会計方針の選択により簡便的な処理を行うことが可能となる				

図表4 セール・アンド・リースバックの会計処理

	譲渡人／借手	譲受人／貸手
	← リースバック	売却 →
資産の譲渡が売却に該当する(すなわち、収益認識の要件を満たす) ケース ⇒売却取引とリース取引の組み合わせ	譲渡を売却取引として適切な基準書に従って会計処理(譲渡資産の認識の中止、売却損益の計上)し、借手として、当該資産のリースバック取引をリース基準書に従って会計処理する。	譲受けを購入取引として適切な基準書に従って会計処理(譲受資産の認識)し、貸手として、当該資産のリースバック取引をリース基準書に従って会計処理する。
資産の譲渡が売却に該当しない(すなわち、収益認識の要件を満たさない) ケース ⇒金融取引	金融取引として会計処理する。すなわち、譲渡資産の認識の中止を行わず、また受領した売却収入相当額を適切な基準書に従って金融負債として認識する。	譲受資産の認識を行わず、支払った売却代金相当額を適切な基準書に従って債権として会計処理する。

融取引(すなわち、売却収入相当額の融資とリース料という名目での返済・利払い)とみなして会計処理されるかが決まります。具体的には、図表4にまとめた会計処理が提案されています。

7. 表示および開示

本公開草案は、表示や開示についても詳細な規定を提案しています。図表5～図表8は、借手・貸手それぞれの表示・開示の主な規定をまとめたものです。

(1) 表示

本公開草案は、借手・貸手それぞれについて、財政状態計算書、包括利益計算書およびキャッシュ・フロー計算書におけるリース関連項目の表示を規定しています。

(2) 開示

本公開草案は、開示規定の目的(財務諸表利用者が、リースから生じるキャッシュ・フローの額、時期および不確実性を理

解できるようにすること)を明示した上で、この目的を達成するために、借手・貸手に対して、(a)リース、(b)リース基準書をリースに適用する際に行った重要な判断、および(c)リースに関連して財務諸表に認識した額について、定性的および定量的情報を開示することを要求しています。借手・貸手ともに、開示の目的を満たすために必要となる詳細さのレベルや開示規定それぞれへの重点の置き方を検討しなければならず、同時に、有用な情報が、多くの重要性の低い詳細な情報に埋もれたりすることのないよう、開示を適切に集約または分解することも求められます。

8. 設例

シナリオ①・②を通じて、本公開草案で提案されたタイプAのリースおよびタイプBのリースに関する借手の会計処理を解説します。

図表5 借手の表示

		タイプA	タイプB
財政状態計算書	<ul style="list-style-type: none"> 使用権資産 リース債務 	<ul style="list-style-type: none"> 他の資産・負債項目と区分して表示 リースの分類ごと(タイプA・タイプBなど)に区分して表示 他の資産・負債項目と合算して表示する場合には、どの項目に含まれているかについて開示 	同左
包括利益計算書	<ul style="list-style-type: none"> 使用権資産の償却費 リース債務に係る割引の振戻し(利息費用) 	それぞれを区分して表示	合算して単一の費用項目で表示
キャッシュ・フロー計算書	リース債務の元本部分の返済	財務活動に区分	営業活動に区分
	リース債務に係る割引の振戻し(利息費用)	IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の支払利息に係る規定に従って区分	
	使用権資産の取得	非資金取引として補足的に開示	

(1) 借手：タイプAのリース

【シナリオ①】
借手は、X1 年期首に機械 A（経済的耐用年数 5 年、公正価値 480）を 3 年のリース期間（解約不能）でリースする契約を貸手と締結する。借手は年間リース料 100 を後払いする（期末に支払う）。貸手が借手に課す利子率は 3% であり、借手はそれを入手できる。機械 A を使用するため、借手は 42 の設置費用を支払った。借手にはリース終了時にリース期間を 2 年延長する選択権（年間リース料は同額）が付与されている。借手にとって機械 A は業務遂行上不可欠な機械であり、仮に延長選択権を行使しなかった場合には、他から機械 A を調達する必要性が生じ、そして再度設置費用を支払う必要がある。機械 A はその経済的耐用年数を通じて減価は一定である。

① リース期間の判断

借手は延長選択権を行使する重要な経済的インセンティブを有すると判断できるため、リース期間は解約不能の3年に延長選択権の行使により延長する2年を加えた5年となります。

② リースの分類

このリースの原資産は不動産以外の資産です。リース期間と機械Aの経済的耐用年数は同じであるため、リース期間が

経済的耐用年数に対して重要ではないとは言えないと判断されます。また、支払リース料の現在価値は $458 (100 \div 1.03 + 100 \div 1.03^2 + 100 \div 1.03^3 + 100 \div 1.03^4 + 100 \div 1.03^5)$ となり、リース開始日の原資産の公正価値480に比べて重要ではないとは言えないと判断されます。したがって、このリースはタイプAに分類されます。

③ 当初認識時の会計処理

リース債務は、各期間のリース料（100）を貸手が借手に課す利子率（3%）で割り引いて当初認識額（すなわち、支払リース料の現在価値）を算定しますので、前述②のとおり458で当初測定されます。一方、使用権資産は、リース債務458に初期直接原価（機械Aの設置費用）42を加算した500で当初測定されます。当初認識時の仕訳は、以下のとおりになります。

(借) 使用権資産	500	/	(貸) リース債務	458
			現預金	42
			(機械 A の設置費用)	

④ 当初認識後の会計処理

このリースはタイプAであるため、利息費用と使用権資産

図表6 貸手の表示(タイプAのみ)

		タイプA
財政状態計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・ リース債権 ・ 残余資産 	<ul style="list-style-type: none"> ・ リース資産（リース債権と残余資産の合計）を他の資産項目と区分して表示、あるいは ・ リース債権と残余資産の帳簿価額をそれぞれに表示または注記にて開示
包括利益計算書	リース収益	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の収益項目と区分して表示、あるいは ・ 他の収益項目と合算して表示する場合には、どの項目に含まれているかについて開示
	リース開始日に認識する利益	<ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれかの方法のうち、リース開始日における貸手のビジネスモデルを最も良く反映する方法で表示 ・ 売上高と売上原価に区分して表示 ・ 利益を1行で表示
キャッシュ・フロー計算書	受取リース料	営業活動に区分

図表7 借手の主な開示事項

- ・ リースの概要
(一般的內容、変動リース料や更新オプションの概要、保証残存価値の概要等)
- ・ リース基準書を適用する際に行った重要な判断
- ・ 原資産の種類ごとの使用権資産の期首残高から期末残高への調整表
(タイプAのリース、タイプBのリース、再評価モデルを適用する使用権資産に分ける)
- ・ リース債務の期首残高から期末残高への調整表
(タイプAのリース、タイプBのリースに分ける)
- ・ リース債務の満期分析

図表8 貸手の主な開示事項

共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ リースの概要 (一般的內容、変動リース料や更新オプションの概要等) ・ リース基準書を適用する際に行った重要な判断 ・ 当期に認識したリース収益(表形式)
タイプAのみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ リース債権の期首残高から期末残高への調整表 ・ 残余資産の期首残高から期末残高への調整表 ・ リース債権の満期分析 ・ 残余資産に関連するリスクの管理方法
タイプBのみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ リース料の満期分析

の償却費をそれぞれ費用計上します。これを財政状態計算書上から考えると、毎期、リース料（現金）から利息費用（リース債務に係る割引の振戻し）を控除した額（例：X1期末では $100 - 14 = 86$ ）だけリース債務を減額し、使用権資産については償却費（ $500 \div 5 = 100$ ）だけ減額していくことになります。例えば、X1年期末時点の仕訳は以下のとおりになります。

(借) リース債務	86	／	(貸) 現預金	100
利息費用	14			
(借) 償却費	100	／	(貸) 使用権資産	100

なお、このリースのリース期間にわたる財務諸表計上額は図表9のとおりとなります。

(2) 借手：タイプBのリース

<シナリオ②>

借手は、事務所としてオフィスビル（経済的耐用年数40年、公正価値2,000）を3年のリース期間（解約不能）でリースする契約を貸手と締結した（リース開始日はX1年期首）。借手は年間リース料100を後払いする（期末に支払う）。貸手が借手に課す利子率は5%であり、借手はそれを入手できる。借手はリース開始前に、リースインセンティブとして現金25を貸手から受け取った。初期直接原価は発生していない。借手にはリース終了時にリース期間を2年延長する選択権（年間リース料は同額）が付与されているが、借手は3年後には事務所を移転する予定である。

① リース期間の判断

借手は延長選択権を行使する重要な経済的インセンティブを有していないと判断できるため、リース期間は解約不能の3年となります。

② リースの分類

このリースの原資産は不動産です。リース期間3年に比べオフィスビルの経済的耐用年数は40年であるため、リース期間が残りの経済的耐用年数の大部分を占めているとは言えない

と判断されます。また、支払リース料の現在価値は $247 (100 \div 1.05 + 100 \div 1.05^2 + 100 \div 1.05^3 - 25)$ となり、リース開始日の原資産の公正価値2,000とほぼ等しいかそれ以上ではないと判断されます。したがって、このリースはタイプBに分類されます。

③ 当初認識時の会計処理

リース債務は、各期間のリース料（100）を貸手が借手に課す利子率（5%）で割り引いて当初認識額を算定しますので、 $272 (100 \div 1.05 + 100 \div 1.05^2 + 100 \div 1.05^3)$ で当初測定されます。一方、使用権資産は、リース債務からリース開始前に貸手から受け取っているリースインセンティブを控除した額 $247 (272 - 25)$ で当初測定されます。リースインセンティブ受取時およびリースの当初認識時の仕訳は、以下のとおりになります。

リースインセンティブ受取時				
(借) 現預金	25	／	(貸) 仮受金	25
リースの当初認識時				
(借) 使用権資産	247	／	(貸) リース債務	272
仮受金	25			

④ 当初認識後の会計処理

このリースはタイプBのため、毎期定額となるような単一のリース費用を計上します。すなわち、リース期間における支払リース料（ $100 + 100 + 100 - 25 = 275$ ）を毎期定額となるようにリース期間（3年）で除すことになります。これを財政状態計算書上から考えると、期末には、リース債務については現金支払額（100）からリース債務に係る割引の振戻し（例：X1期末では $272 \times 5\% = 14$ ）を控除した額（例：X1期末では $100 - 14 = 86$ ）だけ減額し、使用権資産についてはリース費用からリース債務に係る割引の振戻しを控除した額（例：X1期末では $92 - 14 = 78$ ）だけ減額します。なお、タイプBではタイプAのように利息費用を包括利益計算書に区分して表示することはありませんが、リース債務および使用権資産の当初認識

図表9 シナリオ①における財務諸表計上額

期間	財政状態計算書		包括利益計算書			支払い
	リース債務	使用権資産	償却費	利息費用	費用総額	現金
開始時	458	500	-	-	-	42
X1 期末	372	400	100	14	114	100
X2 期末	283	300	100	11	111	100
X3 期末	191	200	100	8	108	100
X4 期末	97	100	100	6	106	100
X5 期末	-	-	100	3	103	100
合計			500	42	542	542

図表10 シナリオ②における財務諸表計上額

財政状態計算書		包括利益計算書	支払い
期間	リース債務	使用権資産	リース費用
開始時	272	247	-
X1 期末	186	169	92
X2 期末	95	86	92
X3 期末	-	-	91
合計			275

現金	
開始時	-
X1 期末	100
X2 期末	100
X3 期末	100
合計	300

後の測定のために、それを算定する必要があります。例えば、X1期末時点の仕訳は以下のとおりになります。

・ 企業は、事後的判断 (hindsight) を用いることができる (例: 契約にリースが含まれるか否かの判断)

< X1 期末時点 >			
(借) リース費用	92	／ (貸) 現預金	100
リース債務	86	使用権資産	78

なお、このリースのリース期間にわたる財務諸表計上額は図表10のとおりとなります。

Ⅳ 日本企業への影響

日本基準を適用している企業 (以下「日本企業」という) が本公開草案を適用することになった場合の影響を考えてみます。

Ⅲ 適用日および経過措置

1. 適用日

本公開草案では、適用日についての提案は行われていません。寄せられたコメントを踏まえて決定される予定です。

2. 経過措置

企業は、新リース基準書を以下のいずれかの方法で適用することが選択できます。

- ・ IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」に従った完全遡及適用
- ・ 新リース基準書を初めて適用する際の財務諸表において、比較期間のうち最も古い期間の期首に存在する、新リース基準書が適用されるリースについて、リースの分類に応じて規定されている方法により認識および測定を行う方法

さらに、適用日より前に開始したリースについて、新リース基準書を適用する際には、以下の負担軽減措置のいずれか、または両方を利用することができます。

- ・ 企業は、初期直接原価を使用権資産 (借手) またはリース債権 (貸手) の測定に含める必要はない

1. 適用範囲

日本基準と本公開草案を比較して、リースの定義そのものは大きく異なっているわけではありません。しかし、日本基準に基づく実務では、リース会計は主に法的形式が賃貸借契約の形態を取る取引に適用されることが多いと思われませんが、本公開草案では、法的形式にとらわれず (すなわち、賃貸借契約でなかったとしても)、その適用範囲に含まれる契約にはリース会計を適用することになります。したがって、リース会計の適用範囲が、日本基準と本公開草案で異なる可能性があります。

2. 借手への主な影響

借手の立場にある日本企業への大きな影響の1つとして、いままでもオフバランスされてきたオペレーティング・リースの多くがオンバランス処理となることが挙げられます。本公開草案のもとでは短期リース以外のリースがオンバランス処理されるため、財政状態計算書が大きく膨らみ、財務制限条項や各種経営指標にも影響を及ぼす可能性があります。また、タイプ A に分類されるリースの費用計上パターンは減減となるため (定額処理からの変更)、当期純利益への影響もあると考えられます。

3. 貸手への主な影響

貸手の立場にある日本企業の場合、オペレーティング・リースとして処理している、不動産以外の資産のリースから生じる影響が大きいと考えられます。本公開草案のもとでは不動産以外の資産のリースは原則タイプ A のリースとなるため、リース債権や残余資産の認識が必要となり、また収益計上パターンも逓減となるため、財務諸表への影響は小さくないと考えられます。さらに、個々のリース契約で詳細な見積り（例：残余資産の当初測定）をしたり、リース開始日に認識する利益等の算定のために原資産の公正価値を入手したりする必要があるなど、実務上の負担も増加すると考えられます。

4. 開示事項への対応

本公開草案は定性的な開示のみならず、期首と期末間の調整表等定量的な開示も強化しているため、日本企業が本公開草案の開示規定に準拠する際には、データ収集等も含め、開示作成負担が増加すると予想されます。

以上のように、日本企業が本公開草案を適用した場合の影響は大きいと考えられますが、一般的に、現時点でIFRS (IAS 第17号「リース」) を適用している企業にとっても、その影響は大きいと言われています。リースに無関係である企業は少なく、リース・プロジェクトの動向は大きな関心を集めています。本公開草案に対して各方面から様々なコメントが寄せられると思われませんが、それらのコメントを受けて、今後IASBとFASBがどのような審議を行っていくのかが注目されます。

本稿に関するご質問等は、以下までご連絡くださいますようお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
IFRS 本部
TEL : 03-3548-5112 (代表番号)
AZSA-IFRS@jp.kpmg.com

IASB 公開草案 「金融商品：予想信用損失」の概要

有限責任 あずさ監査法人

IFRS 本部 シニアマネジャー 中川 祐美

国際会計基準審議会（以下「IASB」という）は、2013年3月7日、公開草案「金融商品：予想信用損失」（以下「本公開草案」という）を公表しました。本公開草案では、現行のIAS第39号における発生損失アプローチと異なり、予想損失アプローチを提案しており、信用損失の認識遅れへの対応および会計処理の複雑性の低減を図っています。本公開草案に対するコメントの締切りは2013年7月5日です。

なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であることを、あらかじめお断りいたします。



なかがわ ひろみ
中川 祐美
有限責任 あずさ監査法人
IFRS 本部
シニアマネジャー

【ポイント】

- 提案された減損モデル（以下「予想信用損失モデル」という）は、現行のIAS第39号における発生損失アプローチと異なり、信用事象の発生が如何にかかわらず、各報告期間末日時点で予想される将来の信用損失を計上する予想損失アプローチに基づく。
- 純損益を通じて公正価値で測定される資産（FVTPL）として会計処理される以外のすべての金融資産、ローン・コミットメントおよび金融保証契約に、単一の減損の規定を適用する。
- 予想信用損失モデルにおいては、金融資産の信用の質の変化に応じて、「12ヶ月の予想信用損失」または「残存期間にわたる予想信用損失」に基づいて、予想信用損失に係る引当金が測定される。
- 利息収益の算定方法が提案されており、利息収益の不計上は認められない。
- 売掛債権およびリース債権については、簡素化アプローチが認められる。
- 減損規定を含むIFRS第9号の適用時期は2015年1月1日が予定されているが、この実現可能性に関してもコメントが募集されている。

I 背景

2008年の金融危機後、現行のIAS第39号「金融商品：認識及び測定」の規定による金融資産の減損の会計処理が問題視されてきました。“Too little, too late”、すなわち、損失事象が特定されるまで減損損失の認識が行われず、また、金融資産の分類により異なる減損規定が適用されるためその処理が複雑であるという懸念です。信用損失の認識遅れに対応し、また、会計処理の複雑性を低減するため、IASBは、IAS第39号の見直しを行うプロジェクトにおいて、2009年11月に公開草案「金融商品：償却原価及び減損」（ED/2009/12）（以下「2009年公開草案」という）を公表しました。

2009年公開草案は、金融資産の減損の測定アプローチを現行の発生損失アプローチから予想損失アプローチへ変更すること、当初認識時の予想信用損失を実効金利の一部として反映すること（当初認識時に利得または損失を認識することなく、当初に見積もられた予想信用損失の分だけ実効金利が引き下げられる）、当初認識後の減損損失の見積りの変動はただちに純損益に計上すること、を提案しました。市場関係者は予想損失アプローチを支持しましたが、2009年公開草案が提案するモデルの実務上の適用可能性に関する懸念も示されました。これらの懸念への対応、ならびに米国会計基準とのコンバージェンスへの強い要請を受け、IASBは2011年1月に米国財務会計基準審議会（以下「FASB」という）と共同で公開草案「金融商品：償却原価及び減損」の補足」（以下「補足文書」という）を公表しました。

補足文書では、オープン・ポートフォリオで管理される金融資産の予想信用損失の認識に焦点を当て、金融資産を企業の信用リスク管理に基づきGood bookとBad bookに区分し、異なる測定モデルを適用すること、そして、信用損失の見積りおよびその期間配分と実効金利の計算を分離（decoupling）することが提案されました。

IASBとFASBはその後、補足文書に寄せられたコメントおよび減損モデルの他の側面について審議を行い、2012年7月まで、信用の質の変化に応じて異なる測定目的を有するモデルを共同で開発してきました。IASBはこの議論を踏襲し、本公開草案を公表しており、そのコメントの締切りは2013年7月5日です（図表1参照）。

しかし、FASBは、そのモデルの実務上の適用可能性、監査可能性および理解可能性に関する米国の市場関係者の懸念を受けて、代替的な減損モデルを開発することを決定し、2012年12月20日に会計基準更新書（Accounting Standards Update, ASU）案「金融商品：信用損失」を公表しました。FASBの減損モデル案は、信用損失をより適時に認識することを目的とし、すべての対象商品について、残存期間にわたる予想信用損失を引当計上するという点で、共同での審議に基づいた信用の質の変化に応じて異なる測定目的を有するIASBの予想信用損失モデルと大きく異なっています。

IASBとFASBは、それぞれの提案に関するコメントを共同で審議し、2つの予想損失モデルをより整合させることが可能か否かについて、検討する予定です。

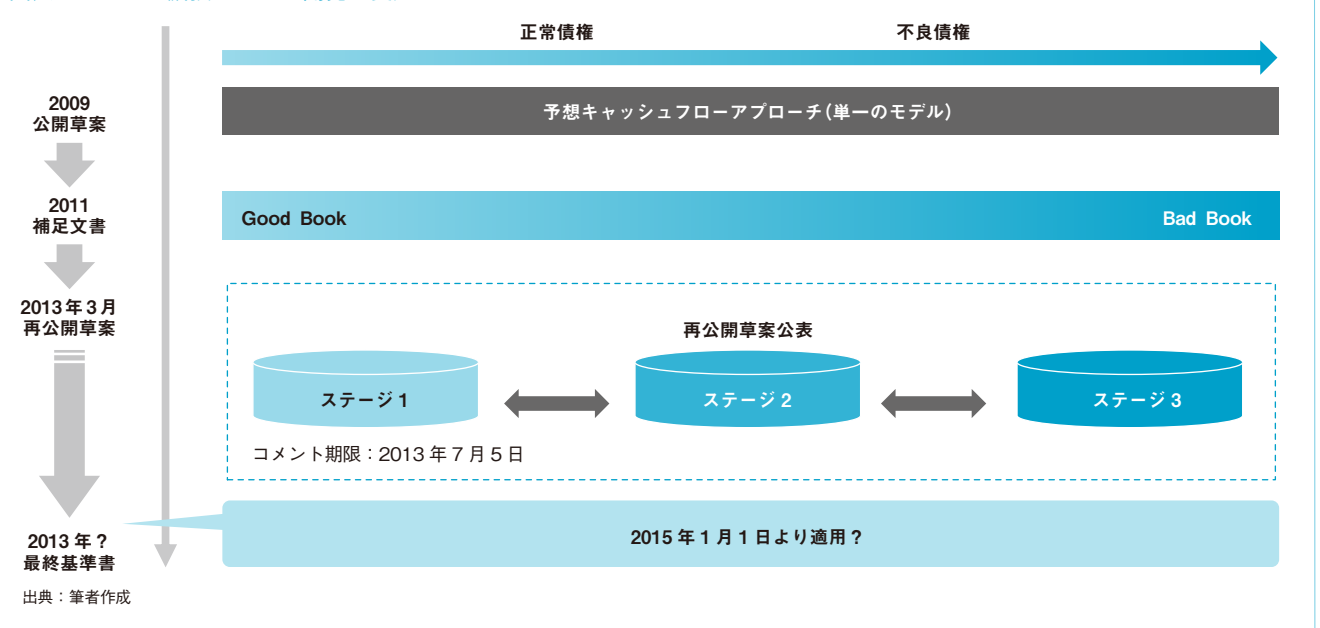
Ⅱ 提案の概要

1. 予想信用損失モデル

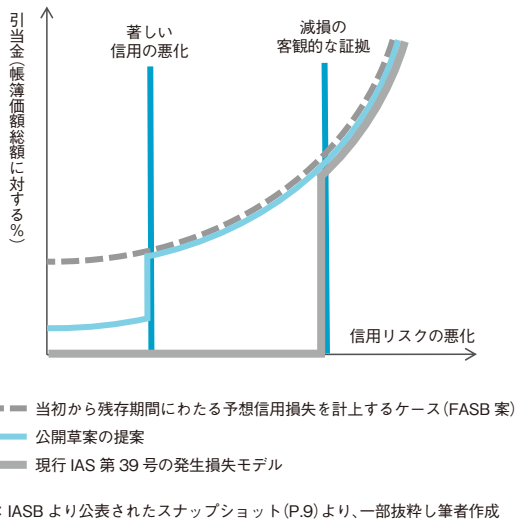
本公開草案で提案されている予想信用損失モデルにおいては、信用事象の発生の如何にかかわらず、各報告期末日時点において将来回収することができないと予想される契約上のキャッシュフローを割引いて信用損失を算定します。見積りの変更はすべて純損益に計上します。当初認識時からの信用の質の変化の状況に応じて、まず今後12ヵ月にわたる予想信用損失を認識し、著しい信用の悪化がある場合には残存期間にわたる予想信用損失のすべてを認識します。このため、発生損失モデルよりも早期に損失が認識されることとなります（図表2参照）。

IASBは、減損に関するプロジェクトを通じて、信用損失の当初の見積りと商品の価格付けの関係性を反映しようとしていました。2009年公開草案では、この関係性を最も適切に反映するために、金融資産の当初認識時点で実効金利に予想信用損失を織り込み、その後の見積りの変動を純損益に計上することを要求していましたが、これについては、実務への適用可能性に懸念がありました。財務諸表において予想信用損失を忠実に表すことと実務上の適用コストや複雑性を排除することとの適切なバランスを目指した結果、本公開草案においては、一部の金融商品については残存期間にわたる予想信用損失の認識を要求し、それ以外の金融商品については残存期間にわたる予想信用損失の一部分である12ヵ月の予想信用損失の認識を要求するモデルを提案しています。

図表1 IASBの減損モデルの開発の変遷



図表2 予想信用損失モデルと発生損失モデル



2. 適用範囲

本公開草案は、償却原価で測定される金融資産や償却原価情報が財務諸表に含まれるその他の包括利益を通じて公正価格で測定する (FVOCI) 金融資産、それらと同様に信用リスク管理の対象となる商品 (金融保証やローンコミットメント) にも適用されます (図表3参照)。

3. 予想信用損失の認識および測定

(1) 原則的アプローチ

① 予想信用損失の認識

本公開草案では、当初認識後の金融商品の信用の質の変化に応じて、異なる測定方法を提案しています。

当初認識後、報告期間末日において、予想信用損失は以下のいずれかで算定されます。

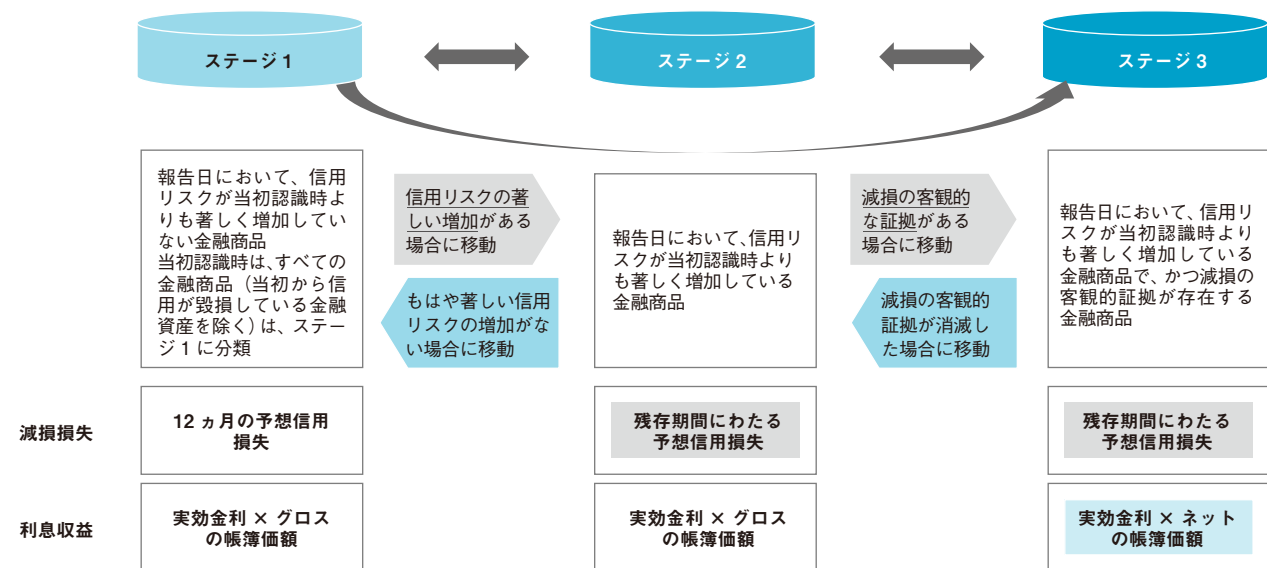
- 金融商品の信用リスクが当初認識時よりも著しく増加していない場合 (ステージ1) には、「12 ヶ月の予想信用損失」
- 金融商品の信用リスクが当初認識時よりも著しく増加している場合 (ステージ2およびステージ3) には、「残存期間にわたる予想信用損失」

図表3 公開草案「金融商品: 予想信用損失」の適用範囲

IFRS 第 9 号「金融商品」に従って、償却原価で測定される金融資産
公開草案「分類及び測定: IFRS 第 9 号の限定的な改訂案」(ED/2012/4)に従って、その他の包括利益を通じて公正価値で測定することが強制される (FVOCI) 金融資産
信用を供与するという現在の契約上の債務があるローン・コミットメント (IFRS 第 9 号に従って、純損益を通じて公正価値で測定されるものは除く)
IFRS 第 9 号が適用される金融保証契約 (純損益を通じて公正価値で測定されるものは除く)
IAS 第 17 号「リース」の適用範囲に含まれるリース債権 (2013 年 5 月に公表されたリースの公開草案に従って認識されるリース債権を含む)

IASBは信用の質の悪化の度合いをステージという用語で説明しています。それぞれの区分における予想信用損失と利息収益 (詳細は後述) の会計処理は、図表4のようにまとめられます。

図表4 原則的アプローチの概要



出典: 筆者作成

(i) 残存期間にわたる予想信用損失の計上のタイミング

残存期間にわたる予想信用損失の計上が求められるのは、金融商品の信用リスクが当初認識時より著しく増加している場合（ステージ1からステージ2またはステージ3に移動する場合）で、その評価には、損失額の大きさではなく、金融商品の不履行の確率（probability of a default）の当初認識時からの変動が用いられます。不履行の確率の変動が「著しい」か否かは当初認識時の信用の質に応じて異なるため、本公開草案では「著しく」を定義してはならず、企業の判断で定義付けを行わなければなりません。

金融資産の不履行の確率が当初認識時よりも著しく増加したか否かを判断するにあたり、現時点における不履行の確率をその資産の当初認識時の不履行の確率と比較するケースでは、特定の変動幅（例えば2%の変動）を著しいと定義することは必ずしも適切ではありません。これは不履行の確率は残存期間が長ければ高くなるため、異なる残存期間に対して同一の変動幅を適用することは妥当ではなく、かつ、当初認識時の不履行の確率のレベルにより「著しく増加」の判断が異なることが想定されるためです。例えば、不履行の確率の2%の変動は、当初の不履行の確率が20%の資産において発生するよりも、当初の不履行の確率が5%の資産において発生する方が、より著しい変動であると判断されます。

企業は各報告期間の末日に、信用リスクが著しく増加したか否かの評価を行います。信用リスクが著しく増加した金融商品は図表4のとおり、12ヵ月の予想信用損失の測定区分から残存期間にわたる予想信用損失の測定区分へ移動します。逆に信用リスクの著しい増加が解消された場合には、12ヵ月の損用損失の測定区分へ戻ることになります。

(ii) 信用リスクが低い場合の除外規定

報告期間末日における金融商品の信用リスクが低い場合は、残存期間にわたる予想信用損失を認識する対象とはしないという除外規定があります。以下の2つを満たす場合には、信用リスクが低い、とされます。

- ・ 不履行が差し迫っていないこと
- ・ 不利な経済状況または環境の変化が生じたとしても、その影響は最大でも借手の契約上のキャッシュフローを支払う義務を果たす能力が弱まる程度であること

この除外規定は、信用リスクの低い金融商品について、信用の質の悪化に関する評価を実施する複雑性とコストを軽減させるためのものです。信用リスクが低いとされる例として、貸付金の内部格付けが外部格付けの「投資適格（investment grade）」と同等である場合が挙げられています。

(iii) 評価のために用いる情報

信用リスクの著しい増加が生じたか否かを評価するために、

企業は過度なコストおよび労力を要せずに入手可能な最善の情報をすべて検討しなければなりません。公開草案は、信用リスクの著しい増加が生じたか否かを評価する際に、様々な種類の情報を利用することを認めています。これにより、高度な信用リスク・システムを有する企業は入手可能な精緻な情報を利用することができます。一方、より単純なシステムおよびプロセスを有する企業はその入手可能な情報に基づき判断することになると考えられます。その結果、金融商品を残存期間にわたる予想信用損失の測定区分に移動させるタイミングは、企業が著しいとみなす信用リスクの増加の定義だけでなく、企業のシステムおよびプロセスの精度によっても決定されることとなります。

(iv) 延滞期間に基づく判断

過度なコストおよび労力を要せずに入手可能な情報を他に入手することができない場合には、契約で定められた支払期限を30日超過した場合に金融資産の信用リスクが当初認識時より著しく増加している、とする推定が規定されています。延滞期間を残存期間にわたる予想信用損失を認識するための要件に用いるのは、小口貸付金のポートフォリオなどの場合、延滞情報が回収のトリガーおよび主要な決定要因となるためです。この推定は反証可能であるため30日を超える延滞日数をステージ移動の判断基準とする場合には、企業は延滞日数と不履行の確率の著しい増加との関連を分析して決定する必要があります。

② 予想信用損失の見積り

ステージ1の金融商品について測定が求められる「12ヵ月の予想信用損失」とは、報告期間末日から12ヵ月以内に発生する可能性のある不履行事象（default event）によって生じる予想信用損失です。一方、ステージ2またはステージ3の金融商品について測定が求められる「残存期間にわたる予想信用損失」とは、金融商品の残存期間にわたり発生する可能性のあるすべての不履行事象によって生じる予想信用損失です。

予想信用損失は、残存期間にわたるキャッシュの不足額の現在価値と定義されています。キャッシュの不足額とは、契約に従って報告企業に支払われるキャッシュフローと報告企業が回収を予想するキャッシュフローとの差額です。

企業は、予想信用損失の見積りにあたって、様々なアプローチを適用することができますが、以下の事項を両方とも反映しなければなりません。

- ・ 起こりうる結果を評価することにより決定した、偏りが無い、発生確率で加重平均した金額
- ・ 貨幣の時間価値

(i) 発生確率で加重平均した金額

予想信用損失を見積もる際は、最善または最悪のシナリオ

ではなく、起こりうる結果の範囲内での偏りのない発生確率で加重した金額を反映することになります。少なくとも2つのシナリオ（信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性）を常に反映しなければなりません。実務上は、比較的単純なケースを検討すれば十分であり、複数の詳細にわたるシナリオによるシミュレーションが不要となるケースもあります。また、担保付きの金融資産の予想キャッシュフローの見積りには、担保権の行使の可能性が高いか否かに関係なく、担保権の行使によって生じる可能性のあるキャッシュフローから担保の取得および売却のための費用を控除した金額を反映することが要求されています。

(ii) 割引率

貨幣の時間価値を反映するため、予想信用損失は現在価値に割引いて測定されます。割引率は当初認識時に決定され、金融資産の場合、リスクフリー金利と実効金利との間（両端を含む）の合理的な率となります（ローン・コミットメント、金融保証契約の場合は、後述）。IASBは、実務上の複雑性を緩和するために、規定の範囲内の金利の選択を認めています。通常は、リスクフリー金利を用いると予想信用損失の額は大きくなり、実効金利を用いる場合は、その算定は複雑ですが、予想信用損失の額は小さくなります。

(iii) 見積りに用いる情報

企業は、過去の事象、現在の状況、および将来事象や経済状況に関する合理的で裏付け可能な予測など、様々な情報を考慮して、予想信用損失を見積る必要があります。本公開草案は、過度なコストおよび労力を要せず合理的に入手できる情報を考慮することを要求しており、入手可能な情報の例として以下を挙げています。

- ・ 内部の信用損失実績
- ・ 内部および外部格付け
- ・ 他社の信用損失実績
- ・ 外部の報告書および統計データ

本公開草案のもとでは、固有のデータを有していない企業または他の情報源が不足している企業は、比較可能な金融商品の同等のグループの実績を用いることができます。

利用する過去のデータは、現在の状況および金融商品の残存期間にわたる将来の状況の予測を反映するために、現在の観察可能なデータに基づいて調整を行う必要があります。

③ FVOCI 資産への予想信用損失モデルの適用

公開草案「分類及び測定：IFRS第9号の限定的な改訂案」(ED/2012/4)によれば、FVOCI資産は、契約上のキャッシュフローが元本および利息の支払いのみである商品で、契約上のキャッシュフローの回収およびその売却の両方のために管

理することを目的とする事業モデルにおいて保有されている金融資産です。したがって、償却原価の情報と公正価値の情報の両方が重要であり、減損規定については、償却原価で測定される資産と同様に予想信用損失モデルを適用することが求められています。

FVOCIで測定される資産については、予想信用損失に係る引当金勘定は表示されず、予想信用損失の相手勘定はその他の包括利益（OCI）になります。引当金勘定が相手勘定とならないのは、「分類及び測定」の公開草案において、財政状態計算書上、FVOCI資産を公正価値で計上することが規定されているためです。

設例：FVOCIに分類される負債性金融商品 (本公開草案 Example 10より)

公正価値 CU1,000 で債券を購入し、FVOCIに分類。約定金利は5%であり、実効金利も5%と仮定（取引コスト等はないと仮定）。減損の客観的証拠はない。当初認識時にステージ1に該当し、12ヶ月の予想信用損失はCU20である。

	借方	貸方
金融資産－FVOCI分類	CU1,000	
現金		CU1,000
予想信用損失(PL)	CU20	
OCI		CU20

期末の公正価値は市場金利の変動および信用リスクの増大により、CU950に減少。著しい信用リスクの増大ではないと判定。このため、期末でも引き続き12ヶ月の予想信用損失を見積もる。12ヶ月の予想信用損失はCU10増加（つまり、CU20からCU30へ増加）。

	借方	貸方
予想信用損失(PL)	CU10	
OCI	CU40	
金融資産－FVOCI分類		CU50

翌期首、公正価値CU950で売却。OCIから売却損益ヘリサイクル。

	借方	貸方
現金	CU950	
金融資産－FVOCI分類		CU950
売却損失(OCIからリサイクル)	CU20	
OCI		CU20

④ ローン・コミットメント

FVTPLで測定されないローン・コミットメントは、そのコミットメントの発行者が信用を供与するという現在の契約上の債務を有する場合には、本公開草案の適用範囲に含まれます。発行者がローン・コミットメントを解約する権利を有していたとしても、解約を行うために通知期間が必要であれば、発行者は通知期間が終了するまで信用を供与する法的な債務を有していることになります。したがって、そのようなローン・コミットメントは、公開草案の適用範囲に含まれることになります。

現行のIFRSにおいて、ローン・コミットメントの発行者は、信用損失が発生するケースでは、ローン・コミットメントをIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従って会計処理します。銀行等の金融機関は、ローン・コミットメントの信用リスクを貸付金等の信用リスクと同じ方法で管理していますが、IFRSにおいてはそれぞれの会計処理が異なるため、銀行にとっての実務上の問題が生じていました。

本公開草案の提案によれば、金融資産、ローン・コミットメントおよび金融保証契約に、単一の減損の規定が適用されます。ほとんどの銀行がリスク管理目的上、債権額および未実行のローン・コミットメントをまとめて検討していることから、銀行のリスク管理の方法とより整合すると考えられます。ただし、銀行が信用リスクの内部管理目的で行う計算方法と本公開草案の特定の規定に基づく計算方法には、相違が生じる可能性もあります。

予想信用損失は、未実行のローン・コミットメントのキャッシュの不足額であり、以下の項目の差額になります。

- ・ ローン・コミットメントの保有者が借入を行った場合に企業に支払われる元本および利息のキャッシュフローの現在価値
- ・ 企業が回収を予想するキャッシュフローの現在価値

ローン・コミットメントの予想信用損失を見積もる場合には、企業は、信用リスクにさらされている契約上の最長期間を考慮し、ローン・コミットメントの残存期間にわたり、その使用率を見積もらなければなりません。この使用率の見積りには不確実性が伴うことになります。

使用する割引率は貨幣の時間価値に関する現時点における市場の評価を反映します。割引られるキャッシュの不足額を調整するのでなく、割引率を調整することによってリスクが考慮される場合に限り、キャッシュフローに固有のリスクを割引率に含めます。

⑤ 金融保証契約

IFRS第9号に定義される金融保証契約の定義を満たす保証契約で、FVTPLで会計処理されないものが適用範囲になります。

前述のローン・コミットメントと同様、現行のIFRSの規定では金融保証契約に係る引当金は、IAS第37号「引当金、偶

発負債及び偶発資産」に従って会計処理され、保証履行により資金流出が起きる可能性が高い場合に初めて認識されますが、本公開草案の提案では、ほとんどの金融保証契約について引当金 (provision) を認識しなければならないと考えられます。

予想信用損失は、金融保証契約のキャッシュの不足額であり、以下の項目の差額として計算されます。

- ・ 発生した損失について保有者を補償するための予想支払額
- ・ 保有者、債務者またはその他の当事者からの予想受取額

金融保証契約の予想信用損失を見積もる場合には、企業は、信用リスクにさらされている契約上の最長期間を考慮します。

使用する割引率は貨幣の時間価値に関する現時点における市場の評価を反映します。割引られるキャッシュの不足額を調整するのでなく、割引率を調整することによってリスクが考慮される場合に限り、キャッシュフローに固有のリスクを割引率に含めます。

(2) 信用が毀損している購入または自社組成金融資産

本公開草案は、当初認識時において信用が毀損している購入または自社組成金融資産 (purchased or originated credit-impaired, 以下「POCI資産」という) の信用損失に係る引当金の測定および利息収益の認識に関して、原則的アプローチと異なる特別な規定を提案しています。以下の両方の要件を満たす場合に、資産の信用の質は毀損していると判断されます。

- ・ 発生した1つ以上の損失事象の結果としての減損の客観的証拠があること
- ・ その損失事象が見積将来キャッシュフローに影響を及ぼすこと

「減損の客観的証拠」とは、発生した1つ以上の事象で、かつ金融商品の予想将来キャッシュフローに影響を及ぼすものと定義されています。この定義は、金融商品の保有者の知るところとなった以下の事象についての観察可能なデータを含んでいます。

- ・ 発行体または債務者の著しい財政難
- ・ 利息または元本の支払いの不履行または延滞などの契約違反
- ・ 借手の財政難に関連した経済的なまたは契約上の理由による、そうでなければ貸手が考えないような、借手への譲歩の供与
- ・ 債務者が破産または財政的再編を行う可能性が高くなったこと
- ・ その金融資産の活発な市場が財政難により消滅したこと
- ・ 発生した信用損失を反映するディーブ・ディスカウントでの金融資産の購入

当初認識時において、POCI資産について減損損失に係る引当金は計上しません。その代わりに、当初認識時に実効金利を算定する際、残存期間にわたる予想信用損失を見積キャッシュフローに含め、「信用リスクを調整した実効金利」を適用し

て、償却原価、利息収益を計算します。当初認識後は、残存期間にわたる予想信用損失の変動を、減損に係る利得または損失として純損益に計上し、対応する引当金残高を増減させます。

当初認識後に減損の客観的証拠がなくなった場合においても、引き続き残存期間にわたる予想信用損失の累積変動に基づき引当計上が行われます。原則的アプローチのようなステージ移動はありません。

(3) 売掛債権およびリース債権に関する簡素化アプローチ

本公開草案では、売掛債権およびリース債権について、図表5のような簡素化アプローチを提案しています。

図表5 売掛債権およびリース債権に関する簡素化アプローチ

金融資産の種類	信用損失引当金の測定
重要な財務要素を含まない売掛債権	残存期間にわたる予想信用損失
重要な財務要素を含む売掛債権 リース債権	以下のいずれかの予想信用損失に係る引当金を測定することを、会計方針として選択する。 ・ 原則的アプローチに従う予想信用損失 ・ 残存期間にわたる予想信用損失 企業は、選択した会計方針をそれらの金融資産すべてに適用しなければならない。ただし、企業は、売掛債権とリース債権について、それぞれ別の会計方針を選択して適用することができる。

本公開草案では、「重要な財務要素」という用語を定義していませんが、「重要な財務要素」は、収益に関する改訂公開草案に従った「重要な財務要素」になります。

売掛債権の予想信用損失の測定にあたっては、引当金マトリクス（期日の経過日数に応じて一定の引当率を定めたもの）の利用という実務上の便法も認められます。

4. 条件変更

契約条件の変更の際には、その変更が金融資産の認識の中止と新たな金融資産の認識とはならない場合でも、企業は変更後の契約上のキャッシュフローを当初の実効金利で割り引くことによってグロスの帳簿価額を再計算し、再計算前の帳簿価額との差額を条件変更損益として純損益に計上することが提案されています。

5. 直接減額

本公開草案は、金融資産が回復することを合理的に予想で

きない場合、金融資産のグロスの帳簿価額を減額することを要求しています。直接減額は、認識の中止をもたらす事象となります。直接減額される金額は損失に係る引当金に反映されているため、直接減額が純損益に影響を及ぼすことはありませんが、本公開草案は、グロスの帳簿価額を忠実に表わすことおよび開示規定のために、「直接減額」の定義が必要であるとされています。

6. 利息収益の認識

利息収益は実効金利法で算定されますが、詳細な計算方法は、以下に記載した区分ごとに異なります。

- ・ 「信用が毀損している購入または自社組成金融資産」
⇒ 信用リスクを調整した実効金利×金融資産の償却原価
- ・ 「信用が毀損している購入または自社組成金融資産」ではないが、当初認識後の報告期間末日において、減損の客観的な証拠が存在する金融資産（前述ステージ3の金融資産）
⇒ 実効金利×金融資産の償却原価
- ・ 上記2つに該当しないその他のすべての金融資産（ステージ1およびステージ2の金融資産）
⇒ 実効金利×金融資産のグロスの帳簿価額

7. 表示

財政状態計算書上、償却原価で測定される資産、売掛債権およびリース債権については予想信用損失に係る引当金（allowance）、ローン・コミットメントおよび金融保証については、引当金（provision）勘定の変動として、信用状況が示されます。FVOCIで測定される負債性金融資産については、減損累計額または損失評価引当金を財政状態計算書に表示することを禁止しており、予想信用損失はその帳簿価額に反映されます。

企業は、包括利益計算書上、利息収益を個別の項目として表示します。また、減損損失（すなわち、引当金繰入額）も個別の項目として表示します。

8. 開示

本公開草案においては、財務諸表利用者が予想信用損失の見積りおよび金融資産の信用リスクの悪化と改善の影響を理解できるようにするための様々な開示（ステージ毎の帳簿価額と引当金の調整表、予想信用損失の測定方法、インプットおよび仮定、担保に関する情報、リスク特性に分けた開示など）が規定されています。これらの規定を満たすために、本公開草案は、企業に以下の項目を検討するよう要求しています。

- ・ 開示規定を満たすために必要な情報の詳細度
- ・ それぞれの規定の重要度

- ・ 適切な集約レベルまたは分割レベル
- ・ 財務諸表利用者が開示された定量的情報を評価するために追加的な情報を必要とするか否か

企業の他の報告書等における開示によって、本公開草案が要求する開示が充足される場合には、企業は、他の開示への相互参照を行うことが認められています。

簡素化アプローチを適用して、残存期間にわたる予想信用損失に係る引当金を認識する売掛債権またはリース債権については、一部の開示は不要となります。

Ⅲ 発効日および経過措置

IASBは、これまでに、IFRS第9号の限定的な改訂、2013年第3四半期に公表予定である一般的なヘッジ会計に関する規定および信用損失に関する規定を含む、IFRS第9号（完全版）を、2015年1月1日以降に開始する会計年度から適用することを暫定的に合意していますが、本公開草案では、適用日についての提案はされておらず、規定の導入に係る期間についてコメントを募集しています。

本公開草案は、規定についてIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用することを求めています。以下の移行措置に係る規定を提案しています。

- ・ 企業が既存の金融商品に本規定を初めて適用する日に、金融商品の当初認識時の信用リスクの決定に過度のコストまたは労力を要する場合には、予想信用損失に係る引当金は、その金融商品の認識が中止されるまで、各報告期間末日において信用リスクが低いかなにかのみ基づいて判断しなければならない。
- ・ 企業は、比較期間の再表示を行う必要はない。ただし、企業が過去の時点で明らかではなかった事実や状況に基づく判断を含むことなく、過去に入手できていた情報に基づき予想信用損失を測定できる場合には、比較期間の再表示を行うことができる。

Ⅳ 日本企業への影響

事業会社については、短期の売掛債権への影響はそれほど重大でないと考えられます。一方、銀行業等金融機関にとっては、信用リスクは与信業務における最も重要なリスク要素であり、提案されている予想信用損失モデルは銀行の信用管理システムおよびプロセスに広範囲にわたる影響を及ぼすことが予想されます。

実務への適用上の論点を図表6にまとめます。

図表6 日本の実務への適用上の論点

ステージの移動	<ul style="list-style-type: none"> 「著しい信用リスクの増加」の定義はない。著しい信用リスクの増加について、不履行の可能性のどの程度の変化と定義付けるかがポイントとなる。 企業の信用リスク管理システムやプロセスの高度化のレベルにより、ステージ移動の基準が異なる可能性がある。 金融機関の信用リスク管理は借手の信用の質を表す債務者区分や内部格付けに基づき行われており、当初認識時の信用リスクからの変動に応じてステージが異動する本公開草案が提案する方法とは必ずしも対応しない。 「著しい信用リスクの増加」に該当する延滞期間を、30日を超える日数とする場合には、不履行の確率の変化との関連性を検討する必要がある。
予想信用損失の測定	<ul style="list-style-type: none"> 過去の事象、現在の状況、および将来事象や経済状況に関する合理的で裏付け可能な予想に関する情報を用いるが、過去実績は必ず現在の状況および将来事象や経済状況に関する予想を反映するようにアップデートする必要がある。 予想信用損失は、将来予想キャッシュフローを割引いて算定しなければならない。割引に用いられる率は、リスクフリー金利と実効金利の間（両端を含む）の金利で選択することができる。 規制対応や内部管理で使用しているPD（Probability of default、デフォルト確率）、LGD（Loss given default、デフォルト時損失率）を使用することが考えられるが、一定の調整が必要なケースも想定される。 担保価値が貸付金残高を上回る場合の引当金の計上は不要であるが、その場合貸付金のグロスの帳簿価額について、開示が求められる。
利息収益の認識	<ul style="list-style-type: none"> 償却原価で測定する資産の利息収益は、実効金利法を用いて算定するため、日本基準において、償却原価法を適用する場合に定額法によっている場合には、実効金利法への調整が必要である。 日本基準では、一般にアップフロントフィーや取引費用等は取得原価に含めないため、IFRSにおける実効金利の算定において、手数料、ポイント、取引コストを考慮する必要がある。 未収利息不計上の考え方はないため、減損後も実効金利による利息計上が必要となる。
POCI 資産	日本基準においても、購入不良債権について、信用リスクによる価値の低下を加味して将来キャッシュフローを合理的に見積もった上で償却原価法を適用する、と規定されているが、取得価額の大部分が信用リスクからなる場合に、重要性の観点から償却原価法を適用しないことも認められるため、この処理を行っている場合には、留意が必要である。
契約の条件変更	契約の条件変更に関して、日本基準において明確な会計処理の規定はないが、信用リスクが要因となる条件変更は通常貸倒引当金の算定において考慮される。IFRSでは、その理由の如何にかかわらず、条件変更の内容・程度により従来の債権の認識の中止と処理される場合がある。本公開草案の提案により、条件変更が金融資産の認識の中止と新たな資産の認識とはならない場合でも、条件変更損益を認識する対象となる点に留意が必要である。
FVOCI 資産	日本基準では、その他の有価証券に区分される時価のある債券は、時価が著しく下落した場合（回復する見込みがあると認められる場合を除く）、減損処理を行わなければならない。本公開草案を適用する場合には、公正価値が帳簿価額を上回っていても、信用の質の変動に応じて信用損失が認識されるため、債券の信用状態をモニターしなければならない。また、信用損失の見積りの変更は純損益に計上しなければならない。
ローン・コミットメント	予想信用損失の算定にあたっては、ローン・コミットメントの残存期間にわたり、その使用率を見積ることになるが、その見積りには不確実性が伴う。
金融保証契約	日本基準においても、債務保証損失引当金は保証履行により損失を蒙る可能性が高くなった場合に計上される。本公開草案の提案では、ほとんどの金融保証契約について引当金を認識しなければならない。 銀行の貸借対照表では、保証債務額を「支払承諾」として負債に、「支払承諾見返」として資産にグロスアップした上で、支払承諾見返については貸倒引当金の計上対象となる。本公開草案の提案は、銀行のリスク管理と整合するが、引当金額の算定方法については変更が予想される。
開示	企業の信用リスク管理方法を反映した予想信用損失が計上されるため、比較可能性を確保すべく、財務数値の基礎となる予想信用損失の見積り方法やインプットに関する情報の開示が要求される。 情報収集に労力を要することになる新たな開示が導入されている。

本稿に関するご質問等は、以下までご連絡くださいますようお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
IFRS 本部
TEL : 03-3548-5112 (代表電話)
AZSA-IFRS@jp.kpmg.com

「年金資産に対する監査手続に関する研究報告」の概要

有限責任 あずさ監査法人

金融事業部 パートナー 三輪 登信

本研究報告は、退職給付会計における年金資産に関する監査実務を行ううえでの参考に資するべく、公表されたものです。

投資顧問会社に委託した年金資産の消失事案や、新しい退職給付会計基準で年金資産の内訳開示が求められたことから、年金資産に対しより深度ある監査手続の実施を推進することが有用であると考えられます。このため、監査上留意すべき事項等を整理するとともに、年金資産が有するリスクの程度や内訳開示に対応した監査手続ならびに残高確認書様式等について、調査・研究されています。今後、本研究報告を参考に監査手続が見直されるとともに、年金資産に係る企業や厚生年金基金・確定給付企業年金自身の統制およびリスク管理の高度化等に資することも想定されます。

なお、文中の意見に関する部分は、筆者の私見であることをお断りしておきます。



みわ たかのぶ
三輪 登信
有限責任 あずさ監査法人
金融事業部
パートナー

【ポイント】

- 退職給付会計上の年金資産に関する監査実務を行ううえで、今後の参考に資するべく、公表された研究報告である。
- 年金資産の消失事案や内訳開示への対応のため、年金資産が有するリスクの程度や内訳開示に対応した監査手続ならびに残高確認書様式について、調査・研究されている。
- 高度な資産運用を行っている場合などは、企業や厚生年金基金・確定給付企業年金などに対する年金資産の内容および管理状況に関する質問への回答・資料提供といった監査対応や、年金資産に係る企業等自身の統制・リスク管理の高度化などに寄与することも考えられる。

I はじめに

日本公認会計士協会より、「年金資産に対する監査手続に関する研究報告」¹（以下「研究報告」という）が平成25年3月29日に公表されました。この研究報告では、退職給付会計における年金資産のリスクの程度に応じて、より深度ある監査手続の実施を推進することが有用とされており、そのための調査・研究の成果がまとめられています。

本稿では、研究報告の背景や目的、具体的な監査手続や考えられる影響等についてまとめます。

II 研究報告の背景および目的

1. 背景および目的

投資顧問会社と投資一任契約を結んだ年金基金に関する年金資産の消失事案は、大きな社会問題となり、年金資産運用に関する規制の改正など、様々な方面に多大な影響を与えました。

また、平成24年5月17日に企業会計基準委員会より、「企業会計基準第26号 退職給付に関する会計基準」および「企業

1 監査・保証実務委員会研究報告第26号「年金資産に対する監査手続に関する研究報告書」
http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/main/26_7.html

会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（以下「新退職給付会計基準」という）が公表され、平成25年4月1日以後開始する事業年度の年度末から年金資産の内訳開示が求められています。

こうした背景から、多様な年金資産運用の実態を踏まえ、年金資産の監査上のリスクを十分に把握し、そのリスクの程度に応じたより深度ある監査手続の実施を推進することが有用と考えられます。そこで研究報告では、以下の3点に対して調査・研究を行い、退職給付会計の年金資産に関する監査実務の参考に資することが目的とされています。

- ① 退職給付会計における年金資産の実在性や評価の妥当性について十分かつ適切な監査証拠を得るために、企業年金の運用対象資産や運用の仕組み・特徴等について調査・研究を行う。
- ② 上記を受けて、より深度ある監査手続を実施すべき範囲を特定し、望ましい監査アプローチや監査手続について調査・研究を行う。
- ③ 新退職給付会計基準により求められる年金資産の内訳開示に対応した監査手続や残高確認書様式に関する調査・研究を行う。

なお、研究報告は退職給付会計上の年金資産に対する監査手続を調査・研究の対象としていますので、研究報告の内容は主に監査手続を実施する監査人に対して影響を有することが考えられます。一方、企業や厚生年金基金・確定給付企業年金などに対しては、監査手続の実施を通じて、年金資産の運用対象・状況・管理体制に関する質問への回答および資料提供依頼への対応や、年金資産に係る企業および厚生年金基金・確定給付企業年金自身の統制・リスク管理の高度化等に資するなどの影響が考えられます。

2. 利用に関する留意事項

研究報告では、効率的な監査手続の実施のために、研究報

図表1 研究報告における監査手続等の利用にあたって
【例:3月決算会社の場合】

	本研究報告における 監査手続の利用	新残高確認書 様式
平成25年 3月期	利用可。 なお、本研究報告公表時期の関係からすべての監査手続が実施できない場合等において、部分的に利用することが可能である。	/
平成26年 3月期以降	利用可。 リスク評価手続など、期中で一定程度実施可能なものはあらかじめ対応するなどにより、期末における監査手続の集中を避ける等の配慮が望ましい。	

出典：研究報告 P29 留意事項

告で示された監査手続や残高確認書様式については、図表1のように取り扱われることが想定されています。

これは、年金資産の内訳開示が平成25年4月1日以後開始する事業年度の年度末からの適用開始であることや、研究報告の公表時期および現行実務に配慮した結果と思われる。

Ⅲ 年金資産に対する監査手続

1. 検討対象範囲の明確化

研究報告では、年金資産は次の2つに分類されています。

- ① 国内外の上場株式や債券など、流動性が高く、客観的な時価把握が容易な運用対象
- ② オルタナティブ投資など、実在性および評価の妥当性の観点から監査リスクが高いと思われる運用対象

研究報告では、上記の②を「高監査リスク資産」と定義し、こうした運用対象に対して、より深度ある監査手続を実施することが有用とされています。そこで、こうした運用対象が含まれやすい生命保険会社の特別勘定第二特約や信託銀行の直接運用・年金特定信託および自家運用を中心として監査手続が検討されています（図表2参照）。

2. 具体的な監査手続

(1) リスク評価手続

企業や年金基金自らが年金資産に係るリスクの識別・評価および対処方法（以下「企業のリスク評価プロセス」という）を構築することは有用であり、それを監査人が把握・理解することは、効果的かつ効率的に監査を行ううえで重要といえます。このように、内部統制を含む、企業および企業環境を理解し、重要な虚偽表示リスク（監査が実施されていない状態で、財務諸表に重要な虚偽表示が存在するリスク）を識別・評価するために実施する監査手続がリスク評価手続です。なお、年金資産は、生命保険会社や信託銀行・投資顧問会社などを通じて運用されており、これらの会社から運用状況等に関する情報が入手され、企業の財務諸表等に利用されていますので、こうした委託業務の特徴に配慮することも重要でしょう。

研究報告では、例えば①企業または年金制度が有している運用方針と運用状況の整合性、②運用商品および運用対象の内容、③運用および管理体制、④高監査リスク資産の性質や具体的な実在性の確認方法・評価方法に対する企業のリスク評価プロセスを把握・理解するという手順で、それぞれにおいて監査人が留意すべき事項が述べられています。このとき、委託業務に関し、「受託業務に係る内部統制の保証報告書」

(監査・保証実務委員会実務指針第86号)やこれと同等の基準に従って独立監査人による保証を受けている場合は、こうした記述書や保証報告書を入手して内容を確認することが望ましいとされています。ただし、生命保険会社の一般勘定は元本と利率が生命保険会社によって保証されていますので、前述の記述書や保証報告書の入手は求められていません。

年金資産に係る企業のリスク評価プロセスを通じて、監査人は年金資産に係るリスクを把握・理解し、それに応じた内部統制のデザインと業務への適用について、監査基準委員会報告書315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」に従って評価します。

(2) リスク対応手続

監査人は、前述のリスク評価結果に基づき、年金資産に関する勘定残高や開示等に係る重要な虚偽表示リスクに応じて、実施するリスク対応手続の種類、時期および範囲を立案し実施します。このとき、委託業務に関し、十分かつ適切な監査証拠の入手先や入手可否等に留意します。

リスク対応手続は、内部統制の運用状況の有効性を検討するための運用評価手続と残高確認などの実証手続で構成されています。監査人は、リスクの程度に応じて実施すべき手続の選択・組合せを検討します。

① 運用評価手続

リスク評価手続の結果、適切にデザインされていると評価された内部統制に対し、当該内部統制に依拠する場合は、その運用状況の有効性に関して、監査人は十分かつ適切な監査証拠を入手する運用評価手続を立案・実施します。他方、内部統制に依拠しない場合は、委託業務に留意しつつ、実証手続

の実施可能性等を慎重に判断することになります。

② 実証手続

監査人は、評価した重要な虚偽表示リスクの程度にかかわらず、重要な年金資産残高等に対して実証手続を立案し実施しなければなりません。

研究報告では、年金資産に係る実証手続として、以下のような手続が示されており、監査人は状況に応じて、これらの実証手続を単独または組み合わせて実施します。

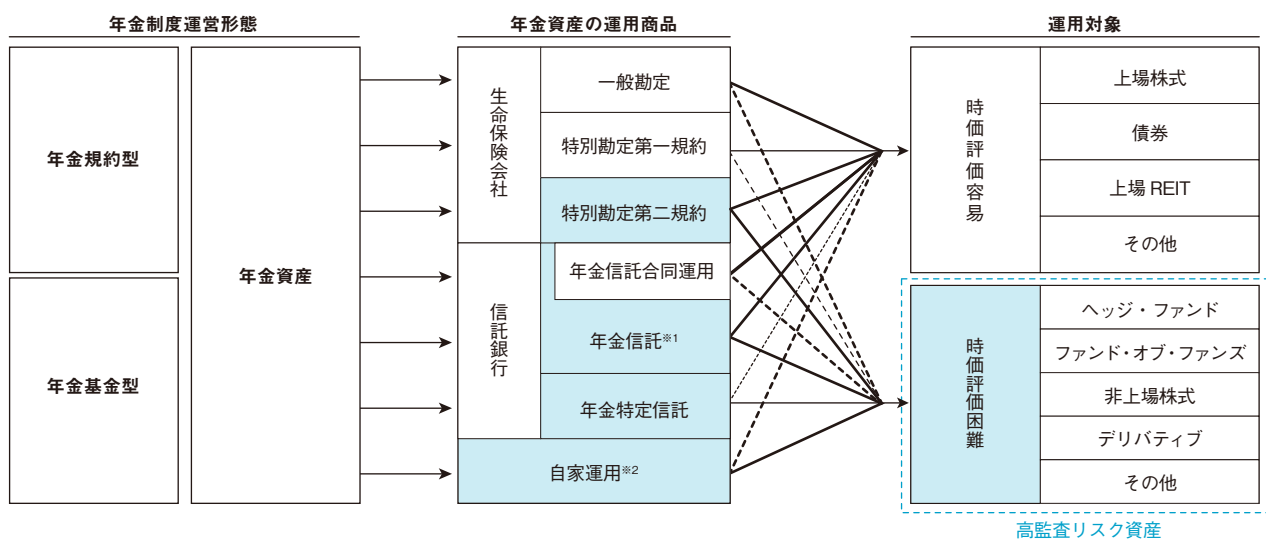
- (i) 確認手続
- (ii) 分析の実証手続
- (iii) 個別テスト
- (iv) 上記を補完するための専門家の業務の利用

(i) 確認手続

年金資産に対する確認手続に関して、研究報告では残高確認書の様式例が示されています。様式例では、運用商品の内訳や運用対象の構成比等が確認対象項目として例示されており、こうした情報が入手できれば、後述の年金資産の内訳開示だけでなく、運用対象のリスク評価やリスク対応手続に活用できるなど、有用でしょう。

なお、企業または年金基金自身が年金資産残高について独自には記録していないことも考えられますが、その場合、確認手続によって入手した残高と突合できる記録がありませんので、確認手続だけでは証明力のある監査証拠とはなりません。こうした状況では、例えば、リスク評価手続を実施して、分析の実証手続や必要な場合は個別テストからも監査証拠を入手できるかどうかを検討するなど、代替する独自の証拠を識

図表2 年金資産の運用商品と運用対象



※1 年金信託には、年金信託合同運用を通じて運用対象に投資する場合と、年金信託から運用対象に直接投資する場合(直接運用)がある。
 ※2 自家運用(インハウス運用)とは、年金資産の運用を年金資産受託機関や投資顧問会社などの外部に委託せず、年金基金自身が運用を行うことをいう。

出典：研究報告 図表8

別できるかどうかを検討することが考えられます。

また、年金資産の評価方法や使用する仮定に専門的な判断を要する場合や、公正な評価額による評価プロセスの全部または一部を年金資産受託機関がさらに外部に依拠している場合（例えば、年金特定信託）は、確認手続きだけでは十分な監査証拠が得られない可能性もありますので、監査手続の監査証拠への適合性については十分把握・理解することが求められています。

(ii) 分析の実証手続

確認手続だけでは高監査リスク資産に係る評価の妥当性について十分かつ適切な監査証拠が得られないような場合、分析の実証手続の実施要否を慎重に検討します。

監査人が実施する年金資産に係る分析の実証手続としては、以下のような手続が研究報告で示されており、推定の精度、計上された金額との差異に対する監査上の許容額の決定、推定値とのかい離の調査等に留意が求められています。

- (ア) 管理運用受託会社が発行する運用報告書等²を利用した推定値との比較
- (イ) 運用財産の状況に係る過年度情報を用いた推定値との比較
- (ウ) 運用対象と関連のあるINDEX等各種市場情報を用いた推定値との比較
- (エ) 別の管理運用受託会社が運用する同様の運用対象における運用成果を用いた推定値との比較

(iii) 個別テスト

確認手続や分析の実証手続から十分かつ適切な監査証拠が得られなかった場合等に対応するため、研究報告では以下のような個別テストの実施を慎重に検討するとされています。

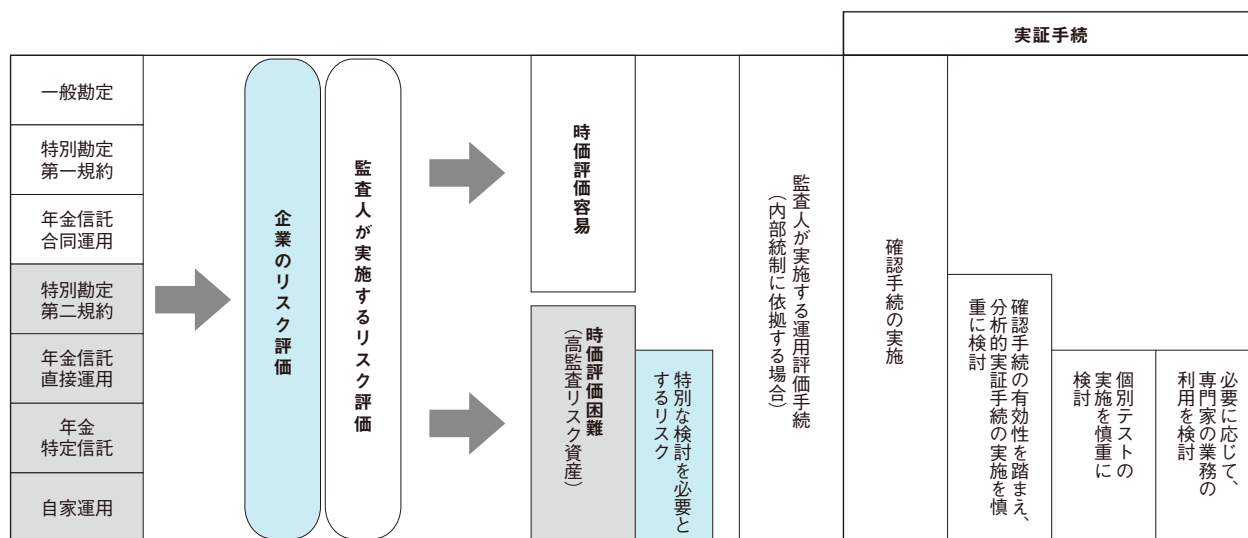
- (ア) 運用対象に係る個別明細等³を入手し、投資している個々の資産について実在性の検討を行う。
- (イ) 管理運用受託会社への質問や関連資料の閲覧などを通じて評価方法やその前提条件などを把握するとともに、前提条件の検証や評価額の再計算などによって評価の妥当性の検討を行う。
- (ウ) 運用対象にファンドが組み込まれている場合には、運用報告書等を入手し、信託銀行によるファンドの「基準価額」等の突合せの実施状況や外部監査の有無およびファンドのスキーム構成に応じて、適切なテスト範囲を決定し、上記(ア)および(イ)の検討を行う。

(iv) 上記を補完するための専門家の業務の利用

高監査リスク資産には、オルタナティブ投資など客観的に公正な評価額が把握できない運用対象などが含まれています。そのため、評価の妥当性に係る実証手続にあたり、当該運用対象の特徴やスキーム（非上場株式、不動産、デリバティブやこれらの組合せなど）を把握し、当該評価対象に係る専門性を特定するなどの手続を経て、当該運用対象の公正な評価額による評価に関する専門家の業務の利用を検討します。

年金資産の運用商品・対象に係る監査リスクと、これまで述べてきた実施または検討すべき実証手続との関係の概要は図表3のとおりです。

図表3 運用商品・対象に係る監査リスクと実施または検討すべき監査手続



出典：研究報告 図表 12

2 平成 24 年 12 月 13 日に金融庁から「金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部改正」が公布され、平成 25 年 7 月から運用報告書等の記載事項の充実が図られている。

3 ここでいう個別明細とは、年金資産受託機関別の内訳等ではなく、管理運用受託会社が管理する、A 社株式、B 不動産等、個別の運用対象の内訳明細であることに留意する。

Ⅳ 年金資産の内訳開示に係る監査手続

ここからは、研究報告の2つ目のテーマである年金資産の内訳開示に係る監査手続について述べます。年金資産の内訳開示は、すべての運用商品が対象とされています。

1. 内訳開示に係る監査上のポイント

新退職給付会計基準では、「年金資産の主な内訳として、株式、債券などの種類ごとの割合又は金額」（適用指針第25号第59項（1））の注記が求められており、開示例も用意されています。ただし、当該開示例は、「本適用指針で示された内容について理解を深めるために参考として示されたものであり、記載内容は各企業の実情等に応じて異なることに留意する必要がある」（適用指針 参考（開示例））とされています。

したがって研究報告では、内訳開示に係る実証手続にあたっては、年金資産の公正な評価額に対する実証手続が実施されていることを前提に、各企業の実情等に照らして、年金資産に係る開示区分等の適切性、開示区分ごとの集計の妥当性が監査上重要とされており、こうした観点から監査手続が検討されています。

2. 監査手続

各企業の実情等に応じた年金資産の内訳開示に対応するための監査手続には、以下のリスク評価手続およびリスク対応手続があります。

(1) リスク評価手続

① 年金資産の運用内容に係る監査人の理解

経営者の採用する年金資産の内訳開示に関する方針の適切性を評価するための基礎として、監査人は年金資産の運用内容を理解する必要があります。具体的な監査手続は、Ⅲの「2.(1) リスク評価手続」に記載した年金資産に対する監査手続の一環としてのリスク評価手続と同様です。

② 年金資産の内訳開示に関する方針に係る監査人の理解

年金資産の運用内容の理解を踏まえて、監査人は、経営者の採用する年金資産の内訳開示に関する方針を理解することが求められています。

このとき、新退職給付会計基準の開示例のほか、例えば、生命保険会社の一般勘定や各種ファンドを有している場合、当該運用内容が分かる名称や「共同運用資産」その他の適当な名称を付して区分記載する方針が採用される場合も考えられます。また、重要性のある非上場株式を有している場合に、

区分記載する方針が採用されるケースも考えられます。

したがって、開示方針の理解にあたっては、各企業の実情等や当該開示が拡充された背景（会計基準第26号第77項参照）および運用商品の特徴などを考慮することも考えられます。

なお、合算または区分した開示を行う場合には、あらかじめ年金資産の内訳開示に関する方針を把握した上で残高確認書において適切な確認対象項目を設定するなど、合算または区分した開示金額に係る十分かつ適切な監査証拠を得る必要がある点に留意することが求められています。

③ 年金資産の内訳開示に関する内部統制に係る監査人の理解

経営者の採用する年金資産の内訳開示に関する方針に加えて、年金資産の内訳開示に係る内部統制を監査人は理解することが求められています。

年金資産の内訳開示に係る内部統制には、証憑に基づいて注記情報を作成するプロセスや年金資産の内訳開示に関する方針を見直すプロセス、年金資産の内訳開示に用いる証憑の適格性・適時性を評価するプロセスが含まれます。また、年金資産受託機関における内部統制も対象になる場合があります。

運用商品によっては十分な証拠力を備えた証憑を適時に入手できないこともありますので、証憑の適格性・適時性を評価するプロセスも整備されていることが望ましいでしょう。

年金資産の内訳開示に係る内部統制の理解のための具体的な監査手続は、Ⅲの「2.(1) リスク評価手続」に記載した年金資産に対する監査手続の一環としてのリスク評価手続と同様です。

(2) リスク対応手続 — 確認手続 —

年金資産の内訳開示に係るリスク対応手続としては、確認手続が有用です。

年金資産の確認手続においては、決算日現在の年金資産残高、退職給付債務の計算基準日から決算日までの間の給付額、年金資産の運用利回りなどがこれまで確認対象項目にされていたと思われます。今後は、年金資産の内訳開示方針に応じて運用商品別の公正な評価額等も監査証拠として入手する必要があります。

公正な評価額を入手すべき運用商品の区分は、年金資産の実在性や評価の妥当性の検討に当該情報を利用する等のため、年金資産の内訳開示の区分よりも詳細となることも考えられます。したがって、こうしたニーズと年金資産の内訳開示に関する方針を満たすように確認対象とすべき運用商品の区分を設定する必要があるため、留意が求められています。

研究報告で示されている残高確認書様式は、こうした検討にあたって参考になると思われます。

V 考えられる影響等

研究報告は、直接的には、監査手続の実施を検討する監査人の実務に影響することが考えられます。

一方、企業や厚生年金基金・確定給付企業年金などに対しては、企業の会計監査を通じて、特に高監査リスク資産による運用を行っている場合などは、年金資産の運用対象・状況・管理体制に関する質問への回答や資料提供依頼への対応等が求められることも考えられます。また、確認手続の実施にあたり、従来よりも詳細な内訳が求められ、その妥当性や可否等について検討が求められたり、年金資産に係る企業や厚生年金基金・確定給付企業年金自身の統制およびリスク管理の高度化等に寄与したりすることも考えられるでしょう。

これらにスムーズに対応するために、特に高監査リスク資産で運用しているケースにおいて、年金資産の管理・運用に関する内部統制状況等をあらかじめ再確認しておくほか、監査計画とそれに応じた監査実施時期や資料入手・提出時期等の大まかなスケジュールを事前に把握しておくことなどは有用と思われます。

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
金融事業部
パートナー 三輪 登信
TEL : 03-3548-5101 (代表番号)
takanobu.miwa@jp.kpmg.com

新しい税務調査手続の留意点

KPMG 税理士法人 タックス・テクニカルセンター

パートナー 村田 美雪

2011年度税制改正により、国税についての基本的な事項および共通的な事項を定めた「国税通則法」の税務調査に関する規定が改正されました。これにより、国税通則法に新たに「第7章の2 国税の調査」という章が設けられ、これまで各税法に置かれていた質問検査権の規定がここに集約されたほか、一連の調査手続規定が新設されています。さらに、関連通達、事務運営指針およびFAQ等が国税庁から公表されました。

この改正は、税務調査の従前の運用上の取扱いを法令上明確化したものと位置付けられていますが、法令化に伴い、これまでの運用上の取扱いと異なるところも見受けられます。そこで、本稿では、これからの税務調査への対応の際の基礎情報として、今年1月から適用されている新しい税務調査のルールを確認してまいります（文中使用した法令・通達等の略称は、本稿の文末に掲載しています）。

なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であることを、あらかじめお断りいたします。



むらた みゆき
村田 美雪

KPMG 税理士法人
タックス・テクニカルセンター
パートナー

【ポイント】

- 調査手続の透明性および納税者の予見可能性を高めることを主な目的として、国税通則法における税務調査手続の規定が整備された。
- 税務当局から連絡を受けた場合には、加算税に対する減免規定の適用の観点から、当局の行為が「調査」か「行政指導」かを確認することが大切である。
- 一の調査ごとに、事前通知・調査終了手続の規定および再調査の規定が適用されることとなるため、調査の単位は重要なポイントとなり得る。法人税調査は、原則として、事業年度ごとに一の調査とされるが、納税義務者の同意を前提として、移転価格調査とそれ以外の調査が区分されることがある。
- 実地の調査に際しては、原則として、納税義務者へ調査日時等の事前通知が行われることが法令化されたほか、各税法に定められていた質問検査権に関する規定が国税通則法に集約され、提出物件の留置き、調査終了手続の規定も法令化された。
- いったん終了した調査については、新たに得られた情報に照らして非違があると認められるときに、再調査を行うことができると定められた。

I 改正の背景・経緯

納税環境整備を巡る諸課題については、2010年に検討が本格化し、同年9月には、政府税制調査会の専門家委員会により「納税環境整備に関する論点整理」が、11月には、納税環境整備PTにより「納税環境整備PT報告書」が、それぞれとりまとめられました。そして、「納税環境整備PT報告書」を踏まえ、「2011年度税制改正大綱」において、①納税者権利憲章の策定、②税務調査手続の明確化、③更正の請求期間の延長、④処分理由附記の実施等の国税通則法の改正について取り組むことが示されました。その後、政治的議論を経て、税制改正法案（大綱で示されたもののうち、①納税者権利憲章の策定および②税務調査手続の明確化の一部が削除されたもの）が、2011年11月30日に可決・成立し、同年12月2日に公布されました。

この税務調査手続に係る改正は、以下の2点を目的として行われています。

- 調査手続の透明性および納税者の予見可能性を高め、調査にあたって納税者の協力を促すことで、より円滑かつ効果的な調査の実施と申告納税制度の一層の充実・発展に資すること
- 課税庁の納税者に対する説明責任を強化すること

具体的には、国税通則法に新たに「第7章の2 国税の調査」という章が設けられ、これまで各税法に置かれていた質問検査権の規定がここに集約されたほか、一連の調査手続規定が新設されました。この税務調査手続に係る国税通則法の改正部分は2013年1月1日に施行され、2013年1月1日以後に新たに開始する税務調査について（提出物件の留置きについては、2013年1月1日以後に提出される物件について）適用されています。また、この改正に関連する通達、事務運営指針およびFAQ等も、国税庁から公表されました。

II 「調査」 vs. 「行政指導」

国税通則法には「調査」を定義する規定は設けられておらず、手続通達において、「調査」の意義および「行政指導」との相違（図表1）ならびに「行政指導」とされる行為の例示（図表2）が示されています。

また、「行政指導」に該当する行為のみに起因して修正申告書の提出等（修正申告もしくは期限後申告書の提出または源泉徴収に係る所得税の自主納付）があった場合には、その修正申告書の提出等は更正決定等（更正もしくは決定または納税の告知）があるべきことを予知してなされたものにはあたらないとされています（手続通達1-2）。修正申告書の提出等が更正決定等があるべきことを予知してなされたものでない場合には、その修正申告の提出等により課されるべき加算税が減免されますので、税務職員の行為の区分（「調査」か「行政指導」か）は大きな相違となり得ます。「行政指導」とされる行為の例示（図表2）を見ても、この区分は必ずしも容易ではありませんが、納税義務者等に対し「調査」または「行政指導」が行われる際は、対面、電話、書面等の態様を問わず、いずれの事務として行われるかが明示されるはずですので（事務運営指針第2章1）、納税義務者としては、きちんと確認することが大切です。

なお、「IV. 調査手続」の「1. 事前通知」で解説いたしますが、事前通知は実地の調査でない調査の場合には行われませんので、事前通知がないことのみをもって、税務職員の行為を「行政指導」と判断することはできません。

図表1 「調査」 vs. 「行政指導」

「調査」 (手続通達1-1)	「行政指導」 (「調査」に該当しない行為) (手続通達1-2)
税務職員 ^(※) が以下の目的で行う一連の行為（証拠資料の収集、要件事実の認定、法令の解釈適用など） <ul style="list-style-type: none"> 特定の納税義務者の課税標準等または税額等を認定する目的 国税に関する法律に基づく処分（異議決定や申請等に対する処分等）を行う目的 	税務職員 ^(※) が行う行為で特定の納税義務者の課税標準等または税額等を認定する目的で行う行為に至らないもの

(※) 法令および通達等においては「当該職員」という用語が用いられているが、本稿では「税務職員」とした。なお、「当該職員」とは、国税庁、国税局もしくは税務署または税関の職員のうち、その調査を行う国税に関する事務に従事している者をいう（手続通達1-3）。

図表2 「行政指導」とされる行為の例示(手続通達1-2)

ケース		納税義務者等に対する行為
申告納税分	書類の添付漏れの場合	書類の自発的な提出の要請
	計算誤り、転記誤りまたは記載漏れ等があるのではないかと思料される場合	自発的な見直しの要請 + 必要に応じ修正申告等の自発的な提出の要請
	記載事項につき税法の適用誤りがあるのではないかと思料される場合	適用誤りの有無を確認するために必要な基礎的情報の自発的な提供の要請 + 必要に応じ修正申告等の自発的な提出の要請
	申告義務の有無を確認する必要がある場合	申告義務の有無を確認するために必要な基礎的情報の自発的な提供の要請 + 必要に応じ申告書の自発的な提出の要請
源泉所得税	納税額に過不足があるのではないかと思料される場合	源泉徴収税額の自主納付等の要請
	源泉徴収義務の有無を確認する必要がある場合	源泉徴収義務の有無を確認するために必要な基礎的情報の自発的な提供の要請 + 必要に応じ源泉徴収税額の自主納付等の要請

Ⅲ 調査の単位

調査手続の法令化に伴い、一の調査ごとに、「Ⅳ. 調査手続」(1. 事前通知、4～5. 調査終了手続) および「Ⅴ. 再調査」の規定が適用されることとなったため、調査の単位が重要な要素の1つとなりました。そこで、調査の単位について、図表3で示すように、手続通達で明らかにされています。

例えば、単体申告法人の法人税調査であれば、原則として、事業年度ごとに一の調査として取り扱われます。しかし、図表3の例外(2)①により、納税義務者の事前の同意があるときは、移転価格調査とそれ以外の部分の調査を区分して、それぞれ別の調査として行われることになります。この例外(2)の適用は、通達に列挙されている2つの場合に限定されていますので、法人税調査が事業部単位等の基準で区分されることはありません。

図表3 調査の単位 (通達3-1、3-2)

原則	「税目」・「課税期間」で特定される納税義務ごと ----- 課税期間 ・ 所得税：暦年 （年の途中で死亡または出国の場合—その年1月1日からその死亡または出国の日までの期間） ・ 法人税：事業年度または連結事業年度 （中間申告分—その事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までの期間） （連結中間申告分—その連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までの期間） ・ 法人に係る消費税：事業年度 （課税期間の特例制度を適用する場合には、特例期間）
例外(1)	・ 源泉所得税の調査 → それ以外の所得税の調査とは別の調査 ・ 印紙税の調査 → 納付方法の異なる印紙税の調査はそれぞれ別の調査
例外(2)	以下の場合において、納税義務者の事前の同意があるときは、納税義務者の負担軽減の観点から、一の調査を複数に区分して、調査手続規定を適用することができる ① 同一課税期間の法人税の調査について、移転価格調査とそれ以外の部分の調査に区分する場合 ② 連結子法人が複数の連結法人に係る同一課税期間の法人税の調査について、連結子法人の調査を複数の調査に区分する場合

IV 調査手続

このセクションでは、調査手続の規定について説明いたします。典型的な税務調査（更正決定等を目的とした実地の調査）が行われる場合の流れは、図表4のようになります。

1. 事前通知

これまで、実地の調査に際しては、原則として、事前に納税義務者へ調査日時等の連絡が行われてきましたが、今回の改正により、事前通知の手続が法令化されました（国通法74の9）。主なポイントは以下のとおりです。

■ 実地の調査（手続通達3-4）

事前通知は、実地の調査が実施される場合に行われます。「実地の調査」とは、国税の調査のうち、税務職員が納税義務者の支配・管理する場所（事業所等）等に臨場して質問検査等を行うものとされており、税務署等に納税義務者が訪問して行われる調査は含まれません。

■ 事前通知の相手先（国通法74の9③、手続通達3-5、7-1、FAQ問12、問14）

事前通知は、以下の者に対し、原則として電話により口頭で行われます。

- 納税義務者（法人の場合は代表者が該当します。ただし、代表者への通知が困難な事情がある場合には、その役員もしくは納税申告書に署名した経理に関する事務の上席の責任者または源泉徴収事務の責任者等に通知することも認められています。）
- 税務代理人（税務代理権限証書を提出している税理士等）

なお、事前通知事項の詳細を税務代理人経由で聞くことを希望する納税義務者は、事前通知の連絡を受けた際にその旨を伝えることにより、税務代理人経由で聞くことも可能です。

■ 事前通知事項（国通法74の9①、国通令30の4）

事前通知事項は、図表5のとおりです。

図表5 事前通知事項（国通法74の9、国通令30の4）

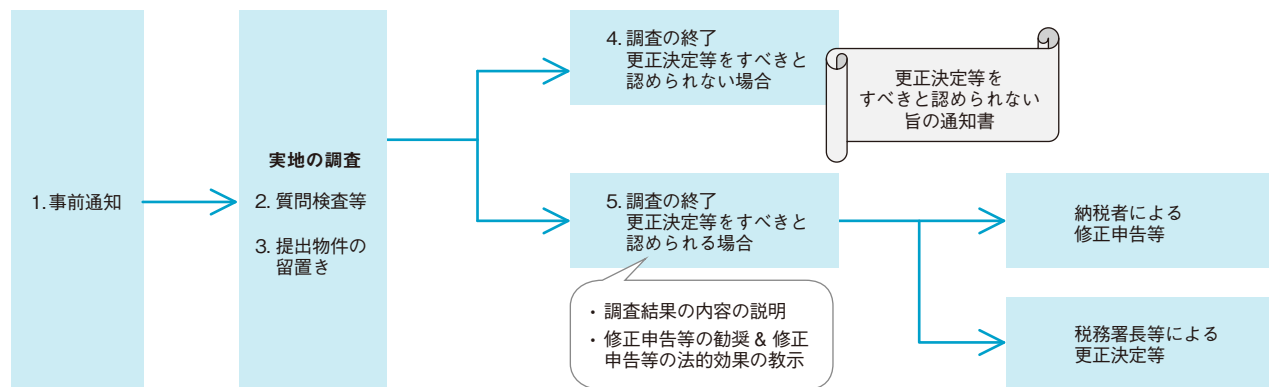
1	実地の調査を行う旨
2	実地の調査を開始する日時
3	実地の調査を行う場所
4	実地の調査の目的
5	実地の調査の対象税目
6	実地の調査の対象期間
7	実地の調査の対象となる帳簿書類その他の物件
8	実地の調査の相手方である納税義務者の氏名および住所または居所 (納税義務者が法人である場合には、名称および所在地)
9	調査を行う税務職員（複数の場合は代表者）の氏名および所轄官署
10	調査開始日時または調査開始場所の変更に関する事項
11	事前通知事項（4から7）以外の事項について非違が疑われることとなった場合には、その事項に関し質問検査等を行うことができること（国通法74の9④の規定）

■ 事前通知が行われない場合

実地の調査が行われる場合であっても、以下の場合には事前通知は行われません。

- ① 調査により事前通知されていない税目または期間等について非違が疑われることとなった場合（国通法74の9④）（この場合には、納税義務者に対し調査対象に追加する税目、期間等を説明し理解と協力を得た上で、調査対象に追加する事項についての質問検査等が行われることとされています（事務運営指針第2章3(2)）。
- ② 申告内容、過去の調査結果、事業内容などから、事前通知をすると、違法または不当な行為を容易にし、正確な課税標準等または税額等の把握を困難にするおそれその他調査の適正な遂行

図表4 実地の調査（更正決定等を目的とする調査）の主な流れ



に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合（国通法74の10）

- ③ 反面調査（納税義務者の取引先等に対して行われる調査）の場合（一部の間接諸税を除き、事前通知に関する法令の規定はありませんが、運用上、原則として、あらかじめ連絡が行われることとされています（FAQ問21）。）

2. 質問検査等

各税法に設けられていた質問検査権に関する条文が、今回の改正により、国税通則法に集約され、「税務職員は、調査について必要があるときは、納税義務者等に質問検査等（質問し、帳簿書類その他の物件を検査し、その物件の提示または提出を求めること）ができる」こととされました（国通法74の2～74の6）。このうち、「物件の提示または提出の要求」は、今回新たに法令上明確化された部分です。

■ 質問検査等の相手方となる者（国通法74の2～74の6、手続通達1-4）

質問検査等の相手方は、納税義務者および納税義務者の取引先等（反面調査の場合）と定められていますが、調査のために必要がある場合には、これらの者の代理人、使用人その他の従業員にも及びます。

■ 帳簿書類その他の物件の範囲（手続通達1-5、FAQ問9）

調査の対象となる帳簿書類その他の物件は、税法により備付け、記帳または保存の義務がある帳簿書類で調査対象期間に係るものが中心となりますが、調査または徴収の目的を達成するために必要と認められる場合には、例えば、以下のものも対象となります。

- 税法により備付け義務等がない業務上の帳簿書類その他の物件
- 国外において保存されているもの
- 調査対象期間以外の帳簿書類等（例えば、過年度の減価償却資産の帳簿書類等）

■ 物件の提示または提出（手続通達1-6、FAQ問5）

物件の提示および物件の提出とは、以下のように定められており、電磁的記録の場合の提示・提出方法についても具体的に示されています。

- 物件の提示
税務職員の求めに応じ、遅滞なくその物件（その写しを含む）の内容を税務職員が確認し得る状態にして示すこと
（電磁的記録の場合には、その内容をディスプレイの画面上で税務職員が確認し得る状態にして示すこと）
- 物件の提出
税務職員の求めに応じ、遅滞なく税務職員にその物件（その写しを含む）の占有を移転すること
（電磁的記録の場合には、税務職員が確認し得る状態でプリントアウトしたものを提出すること、または税務職員が持参した電

磁的記録媒体への記録の保存（コピー）をして提出すること

3. 提出物件の留置き

従前の調査の過程においても、帳簿書類等を税務職員が預かることが行われてきましたが、この手続が、「提出物件の留置き」として法令上明確化されました（国通法74の7）。

■ 提出物件の留置き（手続通達2-1、FAQ問4）

提出物件の留置きとは、税務職員が提出を受けた物件について国税庁、国税局もしくは税務署または税関の庁舎において占有する状態をいいます。

なお、調査の過程で税務職員に提出するために新たに作成した帳簿書類等の写しは留置き手続の対象とされませんが、調査の相手方となる者が事業の用に供するために保有している帳簿書類等の写しは、留置き手続の対象とされます。

■ 提出物件の留置きが行われる場合（事務運営指針第2章3(5)）

提出物件の留置きは、例えば以下の場合（やむを得ず留め置く必要がある場合や、調査先の負担軽減の観点から留置きが合理的と認められる場合）に行われます。

- 調査先の事務所等で調査を行うスペースがなく調査を効率的に行うことができない場合
- 帳簿書類等の写しの作成が必要であるが調査先にコピー機がない場合
- 相当分量の帳簿書類等を検査する必要があるが、必ずしも調査先の事業所等においてその調査先に相応の負担をかけて説明等を求めなくとも、税務署や国税局内においてその帳簿書類等に基づく一定の検査が可能であり、調査先の負担や迅速な調査の実施の観点から合理的であると認められる場合

■ 提出物件の留置きの手続（国通令30の3①、事務運営指針第2章3(5)）

提出物件の留置きにあたり、税務職員は、物件の名称、提出年月日、提出者の氏名・名称等を記載した書面（預り証）を、提出者に交付します。物件提出者には、預り証の交付時および提出物件の返却時に署名・押印が求められます。

4. 調査終了一更正決定等をすべきと認められない場合

これまででも、調査全体のすべての税目・課税期間の申告内容について誤りが認められず、指導事項もない場合には、「調査結果についてのお知らせ」という適正な申告がなされていたことが認められたことを知らせる書面が納税義務者に送付されていましたが、今回の改正により、実地の調査の結果、更正決定等をすべきと認められない場合には、納税義務者に対し「更正決定等をすべきと認められない旨の通知書」が交付さ

れることが法令に定められました(国通法74の11①)。指導事項があったとしても、更正決定等をすべきと認められない場合には通知書が交付されること、一の調査ごとに通知書が交付されることが、従前の取扱いと異なります。

■ 留意点

この規定に関する留意点は以下のとおりです。

- 「更正決定等をすべきと認められない旨の通知書」の交付を受けた場合には、納税義務者は署名・押印を求められる(手続通達5-5)。
- 納税義務者の同意があれば、税務代理人が納税義務者に代わって、通知を受けることもできる(国通法74の11⑤)。
- 更正決定等を目的としない調査(異議決定や申請等の審査のために行う調査等)には、この規定の適用はない(手続通達5-1)。
- この規定は実地の調査が行われた場合に係るものであるため、実地の調査以外の調査においては通知書の交付はされない。しかし、実地の調査以外の調査の対象となった全ての税目・課税期間について更正決定等をすべきと認められない場合には、調査が終了した旨が口頭により納税義務者に連絡される(事務運営指針第2章4(1)(注))。

■ 修正申告等の勧奨・修正申告等の法的効果の教示(事務運営指針第2章4(3))

納税義務者に対し、調査結果の内容を説明した場合には、原則として、修正申告または期限後申告を勧奨することとされています。そして、その場合には、その調査の結果について修正申告書または期限後申告書を提出した場合の法的効果(更正の請求をすることはできるが、不服申立てをすることはできないこと)を説明し、その旨を記載した「教示文」を交付することとされています。

■ その他の留意点

この規定に関するその他の留意点は以下のとおりです。

- 「教示文」の交付を受けた場合には、納税義務者は署名・押印を求められる(手続通達5-5、事務運営指針第2章4(3)(注))。
- 納税義務者の同意があれば、税務代理人が納税義務者に代わって、説明および交付を受けることもできる(国通法74の11⑤、手続通達7-3、事務運営指針第2章4(5))。
- 更正決定等を目的としない調査(異議決定や申請等の審査のために行う調査等)には、この規定の適用はない(手続通達5-1)。

5. 調査終了—更正決定等をすべきと認められる場合

調査の結果、更正決定等をすべきと認められる場合には、税務職員は、納税義務者に対し、その調査結果の内容を説明することが法令で定められました(国通法74の11②)。また、この説明の際、税務職員は修正申告等を勧奨することができることおよびその勧奨をした場合には、修正申告等の法的効果を説明し、その旨を記載した「教示文」を交付することも定められました(国通法74の11③)。

■ 調査結果の内容の説明(手続通達5-3、事務運営指針第2章4(2)、FAQ問22)

納税義務者に説明する調査結果の内容には、更正決定等をすべきと認められた額(税務職員が調査結果の内容の説明をする時点において得ている情報に基づいて合理的に算定した課税標準等、税額等、加算税または過怠税の額)およびその理由が含まれます。また、納付すべき税額によっては、延滞税が生じること説明されることとされています。

説明は、原則として口頭でなされますが、必要に応じ、非違の項目や金額を整理した資料など参考となる資料を示すなどして、納税義務者の理解が得られるよう十分な説明を行うこととされています。なお、電話または書面による調査(実地の調査以外の調査)を行った結果については、非違事項が少なく、その内容が簡易なものである場合には、口頭による説明に代えて書面による調査結果の内容の説明が行われることとされています。

6. 調査の種類と調査手続の適用関係

これまでの解説を踏まえて、納税義務者に対する調査の種類と事前通知および調査終了の際の手続の適用関係をまとめると、図表6のようになります。

7. 連結法人の法人税調査の留意点

連結納税制度を適用している連結法人に対する法人税調査の留意点は、以下のとおりです。

■ 事前通知(手続通達6-1、6-2)

税務調査に関する規定上は、各連結法人が納税義務者とされますので、連結所得に対する法人税調査の場合には、連結親法人のみならず、実地の調査の対象となる連結子法人にも、事前通知が行われます。

■ 調査終了の際の手続(連結親法人)(手続通達6-3)

連結親法人に対し「更正決定等をすべきと認められない旨の通知書」が交付されるのは、実地の調査の結果、連結親法人および連結子法人のいずれにも非違事項が認められない場合とされています。また、連結親法人に対する調査結果の内容の説明においては、連結子法人において認められた非違事項についても説明が行われます。

■ 調査終了の際の手続(連結子法人)(手続通達6-3)

連結子法人に係る「個別帰属額の届出書」に記載された内容に、連結親法人に対して更正決定等をすべきと認められることとなる非違事項がある場合には、その連結子法人は「更正決

図表6 調査の種類と調査手続の適用関係

納税義務者に対する 調査の種類	調査手続			
	事前通知		調査終了	
			更正決定等をすべきと 認められない場合 (その旨の通知)	更正決定等をすべきと 認められる場合 (調査結果の内容の説明等)
更正決定等を 目的とする調査	実地の調査	○	○	○
	実地の調査 以外	×	×	○
異議決定・申請等に 対する処分を 目的とする調査	実地の調査	○	×	×
	実地の調査 以外	×	×	×

- ・ 実地の調査が行われる場合であっても、「IV. 調査手続 1. 事前通知 ■事前通知が行われない場合」に該当するときは、事前通知は行われない。
- ・ 太枠部分には、「V. 再調査」の規定が適用される。

定等をすべきと認められる場合」に該当することとされます。

V 再調査

上記の「IV. 調査手続」の4～5で述べましたように、更正決定等を目的とする調査が行われた場合において、更正決定等をすべきと認められないときには、「更正決定等をすべきと認められない旨の通知書」が交付され、更正決定等をすべきと認められるときには、調査結果の内容の説明等が行われて、調査は終了することとなります。そして、後者の場合には、その後納税義務者から修正申告書等の提出または源泉徴収に係る所得税の納付がなされるか、税務署長等による更正決定等が行われます。

今回の改正では、このようにいったん終了した調査（前回の調査）の後においても、新たに得られた情報に照らして非違があると認められるときには、再調査を行うことができることが定められました（国通法74の11⑥、手続通達5-6）。

これまで税務当局がどのような基準で再調査を行ってきたのか、また、この規定が確認規定であるのか効力規定であるのかについては、必ずしも明らかではありませんが、少なくとも、「Ⅲ. 調査の単位」で述べた調査の単位との関連においては、重要な改正といえます。例えば、ある事業年度の法人税調査を移転価格調査とそれ以外の部分の調査に区分した場合において、移転価格以外の調査の終了後に移転価格調査を行うことは再調査に該当しませんが、これらの区分なく法人税調査を行った場合には、後日その事業年度の移転価格調査を行うことは再調査に該当することとなります。また、事業部ごとに調査を区分することはできませんので、一部の事業部のみを対象として法人税調査をいったん終了すると、同じ事業年度における他の事業部を対象とする法人税調査は再調査に該

当することになります。

なお、実地の調査以外の調査を実施した結果、更正決定等をすべきと認められなかった後に、その調査の対象となった税目・課税期間について質問検査等を行う場合には、この再調査の規定の適用はありませんが、その必要性を十分検討したうえで再調査が実施されることとされています（事務運営指針第2章4(6)(注)）。

■ 新たに得られた情報（手続通達5-7）

「新たに得られた情報」とは、税務職員が、前回の調査の更正決定等をすべきと認められない旨の通知または調査結果の内容の説明を行った時点において有していた情報以外の情報とされています。

■ 新たに得られた情報に照らし非違があると認めるとき（手続通達5-8）

「新たに得られた情報に照らし非違があると認めるとき」には、以下の場合が含まれます。

- ・ 新たに得られた情報から非違があると直接的に認められる場合
- ・ 新たに得られた情報とそれ以外の情報とを総合勘案した結果として非違があると合理的に推認される場合

VI まとめ

今回の改正は、税務調査の従前の運用上の取扱いを法令上明確化したものと位置付けられていますが、そもそも、従前の税務調査の運用上の取扱いを納税者が的確に把握することは必ずしも容易ではありませんでしたので、税務調査の規定が法令化され、通達等が整備されたことの意義は大きいといえます。実際の運用がどのように行われていくのか、不明な部

分もありますが、今後は、この法令化された税務調査手続の規定を踏まえて、税務調査に取り組むことが必要となると考えます。

法令等略称一覧

国通法	国税通則法
国通令	国税通則法施行令
手続通達	国税通則法第7章の2(国税の調査) 関係通達の制定について(法令解釈通達)
事務運営指針	調査手続の実施にあたっての基本的な考え方等 について(事務運営指針)
FAQ	税務調査手続に関するFAQ(一般納税者向け)

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

KPMG 税理士法人
タックス・テクニカルセンター
パートナー・税理士
村田 美雪
TEL : 03-6229-8044
miyuki.murata@jp.kpmg.com

アジア上場 第5回 韓国証券市場

KPMG 韓国 ソウル事務所

パートナー 李 学律 (監修)

シニアマネジャー 藤原 良介

近年、アジアにおける事業展開に際しての知名度の向上、あるいはアジア地域で増加している資本へのアクセス等を目的として、アジア証券市場において資金調達を行う事例が増加しています。このような背景のもと、日本企業によるアジア証券市場における資金調達という観点から、シンガポール、中国、台湾、香港における主要論点を連載してきましたが、第5回目では韓国証券市場を特集します。

本稿では、韓国証券市場の特徴、上場審査およびその準備事項、上場後の規制等について解説いたします。

なお、文中意見に関する部分は筆者の私見であることをお断りしておきます。

【ポイント】

- 韓国証券市場は中規模および大型優良企業中心の有価証券市場と中小ベンチャーおよび成長企業向けのコスダック市場に分かれている。
- 外国企業のための事前相談制度等を設けるなど韓国取引所は外国企業誘致に積極的である。
- 韓国証券市場は現在日系企業が2社上場している。
- 上場準備期間は半年から1年程度、上場審査は1ヵ月から3ヵ月程度で実施されるため、上場までスピーディーに進めることが可能である。



イ ハクリュウ
李 学律

KPMG 韓国 ソウル事務所
パートナー



ふじわら りょうすけ
藤原 良介

KPMG 韓国 ソウル事務所
シニアマネジャー

I 韓国証券市場について

1. 市場概況

(1) 韓国の紹介

韓国は日本と同じ東アジアにあり、国土は面積102万平方キロメートル、人口5,095万人、2012年の1人当たりGDPは22,708ドルであり、OECD加盟国のひとつです。

1990年代末に発生した通貨危機の際にIMFの管理下に置かれる非常事態となり、多くの企業が倒産しましたが、政府主導で過剰負債を抱えた財閥の大幅再編を行った結果、その後の新興国市場の成長もあり、2000年代後半には韓国企業は復活を遂げました。特にサムソン電子、現代自動車等の輸出

企業はこの間に巧みなマーケティング戦略等によってグローバル企業へと成長し、海外市場で日本企業の強力なライバルとなっています。

こうしたグローバル企業の存在に加えて韓国政府による外国人投資誘致の後押しもあり、日本から韓国への直接投資も活発で、部品・素材産業を中心に2012年は384億ドルの投資があり、日本は米国を抜いて国別投資額で1位を記録しています。

このような韓国経済の発展を受け、韓国市場への進出を狙う企業等が韓国証券市場への上場を検討する事例が増えています。

本稿では韓国証券市場の概要および上場手続等について解説いたします。

(2) 韓国取引所の概要

韓国取引所（以下「KRX」という）は従来の4つの証券金融市場が1つに統合されて誕生した韓国で唯一の金融市場です。統合後KRX内では有価証券市場（KOSPI）、コスダック市場（KOSDAQ）およびデリバティブ市場の3つが置かれています。このうち株式市場は有価証券市場およびコスダック市場であり、それぞれの特徴は図表1のとおりです。

図表1 株式市場の特徴

	有価証券市場	コスダック市場
開設年度	1956年	1996年
上場企業 の特性	中規模および大規模 型優良企業	中小ベンチャーおよび 成長企業

(3) 市場概況

2008年のリーマンショックで株式市場は大きく落ち込んだものの、ウォン安効果で復活した輸出企業の好業績に牽引される形で、有価証券市場総合指数は2011年5月に2,228ポイントの最高値を記録しました。その後米国債の急落、欧州財政危機等の影響により2011年9月に1,652ポイントまで急落しましたが、2012年2月に2,000ポイントを回復し、2013年6月現在まで、世界的な金融緩和等の影響により乱高下はあるものの、概ね同水準で推移しています。

(4) KRXの市場規模

KRXの市場規模は、アジアの中では東京、香港、上海に続く時価総額の水準となり、アジアにおける中堅規模の市場と位置付けられます。

有価証券市場およびコスダック市場の各年度末での時価総額および上場会社数は図表2のとおりです。

図表2 有価証券市場およびコスダック市場の各年度末での時価総額および上場会社数

■ 有価証券市場の規模

	2010年	2011年	2012年
時価総額（兆ウォン）	1,134	1,042	1,154
上場会社数	776	789	781

■ コスダック市場の規模

	2010年	2011年	2012年
時価総額（兆ウォン）	96	106	109
上場会社数	1,028	1,031	1,004

2. IPO 現況

(1) IPO 実績

KRXのIPO件数は、リーマンショック後落ち込んだものの、いち早く回復し2010年に98社、2011年に78社を記録しました。しかし韓国国内景気および株式市場の低迷、会計不祥事に伴う上場審査の厳格化等により2012年は28社と大幅に落ち込みました。

IPO社数の推移は図表3のとおりです。

図表3 IPO社数の推移

	2010年	2011年	2012年
有価証券市場	22	21	7
コスダック市場	76	57	21
合計	98	78	28
（参考）日本市場	22	37	48

(2) 日本企業のIPO実績

日本企業の韓国市場でのIPO実績は図表4のとおりです。KRXによる積極的な誘致の結果もあり、2013年5月現在まで3社が上場に成功しています。

図表4 日本企業の韓国市場でのIPO実績

会社名	市場	業種	上場年月	備考
ネプロIT	コスダック市場	IT	2009年 4月	2011年 9月上場 廃止
SBI モーゲージ	有価証券市場	金融	2012年 4月	-
SBI AXES	コスダック市場	金融	2012年 12月	-

II 韓国取引所による上場審査

1. 特徴

KRXの上場審査は迅速に実施されることが最大の特徴であり、短期間での上場を目指す会社にとって大きなメリットとなっています。2010年12月以後規制強化の一環で審査期間が長期化したものの実務上3ヵ月程度となっています。

また外国企業の上場を積極的に進めるためには、企業と取引所とのコミュニケーションの場を用意することが重要と考え、外国企業のための「事前協議制度」および「Pre-事前協議制度」が設けられています。外国企業はこの制度を利用して、

図表5 外形的要件(有価証券市場)

項目	要件
設立後の経過年数	<ul style="list-style-type: none"> ■ 3年以上 ■ ただし合併などの場合には実質的な営業期間を考慮する
企業規模	<ul style="list-style-type: none"> ■ 下記の1つを充足すること ① 自己資本(非支配持分は除く)100億ウォン以上 ② 基準時価総額200億ウォン以上
上場株式数	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上場予定の普通株式総数100万株以上
少額株主の所有株式数	<ul style="list-style-type: none"> ■ 下記の1つを充足すること ① 少額株主所有比率が25%以上 ② 公募株式数が25%以上 ③ 自己資本500億ウォン以上の法人は10%以上を公募し、自己資本によって一定規模以上の株式を発行 <ul style="list-style-type: none"> - 自己資本(時価総額)500~1,000億ウォン(1,000~2,000億ウォン):100万株以上 - 自己資本(時価総額)1,000~2,500億ウォン(2,000~5,000億ウォン):200万株以上 - 自己資本(時価総額)2,500億ウォン(5,000億ウォン)以上:500万株以上 ④ 国内外同時公募法人は公募株式数の10%以上かつ国内公募株式数100万株以上
少額株主の数	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1,000名以上(議決権株基準)
義務公募	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上場予備審査請求後5%以上かつ10億ウォン以上が公募
譲渡制限	<ul style="list-style-type: none"> ■ 発行株券に対する譲渡制限がないこと
(右記3つのうちひとつを選択)	売上高および当期純利益等 <ul style="list-style-type: none"> ■ 直近3事業年度売上高が平均200億ウォン以上かつ直前事業年度売上高300億ウォン以上 ■ 直前事業年度に営業利益、税引前継続事業利益および当期純利益をそれぞれ計上していること ■ 上記に加え次のいずれかを充足すること ① ROE:直近3事業年度合計が10%以上かつ直前事業年度が5%以上 ② 当期純利益:直近3事業年度合計が50億ウォン以上かつ直前事業年度25億ウォン以上 ③ 自己資本1千億ウォン以上法人の場合、直前事業年度ROE3%または当期純利益額50億ウォン以上かつ営業キャッシュ・フローがプラスであること
	売上高および時価総額 <ul style="list-style-type: none"> ■ 直前売上高が500億ウォン以上 ■ 時価総額が1,000億ウォン以上
	売上高、基準時価総額および営業キャッシュ・フロー <ul style="list-style-type: none"> ■ 直前売上高が700億ウォン以上 ■ 時価総額が500億ウォン以上 ■ 直前事業年度の営業キャッシュ・フローが20億ウォン以上
監査意見	<ul style="list-style-type: none"> ■ 直近3事業年度に対する適正意見 ■ ただし直前以外の2事業年度については限定意見も可(監査範囲制限による限定意見を除く)
合併等がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合併等がある場合、当該事業年度の決算財務諸表で確定 <ul style="list-style-type: none"> - 合併などの期日から事業年度末まで営業期間が3ヵ月未満である場合、次の事業年度の半期財務諸表で確定(半期財務諸表に対する監査人の監査報告書が必要) ただし、外国企業の場合、財務的効果等を検証するか確認することができる財務関連書類(Pro-Forma財務諸表)の提出時に、合併が発生した当該年度に上場予備審査請求が可能
最大株主の変更制限	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上場予備審査請求日以前1年間において最大株主の変更がないこと
社外取締役	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役総数の4分の1以上を社外取締役として選任 ■ 直前事業年度末の資産合計が2兆ウォン以上の法人は社外取締役を3人以上かつ取締役総数の過半数以上選任すること ■ ただし3年以上他国市場で上場している外国法人の場合、当該外国証券市場の基準に従うことも可能
常勤監査役	<ul style="list-style-type: none"> ■ 直前事業年度末の総資産合計1,000億ウォン以上である法人は常勤監査役1名以上を選任 ■ 直前事業年度末の資産合計が2兆ウォン以上である場合、監査委員会を設置(3分の2以上は社外取締役で構成) ■ ただし3年以上他国市場で上場している外国法人の場合、当該外国証券市場の基準に従うことも可能

図表6 外形的要件(コスタック市場)

項目	要件
設立後の経過年数	<ul style="list-style-type: none"> ■ 3年以上 ■ ただし合併などの場合には実質的な営業期間を考慮する
企業規模	<p>下記の1つを充足すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自己資本(非支配持分は除く) 30億ウォン以上 ② 基準時価総額 90億ウォン以上
株式分散 (いずれか選択)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 募集上場(選択) <ol style="list-style-type: none"> 1. 少額株主 500名以上で、下記の要件の1つを充足 <ul style="list-style-type: none"> - 審査請求日現在、少額株主持分が 25%以上である場合 → 請求後 5% (10億ウォン) 以上募集 - 審査請求日現在、少額株主持分が 25%未満である場合 → 請求後 10%以上募集し、上場請求日現在において少額株主持分が 25%以上であること 2. 少額株主 500名以上かつ持分 10%以上で、下記の要件の1つを充足 <ul style="list-style-type: none"> 少額株主 500名以上かつ審査請求後の募集持分が 10%以上で、上場予備審査請求日現在 <ul style="list-style-type: none"> - 自己資本(時価総額) 500～1,000億ウォン(1,000～2,000億ウォン) : 100万株以上 - 自己資本(時価総額) 1,000～2,500億ウォン(2,000～5,000億ウォン) : 200万株以上 - 自己資本(時価総額) 2,500億ウォン(5,000億ウォン)以上 : 500万株以上 3. 自己資本 500億ウォン / 時価総額 1,000億ウォン以上の法人の場合 : <ul style="list-style-type: none"> 少額株主 500名以上かつ審査請求後の募集持分が 10%以上で、 <ul style="list-style-type: none"> - 自己資本(時価総額) 500～1,000億ウォン(1,000～2,000億ウォン) : 100万株以上 - 自己資本(時価総額) 1,000～2,500億ウォン(2,000～5,000億ウォン) : 200万株以上 - 自己資本(時価総額) 2,500億ウォン(5,000億ウォン)以上 : 500万株以上 4. 公募 25%以上かつ少額株主 500名以上 5. 海外上場外国企業かつ公募 30万株以上かつ少額株主 500名以上 ■ 既分散直上場(募集なしに上場) <ul style="list-style-type: none"> ※ 直上場対象 : 審査請求日現在、少額株主が 500名以上であり、その少額株主が募集によって所有した持分が 25%以上(10%以上で自己資本規模別に一定株式数以上である場合を含む)である場合
資本状態	債務超過ではないことおよび持株会社の場合は主要子会社が債務超過ではないこと
経営成果	税引前継続事業利益の実現
利益規模 (いずれか選択)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 直前ROE 10% 2. 直前当期純利益 20億ウォン 3. 直前売上高 100億ウォンおよび基準時価総額 300億ウォン以上 4. 直近事業年度の売上高 50億ウォン以上かつ直前事業年度対比で 20%以上増加(外国持株会社の場合は該当しない)
合併等がある 場合	<p>合併等がある場合、当該事業年度の決算財務諸表で確定</p> <ul style="list-style-type: none"> - 合併等の期日から事業年度末まで営業期間が 3ヵ月未満である場合、次の事業年度の半期財務諸表で確定(半期財務諸表に対する監査人の監査報告書が必要) <p>ただし、外国企業の場合、財務的効果等を検証するか確認することができる財務関連書類(Pro-Forma 財務諸表)の提出時に合併が発生した当該年度に上場予備審査請求が可能</p>
株式の 譲渡制限	<p>定款等に株式の譲渡制限がないこと</p> <p>ただし、他の法令によって制限される場合で、株式市場での売買取引を阻害しないと認められる場合には例外を認める</p>
社外取締役	<p>取締役総数の 4分の1以上を社外取締役で選任</p> <p>直前事業年度末の資産合計が 2兆ウォン以上である法人は社外取締役 3人以上かつ取締役総数の過半数以上</p> <p>ただし、3年以上の海外上場外国法人である場合、本国および当該証券市場の基準の考慮が可能</p>
常勤監査役	<p>直前事業年度末の資産合計が 1,000億ウォン以上である法人は、常勤監査役 1名以上</p> <p>直前事業年度末の資産合計が 2兆ウォン以上である場合、監査委員会選任(3分の2以上は社外取締役で構成)</p> <p>ただし、3年以上の海外上場外国法人である場合、本国および当該証券市場の基準の考慮が可能</p>
監査意見	直前事業年度に適正意見(ただし実務上は直前事業年度を含む3事業年度)

上場審査以前であっても取引所と直接意見の交換や様々な相談を行うことができるように配慮されています。

上場審査では経営成績や株式流動性について外形的要件を満たしているかどうかに加え、企業の持続的な成長性はあるか、上場企業としてふさわしいコーポレートガバナンスや開示体制が備わっているか等の投資家保護の観点から、質的な点についても審査が実施されます。

2. 上場要件（外形要件）

KRX上場を検討する場合、中大型優良企業を中心とする有価証券市場と中小ベンチャーおよび成長企業に適するコスダック市場から選択することになり、企業別の特性に合わせて売上高、時価総額、キャッシュ・フロー等を考慮して市場を

決定することになります。

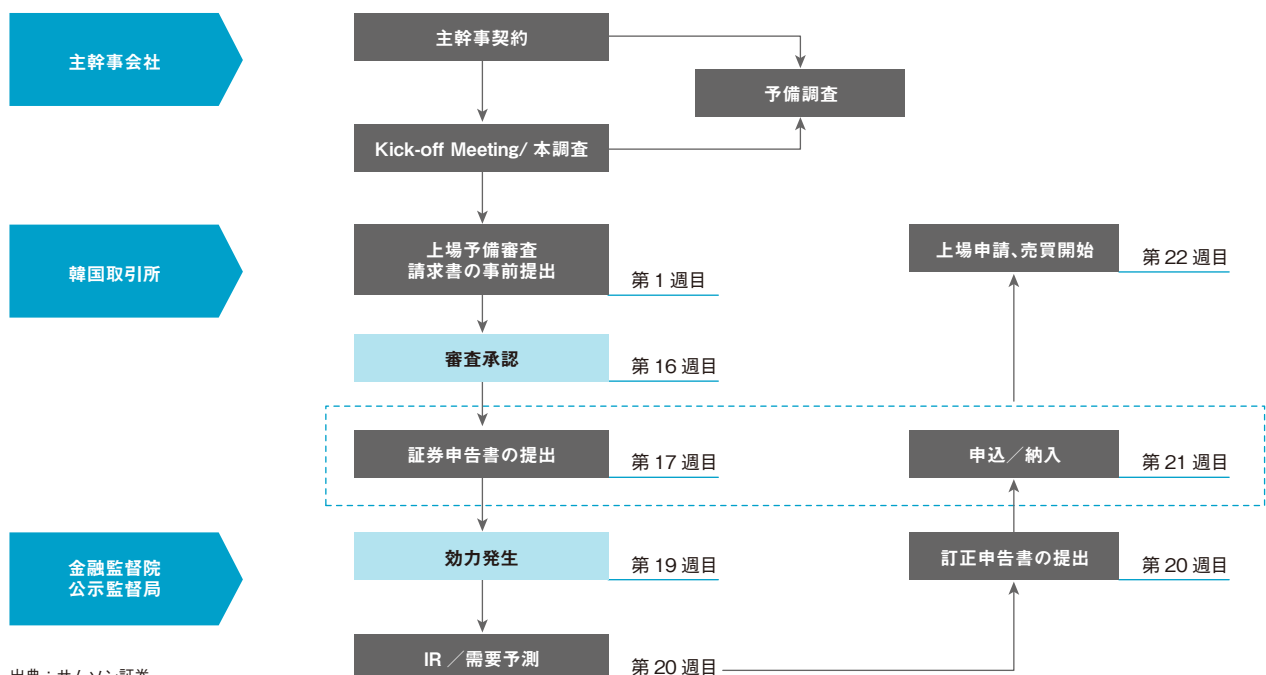
有価証券市場とコスダック市場の上場要件は、図表5（外形的要件 有価証券市場）、図表6（外形的要件 コスダック市場）、図表7（質的要件 有価証券市場およびコスダック市場共通）のとおりです。韓国国内に子会社や支店を設置することおよび韓国国籍者を会社取締役を選任することを条件としていない等、他国市場より上場要件は比較的緩やかといえます。

図表7 質的要件(有価証券市場およびコスダック市場共通)

項目	要件
企業の継続性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 安定性：営業の安定性／財務安定性／営業活動期間 ■ 成長性：産業の成長周期／売上品目および売先先の多角化／継続的な研究開発 ■ 収益性：収益創出能力／資産の効率的活用／継続的な収益発生の可能性
経営の透明性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業支配構造：最大株主／経営陣／社外取締役／常勤監査役および監査委員会 ■ 内部統制システム：内部会計管理制度および内部統制システム／特殊関係人との取引 ■ 会計透明性：会計システムの構築／外部監査人の監査意見
投資家保護	<ul style="list-style-type: none"> ■ 開示透明性：開示専任人員／開示専任組織 ■ 少額株主保護：少額株主の権利行使／保護預かり ■ 流動性および証券市場の健全性：少額株主の分散要件／流動性の確保

図表8 上場手順とスケジュール

最短で5～6ヵ月から1年程度を所要



出典：サムソン証券

Ⅲ 上場プロセス

1. 上場手続概要

上場手続とスケジュールをまとめると図表8のとおりとなります。手続には最短で5～6ヵ月から1年を要します。

2. 具体的な準備事項

主幹事証券会社、法律事務所および会計事務所等の上場に関連するアドバイザーを決定し、具体的な準備活動に入ります。

(1) 主幹事証券会社によるデューデリジェンス

デューデリジェンスは主幹事証券会社が会社の全般的理解を深めて、外形的にも質的な観点からも会社が上場審査要件を充足できるように、事前に問題点を把握し改善するために実施されます。企業規模にもより異なりますが通常1週間程度で、主に会社代表者、営業、開発、財務等の部門責任者へのインタビューや社内資料の閲覧等の手続により実施されます。

(2) 弁護士による法律事項の検討

韓国市場の投資家保護のために日本の会社法および韓国の商法の法律差異から生じる問題点について事前に検討する必要があります。投資家に不利となる差異が生じている場合、上場前に株主総会を開催して会社の定款を変更しておく必要があります。

なお、この際に、弁護士の法律検討意見書を入手し、上場予備審査請求時の書類として提出することになります。

(3) 外部監査人による会計監査

韓国では2011年1月1日以後開始する事業年度より、すべての上場企業について国際財務報告基準（以下「IFRS」という）による連結財務諸表の作成が義務化されているため、外国企業も上場準備段階においてもIFRSを適用して連結財務諸表を作成して、外部監査人による会計監査を受けることが必要となります。

前述のとおり有価証券市場およびコスタック市場ともに、実務上直前事業年度を含む3事業年度について外部監査人による監査意見が必要とされています。

外国企業の場合は、世界的な大手4大会計事務所の監査を受けることが必要とされています。この場合必ずしも韓国国内の会計事務所ではなく、外国の会計事務所も認められるため、日本の監査法人による監査も認められます。なお、遡及監査が認められており、一時に複数事業年度分を監査することが可能なため上場準備期間の短縮が可能となります。

(4) 内部管理会計制度

上場会社は内部会計管理体制（いわゆるK-SOXであり、US-SOXおよびJ-SOXと類似の制度）を適切に構築して運用することが要求されており、上場申請会社も同様の内容が要求されます。

したがって、上場予備審査請求書の提出時に、内部会計管理制度に関連する以下の書類の提出を求められます。

- | |
|---|
| ① 内部会計管理規定およびこれを管理、運営する組織に関する事項 |
| ② 内部会計管理者（内部会計管理制度の管理、運営を担当する常勤役員）が取締役会および監査委員会（または監査役）に報告した上場予備審査請求前3ヵ月以上の期間における内部会計管理者の運営実態の報告書 |
| ③ ②の書類に対して監査委員会が評価し、取締役会に報告した内容 |
| ④ ②の書類に対する外部監査人の検討意見（レビュー意見） |

(5) 上場予備審査請求書の作成

KRXの上場審査にあたっては韓国語で作成した予備審査請求書を提出する必要があります。なお、これらの書類準備を行う場合は実務上主幹事証券会社や上場準備のアドバイザー

図表9 予備審査請求書

提出書類	備考
上場予備審査請求書本文（韓国語）	-
直前3事業年度の財務諸表および外部監査人の監査報告書	-
当該事業年度の半期財務諸表および外部監査人の検討報告書	半期終了後、45日経過時
継続保有義務者の株式などに対し、上場幹旋人との間で締結した継続保有の確約書	-
上場代理人の選任契約書のコピー	2通提出
外国証券取引所の上場事実証明書	該当する場合
外国証券取引所の直近1年間の株式流通状況の証明書	該当する場合
弁護士の法律検討意見書	2通提出
外国株式預託証券に対する預託契約書2部	該当する場合、2通提出
内部会計管理制度の運営報告書	-
内部会計管理規定	-
内部会計管理者が報告した内部会計管理制度の運営実態報告書	-
内部会計管理者の報告書に対する監査役の評価報告書	-
内部会計管理者の報告書に対する外部監査人の検討意見	-
上場予備審査請求書に対する監査人の外部確認書面	-

リーを行うコンサルティング会社や会計事務所に委託することが一般的です。提出書類は図表9のとおりです。

(6) 企業開示の準備

前述のように外国企業が上場する場合、韓国に支店や現地法人を設置する義務や韓国籍者を取締役に選任する義務はないものの、KRXと外国本社との間に入って開示実務をサポートするために韓国において開示を補助する者等を選任する必要があります。

規定上外国上場企業は韓国に「開示代理人」を選定するとともに、本社に「開示担当者」を指定する義務があります。「開示代理人」は韓国内の支店および現地法人などが存在する場合はこれを活用し、存在しない場合は外部の会計事務所や法律事務所に委託することも可能です。

IV 上場以降の開示規制 - 財務諸表の開示と監査制度等

1. IFRS への対応

前述のように IFRS を適用して連結財務諸表を開示することが必要になります。

2. 上場後の開示と財務諸表監査

すべての上場会社は事業年度末終了後90日以内に事業報告書を開示しなければならず、また四半期末終了後45日以内に四半期報告書を開示する必要があります。事業報告書および四半期報告書の開示にあたっては外部監査人の監査またはレビューを受けることが義務付けられています。

なお、直前事業年度末総資産額が5,000億ウォン未満の会社の場合、四半期に限って外部監査人によるレビューが免除されています。

3. 内部会計管理制度

上場後も内部会計管理制度については、引き続き適切な運用が求められ、毎年外部監査人のレビューを受けて、レビュー意見を入手しなければなりません。

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいませうお願いいたします。

KPMG 韓国 ソウル事務所
パートナー 李 学律
TEL : +82-2-2112-0844
hrlee@kr.kpmg.com

シニアマネジャー 藤原 良介
TEL : +82-2-2112-0263
ryosukefujiiwara@kr.kpmg.com

有限責任 あずさ監査法人
アジア上場アドバイザリーグループ
TEL : 03-3548-5140 (代表番号)
asialisting@jp.kpmg.com

韓国チーム・チームリーダー
パートナー 中村 嘉彦
yoshihiko.nakamura@jp.kpmg.com

韓国チーム
シニアマネジャー 片岡 久人
hisato.kataoka@jp.kpmg.com

未来を拓くコーポレートコミュニケーション

第5回 IIRC CEO ポール・ドラックマン氏に聞く

【聞き手】

KPMG ジャパン 統合報告アドバイザリーグループ

統括パートナー 沢田 昌之

マネジャー 橋本 純佳

これまで「未来を拓くコーポレートコミュニケーション」と題して4回にわたり、統合報告の議論の経緯、南アフリカの統合報告導入事例、国際統合報告評議会（International Integrated Reporting Council, 以下「IIRC」という）が公表した国際統合報告フレームワークのコンサルテーション草案（以下「コンサルテーション草案」という）にて提唱されている統合報告の内容要素の解説などを掲載してきました。2013年6月初旬、IIRCのCEOであるポール・ドラックマン氏が来日し、各方面の関係者と統合報告に関する意見交換をしました。その機会を活かし、KPMGジャパン統合報告アドバイザリーグループでは、ドラックマン氏に独占インタビューを行うことができました。そこで、今回は、統合報告に対するドラックマン氏の“熱い想い”があふれる内容の一部を紹介いたします。なお、このインタビューの様様を録画した動画を、7月中旬以降にKPMGジャパンのウェブサイト（<http://kpmg.or.jp/integrated-reporting>）に掲載することを予定しています。



ポール
・ドラックマン氏

IIRC CEO



さわだ まさゆき
沢田 昌之

KPMG ジャパン
統合報告アドバイザリーグループ
統括パートナー



はしもと すみか
橋本 純佳

KPMG ジャパン
統合報告アドバイザリーグループ
マネジャー



インタビュー前に、KPMGジャパンチェアマンの内山英世、あずさ監査法人理事（前IASB理事）の山田辰己を含め、意見交換の場も持たれました。

（左から、内山英世KPMGジャパンチェアマン、ポール・ドラックマン氏、山田辰己理事、沢田昌之統括パートナー）

KPMG：IIRC 設立の経緯やその活動の概要を教えてください。

ポール・ドラックマン氏：IIRC は企業報告にかかわる組織の連合団体として設立されました。いまでは、基準設定団体や、監督官庁、投資家、企業、NGO 等も参加しています。IIRC は、IIRC 自身のために活動しているわけではなく、企業報告に関係のある各組織の連合として、それらの組織のかかわり合いの中で活動しています。

初めての会合は2010年夏に行われ、それ以来、統合報告の国際的なフレームワークづくりと、その認知度向上のために活動してきました。今年4月にはコンサルテーション草案を公表し、現在、世界中から意見を募集しています。2013年12月には寄せられた意見を反映した統合報告フレームワークの公表を予定しています。

IIRCの重要な活動の1つとして、パイロットプログラムというものがあります。このプログラムには、日本を含む世界各国から100社近い企業が参加し、統合報告のフレームワークが目的適合性を持ったものとなるようなサポートをしています。また、パイロットプログラムには50以上の機関投資家も参画し、フレームワークに沿って作成された報告書が、彼らの投資分析において有用性の高いものとなるように関与しています。私たちは、特定分野の専門家集団となってしまうように注意を払い、あらゆる関連機関や団体を視野に入れるようにしています。

KPMG：では統合報告とは何でしょうか。

ドラックマン氏：「統合報告というのは素晴らしいアイデアのようだが、いったい何なのか」というのが、私が多くの方々からいただく質問です。実は、「統合報告とはこういうものである」と説明するのと同じように「統合報告とはそういうものではない」と申し上げなければならないケースが多いのも実態です。端的に言えば、統合報告とは一連のプロセスと活動であり、経営における統合的思考へと繋がるものです。

一方で、成果物である統合報告書は、「価値に関する簡潔なコミュニケーション」に用いる媒体であるといえます。この言葉のそれぞれが意味するところを理解することは非常に重要です。

まずは「簡潔」であること、現状の報告書には、非常に多くの情報が含まれていますが、報告の主たる利用者にとって関連性の高い情報ばかりとは限りません。どちらかといえば、主にコンプライアンスのために作成しているともいえるでしょう。一方、統合報告書は、コンプライアンス目的ではなく、「コミュニケーション」のためであることが大切です。

統合報告に何を折り込まなくてはならないのが課題となるのではなく、企業として、マーケットやその他の読者に対し、「企業の価値創造能力に関するどのようなストーリーを伝えた

いか」を簡潔に示すことが重要となるのです。そして、「価値」の創造に関するコミュニケーションに資するものであること、これこそが統合報告が重要視している点であり、また、コンプライアンスを重視する傾向が強い従来の報告書からは欠落してしまいがちな点であるといえます。

最後に、この統合報告書の定義の中で重要なことは、時の経過を考慮している点です。したがって、四半期報告書のようにより短期的なものだけでなく、中期、長期的な見通しや業績を含むものです。日本企業は、将来予想に関する情報の開示が、諸外国と比較して多くなされています。実はそのような国や地域は多くはないのです。

KPMG：統合的思考についての言及がありましたが、統合報告と統合的思考はどのような関係にあるのでしょうか。

ドラックマン氏：統合報告について議論する際、多くの方が「報告書」について議論しているのではないのでしょうか。統合報告(Integrated Reporting)は最後に“ing”が付いていて、それが我々にとっては非常に重要なことなのです。報告書は成果物ですが、統合報告のベースとなるのは活動とプロセスです。統合報告の実践により、統合的思考が促進されると考えています。我々は、企業に対し何を思考すべきかを説きたいのではなく、統合的な視野をもって思考することを勧めているのです。

KPMG：実際には、結果的に統合的思考を実践している企業も多いのではないのでしょうか。

ドラックマン氏：多くの企業は既に統合的な思考を実践しているでしょう。ただ、実践できていないことがあるとするなら、それを伝達することです。対外的に伝達していないだけでなく、組織内での共有も十分とはいえないかもしれません。パイロットプログラムの参加企業からは、統合的思考を実践した結果、組織内のサイロ²が解消され、経営層からのメッセージが組織内により伝わりやすくなったという声も聞かれます。統合報告の実践により、統合的思考が促進されるという側面もあるのです。

KPMG：統合報告の重要なエッセンスは何でしょうか。

ドラックマン氏：3つの基本的なコンセプトを挙げる事ができるでしょう。

まずは先ほどお話した価値創造、次にビジネスモデルです。「企業のビジネスモデルはどのようなものであり、それが将来どのような価値を創造するのか」を、経営陣に語ってもらうと

1 例えば、決算短信上の予想情報等

2 組織が縦割り構造になっている状態

というのがコンセプトです。ビジネスモデルは統合報告の中核をなすものであるといえます。

3つめは、我々が「資本」(Capital)と呼ぶコンセプトです。企業が使用し、また創生する「資源」(Resource)とも呼ばれるものです。IIRCでは、6つの資本を例示しています。6つの資本とは、まずは財務報告においても重要な要素である財務資本と製造資本です。そして知的資本、人的資本、社会および関係資本、自然資本です。これらは無形ではありながら、企業価値や価値創造の過程において重要な要素です。誤解していただきたくないのは、統合報告は企業の資本を報告するためのものではない、ということです。統合報告を実践する企業が、財務的な側面だけではなく、幅広い資源を考慮できるように例示したもののなのです。

KPMG：6つの資本は、企業報告における新しい概念ともいえるのではないかと思います。なぜこのような概念を重要視しているのでしょうか。

ドラックマン氏：企業報告から見ると新しい概念かもしれませんが、経営論等で用いられるシステム思考³の領域においてはそうではありません。IIRCでは6つの資本の概念を例示していますが、多くの企業では、それらを「資本」ではなく「資源」という言葉で表しています。

「資本」と呼ぶのが正しいかどうかはともかく、我々はそれらを資本と呼んでいます。資本に関しては、コンサルテーション草案に対するコメントとして、日本をはじめ、世界中からご意見をいただけると期待しています。

例えば、世界最大規模の年金基金であるCALPERS(カリフォルニア州職員退職年金基金)などの主要な投資家団体は、3つの資本概念を持っていますが、彼らの3つの資本は、我々の6つの資本と同じで、我々の方が少し細かく分類しているだけともいえます。他にも同様の例は多くありますが、表現や分類の仕方が異なるだけで、同じ概念を持っているのです。

したがって、資本は新たな概念なのではなく、新しい表現というだけなのではないでしょうか。この表現が正しいかどうかは、今後の議論の対象となるかもしれません。我々は、なにも絶対的なルールを作ろうとしているわけではないのです。しかし、世界共通の表現は作りたいと思っています。これは、CALPERSのように、既に独自の資本分類をしている組織に対して、3つの資本から6つの資本に変更させようということの意味するものではありません。幅広い資本を考慮するための解釈を提示しているのです。

KPMG：「資本」は、従来の財務報告においても使われてきた用語であるがゆえに、財務会計のバックグラウンドを持つ方々に混乱を生じさせるのではないかとのお見込みもあります。これに対しては、どう思われますか。

ドラックマン氏：私自身も会計士ですから、ご意見はよくわかります。資本支出などを思い浮かべるのだと思いますが、我々はこれらとは少し異なる意味合いで「資本」という用語を使っています。会計士の帽子ではなく、ビジネス全体を考えるためのシステム思考の帽子をかぶって、同じ用語であっても意味合いが違うことを理解する柔軟性が必要となるでしょう。意味合いが全く異なるのではなく、我々が指す「資本」の方がより広い意味合いを持っているということです。

混乱は理解できます。IIRCの議長であるマーヴィン・キング教授はよく資源について話をします。先述の通り、資本と資源は同じ意味合いで使われています。コンサルテーション草案に対するフィードバックによっては、2013年12月に公表予定の統合報告フレームワークで用語が変わる可能性もあります。



KPMG：統合報告のフレームワークが細則を規定するものではなく、原則主義アプローチをとっている理由を教えてください。

ドラックマン氏：我々は、企業が戦略を語るためのテンプレートやルールを提供すべきではないと思っています。そこにあるべきものは、コンセプトだと思っています。報告書を作成する方たちにとっては、具体性が乏しく不十分に見えるかもしれません。ですが、我々は、専門家が詳細な規則を提示するより、長い年月をかけて実践事例を積み上げることで詳細が明らかになってくると思っています。よく申し上げるのですが、統合報告は「ジャーニー」なのです。

今年12月にフレームワークを公表しますが、我々は、規制化に向けて政府に働きかけようとはしていません。むしろ、マーケット主導で普及すべきだと思っています。既に統合報告に取り組んでいる企業はあり、それぞれのステージが違いますから、中にはそれを「統合報告」と冠していない企業もあります。統合報告やIIRCのフレームワークは目新しいものではありません。我々はそれを構造化し、フレームワークとして

3 アメリカの経営学者ピーター・M. センゲが著書『学習する組織』で提唱した考え方で、部分的な事象を個別的に捉えるのではなく、全体像を様々な要素の繋がりとして捉える思考方法をいう。

整理しようとしているのです。

KPMG：フレームワークで例示されているいわゆる「オクトパスモデル」は、統合報告を実践するにあたっては、どのように使えばよいでしょうか。

ドラックマン氏：オクトパスモデル（図表1参照）の中心にはビジネスモデルが据えられています。IIRCのウェブサイトに掲載している統合報告のバックグラウンドペーパーでビジネスモデルについて説明していますので、詳細について興味のある方には、ぜひバックグラウンドペーパーを読んでいただきたいと思います。

オクトパスモデルが表しているのは、ビジネスモデルを中心に幅広い資本が使われ、また生みだされているということです。そして、オクトパスモデルで忘れてはならないのは外部環境です。ビジネスモデルは、社会の一部として存在しています。今日では、ビジネスが巨大化し、また複雑化し、政府と同じような影響力を有する場合があります。企業の活動が自己完結する時代ではなく、いまや企業はあらゆる社会的要素機能の一部となっています。これから統合報告が広く実践されるようになれば、「オクトパスモデルがいかに報告の中に取り入れられているか」がわかる多くの事例を見ることができるようになるでしょう。

KPMG：コンサルテーション草案の公表から約2ヵ月経ちますが、どのような反応がみられますか。

ドラックマン氏：正式なコメントはまだ数多くありませんが、最終的には数百のコメントが寄せられると予想しています。コンサルテーション草案の公表後、ワークショップやディスカッション

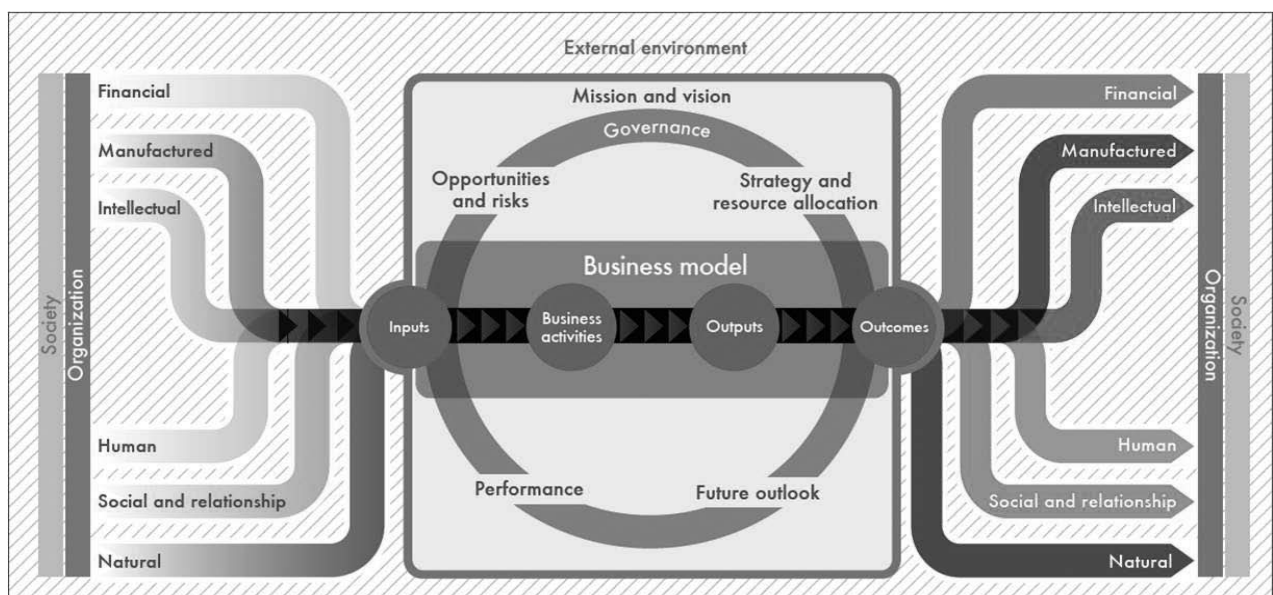
を通して多くのご意見を頂いてきましたが、大きく5つのテーマがあるように思います。

まずは、統合報告のターゲットに関する意見です。コンサルテーション草案で、統合報告の主たる利用者は財務資本の提供者であると明確に述べていますが、より広範なステークホルダーを対象とすべきではないかとの意見があります。我々は、報告書は財務資本の提供者の利便性に焦点をあてるべきだと言っています。その主張は有効だと思っていますが、その他の利用者による影響や用途も重視すべきです。パイロットプログラムの参加企業からは、自社の統合報告書に最も興味を示したのは従業員だったとのフィードバックも寄せられています。自社が将来どこに向かおうとしているのか、何をしようとしているのかを理解できるからでしょう。顧客や仕先なども同様でしょう。我々は、統合報告書が魂のこもったものであって欲しいと考えています。これは間違いなくテーマであり課題です。

次は資本に関する意見です。我々は資本の概念については確固たる思いがあります。資本を中心に据えた報告書の作成を試みた企業もありましたが、ほとんどがうまくいきませんでした。なぜなら、それが「サイロ」を作ってしまうことになるからです。資本は報告書作成のテクニックではなく、コンセプトです。ですが、資本とは何か、資本をどう報告するのか、という点について逡巡してしまうようです。資本に関して、どのようなコメントが寄せられるか、興味深く見守るところです。

3つめのテーマは、将来に向けた情報についてです。日本は既に将来予想に関する情報⁴を開示していますが、一方で、例えばオーストラリアなど、それが問題視される国も多々あります。我々は売買契約や株式上場の際に提示する類の将来情報

図表1 オクトパスモデル



出典：IIRC 国際統合報告フレームワークコンサルテーション草案

を扱おうとしているのではなく、企業の戦略が述べられることを期待しているのです。この点をご理解いただければ、このような懸念は払拭されるものと考えています。このテーマに関しても、多くのコメントが寄せられるだろうと予想しています。

4つめのテーマは、取締役や監査役の責任、特に取締役の責任についてです。将来情報が提供されるとなると、潜在的な訴訟リスクは高まり、取締役の責任が重要となります。さきほど、統合報告は強制せず、市場主導で普及させたいと言いましたが、そのためには、規制の緩和も求められます。現時点では、企業が報告可能な内容に制限がある場合もあり、そのようなケースにおいては、政府へ働きかけ、制度を改訂してもらう必要があると考えています。

最後のテーマは保証です。保証されない報告書は役に立たないでしょう。どのように統合報告書を保証するかについて、我々は真摯に捉えています。IIRCではすでに監査基準の設定主体を含むグループで検討を進めており、今年の終わりには報告書を作成する予定です。

KPMG：統合報告に保証は必要でしょうか。

ドラックマン氏：実証 (verification) やチェックリストの類の保証は必要ないかもしれませんが、何らかのアシュアランスは必要ではないかと思えます。私の個人的な見解ですが、正確性というよりは網羅性の保証が必要であると考えます。単に「いい話」が語られるのではなく、すべての重要な戦略とそれに関連する業績が語られていることが保証されるべきでしょう。正確性を求めると、戦略が正確に報告書に反映されているかを保証することになってしまいます。正確性の保証は、統合報告というよりは、IFRSなどの財務報告基準やGRIのガイドラインの世界の話でしょう。ただし、これはあくまで私の個人的な意見であり、なんらかの研究や調査の結果に基づくものではありません。

KPMG：IIRCと国際会計基準審議会 (International Accounting Standard Board、以下「IASB」という) は、さらなる協業のための覚書を取り交しましたが、IIRCによる成果は、IFRSにいかなる影響を与えるでしょうか。

ドラックマン氏：先ほども言いましたように、統合報告は「ジャーニー」です。最も大切なことは、IASBとIIRCのスタッフが、共に歩んで行くことと理解することです。IIRCの評議会、ワーキンググループ、技術専門部会の各組織に基準設定主体のメンバーが参画し、積極的に関与し、IIRCの活動に多くのインプットをくれています。我々は、さらに多くの報告関連組織と協業しなければなりません。IASBだけでなく、米国のFASB、GRIなど、世界中の報告関連組織とも会話をしています。これらの組織が

対話を続け、お互いの方向性を理解することで、同調性や共同で検討すべき課題を見いだそうとしています。IIRCはその招集者であり、この対話は今年の夏にもスタートします。

KPMG：次に、南アフリカの証券取引所で統合報告が制度化されていますが、その成果をどのようにご覧になっていますか。

ドラックマン氏：南アフリカには独自の特徴が多くあります。まずはIIRCの議長でもあるマーヴィン・キング教授の影響です。マンデラ大統領の時代から20年以上にわたり、キング教授が関与しています。ヨハネスブルグ証券取引所の要請は、1990年代前半にスタートしたキング委員会の第3期委員会が作成したKing IIIに基づくものです。南アフリカは、ブラックエンパワメントという経済的な要因から、企業で何が起きているのかに関して、市民社会による情報ニーズが高かったこともあります。IIRCの統合報告フレームワークはKing IIIの上に成り立つようなもので、良く似ていますが同一ではありません。一番大きな差は、想定する主たる情報利用者にあります。南アフリカではすべてのステークホルダーを対象にしているのに対し、統合報告では、財務資本の提供者を主な対象にしている点です。なお、King IIIでは、IIRCが統合報告フレームワークを公表したら、それに移行することが表明されています。

南アフリカでは、当局によって短期間で統合報告が導入されたため、企業側の準備期間はわずかしかなかったかもしれません。結果的に多くの企業はあらゆる報告書を結合した形で統合報告書を作成しました。したがって、ボリュームのあるものとなってしまい、南アフリカでは多くの批判がでました。それが今では一段落して、内容的に素晴らしい報告書が多く出てきました。Sassol社、Escom社、Vodacom社などがその一例で、多くの企業が充実した、かつ簡潔な統合報告書を作成しています。本来、統合報告は長い「ジャーニー」の末に導入できるものですが、南アフリカでは短期間で統合報告を導入したがゆえに多くの意見があがったのだと思います。南アフリカで成功裡に統合報告を導入した会社は、いま、統合報告に意義と有益性を見出しています。南アフリカからは、多くの学ぶべき点があると思います。

KPMG：日本企業が統合報告を導入するメリットはありますか。

ドラックマン氏：日本企業が統合報告を導入するメリットは大いにあると考えます。大きくは2つあります。1つは、報告が行動に影響を与えるということです。報告が単にコンプライアンス対応であれば、統合的思考などへの取組みは重要ではないでしょう。ですが、私の経験から、報告は行動に影響を与えます。行動を生むものとはなりませんが、影響は与えるのです。

さらに重要なもう1つの点は、より効率的な資本市場の形成

です。今日の資本市場は効率的とは言えません。資本は今や世界規模で考える必要があります。日本企業は世界中に株主がいて、世界の企業には日本の投資家がいる、そんなグローバルな市場なのです。日本企業は本来、長期的経営の視点を持っています。世界から強いと見られている日本企業が統合報告を推進し、戦略やビジネスモデルを語るならば、多くの投資を呼び込み、より効率的な資本配分を促すことができるでしょう。日本企業はそれをリードできる立場にあります。このチャンスをとらえるかどうかは日本次第ですが、機会は大きいと考えています。

KPMG：世界各国の企業のリーダーと話をする機会が多いと思いますが、統合報告を通して一番伝えたいことは何でしょうか。

ドラックマン氏：統合報告はチャレンジであるということです。「みなさんは、ビジネスモデルや価値創造ストーリーを効果的に財務資本の提供者やその他のステークホルダーに伝達できているでしょうか」と問うならば、多くの方がご自身のビジネスに信念をもっていますから、効果的な説明をしたいと願うでしょう。企業は自分たちのことを他人から言われたくないものです。自分たち自身で語りたいためです。言い換えれば、彼らは自分たちでストーリーを伝達したいのであって、ただ数値を公表して他人に評価されたいわけではないのです。彼らが彼ら自身の言葉で語りたいたいと思うことが重要な点なのです。



KPMG：IIRCの今後の予定を教えてください。

ドラックマン氏：我々は今、フレームワークの作成フェーズにいますが、フレームワークは2013年12月に公表されます。その後は、導入フェーズに移行します。そこではいくつかの活動が予定されており、また対処しなければならない課題もあります。

その1つは、規制や基準に関するものです。規制当局や監督官庁と対話し、統合報告を普及させる土壌を築かなければなりません。これは統合報告を制度化することとはまったく異なります。G20やAPECなどの組織をはじめ、各国それぞれ対

話すべき組織を考慮しなければなりません。米国のSECもその1つでしょう。これは1ヵ月や1年といった短期間のプロセスではありませんので、長い時間をかけて対応してきます。

次に、統合報告を実践する企業にガイダンス、指針、事例といったものを提供する必要があると考えています。統合報告を支援するコンサルタントにも情報を提供すべきでしょう。統合報告がどのようなものであり、いかに導入するかについて統一の見解を提供しながら、統合報告を実践する企業をサポートしたいと思っています。

3つめには、財務資本の提供者とさらなる協力を深めなければなりません。統合報告は、企業が独自のストーリーを伝達し、自らをより良い将来へ導くためのものですから、企業が主導的な役割を果たすことは間違いありません。ですが、投資家も忘れてはなりません。投資家といっても様々な投資家がありますが、短期的な売買を繰り返すような投資家を統合報告は考慮していません。我々は、我々が望むような投資家を求めています。年金基金を思い浮かべて下さい。彼らは、30年先も価値を創造する企業に投資をします。このように将来を見据えて行動する投資家を統合報告はターゲットとしています。アセットオーナー、投資家、アセットマネジャー、ポートフォリオマネジャーがそれぞれ異なる視点を持っているということを我々は認識する必要があります。短期的な利益やインセンティブを重視する投資家がいれば、彼らのマインドセットに変革をもたらさなければなりません。

我々は企業報告に関して多くの対話を試みており、様々な報告が歩み寄ってきています。時間をかけて報告を改善し、より有用性の高いものにしようではありませんか。やるべきことは多くありますが、企業をサポートすること、監督官庁を通して統合報告を普及させること、投資家への教育を通して彼らの賛同を得ることの3つが、我々が最も注力すべき領域であると考えています。

KPMG：最後に、統合的思考や統合報告の導入を検討している日本企業へメッセージをお願いします。

ドラックマン氏：お伝えしたいことは、今、始めるべきである(Start Now)、ということです。統合報告を意識して調査をしておられる企業も多いと思いますが、ぜひ、フレームワークをお読みいただき、統合報告への取組みをスタートさせていただきたいと思っています。なぜなら、統合報告はもはや単なるグッドアイデアなどではなく、避けて通れないものなのです。いずれ取り組まざるを得ない時が訪れるでしょう。世の中には、革新者(innovators)と先駆者(early adopters)、そして追従者(laggards)がいます。いま統合報告への取組みを始める企業は、革新者ではありませんが、先駆者となります。革新者は主にパイロットプログラムへの参加企業です。日本企業の多くは先駆者ですが、企業自身はまだそのことに気付いていないかもしれません。フレームワークを読み、今あなたが企業のレポー

ディングをどう考えているかを思い浮かべ、それがフレームワークとどう連携するかを検討してみてください。これが私のシンプルなメッセージです。もし、このフレームワークが提唱する内容が、これまで取り組んできたこととまったく違うと思われたなら、そのご意見を聞かせてください。私はこれまで世界中の多くの国々を訪問しましたが、フレームワークがそのような印象を持たれているという印象をまったく受けていないのです。それゆえに、既に多くの企業が統合報告を部分的にでも実践しているのだと自信を持って言えるのです。ですから、統合報告の取組みをスタートさせ、実践してください。これが私からのメッセージです。

KPMG ジャパン**「統合報告アドバイザリーグループ」**

あずさ監査法人および KPMG ジャパンは、企業情報の戦略的開示を支援していくために、KPMG が長年にわたり企業の情報開示のあり方について続けてきた研究や実務経験を活かしながら、企業の統合報告書の作成支援をはじめ、企業情報の開示プロセスの再構築支援などのアドバイザリーサービスを提供しております。

ウェブサイト

<http://www.kpmg.or.jp/integrated-reporting>

本稿に関するご質問等は、以下までご連絡くださいますようお願いいたします。

KPMG ジャパン**統合報告アドバイザリーグループ**

TEL : 03-3548-5106 (代表番号)
integrated-reporting@jp.kpmg.com

日本企業の海外事業管理を支える リスク管理・経営管理の向上の取組み 第2回

KPMG ビジネスアドバイザー株式会社

ディレクター 足立 桂輔

シニアマネジャー 津田 圭司

シニアマネジャー 森本 正一

前回は、海外子会社・グループ管理の全体的なポイントの解説とともに、東南アジア・インド・中国の各国の事業管理上の留意点について解説しました。

多くの日系企業の海外事業におけるリスク管理の取組みは、従来、海外子会社単独の自助努力に大きく依存するものでした。この結果、海外子会社において、リソースが限られた上に、十分な情報やノウハウがない状態のなか、様々なリスクが顕在化するたびに、試行錯誤しながら属人的な対応に追われるケースが多く見られます。

しかし、近年は多くの企業において海外における事業比率がますます高まってきたことや、海外拠点の増加に伴い各国、特に新興国において類似する経営管理上の課題が顕在化してきたこと、あるいは内部統制報告制度等により本社による海外子会社に対する統制を強める必要があること等の背景により、海外事業に対して本社が積極的に管理することや、環境変化に合わせてその管理水準を高く維持することが強く求められている、といえます。

上記を実現するためには、これまで多くの日本企業の本社が持っていた「海外のことは日本ではわからない」という発想を捨て、場合によっては孤軍奮闘している現地子会社の経営管理／リスク管理を後方支援するという意識を強く持つことが重要です。そのために海外拠点のリスク情報の的確な収集や、収集した情報に基づく現地への助言・監督という活動が求められます。

このような背景を踏まえ、本稿では、より中長期的な視点に立って、実際にグループ全体での海外リスク管理の取組みを進めるにあたっての重要な2つの着眼点、すなわち「海外進出時のリスク管理」と「グローバルサプライチェーンのリスク管理」について解説します。

なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であることを、あらかじめお断りいたします。

【ポイント】

- 海外事業について、その事業ステージに合わせたリスク管理が重要である。特に進出／買収については初期段階からリスク管理を想定した取組みが求められる。
- 海外子会社単独での個別最適によるリスク管理を行うのではなく、グループ全体を俯瞰した全体最適の視点でリスク管理を行う必要がある。
- 特に、グローバルでの視点によるサプライチェーン全体の最適化と持続性を考慮したリスク管理の取組みを本社主導で進めることが重要である。



あだち けいすけ
足立 桂輔

KPMG ビジネスアドバイザー株式会社
ディレクター



つだ けいじ
津田 圭司

KPMG ビジネスアドバイザー株式会社
シニアマネジャー



もりもと しょういち
森本 正一

KPMG ビジネスアドバイザー株式会社
シニアマネジャー

I 海外進出時のリスク管理

1. 事業ステージ別のリスク管理

海外の事業においては、進出期、成長期、安定期、撤退・再編期のそれぞれのステージに応じたリスクがあります（図表1、図表2参照）。

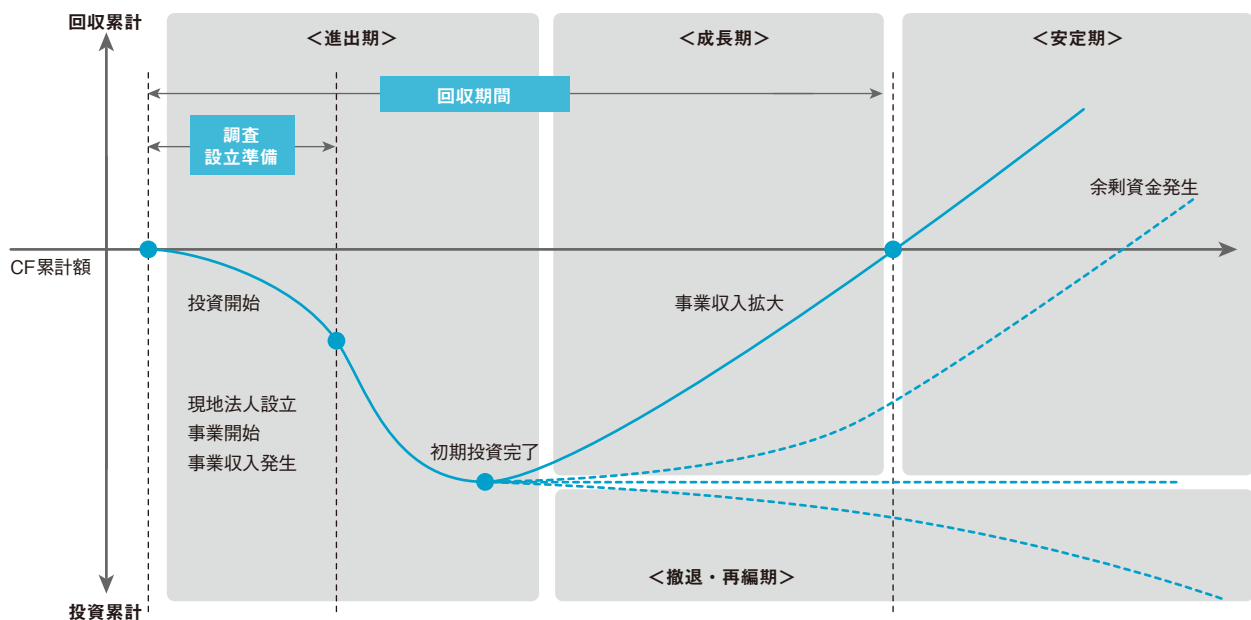
どのような会社においても海外進出は相応の投資を伴う重要な意思決定事項であるため、可能な限り早期に成果を出し

投資を回収することが求められます。また、単に投資の回収や単年度での黒字を達成する、といった単体での成果だけではなく、サプライチェーンの最適化や新たな市場開拓等、グループ全体における事業戦略への貢献が求められており、そのつまずきはグループ全体に大きな影響を与えることが想定されます。

しかし、進出期におけるゴールを「会社を立ち上げる」ということだけにしてしまった結果、進出後のビジネス形態や会社の規模、取引数等に合わせた経営管理の仕組みや必要な態勢整備が間に合わない、という状況が多く見られます。

具体的には、経営管理の仕組みに不備があることや、会社の成長に管理機能が追い付かないことで、本業ビジネスに現

図表1 海外の事業ステージと投資・回収



図表2 海外の事業ステージ別の目標、リスク、対応策

ステージ	進出期	成長期	安定期	撤退・再編期
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・目標設定 ・進出先の選定 ・スムーズな参入 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の成長／拡大 ・スピード向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・利益の確保 ・コスト削減 ・本国への利益回収 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業再編(売却・再構築・買収等) ・再進出の機会維持
リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・会社設立の自己目的化 ・設立費用の拡大／負担 ・最適な進出先の誤認 ・駐在員の人材不足 ・地元政府からの許認可 ・管理機構の立上遅延 ・買収手続の遅延、コスト超過 	<ul style="list-style-type: none"> ・資金不足(投資拡大) ・販売経費の増加 ・不良債権の発生 ・競争優位の喪失 ・消費者クレーム ・“聖域化”による管理不備 	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費の上昇 ・人材の流出 ・横領・背任等の不正の発生 ・管理コストの増加 ・移転価格等税務 ・業績拡大のインセンティブ 	<ul style="list-style-type: none"> ・労務問題(雇用維持)、合併契約違反、追加納税等 ・撤退期間の長期化(コスト発生) ・再投資の許認可に影響ある撤退方法 ・業績維持の魅力減
対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・投資計画／事業計画の評価(指標明確化) ・現地パートナー探し ・地元政府との関係構築 ・[新会社立上げ]のパッケージ化 ・事業展開を想定した管理機構の整備計画 ・会社買収、統合に関する手続整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・投資計画の見直し ・債券管理／品質管理等の強化(親会社管理機能との連携) ・市場開拓／製品開発 ・親会社による内部監査 	<ul style="list-style-type: none"> ・不正の対策 ・現地人材の育成 ・管理業務のシェアド化 ・ロイヤリティ等の取引の整理／透明化 ・統括会社によるガバナンス ・現地内部監査機能整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・投資計画による意思決定(回収・追加投資含む) ・撤退時のデューデリジェンス ・地域・地元当局との十分な交渉

地の駐在員や幹部社員が十分に集中できず、不正の対応やバックオフィス業務、リスク管理業務に追われ、ビジネスの拡大機会を逃す、といったことに繋がります。

このため、進出期においては、今後の事業の成長や規模の拡大に合わせ、段階的に整備することを前提とした経営管理の基本的な仕組みを構築しておくことが非常に重要となります。

ただし、抜本的な対策としての本社・現地子会社の役割・責任の見直しや、海外事業の統括を担える人材育成等は、検討と実施に時間のかかる中長期的テーマもあり、一般的になかなか手がつけられないのも事実です。

そこで、海外事業の統括に関する全体的方針の提示や、方針に合った海外マネジメント向け自己点検ツールの提供、あるいは各国のリスクや不正、事故情報の収集と現地へのフィードバック等、「すぐにでも実践すべきこと、できること」を中心に、本社が実践すべきこと、できることも早期に見極めることがとても重要です。

この「すぐにでも実践すべきこと、できること」としては前回（AZ Insight Vol.57）にご紹介したグループ本社として「何をどこまで管理・支援するか」という点をグループ管理方針として定めることが効果的であると考えます。これらの方針を進出期、あるいは可能な限り早期に策定した上で、現地の管理者と共有することで、進出時点で想定される数々のリスクを一定程度回避／低減することや、その後の成長期における環境変化に備える経営管理の基礎を築くことが期待できます。

2. 買収による進出の際のリスク管理上のポイント

海外への事業進出に関する選択肢として、現地企業の買収を検討する企業も多くあります。その大きな効果の1つは、進出のタイミング・会社立上げに関する時間を買えることでしょう。

例えば、設立手続、販路開拓、製造拠点設立、従業員確保、業務手続整備、情報システム構築といった会社設立にかかわる作業を大幅に省略することが期待できます。事業譲渡の場合は、譲渡対象にない会社機能を補う必要があり、相応の手続、活動が発生することは事実ですが、多くのケースにおいては、買収という選択肢は一定の規模のビジネスを早期に立ち上げることが可能であるため、今後も海外進出における重要な選択肢であることは間違いありません。

しかし、後述する様々な制約により、相手先の会社を「買うこと」で手いっぱいとなり、業務・システム統合や、経営管理態勢構築の検討が手つかず、あるいは不十分なまま買収手続が完了する、というケースも少なくありません。その結果、買収後の統合効果の実現時期が当初の期待よりも大幅に遅延したり、期待した効果が実現できないという事態も招きかねません。

こうした事態を回避するには、(1) フィージビリティスタディ段階におけるリスク把握と対応、(2) 十分なデューデリジェンスの実施、(3) 買収後のリスク調査／内部監査、(4) 買

収、買収後の統合（PMI：Post Merger Integration）に関する手続の整備がポイントとなります。

(1) フィージビリティスタディ段階におけるリスク把握と対応

まず、フィージビリティスタディ段階から可能な限り当該買収に関する十分なリスク情報を早期に把握すると共に、把握したリスクに対する対応計画を立案することが望まれます。公開情報や外部の専門家の活用においても多くの情報を得られるケースもあるため、早期に情報収集を開始し、十分なリスク対応の選択肢を確保することで、買収手続や交渉において十分な検討を行うことや、買収後の統合手続を有利に進めることが望まれます。

具体的には、まず日常的に進出対象国（あるいは候補国）に関して、経済環境や政治動向、法制度、市場規模等の観点についての現状や想定されるリスクの一覧表を作成しておくことや、現地の事情に詳しい専門家と定期的な意見交換、情報交換を行い、常に情報を最新化しておくことも考えられます。

また、進出が具体化する時点で、買収先や合併先の候補企業に関して、自社にとって重要な影響を与える可能性のあるリスク情報を収集し、そのリスクに対する確認手段の検討や、リスクに対する対応方針を検討します。

(2) 十分なデューデリジェンスの実施

デューデリジェンスは一般的に短期間での手続が求められるため、買収時に入手を希望するすべての情報が得られない結果、買収や経営統合に関する計画を十分に立案できないケースが多く発生しています（特に入札案件の場合）。

また、予算、期間、買収側の運営負荷等の理由で、デューデリジェンスの範囲が財務・税務・法務に限られ、戦略、人事、IT、オペレーション（内部統制を含む）、環境、知財等のデューデリジェンスについて、潜在的なリスクが大きいかかわらず実施されないケースや、対象会社がそれらの実施を承諾しないケースもあります。

このため、デューデリジェンスにおいては、初期段階で可能な限り幅広くリスクを調査し、重要リスクの有無を早期に確認することで、詳細に調査する範囲を特定する必要があります。次に、自社にとって重要なリスクについては迅速に対象会社と協議し、双方にとって合意可能な調査手続を交渉することが望まれます。

(3) 買収後のリスク調査／内部監査

買収契約前に十分な情報が得られないがため、あるいは買収後の環境の変化等を勘案し最新の情報を入手するために、買収後に追加的なリスク調査や内部監査を行うことはたいへん効果的な施策です。

ある企業では、買収時の契約書に内部統制の整備要件を記載することが、事実上、社内でルール化されています。また、

買収後概ね半年以内に内部監査部門による内部統制監査を実施することが義務付けられている企業もあります。

これらは買収後なるべく早い段階で行うべきですので、買収の手続のなかでその準備や対象企業との調整を行うことが必要です。

(4) 買収、買収後の統合 (PMI : Post Merger Integration) に関する手続の整備

買収をある程度頻繁に行う会社の場合は、あらかじめ、買収や統合に際して実施すべき手続を定めた上で、社内の関係者や社外の協力者と十分に共有しておくことが重要です。

その手続としては、前述のような企画時点での情報収集やリスク評価、デューデリジェンスの進め方、買収に関する覚書や契約に関する項目を定めておくことが一般的です。また、これらの手続の対象は、契約完了直後からの詳細なリスク調査や、各事業部門が実施すべき事業やインフラ、手続等の統合作業に関する項目が含まれます。

このような手続に則り、デューデリジェンスや買収後の調査を効果的なタイミングで実施することにより、統合段階における重要リスクを効率的に把握し適切な対応を行うことで、事業進出において極めて重要な位置付けである進出期を円滑に進めることが期待できます。

II グローバルサプライチェーンのリスク管理

1. グローバルサプライチェーンによるリスクの変化

現在の多くのビジネス活動は資本関係の有無にかかわらず、他社と協調し、より高い付加価値を生み出すサプライチェーンが競争力の源泉となっています。サプライチェーンを構成する企業は協調して価値の創出に努めるものの、調達、製造、出荷、物流といった個別の機能自体の利害は相反することがあります。例えば、物流を担当するユニットはより配送の効率化のためにロットを大きくすることを望むかもしれませんが、製造を担当するユニットは不良在庫となるリスクを懸念し、ロットを小さくした生産を望む場合があります。

また以前は、いわゆる“ケイレツ”関係等を通じて、価値観を共有する企業群によってサプライチェーンが構成されました。それが“ケイレツ”の崩壊や、グローバル化によって変化し、必ずしも同一の価値観をもつ企業群のみでサプライチェーンが構成されなくなっています。このようにサプライチェーンのリスクを認識し対応することは、かつてのように容易ではありません。

また、いったん海外進出した後もサプライチェーンは進化し、それに伴いリスクも変化します。例えば、海外現地生産による出荷先は、進出当初は日本が中心であったものの、現在

では日本以外の第三国や現地が増加している地域もあります。また、購買先の現地化が進展している地域が多数見られます。

こうしたなかで、2011年のタイ洪水は、グローバルサプライチェーンのリスクマネジメントの必要性を多くの日本企業に強く実感させるものとなりました。この洪水は被害総額4000億円超、230万人に影響を与えたといわれる大規模災害でしたが、影響はタイおよび日本のみならず、サプライチェーンを通じてつながっている第三国にも及びました。また、地域ごとに影響が及んだサプライチェーンのプロセスが異なっていたことも特徴的です。タイにおいては生産活動そのものに影響が出た一方で、日本においては、タイに部品等を輸出できず販売活動に影響が出た企業が多く、さらに第三国においては、タイからの部品を調達できず調達活動に影響が出ました。タイからの購買や出荷が滞った場合に、自社のサプライチェーンへの影響をあらかじめ予測し、対応を行っていた企業は決して多くはなかったはずですが。

2. グローバル化によるサプライチェーン上のリスクの変質

グローバル化により複雑化したサプライチェーンのリスクを適切に管理するには、どのようにそれぞれのリスクが変質したのかを理解し、対応することが必要です。ここでは、主なリスクについて紹介します。

(1) オペレーションに関するリスク

サプライチェーンにおけるオペレーションに関するリスクとは、作業プロセス、人的資源、設備等の問題より生じる品質不良や納期遅延が生じるリスクです。サプライチェーンのグローバル化による主な影響はオペレーションのブラックボックス化の進展とサプライチェーンの“逆”可視化です。

オペレーションのブラックボックス化とは、サプライヤがグローバルに分散することによりコミュニケーションの難易度が増すことになり、サプライヤ内のオペレーションのプロセス上の問題点、人的資源の充足状況、設備上の適切さ等に目が届きにくくなることを指します。その結果、オペレーションに内在するリスクを適時に把握することが難しくなっています。サプライヤが階層化していた場合は第2層、第3層等の下層のサプライヤが上層のサプライヤとは別の国にあることも増えており、さらにリスクの把握を困難にしています。

サプライチェーンの“逆”可視化とは、サプライヤのグローバルでの分散により、第2層、第3層等を含めて、どのようなサプライヤが自社のサプライチェーンを構成しているかわからなくなることです。その結果、ある下層のサプライヤのオペレーションにかかわるリスクの顕在化によって、サプライチェーン全体への影響把握に時間を要するおそれがあります。

(2) 自然災害に関するリスク

サプライチェーンにおける自然災害のリスクとは、地震や台

風等の自然災害により、操業停止や納期遅延が発生するリスクです。近年自然災害に関するリスクは、その発生そのものの予測や、それらの影響範囲の予想が一層困難になっています。

自然災害はもとより予測困難なものですが、地球温暖化の影響か、過去の経験則が通用しないような災害の発生が世界的に増加しています。我が国における東日本大震災の津波被害もその1つですが、タイ洪水、欧州の洪水、米国のサイクロン被害等、いずれも元々の防災対策が想定していた以上の規模となり、被害の拡大や長期化を招いています。その結果、被災地域における経済活動を長期にわたりマヒさせ、サプライチェーンに重大な影響を及ぼします。

また、オペレーションに関するリスクで触れたように、サプライチェーンの構成が見えにくくなっていることから、ある地域の自然災害による自社への影響把握がより困難になっています。その結果、自社の事業に影響がないと認識していた国での自然災害により、下層のサプライヤが影響を受け、サプライチェーン全体に影響を及ぼすことがあります。

(3) IT技術に関するリスク

サプライチェーンにおけるIT技術に関するリスクとは、情報システムの品質や情報システム開発／運用プロセスの問題により、正確かつ迅速なデータ交換ができなくなるリスクです。その結果、適切な意思決定ができなくなり、効率的なサプライチェーンの維持が困難となる可能性があります。

近年、このリスクについては、オペレーションに関するリスクでも触れたブラックボックス化に加え、IT基盤の多様化に起因するシステム障害の増加が顕著です。本来サプライチェーンの最適化には高度なITに支えられた情報収集、共有、加工が必須です。グループ会社でサプライチェーンを構成する場合はIT基盤を統一できることも多いですが、多様な国の多様な企業により構成される現代のグローバルサプライチェーンにおいては、多様なIT基盤が共存します。その結果、異なるIT基盤間でのデータ交換が複雑となり、システム障害発生の可能性が高まります。また、データ交換にかかるコストは統一されたIT基盤のそれよりも高額となります。

(4) 税務に関するリスク

サプライチェーンにおける税務に関するリスクの代表例は、税コストの最適化にかかわるリスクです。特にグローバル化が進展するなかにあっては、FTA(自由貿易協定)・EPA(経済連携協定)等の各国の制度の状況や、国際税務を把握した上で拠点や機能、資産の配置や出資関係等を検討することが重要です。もちろん、税制はいずれの新興国においても継続的に見直されるものであり、制度の変化を常に把握し、自社のサプライチェーンへの影響を集中的に分析することが重要です。

(5) サステナビリティに関するリスク

環境や社会開発といった企業の社会的責任(CSR)にかかわ

る課題が、自社のサプライチェーンに影響を与えるリスクです。特に昨今は紛争鉱物や児童労働の問題等、日本国内においては顕在化することが少ないリスクを十分に考慮しなければなりません。本稿では、そうしたリスクの代表例として、紛争鉱物と水資源に関するリスクについて紹介します。

① サステナビリティに関するリスクー紛争鉱物に係る規制

2010年、米国において成立した金融規制改革法(ドッド・フランク法)では対象となる紛争鉱物(Conflict Material)が、コンゴ民主共和国およびその周辺諸国から輸出されたものか否かを特定し、報告することを一定の企業に義務付ける条項が設けられました。背景として、紛争鉱物の輸出が大量兵器の購入と住民への組織的暴力等を行う武装集団や反政府組織の資金源となっている懸念が高まっていることがあげられます。ドッド・フランク法は情報開示と社会的圧力を通じ、企業による紛争鉱物の使用を排除することを意図していると考えられます。米国証券取引法の規制13(a)または規制15(d)に基づき、SECに対し報告書を提出している企業で、かつ、「紛争鉱物」が自らの製品の製造に必要な企業が該当します。ただし、直接これに該当しない場合でも、該当する企業から調査への協力または報告を求められる可能性があります。対象企業は年次報告書において、コンゴ民主共和国およびその周辺諸国が紛争鉱物の原産国となっていないかを合理的な調査を踏まえ、開示することが求められます。本リスクについては、サプライヤすべてを巻き込んだ、サプライチェーン全体を見据えた対応が求められます。この内容については本誌特集の「紛争鉱物規制 初年度の実務対応 第1回」をご参照ください。

② サステナビリティに関するリスクー水資源

日本では契約水量を越えなければ、いくら使用しても、追加的なコストは発生しません。また、工業用水の料金も比較的安価です。しかし、中国やインドでは工業用水に日本の約2倍のコストがかかることもあります。さらに一部地域で、経済発展の高まりとともに近い将来における水供給の逼迫が予想されています。グローバルサプライチェーンの拠点検討に際し、水資源の確保も観点の1つとなりえます。グローバルサプライチェーンの水使用のリスク評価は、グローバルサプライチェーンのどこで多量の水が使用されているか、また、多量の水使用が伴う原材料(農産物)や容器包装が何かを特定します。この分析の手法の1つとして、それぞれの原材料や容器包装の調達に必要な水の状況を「バブルチャート」の形にまとめ可視化することもできます。

3. グローバルサプライチェーンに対するリスクマネジメントの確立

サプライチェーンのグローバル化によるリスクの変質に対し、どのように対応していけばよいのでしょうか。ここでは、そのためのキーとなる3つのポイントを紹介します。

(1) 本社主導のグローバルサプライチェーン標準の整備と導入

サプライチェーンマネジメントにおけるリスクマネジメントの要諦の1つは、構成企業間でリスク認識を合わせ、その対応のための行動を協調してとることにあります。具体的には、グローバルサプライチェーンのリスクを俯瞰的に考慮したグローバルサプライチェーン標準（「標準業務プロセス」「標準業務基準」「標準ITシステム」）を整備し、各拠点の実態を把握した上で、適用することが求められます。

製造等サプライチェーンの中心機能に近いという理由だけで、サプライチェーンの一構成要素である海外拠点にそのようなリスクマネジメントを任せても効果は期待できません。なぜならば、海外拠点ではサプライチェーン全体を把握しきれない場合が多く、サプライチェーンの構成企業に対しての影響力が限定的だからです。当該海外拠点の所在する国以外にサプライヤーが分散している場合は、さらに海外拠点がサプライチェーン全体のリスクマネジメントを主導することが難しくなります。

(2) サプライチェーンの実態把握

グローバルサプライチェーンの実態把握とは、サプライヤーとその関係や、各子会社との取引状況を可視化し、リスクを把握することです。

このような可視化が行われていなければ、例えばサプライヤーにリスク顕在化による問題が発生した場合の自社への影響をすぐに把握することができません。さらにグローバルサプライチェーンの可視化に基づきリスク評価を実施します。こうした評価は、一方的に行うのではなく、評価結果の正確性の確保とサプライヤーにおけるリスクへの理解と意識醸成のために、関係者とのコミュニケーションを十分図りながら、実施することが望まれます。

(3) 事業継続マネジメント

どのようにリスクマネジメントを行っていたとしても、グローバルサプライチェーンの寸断や遅延といったリスクの顕在化を完全に防ぐことはできません。そのため、あらかじめサプライチェーンに適用する事業継続計画（BCP）を整備し、共有しておきます。近年数度の震災を経て、企業のBCPに対する関心は高まってきているといえますが、サプライチェーン全体を見渡したBCPへの取組みは一般的に必ずしも十分ではありません。

サプライチェーン全体を対象とした場合のBCPの留意点は、以下のとおりです。

① サプライチェーン全体を見た上で優先事業を決定

自社の製品そのものの製造や販売への影響だけではなく、自社の製品がかかわる上位のサプライチェーンで取り扱う商品・サービスの最終消費者への影響を考慮し、事業継続上の優先度を決定します。特に、当該サプライチェーンで取り扱う商品・サービスが「生命・安全確保」「法令・契約上の責任」「ブランド・信用の維持」「経営戦略の実現」等にかかわる場合は優先度を高く設定することが望まれます。また、事業継続の目標復旧時間はそれらのサプライチェーンに求められる目標復旧時間を考慮し、決定することになります。

② 属性によってグループ分けするサプライヤーの管理

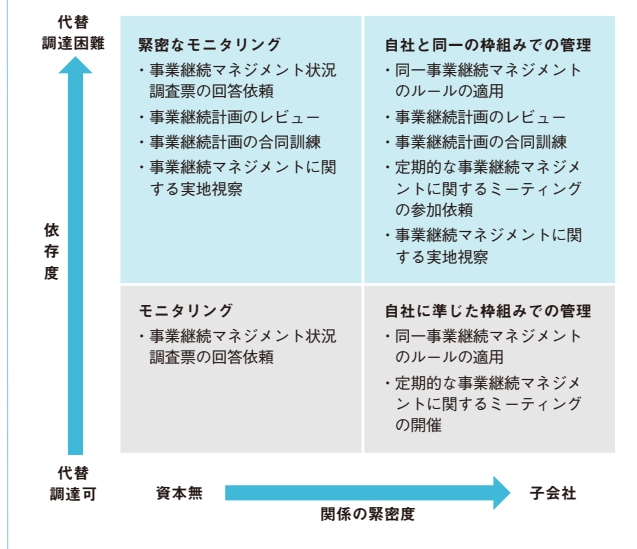
サプライヤーを属性によってグループ分けし、管理レベルと管理方法を決定します。サプライヤーへの依存度と関係の緊密度によって、求めるレベルを決定することになります。一般的に資本関係がないサプライヤーとは報告書等を介した間接的な管理にならざるを得ません。資本関係がなく、かつ依存度が高いサプライヤーには契約等に事業継続にかかわる条項を盛り込む場合もあります（図表3参照）。

③ サプライチェーンを継続させるための手段

サプライチェーンを継続させるための手段として、調達先や生産拠点の多重化がしばしば提案されますが、一方で経営効率低下の恐れもあります。在庫の積み増しももちろん有効ですが、同様に経営効率の低下を招くおそれがあります。

東日本大震災においては、多重化や在庫積み増しに依らず、以下のようなアプローチでいち早く事業を復旧させた企業もありました。

図表3 サプライヤーの管理レベルと管理方法



- ・ 製品全体のなかの優先度ではなく、入手可能な経営資源によって生産可能な製品のうち、優先度の高いものを生産した。(ただし、こうした取組みにはサプライチェーンの可視化が前提となる。)
- ・ 特殊部品のうち標準品で代替可能なものは急遽設計を変更して生産した。(こちらは部品の調達しやすさを考慮した設計と付加価値が小さい部品についての標準品採用が前提となる。)

経営効率を維持しながらサプライチェーンを継続させるための手段は、いくつも選択肢があるわけではありません。ただ、あらかじめ、サプライチェーンの実態把握と標準化を推進することで、「打ち手」のバリエーションを広げることができます。

(4) グローバルサプライチェーンに対するリスクマネジメントの維持

グローバルサプライチェーンは、国内に閉じたそれよりもビジネス環境の変化に伴う変化の振れ幅が大きいと考えられます。そのため、グローバルサプライチェーンのリスクは常に変質する可能性があり、それに応じてリスクマネジメントも見直しが必要になります。よって、このような変化の可能性を常に意識し、現場への密な訪問を含めた実態把握（モニタリング）の活動が重要です。

最後に、こうした機能を最も有効かつ効率的に行えるのはグループ本社であり、グローバルサプライチェーンのリスクマネジメントの維持のためには、本社の関与の強化と海外事業管理機能の充実が求められているといえます。

経営戦略としての事業継続マネジメント



2013年3月刊
 【著】KPMG ビジネスアドバイザー株式会社
 東洋経済新報社
 336頁 3,570円(税込)

本書では事業継続マネジメント(BCM)は経営と独立した活動ではなく、経営戦略の立案と実行において組み込まれる活動であること、事業継続マネジメントに関する意思決定において経営者または上級管理職が考慮すべき観点を指します。著者による調査結果を盛り込み、企業の実態やケーススタディを踏まえ、経営を支える、組織、サプライチェーン、情報システム、人材、財務について、戦略のあり方を提示しています。

本稿に関するご質問等は、以下までご連絡くださいますようお願いいたします。

KPMG ビジネスアドバイザー株式会社
 TEL : 03-3548-5305 (代表番号)

ディレクター 足立 桂輔
 keisuke.adachi@jp.kpmg.com

シニアマネジャー 津田 圭司
 keiji.tsuda@jp.kpmg.com

シニアマネジャー 森本 正一
 shoichi.morimoto@jp.kpmg.com

会計基準の国際的調和が企業経営に与える影響 — IFRS の潮流を見据えて —

有限責任 あずさ監査法人 アカウンティング・アドバイザー・サービス事業部

パートナー 中田 宏高

コンバージェンスプロジェクトの進展により、日本の会計基準は高品質かつ国際的に遜色のないものとなったとされています。しかしながら、日本企業における会計実務は、必ずしも IFRS の下で想定される会計実務と近いものにはなっていないように見受けられます。本稿では、IFRS における会計基準の思考と比較しながら、日本における従来の会計実務、近年の変化について分析し、IFRS の適用の如何にかかわらず対処すべき課題について検討します。

なお、文中の意見に関する部分は、筆者の個人的な見解であることをあらかじめお断りいたします。



なかた ひろたか
中田 宏高

有限責任 あずさ監査法人
アカウンティング・アドバイザー・
サービス事業部
パートナー

【ポイント】

- 企業会計基準委員会 (ASBJ) と国際会計基準審議会 (IASB) との間の「東京合意」以降、我が国の会計基準の国際財務報告基準 (IFRS) に向けたコンバージェンスが進展している。
- しかしながら、日本企業における会計実務は、税務上の有利性や実務上の配慮が優先されるケースも多く、IFRS が重視するような経済実態の反映、経営管理への利用はまだ十分に進んでいないように思われる。
- 近年、日本企業の間で一種のトレンドとなっている、固定資産の減価償却方法の定率法から定額法への変更は、リーマンショック以降の不安定な経済情勢の中で生産体制をグローバルで見直す必要性に迫られている企業が、会計方針を実態に近付ける動きの1つであると考えられる。
- また、グループ会社間の決算期統一事例の増加も、より迅速な意思決定が求められる現在の経済環境の下で、海外事業比率の高まりに応じた経営課題に対処する動きであると言える。
- グローバルで統一された経営管理課題に取り組むにあたり、その基礎となる会計ルールや決算期が統一されていることは不可欠であり、IFRS 適用の是非の議論に終始せず、自社が取り組むべき会計上の経営課題に着手することが重要である。

I 日本の会計基準のコンバージェンスの進展

日本の会計基準は、2007年8月のいわゆる東京合意以降、それまでのコンバージェンスを加速し、2008年12月には欧州証券規制当局委員会 (CESR) により、全体としてIFRSと同等であるとの評価を受けています。また、2012年6月には、ASBJとIASBが、日本の会計基準とIFRSの主要な差異をなくす取組みであるコンバージェンスのこれまでの成果について、

「おおむね目標が達成されている」との評価を共同で公表しました。さらに2012年7月に公表された金融庁・企業会計審議会による『国際会計基準 (IFRS) への対応のあり方についてのこれまでの議論 (中間的論点整理)』によれば、我が国の会計基準は、これまでの努力の結果として高品質かつ国際的に遜色のないものとなっているとされています。それではこのような環境の下で、日本企業における会計実務もIFRSにおけるそれに近いものとなっているのでしょうか。

コンバージェンスプロジェクトの進展により、例えば棚卸資産の評価方法として低価法が強制され、所有権移転外ファイ

ランス・リースについては資産計上が求められることとなりました。また、工事契約に関しては、工事完成基準と工事進行基準の選択適用が廃止され、一定の要件を満たすかどうかによって工事進行基準と工事完成基準のいずれかの方法により収益を認識することとされました。さらに、セグメント情報の開示にはマネジメント・アプローチの考え方が導入され、会計方針の変更や過年度に誤謬があった場合には、過年度の財務諸表を遡及して修正することが求められるようになりました。その他にも多くの項目が会計基準の国際的調和を目的に改訂されており、その意味では、個々の基準レベルでは、やはり日本基準はIFRSに相当近いものになっていると言えます。

しかしながら、会計基準の根底にある考え方、あるいはそれを適用する際の企業側の思考という観点では、必ずしもIFRSと同様の思想に基づいた会計実務が日本で行われているとは言えないように感じられます。

II IFRS と日本の会計実務の思想の相違

例えば有形固定資産の減価償却方法と耐用年数について考えてみます。IFRSにおける有形固定資産の減価償却方法は、資産の将来の経済的便益が企業によって消費されると予想されるパターンを反映するものでなければならない（IAS第16号第60項）とされています。また、耐用年数については、資産が企業によって利用可能であると予想される期間とされ（同第6項）、予想される使用量や物理的自然減耗、技術的または経済的陳腐化等の要因を考慮して決定しなければなりません（同第56項）。いずれも少なくとも各事業年度末には再検討を行い、もし予測に重要な変更があった場合には、会計上の見積りの変更として処理することと規定されています（同第51項、第61項）。

このようにして、IFRSにおける有形固定資産の減価償却方法および耐用年数は、常に経済実態を反映したものであることが求められています。したがって例えばIFRSの下では、投資の意思決定をする際に、その資産から10年間にわたって一定額の便益を得ることを想定しているような場合には、その事業計画に基づいて、耐用年数10年の定額法により減価償却を行います。また、途中で使用予定期間が15年に変更された場合には、耐用年数もその時点で延長することとなります。その結果、投資計画と整合した制度会計上の数値を用いて投資の効果のモニタリングや業績評価といった管理を実施することが可能になります。

一方、日本においては、一般に有形固定資産の会計処理は、税法を強く意識して行われてきました。減価償却は、定額法、定率法などの中から会計方針として企業が任意に方法を選択し、その後は毎期計画的、規則的に実施することとされています。また、耐用年数は資産の経済的使用可能予測期間に見合っ

たものであることを原則としつつ、企業の状況に照らし、不合理と認められる事情のない限り、法人税法に定められた耐用年数を用いることが容認されています。

これらの取扱いを踏まえて日本の会計実務上は、不合理と認められる事情のない限り、経済実態を反映させることよりも、税務上の有利性を考慮し、早めの損金経理が可能となり税金のキャッシュアウトを遅らせることのできる定率法によって、税法上の耐用年数に基づいて減価償却を行うことが一般的となっています。その結果、そのような企業においては、制度会計上の数値をそのまま設備投資の有効性評価等の経営管理に用いることは難しい状況となっています。

このように経営管理とは別の論理により行われている会計実務は、日本において他にも散見されます。例えば、連結財務諸表作成にあたり、子会社の決算日は、実務上の便宜に配慮して、連結決算日との差異が3ヵ月を超えない範囲であれば、そのまま修正せずに連結することが許容されており、多くの企業が海外子会社を連結する際に本規定を利用しています。そのため、3月決算の企業においてグループの予算が確定した頃には12月決算の海外子会社の事業年度は既に開始しており、また、子会社の決算情報の入手が遅れる傾向にあることから、タイムリーな経営判断ができないといったグループ経営管理上の支障が生じかねません。

さらに、『連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い』により、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社および子会社が採用する会計処理の原則および手続は統一することを原則としながらも、在外子会社の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合には、一定の項目を除き、当面の間はそれらを連結決算手続上利用することができることとされています。これも海外各国に散らばるグループ会社すべてに日本の会計基準を適用させる困難さを考慮したものであると考えられますが、この取扱いを受け、多くの日本企業においてグループの連結財務諸表を作成するにあたり、その構成要素によって日本会計基準、IFRSないし米国会計基準という3つの会計基準が用いられる結果となっています。このため、同じ取引をグループ各社で行っている場合であっても、連結財務諸表上、それぞれの会計処理が異なる可能性があり、その結果として経営判断が変わってしまうことも起こり得る状況となっています。さらに連結決算手続上、IFRSまたは米国会計基準に基づく在外子会社の財務諸表の利用が許容されていることは、グループ統一の会計方針を決定し、グループ会計方針書を作成したうえで、各社に適用させるというグループガバナンス上の重要な営みを実践する日本企業の数が少ないことの大きな原因となっていると考えられます。

Ⅲ 近年における日本企業の会計実務の変化

1. 日本企業に相次ぐ会計方針等の変更

日本会計基準上、会計方針とは、「企業が損益計算書及び貸借対照表の作成にあたって、その財政状態及び経営成績を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続並びに表示の方法」とされており、企業が会計原則および会計基準等が許容する範囲内で自ら選択し、採用するものです。会計方針はいったん採用されると継続して適用されることが原則であり、正当な理由がない限り、みだりに変更することはできません。特に、正当な理由についての判断においては、「会計方針の変更が企業の事業内容及び企業内外の経営環境の変化に対応して行われるものであること」が検討項目の1つとして求められ、会計方針の変更の正当な理由として、社会的経済的要因（物価水準、為替相場、金利水準の動向等）または企業内部の要因（管理システムの整備、諸制度の改定、事業目的の変更等）の変化を説明できなければならないという高いハードルが設けられています。にもかかわらず、近年、特に固定資産の減価償却方法を中心に、会計方針の変更を実施する企業が増加してきており、減価償却資産の耐用年数等の会計上の見積りの変更や連結子会社の事業年度等の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項における変更（以下「会計方針等の変更」という）を含めると相当数に上っていると考えられます。長年採用し続けてきたこれら会計方針等の変更を、多くの企業はなぜ今検討しているのでしょうか。

IFRS適用の議論が始まって以来、日本企業における会計方針等の変更が増加してきている事実を照らせば、日本におけるIFRSの適用の検討がその背景にあることは確かであると言えます。しかしながら、本稿の執筆時点（2013年6月）でIFRSを既に適用している、または適用を公表している日本企業はまだ非常に限られており、最近までのIFRS適用に向けての議論の動向を勘案しても、IFRS適用という外部要因だけが原因ではないことも間違いありません。日本企業に会計方針等の再検討を後押ししている要因は何なのでしょうか。以下では、事例における分析を実施することによって、この質問に対する回答を探ります。

2. 固定資産の減価償却方法の変更

図表1に示されているとおり、減価償却方法の変更事例は、近年際立って増加しており、2012年3月までの1年間で50社、同じく2013年3月期までの1年間で91社と、ある種のトレンドとなっていると言えます。これらの会社が開示している変更の理由を分析することにより、会計方針の変更の背景となった各企業の事情が見えてきます（図表2参照）。

図表1 固定資産の減価償却方法を変更した会社数（あずさ監査法人調べ）

2009年4月期～2010年3月期	4社
2010年4月期～2011年3月期	16社
2011年4月期～2012年3月期	50社
2012年4月期～2013年3月期	91社

・対象は有価証券報告書提出会社
・上場子会社についても親会社とは別に集計

図表2 2012年4月期～2013年3月期で変更を開示した会社の変更の理由（あずさ監査法人調べ）

設備の安定稼働	62社
新規（大型）投資	33社
グローバル化	23社
グループ内会計方針の統一	16社
安定的な収益獲得	12社
その他	10社

・対象は図表1の91社
・複数の理由は別に集計しているため、合計は合わない

2012年4月期～2013年3月期に減価償却方法の変更を開示している91社中7割近くの62社は、その理由に「設備の安定稼働」を挙げています。91社すべてが定率法から定額法への変更であり、海外には定率法の実務が少ないと言われていることを考えると、その変更の大部分は日本国内の固定資産に係る変更であると推測できます。これは、リーマンショック以降の景気低迷に起因した生産の大幅な落込みへの対応として、製造業を中心とする企業群にとって、生産体制の見直しを実施する中で、「設備の安定稼働」が事業の面からも必要になり、設備投資や設備の利用方法が変わってきていることを示唆するものではないでしょうか。

また、「グローバル化」、「グローバル生産」を理由として挙げている企業は91社中23社、「グループ会社間の会計方針の統一」を理由として挙げている企業も16社に上っています。「設備の安定稼働」を理由に挙げている企業の中でも、グローバル生産体制や海外生産展開に言及している例も多く見られることから、製造業を中心として事業のグローバル化が減価償却方法の再検討の1つの契機になっていると考えられます。

グローバルに事業を展開している企業にとって、最適生産地の選択は、ロジスティクスの最適化、質の高い安価な労働力の確保、適切な工業インフラの確保等の検討により決定されていると推定されます。そしてその選択の過程では、少なくとも日本においてのみ、投資した資産の消費パターンが他国と異なるような想定はされていないと考えられます。また、適切な利益を確保するための原価計算についても、日本においてだけ設備コストの発現の仕方が異なるとは考えにくいといえ

ます。このような状況の下、前述のような設備利用の変化があるにもかかわらず日本において定率法を継続適用することは、投資回収計算や各ロケーションの原価比較等のマネジメントの意思決定に利用される会計情報としての減価償却費と、制度会計上の減価償却費が異なることにつながり、経営管理上の制約になってしまっている可能性があります。

リーマンショックとそれに続く不安定な経済情勢の中で大規模な生産量の変動を経験し、生産体制の見直しをグローバルで実施せざるを得なかった企業は、伝統的な実務であった定率法による減価償却の見直しにまで踏み込む必要性に迫られ、このことが近年の固定資産の減価償却方法の変更の増加の一因となっているのではないかと考えられます。

3. グループ会社間での決算期の統一

会計方針の変更ではありませんが、グループ会社間での決算期の統一を目的とする、親会社または連結子会社の決算期変更もまた、その事例数が近年増加傾向にあります（図表3参照）。近年の最も典型的な変更事例は、12月決算である海外の連結子会社の決算期を親会社と同じ3月にするというケースですが、親会社を含む連結グループ全体の決算期を変更したうえで統一するという事例も目立ってきています。

IFRSが導入されると、日本基準に比べて連結グループ会社間での決算期統一に関する要請が厳しくなるというのは、両基準の差異としてよく取り上げられる話題ですし、近年の決算期統一または変更事例においても、来るべきIFRSへの対応ということを明示している企業も少なくありません。一方、近年の決算期統一または変更を実施した企業のうちで、IFRS導入を既に実施した、または正式にIFRS導入を公表した企業が非常に少数であるという事実は、決算期の統一または変更について、IFRS以外に主要な理由があるということを示唆していると考えられます。

2012年12月期に決算期を変更（以前は3月決算）した花王株式会社は、決算期の変更に関するプレスリリースの中で、変更の理由について、「海外連結子会社と決算期を統一することで、グローバルな事業の一体運営の推進及び経営情報の適時・確かな開示による更なる経営の透明性の向上を図るため」（平成23年10月25日『決算期（事業年度の末日）の変更に関するお知らせ』）と記載しています。また、同時期に同様の変更を実施した東洋ゴム工業株式会社も、変更の理由として「海

外連結子会社と決算期を統一することによる適時・適切な会社情報の開示を徹底し、かつ当社グループの予算編成や業績管理等、事業運営の効率化を図る」（平成24年1月26日『決算期（事業年度の末日）の変更に関するお知らせ』）と記載しています。

これら2社を含め、決算期を統一または変更した企業の多くは、海外連結子会社との統一をその狙いとしています。海外での事業比率が高まるにつれ、連結グループにおいて重要な部分を占める海外子会社との財務情報のずれは、対外的な業績の説明においても、内部的な管理においても看過できない問題となってきています。海外連結子会社の決算が3ヵ月先行してずれている例を仮定すると、ずれている3ヵ月間の経営環境の変動、例えば為替相場の変動や海外マーケットの変化に伴う在庫水準の変動等がまったく反映されていない決算では、投資家への十分な説明ができなくなるリスクがあるうえに、経営管理上も、3ヵ月ずれた財務数値を利用している場合には、迅速な意思決定が求められる現在のような経済環境の中では、経営にとって非常に大きな足かせとなります。また内部管理では、ずれていない財務数値を利用している場合には、対外的に公表される制度会計との整合性を常に調整しておく必要に迫られることとなり、いずれにしても海外比率が高い事業を営んでいる企業にとっては放置できない経営課題となっていると考えられます。

IV グループガバナンスと会計方針

IFRSが財務会計に経済実態の反映を求め、計画と整合した制度会計上の数値を経営管理に役立たせようという思想であるのに対し、従来の日本の会計実務は、経営管理に資するというより税務上の取扱いの有利性や実務上の導入のしやすさなどを重視する傾向にあったことは、II. IFRSと日本の会計実務の思想の相違で記載したとおりです。しかしながら、企業活動のグローバル化に伴い、在外子会社を含むグループ企業の業績や財務数値を同じ基準で比較、分析、あるいは評価することがますます重要になっています。

グローバルでの統一された経営管理課題に取り組もうとするときに、本来はその基礎となるべき会計ルールや決算期等の基本的な事項が統一されていないということは非常に重要

図表3 東証1部上場企業における決算期統一会社数の推移（週刊経営財務No.3103 2013年2月25日より）

	2009年10月期～ 2010年9月期	2010年10月期～ 2011年9月期	2011年10月期～ 2012年9月期
連結決算日と連結子会社決算日が一致	372社	384社 (12社増)	412社 (28社増)
連結決算日に仮決算実施	100社	120社 (20社増)	137社 (17社増)
合計（決算日統一会社）	472社	504社 (32社増)	549社 (45社増)

な問題であり、日本の会計基準のIFRSとのコンバージェンス、日本におけるIFRS適用の議論とも相まって、今、日本企業の会計ガバナンスのあり方の矛盾点がクローズアップされています。固定資産の減価償却方法やグループ会社間での決算期の不統一は、これらの矛盾点の最たる部分であり、近年、これらを含む会計方針等の変更が増加傾向にあるのは、個々の企業における背景はそれぞれ全く異なるとしても、グローバルでの経営管理に向けて次のステップを踏み出そうとしている日本企業の取組みが現象として発現しているのだと言えるかもしれません。

IFRSの強制適用が、日本企業にとって非常に大きな問題であることは間違いありませんが、各企業においては、適用の是非の議論に終始するだけではなく、個々の基準についてIFRSとのコンバージェンスを進めてきた日本基準の下においても、その背景にある考え方を理解して、会計方針等の統一に代表される自社が取り組むべき会計上の経営課題に、できることから着手することが重要であると考えます。

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
アカウントティング・アドバイザー・サービス事業部
パートナー 中田 宏高
TEL : 03-3548-5120 (代表番号)
hirotaka.nakata@jp.kpmg.com

中堅企業の M&A における留意点 —各プロセスにおける留意事項と デューデリジェンス発見事項について—

有限責任 あずさ監査法人 企業成長支援本部 事業戦略部

パートナー 佐藤 義仁

会社法等、一連の企業関連法制の整備により、組織再編行為は従来に比べ迅速に行えるようになり、近年では上場会社のみならず、非上場の中堅企業においても M&A が活発に行われています。しかしながら、中堅企業の M&A の特徴として、①金額的にあまり高くない投資案件も多いため、ターゲットも必然的に非上場の会社が割合的に多くなること、②投資案件に対する様々なリスク（デューデリジェンス¹時の資料の不足・不備、統合後の連結・SOX 対応、統合後の管理方針・管理ツールの統一化、月次決算等の管理の困難性）が内在すること、③買い手も M&A の経験が少ないため、ストラクチャー（M&A の手法）や税務戦略、リスク把握面での知識が不足している傾向が挙げられます。そのため、各 M&A プロセスにおいて留意すべき事項が多く存在します。

本稿では、M&A の経験の少ない中堅企業の担当者向けに、今後取り組まれる M&A が少しでも円滑に実行されるよう、一般的な M&A プロセスとプロセスごとの留意点、特に財務デューデリジェンスの局面における留意点につき解説いたします。

なお、本文中の意見に関する部分はあくまで筆者の私見でありますことをお断りしておきます。



さとう よしひと
佐藤 義仁

有限責任 あずさ監査法人
企業成長支援本部 事業戦略部
パートナー

【ポイント】

- ディールソース（投資案件の情報源）のプロセスにおいて、ソーシング²先の使い分けとディールの見極め（シナジー効果と買収案件の規模）をきちんと行うことが M&A 成功の秘訣である。
- 特に入札（bid）案件の場合、早い段階で、簡易バリュエーション³を実施し、入札金額に関する上限を設定しながらディールを進めていくことも、大切なポイントの1つである。
- 財務デューデリジェンスにおいて、資産、負債項目の内容だけでなく、それらが計上された経緯、要因についても分析し、損益計算書との関連についても留意すべきである。

1 デューデリジェンス：投資を行う際、投資対象のリスク・リターンを適正に把握するために事前に行う。

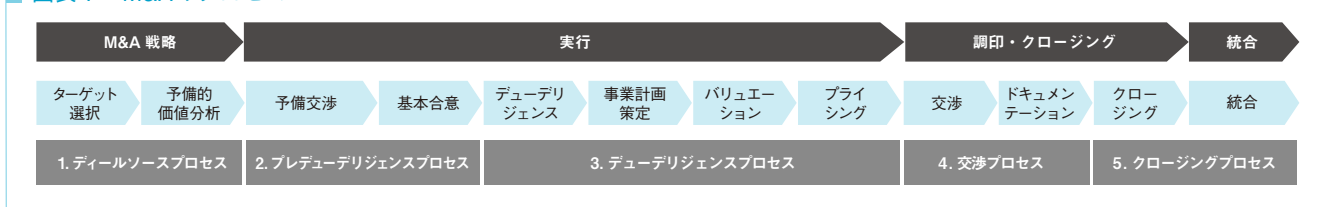
2 ソーシング：M & A の最初のプロセスにおいて、投資案件企業を選定し、交渉を行うこと。

3 バリュエーション：M & A の投資案件の価値計算、事業価値評価のこと。

I M&Aの各プロセスにおける留意点

中堅企業における一般的なM&Aプロセスは図表1のとおりです。

図表1 M&Aのプロセス



1. ディールソース (Deal source) プロセスの留意点

(1) 案件選択

投資案件の情報源であるディールソースは、各社それぞれ様々なルートがあると想像されます。しかしながら、ルートによって投資案件の性質が大きく異なってくる場合も多いのではないのでしょうか。具体的な情報ルートとしては、証券会社、仲介業者、金融機関、同業者、経営者との人的つながりのある会社からの直接の打診等が考えられます。

あるルートの場合、多種多様な案件を保有し、各社のニーズに合った投資案件を見つけることが容易なケースもあれば、比較的小規模な未上場会社のみを得意としている業者もあるなどルートにより得意分野が異なることもよく見受けられます。

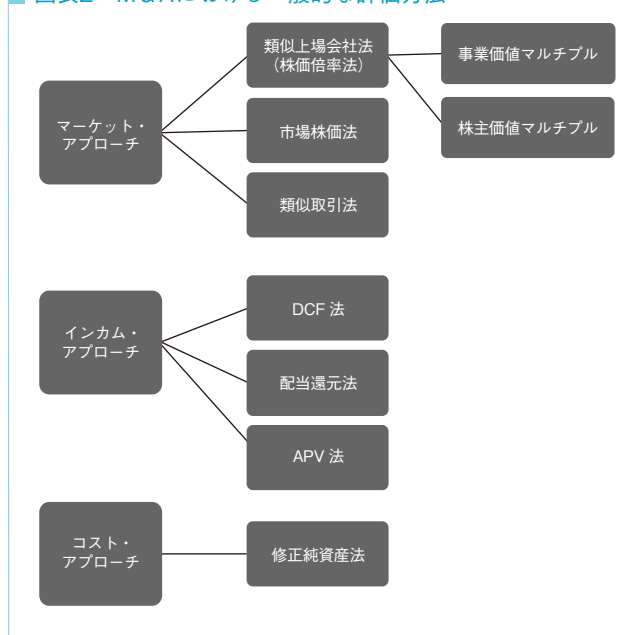
また、業者の場合、投資案件の選択肢が幅広い反面、相対取引ではなく、入札になるケースが多いため、値段も比較的高くなり落札しにくいケースがあります。それに対して、直接の打診の場合は、投資案件の選択肢は少なくなりますが、競合も少ないため、相対取引になる傾向があり、値段も低めで買収しやすいかもしれません。特にどのルートが望ましいということはありませんが、それぞれの業者の特徴に留意しつつ、自社のニーズに合った投資案件を広くソーシングしながら、初期段階で、しっかり投資案件を見極め、選択する必要があります。また、この段階でもシナジー効果と買収案件の規模について、ある程度、検討しておくことが大切であると言えます。

(2) インフォメーションメモランダム (Information Memorandum) 到着時

このプロセスのある程度のタイミングになった段階で、投資案件である詳しいターゲット情報がインフォメーションメモランダム (以下「インフォメモ」という) 等の形で入手できるようになると考えられます。そこで、ターゲットの外部公表資料 (帝国データベース、ホームページ情報、業界紙等) に基づく情報をできるだけ多く入手し、可能な限り事前の参考情報を集めるべきと考えます。また、この段階で入手した資料

により、可能な手法で簡易的なバリュエーション (事業価値評価) を行うことで、投資額をイメージし、かつ入札案件の場合、入札金額の上限を設定するようにすることが、ディールを進めて行くうえで、大切なポイントの1つであると言えます。その場合にも、スピード感が大切ですので、ある程度定型化したバリュエーションモデル (事業価値算定手法) を用意しておくと思えば進められると考えられます。

図表2 M&Aにおける一般的な評価方法



2. プレデューデリジェンスプロセスの留意点

(1) 入札要領、資金調達先、簡易バリュエーション

財務のアドバイザー（FA）がM&A案件に関与する場合、このプロセスのタイミングでご相談をするケースが多いと思います。また、本格的なデューデリジェンスに入るプロセスではありませんが、特に入札案件の場合、入札要領を提示されるケースも多いため、入札プロセスを熟読し、M&Aの実行プロセスにおける留意点と入札スケジュールについて最低限確認しておく必要があります。

また、譲渡対象がターゲット企業の全部なのか、それとも事業の一部切り出しなのか、子会社の譲受も必須かどうか、また入札条件で必ず守らなければならない事項（既存従業員の雇用確保やオーナー、経営者個人の要望等）があるのかどうかについて確認することが必要です。

さらに、M&A資金を調達する必要があるれば、ある程度の調達先の目途をつけておくことも大切な点と考えられます。

そこから、1次入札に向けての簡易的なデューデリジェンスを開始することになります。簡易的なデューデリジェンスは、財務に関する事項が中心となりますが、入札に際しての目標となる金額を把握するため、簡易バリュエーションが必要と考えられます。

簡易バリュエーションを行う場合の評価方法は、公表財務諸表やインフォメモ等のデータをベースにして算定いたしますが、方法としては図表2のようなアプローチが考えられます。

一般的な評価方法のうち、中小企業の非上場株式の評価によく使われる3つの手法および買収プレミアムについて解説します。

① EBITDA マルチプル法（類似上場会社法）

EBITDAマルチプル法とは評価しようとする会社と類似した会社の財務数値（純利益、純資産など）と株価の比率（評価倍率）を使って事業価値を算出する方法です。計算式は以下となります。

$$\text{【計算式】} \\ \text{事業価値} = \text{EBITDA}^{※1} \times \text{類似会社（業界平均）の} \left(\frac{\text{EV}^{※2}}{\text{EBITDA}} \right) \text{倍率}$$

※1 EBITDA (Earnings Before Interest Taxes Depreciation and Amortization): 利払い前・税引き前・減価償却前・その他償却前の利益
※2 EV (Enterprise Value): 企業価値

② DCF 法

DCF法とは将来キャッシュフローを割引率で現在価値に割り引いて事業価値を算出する方法です。インフォメモにある将来事業計画をベースに、フリーキャッシュフロー（FCF）を算出し、DCF法による企業価値を算出する方法も考えられます（図表3参照）。

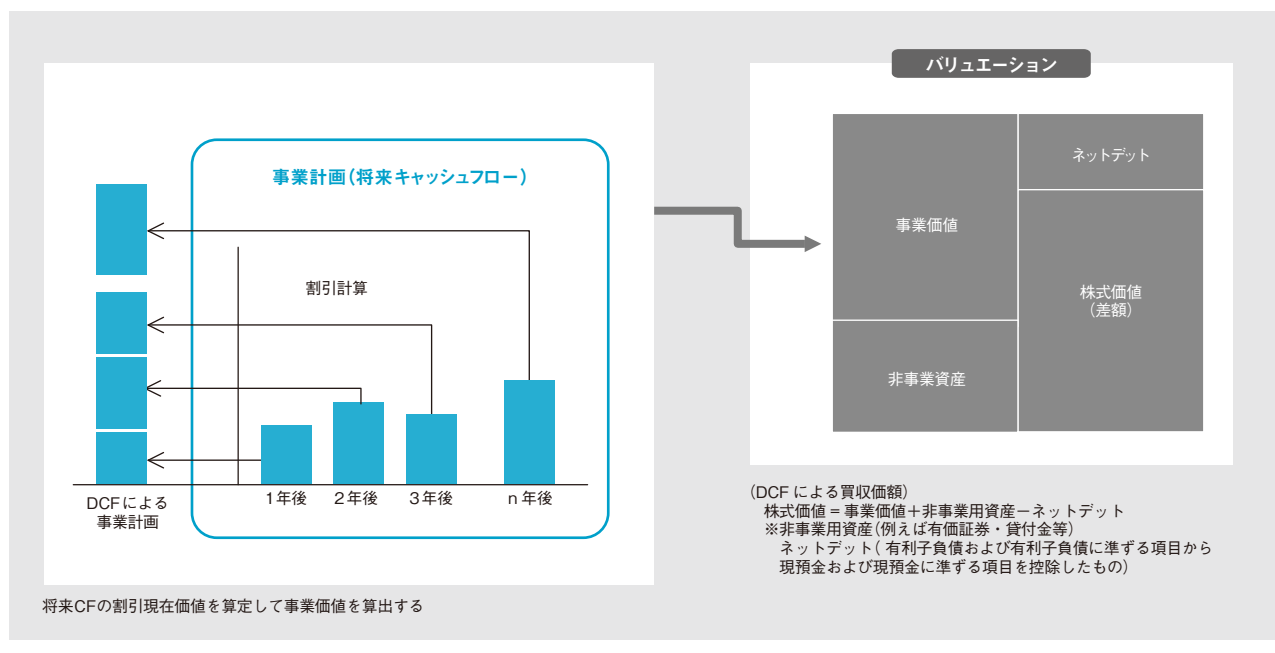
この方法は、非上場企業の一般的なバリュエーションの手法として、よく使われています。また、DCF法の留意点としては、割引率や成長率、非上場等の様々なディスカウント等により、評価結果が大きく変動する点に、注意しながら、試算することが必要となります。

③ 時価純資産法

時価純資産法とは貸借対照表の各資産・負債を時価評価することにより算出する修正純資産による方法です。

特徴は、含み損益がある程度判明している場合において、

図表3 DCF法のイメージ

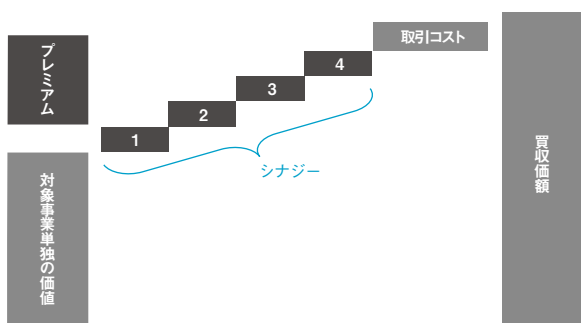


簡単に評価ができる点が挙げられます。一方、将来の成長性等については、加味できないことが多いため、他の評価方法と併用の方がより望ましいものと考えられます。

④ 買収プレミアム

M&Aに関し、売り手サイドはできる限り高い値段で売りたいという意向は当然ありますので、買い手サイドがターゲットの正常収益力をベースに試算した買収価額では、売り手の希望価額に到達しない場合も多々あります。その場合、買収プレミアムをどの位のせるのかについても検討が必要と考えられます(図表4参照)。その際は、統合により、自社とのシナジー効果がどの位のアップサイド⁴が見込めるのかについて、試算を行い、シナジーも考慮した場合の買収プレミアムをある程度のレンジで試算することも必要と考えられます。当該プレデューデリジェンスのプロセスにおいて、自社でリソースがあまり割けない場合、財務アドバイザーと相談しながら進めるという選択肢もありますので、状況に応じて専門家に相談するのも1つの方法と考えられます。

図表4 買収価額の決定イメージ



(2) 1次入札時

入札に際しての留意事項としては、プレデューデリジェンスにおいてある程度の価額を決めた段階で、入札要領を確認し、1次入札をクリアするための入札価額を決める必要があります。1次入札の価額が2次入札の価額を拘束しないのであれば、1次入札を通過するために、ある程度高めの入札金額とすることも1つの方策かもしれません。ただし、この場合、1次入札を通過できたとしても、2次入札で入札金額を大きく下げた場合、一般的に落札できる可能性が低くなってしまうと考えられるため、慎重な対応と判断が必要です。

3. デューデリジェンスプロセスの留意事項

(1) アドバイザー利用時

M&Aに際しては、各種アドバイザーを利用することが多いと思いますが、アドバイザーを利用する場合には、下記のような点に留意が必要と考えられます。

①アドバイザーの構成をどのように行うか、②既に売り手サイドについているアドバイザーかどうか、③過去に案件を一緒に取り組んだことがあったかどうかです。通常の入札案件では、M&Aの経験豊富な企業を除いて、買い手サイドでも財務アドバイザーを利用する人が多いと思われます。

財務アドバイザーは、証券会社やM&Aコンサルタント等様々な存在していますが、財務アドバイザーの対応いかんによりM&A案件の成否が決まってくると言っても過言ではないため、できる限りM&Aの案件の経験豊富な財務アドバイザーを選定する必要があります。経験不足の財務アドバイザーが担当した場合、デューデリジェンスがスムーズに進まず、十分な調査ができず時間切れとなるケースもあります。特に時間との勝負の中で、当初決めたデューデリジェンス実施要領⁵に固執せず、臨機応変に上手く対応できるような財務アドバイザーが1つの理想形と考えることもできます。

また、売り手サイドの財務アドバイザーに買い手の要望をきちんと伝えて、交渉・調整をきちんと行ってくれる財務アドバイザーが望ましいと考えます。また、通常財務アドバイザーがバリュエーションを行う場合も多いため、コミュニケーション能力が高く、各アドバイザーの調査結果を十分理解してバリュエーションを行うことができるような担当者であることが望まれます。買い手サイドのアドバイザーのチーム編成は、財務・税務の専門家(通常公認会計士・税理士)、法律専門家(弁護士)、土地建物の鑑定を行う不動産鑑定士、必要に応じて人事コンサルタントが想定されますが、こちらも、M&Aの経験豊富な担当者をお願いすることが成功の秘訣と考えられます。

(2) 2次入札時

法律、財務・税務、不動産および必要に応じて人事等の専門家から、各調査報告書、評価書等が入手された段階で、財務アドバイザーと一緒に報告内容の中に、ディールブレイク⁶要因になるような重要な事項が存在していないかどうかについて、綿密な相談をする必要があります。その際は、各担当の専門家と十分な意見交換と買収価額や買収契約条件にどのように反映すべきかどうかについてまで、きちんと詰めておくことが大切です。また、実際にバリュエーションを行った結果から判断して、値段が折り合わない場合には、あまり無理

4 アップサイド：シナジー効果によるM&Aによるマーケットシェアの向上や売上増加のこと。

5 デューデリジェンス実施要領：デューデリジェンス全般にかかるスケジュールから、注意事項に至るまで、デューデリジェンス実施に関するルールを定めているもの。

6 ディールブレイク：M&Aを断念すること。

せず、冷静に判断することも大切です。また、この段階では、買った後に問題となる事項が投資案件に潜んでいないかどうかについても、専門家の報告書をベースに検討することも大切なポイントとなります。

4. 交渉プロセスの留意事項

契約条項について、M&Aに精通した法律の専門家と相談しながらドキュメント化することが必要と考えられますが、表明保証⁷では不十分な場合もありますので、価格調整条項（例：純資産調整、ネットキャッシュによる調整、運転資本による調整、アーンアウト条項⁸等）や必要に応じてスキーム変更等まで検討し、売り手サイドとの間で粘り強い交渉を行うべきものと考えられます。

5. クロージングプロセスの留意事項

クロージング段階では、クロージングデューデリジェンス・PPA (M&Aにおける取得原価配分：パーチェス・プライス・アロケーション) を財務の専門家にお問い合わせするケースや、統合に向けた計画を立てるケースもありますので、案件の状況に応じて必要な対応を検討しながら進めることが必要と考えられます。

II

過去の財務デューデリジェンスにおける発見事項の分析

IのM&Aの各プロセスにおける留意点に注意しながら、実際にターゲットに関する各種資料を入手した段階で、具体的な勘定科目ごとの留意点について、過去の財務デューデリジェンスにおける主な発見事項を分析することによりM&Aを担当される方に参考となる事項を取り上げたいと思います。

近年実施した財務デューデリジェンスの報告書上の発見事項を勘定科目ごとに集計、比率として図示すると図表5のようになります。

1. 有形固定資産および引当金の未計上

図表5において大きな比率を占めている項目としては、有形固定資産および引当金が挙げられます。有形固定資産の発見事項としては、減価償却費の未計上が典型的な項目となりますが、減価償却費の未計上や引当金の未計上は税務上の会計処理を過度に重視した決算によっていることが原因と考えら

れます。

2. 売上債権や棚卸資産の滞留

次いで、売上債権や棚卸資産も発見事項が多い項目ですが、これらはいわゆる滞留資産が計上されていることによるものであり、滞留資産の計上も損金として認められないことが要因と考えられます。

3. 人件費関連項目

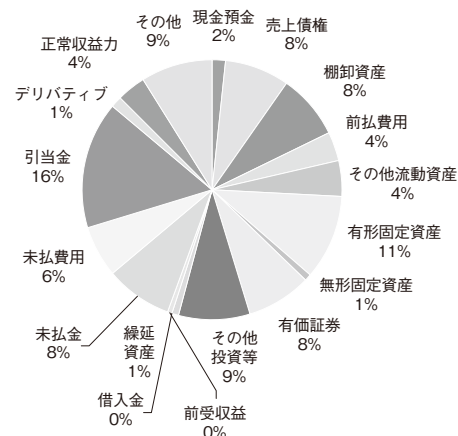
そのほか、未払金、未払費用および退職給付引当金についても発見事項として挙がっています。これらは人件費に関する発見事項が多い傾向にあります。人件費に関しては、オーナーの影響力が強い非公開会社においては、特に影響を被りやすい項目と考えられるため、留意が必要です。残業代や賞与の未認識・未払、退職給付引当金の未計上が典型的に挙げられます。

4. 正常収益力

一方、正常収益力に関連する項目について、図表5においては小さい比率となっていますが、前述の売上債権、棚卸資産、有形固定資産、引当金、未払金および未払費用等の発見項目が正常収益に影響する場合がありますので、各項目がどのような要因に基づいているのか、かつ正常収益に影響を与えるものかどうかについて分析することは重要です。

なぜならば、M&Aプロセスにおける財務デューデリジェンスは、対象会社の企業価値の基礎となる、将来事業計画を

図表5 デューデリジェンスにおける発見事項の分類



出典：企業成長支援本部作成の財務 DD 報告書サンプルから15件を抽出

7 表明保証：一方の当事者が一定の時点における契約当事者自身に関する事実や契約目的物の内容等に関する事実について、当該事実が真実かつ正確であることを、他方当事者に対して表明し、かつその内容を保証する条項のこと。

8 アーンアウト条項：将来の業績に応じて対価を支払うという条項。

理解するためのものであり、過年度の損益計算書の理解もまた主要な目的となるからです。過年度の損益計算書の理解においては、対象会社の置かれている外部環境の変化とともに、各年度に特有の事象については適切な年度において損益計算書に反映されているか、また、今後どのような事象が生じるかを念頭におき、分析する必要があります。

Ⅲ M&A における失敗事例の分析

I、IIにおいて個別の留意点について考察してきましたが、ここでは、M&Aにおける失敗事例を考察することにより、M&Aを失敗しないようにするにはどのようにすると良いかについて、簡単な分析をします。

【失敗事例 1】 買収後、主要社員の退職

買収後の統合プロセス段階での失敗により、買収後少し経って主要社員のほとんどが退職してしまった。

(分析)

この案件では、M&Aの狙いの1つとして、人材という点がポイントになっていました。その場合には、統合プロセスにおいてターゲット企業の社員に対するインタビューやキーマンの確認、統合後の待遇等、統合後の社員の退職リスクを把握しつつ、統合過程で既存社員の反感を買わないようなメンタル面でのケアを十分行いながら、統合作業を進めると主要社員のほとんどが退職してしまうような事象は生じなかったと考えられます。

【失敗事例 2】 買収後の業績悪化

買収時、良い会社を安く買えたと言っていたが、実際に子会社化して数ヵ月もせずに、民事再生の申し立てを行うことになってしまった。

(分析)

上場会社のため、安心して買収を実行したが、簡易なデューデリジェンスによっていたところ、買収後、ほどなくして民事再生を申し立てることになるとはまったく予想していませんでした。

後日、デューデリジェンス時の資料を再度検証したところ、先入観を持たずに調査を行っていれば、すぐに資金繰りが詰まってしまうことは明白であったことから、買収調査の重要性を改めて認識することになりました。すなわち、簡易な調査でプロセスを進めてしまい、事後的に重要な事実が判明してしまう、という点に関しては、特に中堅企業においては問題として顕在化する可能性が高い事案とも考え得るでしょう。買収調査は、財務のみならず、法務、労務といった広い分野をカバーする必要がありますが、そのためには時間等多くの資源を

費やすこととなるからです。

【失敗事例 3】

買収前の調査では、非常に技術力の高い会社ということで期待していたが、買収後、ノウハウは属人的に帰属しているもので、過去のノウハウのデータベース化はされておらず、技術自体もそれほど高いものではなく、結果、統合後も業績は想定されたほど上がらなかった。

(分析)

M&Aにおいて、ビジネス面での確認および技術面の調査が十分行われないことも多いですが、買収案件によっては、M&Aの成功の鍵（キーファクター）となるものもあるので、時間をかけてでもきちんと調査を行うことにより事前に把握すべきでした。

Ⅳ ポストM&Aにおける留意点

中堅企業の場合、管理体制が十分整っていない会社をターゲットとすることも多いため、統合後本体の内部統制監査に耐えきれない場合や親会社の連結財務諸表の開示スケジュールに合わせた決算作業ができないという事態が生じることが少なくありません。

買収前の調査の段階で、現状での管理体制・決算体制・決算作業スケジュール等最低限確認し、買収後困らないように対策をあらかじめ検討することが大切です。

また、M&A後の連結決算という観点から、買収プレミアムが高いデールの場合、買収後ののれんの額が大きくなり、その償却負担に耐えられず、赤字部門となることも多くなります。さらに、当該赤字が続いた場合、のれんの減損ということも起こりえます。

買収前の段階で、のれんの額とそののれんの償却額の親会社連結財務諸表に及ぼす影響等をきちんとシミュレーションを行い想定範囲内のプレミアムに収めるようにすることも大切です。

以上のように中堅企業のM&Aにおいては、それぞれの局面で留意すべき事項があり、その点に気をつけながらデールを一步一步着実に進めるようにすることが、M&A成功の近道と考えられます。また、企業の担当者側も、M&Aに精通することにより、アドバイザーを上手に活用することも大切なポイントと考えられます。

【企業成長支援本部】

長期にわたる国内需要の低迷や規制緩和による新規プレーヤーの参入等、国内市場の競争は激化しています。さらに海外市場への進出や海外生産拠点の構築等、ビジネスのグローバル化が進展しており、企業を取り巻く経営環境は急速に変化しています。

このような環境下で持続的成長を企図する企業が直面する経営課題は、ますます複雑化しており、迅速かつ適切な対応が求められます。あずさ監査法人は、企業が抱える多様な経営課題に対し、ワンストップでソリューションを提供し、企業の成長を支援します。

◎成長企業の広範な課題に対応

あずさ監査法人およびKPMG ジャパングループのすべてのリソースを活用することで、会計に限らず広範な課題に対応します。

◎ワンストップによる迅速なサービス

あずさ監査法人の担当者が窓口となり、企業の立場で諸課題に対する適切なリソースを確保することで、適時かつ迅速にサポートします。

◎中堅企業の身近な存在として

セミナーやメールニュースなどの継続的な情報発信に加え、ランチョンミーティングなど気軽に相談できる機会を設けています。また簡易企業診断ツールにより、諸問題の原因たる真の課題を特定する支援も行います。

【事業戦略部】

私ども企業成長支援本部／事業戦略部は、中堅企業のM&Aプロセスにおいて、ストラクチャーの検討から財務デューデリジェンスの実施・ポストディールサポートに至るまで総合的に支援できる体制を整えております。中堅企業の成長戦略のサポートとして、私どものリソースをご活用いただきたいと思いますので、お気軽にご相談いただければ幸いです。

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいませうお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
企業成長支援本部 事業戦略部
TEL : 03-3266-7006 (代表番号)
TSRS@jp.kpmg.com

パートナー 佐藤 義仁
yoshihito.sato@jp.kpmg.com

マネジャー 宗像 健之
kenji.munakata@jp.kpmg.com

ミャンマーの投資環境 第2回

KPMG ミャンマー ヤンゴン事務所

マネジャー 田原 隆秀

近年、日系企業の進出ニーズが増え、注目を浴びているミャンマーについて、これから進出を検討される企業に有用な情報を提供することを主眼として、ミャンマーのビジネス環境、進出形態・申請手続、税務・会計の特色および最近のホットトピックである2012年11月に施行された新外国投資法に関する最近の動向を2回にわけて説明いたします。

第2回目となる本稿はミャンマーへの投資にかかる進出形態・進出手続、税務会計の特色、および金融・為替制度について説明します。

なお、本文中の意見に関する部分は筆者の私見である点をあらかじめお断りいたします。



たはら たかひで
田原 隆秀
KPMG ミャンマー
ヤンゴン事務所
マネジャー

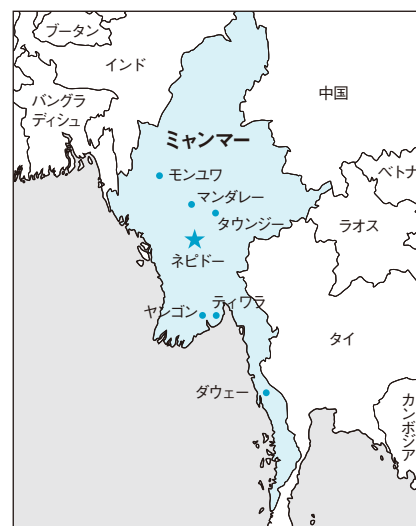
【ポイント】

I. 進出形態・進出手続

- 進出形態として、外国資本100%の法人、支店、ミャンマー資本との合併、生産物分与契約、およびBOT方式による形態がある。
- 投資許可取得および設立手続は、大きく分けてMICへの投資許可申請、DICAへの営業許可申請および会社登記手続の3つの手続に整理できる。
- MICからの投資許可取得まで3～4ヵ月、(仮)営業許可および(仮)会社登記完了まで約2週間程度かかる。
- 会社法による会社・支店設立の場合、最低資本金はサービス業50,000米ドル、製造業150,000米ドル必要となる。
- 外国投資法および同通達上の最低資本金は明示されていないため、業種やケースバイケースで判断されると考えられる。
- 資本金の払込みは2012年11月頃より、外国為替ディーラーライセンスを持つ民間銀行への払込みも可能になった(従来は国営銀行2社への払込みのみ)。

II. 税制・会計の特色

- 居住法人の税率は25%、非居住法人(外国法人の支店)の税率は35%である。
- キャピタルゲイン課税は石油・ガス事業法人に対する税率40%～50%、居住法人である一般事業法人に対し10%、非居住法人である一般事業法人に対し40%である。
- 個人の場合、ミャンマー国内に183日以上滞在する者が居住者と定義され、183日未満の者が非居住者と定義される。
- 居住者は全世界所得(どこで受領するかは問わない)に課税される一方、非居住者はミャンマー国内源泉所得にのみ課税される。
- 居住者に対する税率は1～20%の累進税率、非居住者に対する税率は35%である。
- 商業税は、他国の付加価値税(VAT)のような制度であり、ミャンマーで供給される特定物品の販売およびサービスの提供ならびに物品の輸入および一部の物品の輸出を課税対象としている。
- 商業税の基本となる税率は5%であるが、一部の特定品目について複数の税率(5%～100%)が設定されている。



- 売上税額から控除できない仕入れの規定がなく、仕入控除の要件が不明確になっている。また、他国同様に還付規定はあるが、その詳細手続が不明確である。
- 日本とミャンマーは租税条約を締結していない。

Ⅲ. 金融・為替制度

- 従来の多重為替レートが管理フロート制に移行し、現在は1米ドル=約840チャットである。
- ATMやクレジットカードはまだ一般的ではない。
- 海外送金にかかる実務上の困難性は徐々に解消される見込みである。
- ミャンマー中央銀行、大和総研、東京証券取引所の3社により、ミャンマー証券取引所を2015年までに設立予定である。
- 2013年6月から初の民間保険会社が営業開始予定である。

I 進出形態・進出手続

1. 進出・活動の形態

ミャンマー国内で事業を行う外国会社は、図表1のような形態で事業を行うことができます。

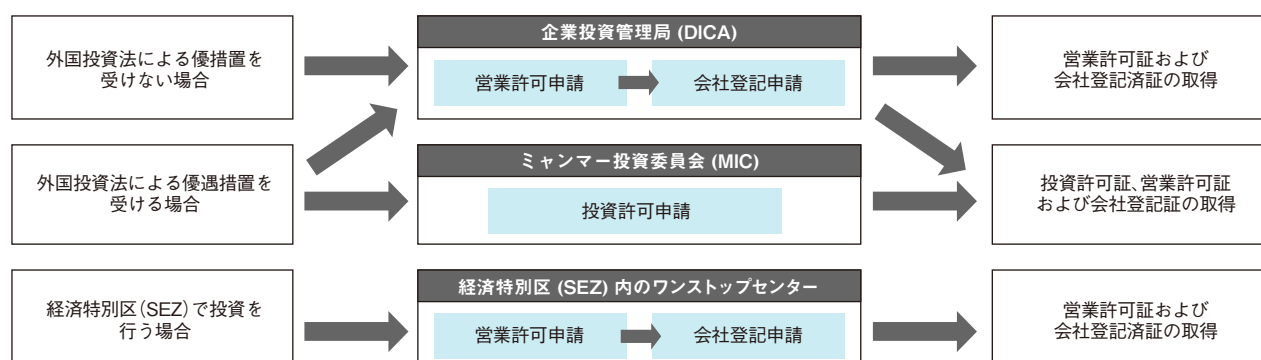
ミャンマーでは、金融機関を除き、諸外国で一般的に認められる駐在員事務所という形態で拠点を設置することができません。事業投資のための事前調査、準備その他情報収集を行う目的で駐在員を派遣したい場合、図表1の外国会社の支店として登録する方法を選択することが一般的となっています。

会社の設立を許可された外国会社は、個人事業、パートナーシップまたは有限責任会社を登記して事業を行います。1914年ビルマ会社法には、株式有限責任会社、保証有限責任会社、

図表1 ミャンマー国内で事業を行うことができる外国会社の事業形態

事業形態	内容
100%外国資本金会社 ならびに外国会社の支店	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国会社が事業に必要な資本の全額を払い込み、株式会社を設立する方法 ・ 外国で設立された法人の支店を設立する（ただし、外国会社による事業資金の全額払込みが必要）
合併会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ ミャンマーのパートナーと合併契約を締結し、共同して株式会社を設立する方法 ・ ミャンマー国民である個人、ミャンマーの民間企業、国営会社がパートナーとなる ・ 合併会社を設立する場合の外国資本の比率は当事者間で定めることができるが、外国投資が制限されている分野での合併会社設立の場合、外国会社の出資比率を法令に定める割合で行うことを提案できる
生産物分与契約	<ul style="list-style-type: none"> ・ ミャンマーの国営会社と生産物分与契約を締結して、ミャンマー国内の資源開発事業に参入が可能 ・ 当該契約により、外国会社に割り与えられた生産物の比率に応じて、当該資源の探索、抽出、採掘、広範な範囲の鉱物・石油製品の生産と販売を行う
BOT 契約による進出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設物を一定期間事業運用した後に、政府に無償譲渡する契約により国内のインフラ事業に参入する

図表2 投資許可取得および設立手続



無限責任会社の3つの法人形態が規定されているため、これらの会社形態を採用することができます。ただし、実務的には株式会社形態を採用することが一般となっています。

合弁事業のパートナーが国営会社である場合を除き、会社の設立登記手続は、ミャンマー会社法の規定に従い行われます。国営会社との合弁事業の場合の設立登記手続は、特別会社法の規定に従い行われます。

2. 投資許可証取得の手続

(1) 手続の概要

投資許可取得および設立手続は、図表2のとおり、大きく分けて投資許可申請、営業許可申請、会社登記の3つの手続に整理できます。この点、外国投資法による優遇措置を受けない場合、投資許可申請が不要となります。なお通常、営業許可申請と会社登記に際しては、国家計画経済開発省傘下の投資企業管理局（Directorate of Investment and Company Administration、以下「DICA」という）に対して同時に必要書類を提出します。支店設立の際も法人設立同様に、営業許可申請と会社登記が必要になります。

なお、実務上はミャンマー投資委員会（以下「MIC」という）内の手続とDICA内の手続は並行して審査されており、MICの許可が発行される前にDICA内の手続が終了する傾向にあるようです。

また、ミャンマーでは、2011年11月にミャンマー連邦共和国経済特別区法（The Myanmar Special Economic Zone Law）が施行されており（2013年3月に修正案が公表された）、経済特別区域への投資許可に関しては、経済特区マネジメント委

員会（The Special economic Zone Management Committee）に権限が付与されることになっています。

(2) MIC への投資許可申請手続

外国投資法に規定する投資優遇措置の適用を希望する会社は、まず、MICに申請手続を行います。申請は、所定のフォーム（MIC Form 1）により行います。その書式には投資形態や出資の構成、資金調達の方法のほか、売上高や原価費用の予測値など事業計画の詳細が求められています。MICへの投資許可ならびに申請は図表3の手順により行われます。

なお、外国投資法には、MICは申請書を受理するか否かの判断を15日以内に行い、申請書を受理した場合には受理した日から90日以内に、投資可否の判断を90日以内に行う旨の定めがあり、実務上も概ねそのような対応が行われているようです。

3. 営業許可証および登記手続

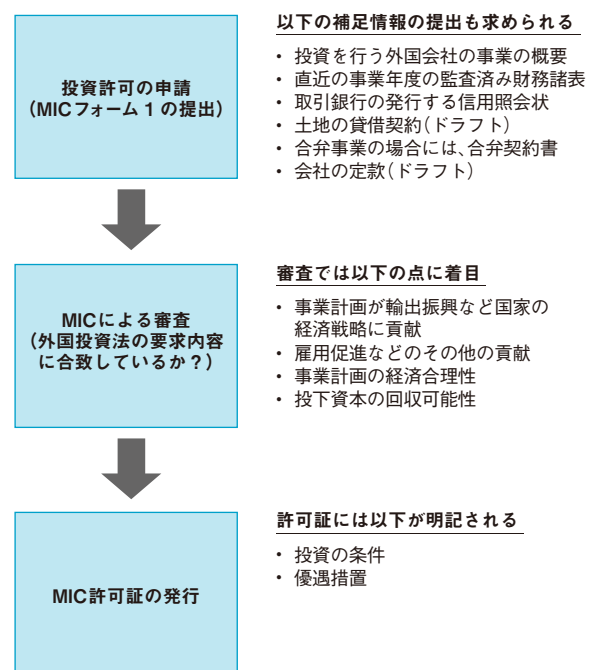
(1) 営業許可証の取得手続

外国投資法（FIL）による優遇措置を適用する場合もそうでない場合にも、営業許可（ミャンマー会社法セクション27A）を取得する必要があります。当該許可は、DICAに申請します。また、輸入・輸出取引が必要な投資事業の場合には、商業省貿易局（Ministry of Commerce, Directorate of Trade）に輸出入業者の登録を行う必要があります。

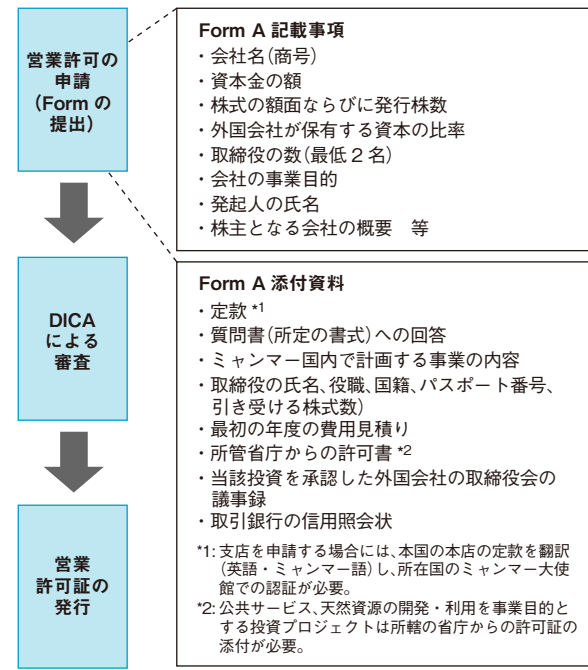
営業許可の取得手順および必要事項は図表4のとおりです。

営業許可は、通常5年ごと（2013年4月頃より、従来の3年

図表3 MICへの投資許可ならびに申請の手順



図表4 営業許可の取得手順および必要事項



から5年に延長)に更新が必要なため、期限末日から90日以前に更新手続を行う必要があります。更新申請時には、当初の申請の時と同様の書式と添付資料が要求されます。また以下のような追加書類の添付が求められます。

- ・ ミャンマー国内での年間売上記録、ならびに本店の全世界売上記録を、本店の財務諸表と共に提出
(外国会社の支店で、帳簿を現金主義で記帳する場合)
- ・ 直近の法人税申告書、賦課通知、税金納付書
- ・ 基本定款・付属定款に変更のある場合には、その旨を記載した書類
- ・ 既存の許可書の条件を遵守したことの証明書
- ・ 監査済み財務諸表(貸借対照表および損益計算書)

(2) 登記手続

会社登記のための書類は、営業許可のための書類と同時にDICAに提出されます。会社登記完了後に、ミャンマー連邦商工会議所連盟(The Union of Myanmar Federation of Chamber of Commerce and Industry)に登録、また、商業省貿易局(Ministry of Commerce, Directorate of Trade)に輸出入業者登録を行います(図表5、6参照)。

4. 資本金

(1) 払込み手続

資本金は、営業許可の申請に際して払込みを行います。DICAによる営業許可の審査の過程で、コンディションレターが発行され、設立条件の確認後、署名を行います。そして最低資本金の50%以上を払い込み、銀行からの照会状を入手し

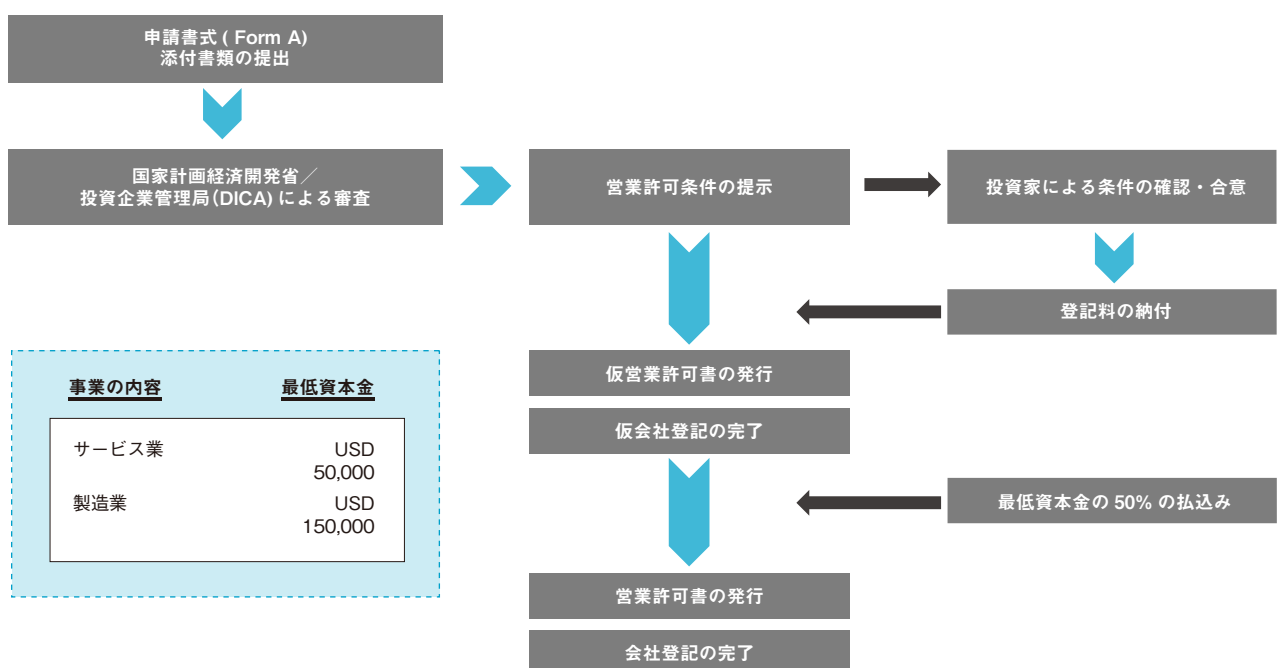
DICAへ提出します。残額については、営業許可の更新時まで払い込む必要があります。

従来資本金の払込みは、ミャンマー外国貿易銀行(MFTB: Myanmar Foreign Trade Bank)またはミャンマー投資商業銀行(MICB: Myanmar Investment and Commercial Bank)の国労銀行に限られていましたが、2012年11月以降、外国為替

図表5 会社登記のための必要書類

必要書類
ミャンマー語および英語による定款(国営企業との合併事業の場合、法務局(Attorney General Office "AG")による承認が必要となる) 支店登記の場合は不要
定款のミャンマー語翻訳が正しいものであることの証明書
英語の定款が定款原本であることの証明書
会社の住所
取締役の名簿(氏名、国籍、役職、住所)
会社の事業目的
資本金および登記料の払込み証書
登記料の支払い証書
支店の場合の追加事項
本店の定款(英語およびミャンマー語へ翻訳し、所在国のミャンマー大使館での認証が必要)
ミャンマー国内の住所
本店の取締役の名簿

図表6 会社登記の手続



ディーラーライセンスを持つ民間銀行への払込みも可能となっています。

(2) 最低資本金

会社法による設立の最低資本金は製造業150,000米ドル、サービス業50,000米ドルです。なお、2012年改正後の外国投資法では、外国投資に関する最低資本金は定められておらず、MICが事業の内容に基づいて政府承認のもと定めることになっています。

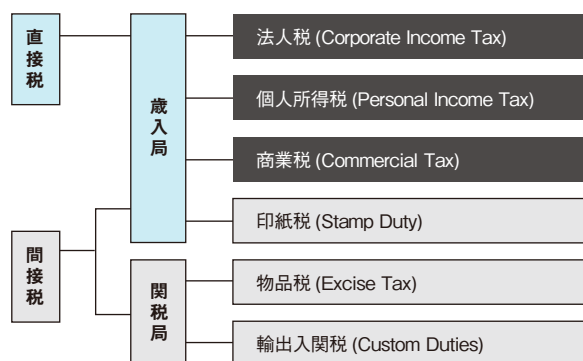
II 税制・会計の特色

1. 概要

ミャンマーでは主に図表7に示す税金が課されています。

(1) 各税金のポイント

図表7 ミャンマーの主な税金



① 法人税

- 納税者は居住法人、非居住法人に分類される。
- 居住法人は全世界所得に対して課税され、非居住法人は国内源泉所得に対して課税が行われる。ただし、居住法人のうち外国投資法に基づき設立された法人は、国内源泉所得のみに対して課税が行われる。
- 居住法人の税率は25%、非居住法人に対する税率は35%が適用される。
- キャピタルゲインは、以下の税率で源泉分離課税として取り扱われる。
 - ✓石油・ガス事業法人：40%～50%の累進課税
 - ✓一般事業法人のうち居住法人：10%
 - ✓一般事業法人のうち非居住法人：40%
- 配当金は非課税である（源泉徴収もなし）。

② 個人所得税

- 個人の場合、課税年度内（4月1日から3月31日）においてミャンマー国内に183日以上滞在する者が居住者と定義され、183日未満の者が非居住者と定義される。
- 居住者は全世界所得に対して課税される。一方、非居住者はミャンマー国内源泉の所得に課税される。
- 外国人のうち居住者は1%から20%の累進税率が適用され、外国人のうち非居住者は35%の税率が適用される。

③ 商業税

- 商業税は、ミャンマーで供給される特定の物品およびサービスの販売・提供ならびに物品の輸入および一部の物品の輸出を課税対象としている。基本となる税率は5%であるが、対象項目ごとに複数の税率（5%～100%）が設定されている。なお生活必需品と考えられる品目については非課税とされている。

2. 法人税

(1) 課税年度

4月1日から3月31日が課税所得の計算期間であり、すべての法人は3月末で終了する会計年度を設定する必要があります。

(2) 納税主体

納税主体は、居住法人、非居住法人に区分されます。

- 居住法人：ミャンマー国内で設立登記された法人
- 非居住法人：ミャンマー国外で設立登記された法人

ここでの居住/非居住の区分はミャンマー国内で設立登記されたか、ミャンマー国外で設立登記されたかという区分です。外国法人のミャンマー支店は国外で設立登記された法人として、非居住法人に該当する点に留意が必要です。

(3) 課税範囲

上記の納税者区分のうち、居住法人は全世界所得に対して課税が行われ、非居住外国法人は国内源泉所得に対して課税が行われます。ただし、居住法人のうち外国投資法に基づきミャンマーで設立された法人の課税範囲はミャンマー国内源泉所得に限定されます（図表8参照）。

図表8 課税所得の範囲

法人の種類		課税範囲
居住法人	下記以外の法人	全世界所得
	外国投資法に基づき設立された法人	ミャンマー国内源泉所得
非居住法人 (外国法人の ミャンマー支店)	—	ミャンマー国内源泉所得

(4) 課税所得の算出方法

課税所得は、総所得から税務上の損金を控除した額となります。法人の総所得には、総売上、事業収入、利子、賃貸料、ロイヤルティ、配当、サービス・フィー、コミッションなどが含まれます。税務上の損金は、原則として、課税年度における事業遂行上必要なすべての費用です。事業所得を稼得するために直接に関連して支出された費用、ならびに初年度償却を含む減価償却費を損金として所得から控除することができます。損金には、法定で要求される退職基金への拠出金（ただし、現在のところそのような実務はない）も損金として認められます。

資本的支出ならびに事業に関連しない個人的支出、事業の拡大に比例しない費用などは損金として控除することができずと規定されています。

固定資産の減価償却は、歳入局が認めた償却率で計上することができます。それを超える減価償却費は、損金として認められません。歳入局が認めた償却率は、例えば建物について15%（約66年）から10%（10年）、機械装置2.5%（40年）から20%（5年）、車両20%（5年）のように定められています。実際に償却率を決定する際には歳入局が定めた償却率表に従う必要があります。年度中に取得された固定資産についても一年間分の減価償却費を計上できますが、年度中に売却・除却された固定資産についてはその年度の減価償却費を計上することができません。この点、資本的支出や個人的な支出は税務上の損金とはなりません。

(5) 税率

① 法人所得税率

居住法人については、2012年4月1日以降、25%の法人所得税率が適用されます。一方、非居住法人（外国法人のミャンマー支店）については、35%が適用されます（図表9参照）。

図表9 法人所得税率

法人の種類	税率
居住法人	25%
非居住法人 (外国法人のミャンマー支店)	35%

② キャピタルゲイン課税

固定資産・株式の売却などによって生じるキャピタルゲイン所得は、分離対象課税所得とされます。すなわちキャピタルゲイン所得は通常の課税所得計算から除外され、別途計算された納税額を資産の売却日より1ヵ月以内に申告・納付します。この場合の申告・納税者はキャピタルゲインを得た者となります。

キャピタルゲインに関する納税額は、売却価額から税務上の減価償却累計額を差し引いた簿価を控除した額に所定の税

率を乗じて計算されます。税率は図表10で示すとおりです。

(i) 石油ガス事業会社

石油ガス事業会社が、固定資産、株式などを売却して得たキャピタルゲインに対しては、40%から50%の累進税率により課税されます。

(ii) その他の事業会社

その他の事業会社については5,000,000チャットを超えるキャピタルゲインに対して、10%の課税が行われます。この点、外国会社の支店が稼得したキャピタルゲインには、一律40%で課税されます。

図表10 法人税率の一覧

法人の種類	事業所得	キャピタルゲイン	
		一般事業法人	石油・ガス事業法人
ミャンマー法人 および 居住外国法人	25%	10%	40%~50%の 累進税率
非居住 外国法人 (外国法人の 支店)	35%	40%	

(6) 配当金

配当所得は非課税であり、配当支払い時の源泉税の徴収はありません。

(7) 欠損金の繰越

キャピタルロスを除く税務上の損失額は、同事業年度の課税所得と相殺ができるほか、相殺され得ない損失額は翌年以降の3事業年度に繰越することができます。

損失の繰戻しの制度はありません。

(8) 税務申告

ミャンマーでは諸外国と同様に申告納税制度が採用されており、納税者は自ら納税額の計算を行い税務申告を行います。申告・納付に関して、月次もしくは四半期ごとに年度の課税所得見込み額に基づき計算した税額を予定納付する必要があります。年度末の申告・納付の際に予定納付額と通年の実際税額の差額を納付します。

年度末の申告は、翌事業年度の6月30日までに所轄の税務署に行います。法人が解散あるいは清算手続に入った場合、清算の日から1ヵ月以内に清算申告を行う必要があります。キャピタルゲインに関する税務申告も、所得の発生の都度、資産売却日より1ヵ月以内に申告を行います。

3. 個人所得税

(1) 居住者と非居住者の定義

個人の場合、毎年、課税年度内（4月1日から3月31日）においてミャンマー国内に183日以上滞在する者が居住者と定義され、183日未満の者が非居住者と定義されます。ミャンマー国内で就労する個人は、居住者と非居住者の別に拘わらず、ミャンマーでの所得税の納税の義務を負います。

(2) 課税対象所得

居住者は全世界所得に対して課税されます。一方、非居住者はミャンマー国内源泉の所得に課税されます。

(3) 課税所得の計算

課税所得には、給与、賞与、手当その他の福利厚生費が含まれます。福利厚生には、個人に専用の住居として与えられる住居についての費用も含まれ、会社が負担した賃借料の全額が課税所得に含まれます。その金額が明確でない場合には、給与の10%（家具なしの住居）あるいは12.5%（家具付きの住居）で計算した額が課税所得に加算されます。従業員が、会社の所有するゲストハウスに居住する場合には、住居費補助は加算されません。会社が支給する乗用車、また自家用車を使用した場合の燃料費手当などは、金額が合理的な範囲であれば、課税所得に含める必要はないとされています。

なお、法人がその従業員に課税された所得税を負担する場合、当該所得税額は当該従業員の課税所得に含まれます。

固定資産の売却による所得、キャピタルゲインに対する課税は、法人の場合と同様であり、居住者は10%、非居住者は40%の税率でそれぞれ分離課税されます。また同様に配当所得は非課税となっています。

(4) 所得控除

居住者の課税所得計算においては、図表11の所得控除が認められます。

図表11 居住者の課税所得計算における所得控除

所得控除対象	内容
基礎控除	課税所得総額の20%（上限10百万チャット）
配偶者控除	所得のない配偶者につき300,000チャットの控除
保険料控除	納税者、配偶者のための保険料支払い額の控除
扶養控除	未婚で扶養者となっている子女1人当たり200,000チャットの控除。18歳を超える子女の場合には、全日制の学校などにおける就学者であることが条件となる。

(5) 税率

個人所得税の税率は、図表12となります。

図表12 個人所得税の税率

納税者区分		給与所得その他の所得		キャピタルゲイン
		給与所得	その他の 外資収入	
ミャンマー 国民	国内に居住する者	1%~ 20%の 累進税率	10%	10%
	海外に居住する者	非課税		40%
外国人	居住者	1%~20%の 累進税率		10%
	非居住者	35%		40%

(6) 申告納税手続

個人所得税の納税は、所得の稼得された時点でその都度行います。給与は通常毎月支払われるため、給与所得に関する所得税は、月次もしくは四半期ごとに納税します。納税額は、年間の所得予測額を基礎として計算した税額を納付します。年度末の確定申告を行う際、期中納付額は最終の納税額から控除されます。法人の場合と同様に、個人所得税の年度末の申告書は、課税年度の翌年の6月末日までに所轄税務署に提出しなければなりません。

4. 商業税

(1) 商業税の概要

ミャンマーにおける商業税とは、諸外国で一般的に課されている付加価値税（VAT）に相当する税です。ミャンマーで供給される幅広い物品、サービスおよび輸入品を課税対象としています。商業税は、生産の各段階で課税する一方で、各供給業者が支払った税金について控除を認めることにより、結果的に最終消費者が税負担を行う形で設計される仕組みを基本としています。

商業税は基本的に物品の販売・サービス提供時点で課税されます。物品の輸入に関しては輸入通関時に輸入関税と同時に徴収されることとなります。

商業税は諸外国の付加価値税と同様、売上税額から仕入税額を控除する仕組みとなっています。ただし、他国の税制と異なり、売上税額から控除できない仕入れの規定がなく、仕入控除の要件が不明確となっています。また、他国同様に還付規定はありますが、その詳細手続が不明確となっています。

(2) 納税者登録

国内で物品の製造・販売またはサービスの提供を行う業者は、所轄の税務署または法人専門の税務署で納税者登録を行う必要があります。納税者登録の申請は、事業開始日の1ヵ月前までに提出し、その後実際の事業開始の通知を開始日から、10日以内に行います。また、税務当局から発行された納税者登録証書は主たる事業所に掲げるとともに、そのコピーを他の事務所に掲げる必要があります。

(3) 課税対象取引

ミャンマー国内で行われた以下の取引を対象とします。

- 特定の物品の販売
- 特定のサービスの提供
- 特定の物品の輸入
- 一部の物品の輸出

(4) 税率

商業税の課税対象となる品目は、商業法の別表ⅠからⅦに記載された取引です。それぞれの税率は、図表13となります。

(5) 申告納税手続

課税対象期間は月次ベースです。月次の納税額を事前に指定の銀行へ預託してTax Challan（銀行発行の受領書）を入手し、翌月10日までに税務当局へ持ち込んで納付受領書を入手します。また、税務当局から入手する申告書フォームに基づき、四半期ごとの税務申告書を翌月末までに提出します。さらに、年度の税務申告書を年度末から3ヵ月以内に提出する必要があります。

5. 源泉税

(1) 源泉税の概要

ミャンマー国内での物品の販売やサービスの提供などに際して、代金の支払側で受取側の法人税を徴収し、納付する必要があります。ミャンマーの源泉税は、ミャンマー国民・居住者外国人・居住法人が対価を受け取る場合と非居住者外国人、非居住法人（外国法人のミャンマー支店）が対価を受け取る場合とで税率が異なります。また、物品やサービスの対価に関する源泉税については、支払側の区分（国内の法人/外国の法人）により税率が異なる点に留意が必要です。

図表13 商業税の税率

別表	物品販売 / サービス提供	適用対象取引	税率
別表Ⅰ	物品販売	食料品、衣料品、医療・医薬品、ガソリン、教材・文具などの生活必需品など70品目（但し、輸入取引の場合は5%で課税される）	非課税
別表Ⅱ～Ⅴ	物品販売	上記以外の物品 338品目	5%
別表Ⅵ	物品販売	天然ガス	8%
		燃料油	10%
		乗用車	25%
		宝石類	50%
		チークその他木材製品	50%
		酒類	50%
		たばこ	100%
別表Ⅶ	サービス提供	輸送サービス、映画その他のエンターテインメント、小売業、ホテル、飲食業、観光業、生保以外の保険、美容、コンピュータ関連、物品・サービス販売の仲介業、不動産・設計、広告、会計・法律などのサービスを含む	5%

【商業税課税対象の輸出品目】

輸出取引に関する課税対象品目	税率
原油	5%
天然ガス	8%
翡翠その他の宝石類	30%
チーク材および加工品	50%
硯（すずり）材およびその加工品	50%

図表14 源泉税の税率

所得の種類	国内法人・ 居住者外国法人 が受け取る場合	外国法人（およびその支店）が受け取る場合		
		租税条約の締結され ていない外国の法人	タイ法人	シンガポール法人
支払利息	-	15%	10%	8/10%
配当金	-	-	-	-
ロイヤルティ	15%	20%	10%	10/15%
国内法人からの契約に基づく 代金支払い	物品の対価	2%	-	-
	サービスの対価	2%	3.5%	-
外国法人からの契約に基づく 物品・サービスの代金支払い	2%	3.5%	-	-

(2) 税率

源泉税の税率は図表14のとおりとなっています。タイやシンガポール等はミャンマーと租税条約を締結しているため、源泉徴収に関して、図表14のような減免措置が講じられています。なお、日本とミャンマー間において2013年6月現在租税条約は締結されていません。

6. その他の税金

(1) 輸出入関税

いくつかの例外を除きほとんどの物品の輸入は、輸入関税の課税対象となり、輸入通関時の申告が必要となります。関税法は、1992年3月に施行されており、国際貿易の目的に照らして、物品の分類と関税コードの設定が行われています。また、当該法律は、市場経済の思想に根ざした課税が行われる

よう配慮したものとと言えます。現在、輸入機械、部品その他の材料の関税率は、2012年1月に発行されたCustoms Tariff of Myanmar 2012によって定められています。

輸出関税は、一次産品の輸出を対象に課税されています。

(2) 印紙税

各種契約書、覚書、定款等の作成した文書に印紙を貼り付けて納付します。2012年4月1日以降新しい印紙税法が適用されており、納付税額は率で定まっているものと額で定まっているものがあります。

7. グループ内取引にかかる税務規制

ミャンマーで移転価格税制は導入されていません。また、過小資本税制に相当する規制もありません。

図表15 外国資本によるミャンマーへの直接投資の優遇措置

税金の種類	免除対象
法人税	<ul style="list-style-type: none"> 製造またはサービスの提供を開始した時点から5年間の法人税の免税措置。ケースによっては、免税期間の延長が認められる場合がある。 ミャンマー国内の事業により獲得した利益の一部を再投資のために留保し、1年以内に投資する場合の、当該留保部分の利益を非課税とする措置。 機械設備、工場建物などの事業用固定資産について、MICが個別に認めた償却率による加速償却。 製品の輸出売上により獲得された所得の50%を免税とする措置。 外国人従業員の個人所得税を法人が負担した場合の、当該所得税負担額を法人税計算の際に損金処理を認める措置。 ミャンマー国内での研究開発費の損金処理を認める措置。 税務上の損失を3年間繰り越して、所得と相殺できる措置。
個人所得税	<ul style="list-style-type: none"> 外国人従業員の個人所得税の計算の際に、ミャンマー国民である居住者用の税率を適用して所得税を軽減する措置。
輸入関税	<ul style="list-style-type: none"> 工場建設期間中に輸入される機械設備、機器、機械のパーツ、スペアパーツ、その他の資材に関する輸入関税、その他の税金の免除。 事業開始後3年間の輸入材料・部品の輸入関税免税。 追加投資を行った場合の追加投資による建設期間中に輸入される機械設備、機器、機械のパーツ、スペアパーツ、その他の資材に関する輸入関税、その他の税金の免除。
商業税	<ul style="list-style-type: none"> 輸出用に生産する製品の商業税を免税または軽減。

8. 租税条約

ミャンマーは、英国、シンガポール、マレーシア、ベトナム、タイ、インド、バングラデシュ、インドネシア、韓国、ラオスと租税条約を締結しており、そのうち、英国、シンガポール、マレーシア、ベトナム、インド、韓国、タイとの租税条約が発効されています。

9. 税務優遇措置

外国投資法では、外国資本によるミャンマーへの直接投資に図表15のような優遇措置が与えられます。これらの優遇措置は、MICの審査を経て付与されます。

10. 会計制度

(1) 財務諸表の作成基準

① 財務諸表の作成基準

ミャンマーではIFRS (International Financial Reporting Standards: 国際財務報告基準) と同等のMFRS (Myanmar Financial Reporting Standards) が採用されています。また中小企業向けのIFRSであるIFRS for SMEs (Small and Medium-sized Entities) と同等のMFRS for SMEsも採用されています。しかし、過去の事例では、実務上の困難性などからMFRSに基づき財務諸表が作成されていないケースが散見されます。この場合、財務諸表にMFRS for SMEsに基づかずに財務諸表が作成されている旨の注記が記載され、会計監査人の監査報告書上、同様の内容の追記事項が記載されているケースが見られます。

② MFRS と MFRS for SMEs

前述のとおり、ミャンマーではMFRSとMFRS for SMEsが採用されています。この点、一般に日系子会社・支店はSMEsの定義に該当すると考えられ、当該基準に基づいて財務諸表を作成することが求められると考えられます。

中小企業 (SMEs) の定義は以下のとおりです。

- 公的説明責任を有さず、かつ
- 外部利用者に一般目的財務諸表を公表している。外部利用者の例には、事業経営に関与していない事業主、現在の、および潜在的な債権者、ならびに格付機関が含まれる。

日系企業の多くが採用することになると考えられるMFRS for SMEsは、フルバージョンのMFRSと比較すると、多くの項目において認識および測定の見易化が図られており、中小企業の事務手続を軽減したものとなっています。

(2) 会計監査制度

すべての会社および支店は毎年独立した公認会計士による監査が必要となります。監査済み財務諸表は地域の歳入事務所、MIC (MIC承認の会社の場合) に翌会計期間の6月末までに提出する必要があります。

(3) 会計年度

会計年度は4月1日～3月31日です。

(4) 財務諸表の言語および通貨

財務諸表に使用される言語は英語を使用することが可能です。また通貨はチャットです。

(5) 作成する財務諸表

作成する財務諸表等は以下のとおりです (支店も同様)。

- 財政状態計算書
- 包括利益計算書
- 株主資本等変動計算書
- キャッシュフロー計算書
- 上記財務諸表に関連する注記表

(6) 帳簿の保存期間

法令上帳簿を何年保存する必要があるかは明確にはなっておりませんが、会社 (支店) は帳簿を一定期間保存すべきであると考えられます。

Ⅲ 金融・為替制度

1. 通貨

ミャンマーの通貨はチャット (Kyat) です。従来は複数の為替レートが存在し、例えば公定レート (1USD=5～6チャット) と実勢レート (1USD=800チャット) で約150倍も差があるという異常な状態でした。2012年4月2日より、このような多重為替レートが廃止され、実勢レートに一本化されました。

為替レートについては毎日ミャンマー中央銀行が発表し、ホームページで確認可能です。なお、2013年6月現在の為替レートは約1USD=940チャットとなっています。

2. 銀行取引

(1) 資本金の送金

会社 (支店) 設立手続において、DICAより会社 (支店) 設立条件が記載されたコンディションレターを受領したら、資本金の初回払込みを行います。従来、資本金は以下の国営銀行のうちのいずれかに払い込むことが求められていました。

- ミャンマー外国貿易銀行 (MFTB: Myanmar Foreign Trade Bank)
- ミャンマー投資商業銀行 (MICB: Myanmar Investment and Commercial Bank)

2012年11月以降、外国為替ディーラーライセンスを持つ民間銀行への払込みも可能となっています。

なお、資本金送金時点では、会社(支店)登記は未了のため、上記銀行の別段預金宛の送金となります。ただし、送金時の受取人氏名は登記後の現地法人名または支店名となります。会社(支店)登記手続後、口座開設必要書類を銀行へ提出すると、別段預金から資金が振り替えられミャンマー現地法人(支店)の口座が開設されます。

(2) 銀行口座開設

居住者法人、外国法人のミャンマー支店およびビジネスビザを保有する個人は現地通貨および外貨口座(USD)の開設が可能です。なお、一部の銀行で2011年末頃よりATMでのキャッシングサービスの利用ができるようになりましたが、まだ近隣諸国のようにATMが一般的に普及しているわけではありません。また、クレジットカードも、一部の高級ホテルやレストランで利用できますが一般的には利用できないので注意が必要です。

2013年5月現在、USDの引出しは1日10,000ドルまでに制限されているようです。チャットについて引出し制限はありません。

(3) 送金規制

輸入代金の支払い等の貿易にかかる対外送金については海外へのドル送金が可能です。貿易に関係しない対外送金については、少額送金は問題ありませんが、一定額以上の送金はミャンマー中央銀行の外貨管理部によりケースバイケースで判断されるようです。

利益配当については、適切に税務申告を行って法人所得税を納付し、MIC、中央銀行の許可により配当可能とされており、送金事例も多少あるようですが許可取得に時間が要したりする等実務上は難しいとされていました。

ただし、2012年11月に外国為替管理法の細則が中央銀行より発表され、これによると貿易決済、配当支払い、親子ローンの支払い等の外貨送金規制が緩和されています。したがって、送金に関する実務上の困難性は徐々に解消されていくものと思われます。

(4) 借入れ

現地通貨建の借入れは制度上可能ですが、相当の不動産担保が要求されるため、土地を所有できない外資企業は実務上難しくなっています。また、親会社等からの借入れは従来からMICの承認があれば可能となっていました。返済する元

本や利息の送金にかかる実務上の困難性から事例はあまり多くない状況でした。ただし今後は上記の海外送金の困難性が徐々に解消されていくに従い、事例も増えてくるものと思われます。

3. 証券市場

2012年5月にミャンマー中央銀行、大和総研、東京証券取引所の3社で「ミャンマー証券取引所設立に関わる」覚書を締結し、2015年までにヤンゴン証券取引所を設立することを予定しています。証券取引法は2013年7月を目処に成立予定であり、2014年3月には同法の詳細規則も公表される予定となっています。

4. 保険市場

現在は国営ミャンマー保険公社のみであり、2012年4月の規制緩和により外資を除く民間会社も保険業界に参入することが可能となりました。これにより、ミャンマーの民間保険会社が約12社設立され、2013年6月に営業を開始する見込みとなっています。ただし、国営ミャンマー保険公社も含め、保険に関するノウハウ、経験、人材が不足しているため、外国の保険会社のサポートが必要不可欠となっています。

なお、金融制度改革は急ピッチで行われているため、最新の情報については金融機関へ確認することをお勧めいたします。

N おわりに

ミャンマーを既に訪問された企業はご承知のことかと思いますが、ミャンマーでの投資に関しては、企業が進出を決断するか否かを判断するのに様々な困難が生じます。それは例えば進出手続の詳細が不明であったり、特定業種のライセンスの要否が不明であったり、税制を含む各種法制度が公表されていない、あるいはミャンマー語でしか公表されていない、公表されていても内容がよくわからない、といったことです。また、ミャンマー側の人材不足も懸念されます。長く充実した教育が行われていなかったことにより、各省庁の実務担当者レベル、ローカル弁護士事務所、会計事務所の質的、量的な人材不足が起きており、それが進出手続の遅延につながっている面もあります。

ただし、これらの困難を解消すべく各国が教育支援を行ったり、法制度の整備をサポートしたりするなど、ミャンマーを全世界レベルで支援していくという体制が整いつつあります。例えば、安倍首相は2013年5月末にミャンマーを訪問され、

ミャンマー政府が全力を挙げて取り組んでいる民主化、法の支配の強化、経済改革、国民和解といった取組みに対して日本として官民の総力を挙げて支援していくとのメッセージを伝達されました。また、2013年6月5日～7日の日程で開催された世界経済フォーラムはミャンマーの首都ネピドーで開催され、各国の首脳や企業幹部が集いました。

一部の政治不安は残るものの、これからミャンマーへ投資する企業はますます増加するものと考えられます。進出検討にあたり、また、進出した後の会計・税務相談において、少しでも私の知識・経験を皆様のお役に立てることができましたら幸いです。

本稿は、月刊「国際税務」(Vol.33 No.7、税務研究会発行)に寄稿したものに一部加筆したものです。

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいませうお願いいたします。

KPMG ミャンマー

ヤンゴン事務所

マネジャー 田原 隆秀

TEL : +95-1-527-103

ttahara@kpmg.com

中国子会社のこれからの管理 第1回

有限責任 あずさ監査法人

GJP 部 中国事業室 シニアマネジャー 増田 進

IT 監査部 マネジャー 一ノ瀬 光裕

KPMG ビジネスアドバイザー株式会社

ディレクター 足立 桂輔

巨大マーケットである中国への日本企業の関心は高いものの、昨今の日中間の影響により、日本企業の中にはチャイナリスクを回避するため中国投資を見直す動きも出てくるなど、中国子会社を抱える日本企業は「中国子会社の位置付けの再検討」を迫られている時期にきていると思われます。

適切な経営判断を行うためには、「中国子会社の現状（管理状況と問題点）を正確に把握しておくこと」が大切です。

そこで、本稿では「中国子会社の設立、購買、販売、撤退」等の経営プロセスの局面ごとに、「中国の会計、税務、IT システム、リスク管理」の視点を組み合わせ、「これからの中国子会社管理の方向性」を考えます。

今号では、「会計、税制の全体像」、「会社設立時・新規連結時」および「購買・在庫管理時」の留意点を取り上げ、次号では「販売・与信管理」および「資金・固定資産管理」、「工場移転・持分譲渡・撤退時」の留意点について取り上げます。なお、文中意見に関する部分は、筆者の私見であることをお断りいたします。

(注) 本稿は、2013年3月より「週刊 経営税務」(税務研究会)にて全6回にわたり連載されていた内容を再編集したものです。

【ポイント】

- 外資企業に適用される会計基準には、「企業会計制度」と「企業会計準則」の2つが併存しているため、中国子会社がどちらを採用しているかを把握する事が大切である。
- 会計情報のITシステム化がどこまで進んでいるのか、会計以外の部署のデータとの連動がどこまで進んでいるのかの把握をすべきである。
- 連結決算の際に重要となる会社の設立日、出資比率等を確認できる正式な資料がある。
- 中国子会社の連結時において税務寄りの処理になっていないかの確認が重要である。
- 仕入計上に際しては「発票基準」を採用している場合には、期末を跨ぐ「期ズレ」の影響額を把握し、いかに調整すべきかがポイントである。
- 購買にかかわる不正防止等の管理は実務上も難しい論点である。
- 原価管理の精度を高め、いかに品種別等の正確な損益を把握するかが今後の課題である。



ますだ すずむ
増田 進

有限責任 あずさ監査法人
GJP 部 中国事業室
シニアマネジャー



いちのせ みつひろ
一ノ瀬 光裕

有限責任 あずさ監査法人
IT 監査部
マネジャー



あだち けいすけ
足立 桂輔

KPMG ビジネスアドバイザー株式会社
ディレクター

I 中国の会計、税制等の全体像

1. 中国の会計制度

中国では、海外より外国資本が投資して中国に設立した子会社を、「外商投資企業」と称することが多いですが、100%外国からの投資の「独資企業」である場合や、中国パートナーとの「合弁企業」である場合もあります。

本稿では、中国法人への外資の出資割合が25%以上の会社を総称して「外商投資企業」と称することにします。

(1) 中国の会計基準

外商投資企業が適用対象となる会計基準は2つあります。1つは「企業会計制度」であり、もう1つは「企業会計準則」です。「企業会計制度」は外商投資企業に対して2002年1月1日から強制適用になった基準で、従来から適用されてきたため「旧基準」と呼ばれることもあります。内容は当時の国際会計基準を意識したものになっています。

「企業会計準則」は中国の政府機関である財政部が2006年2月に公布した「企業会計準則—基本準則」と具体的な会計準則を指します。企業会計準則は企業会計制度よりも国際会計基準との収斂が図られており、2007年1月1日から中国国内の上場企業に適用されています。その適用経緯からして「新基準」や「新準則」と呼称されることもあります。

中国で非上場の外商投資企業に対しては、上海市のように「特定の地域」に会社が所在しており、かつ一定の企業規模以上の「大中型企業」には中国上場企業と同等の「企業会計準則」が適用されますが、それ以外の会社には「企業会計制度」が適用されています。

(2) 適用される会計基準の把握

(1)の「特定の地域」とは、例えば、広州市（2010年度から適用）や上海市（2011年度から適用）、大連市（2012年度から適用）等があります。実際には子会社の所在地域によって異なるので、所管の財政局に確認することになります。また「大中型企業」の定義は業種ごとに異なり、例えば、工業では「中型企業は従業員が300人以上」、かつ「営業収入が2,000万人民币以上」のように、目安となる規模が記載されている「中小企業区分基準規定」が参考になります。

実際に自社の中国子会社に「企業会計制度」と「企業会計準則」のどちらが適用されているのかは、中国子会社の監査報告書に添付されている「財務諸表」の「会計方針」、もしくは監査報告書中に記載されている文言で確認できます。

2. 中国の税制

(1) 企業所得税

「企業所得税」とは、日本の法人税に相当する税金です。ここでは、「居住企業」と「非居住企業」の概念をしっかりと把握することと、「中国源泉所得」の有無をしっかりと把握しておくことがポイントとなります。

① 納税義務者および課税所得

「居住企業」とは、中国国内に設立された企業または実際の管理機構が中国にある企業を指しています。居住企業については、「中国国内源泉所得および中国国外源泉所得」が課税対象となります。

「非居住企業」とは、外国の法律に基づいて設立されかつ、実際の管理機構は中国にないが中国国内に拠点がある、または拠点はなく中国源泉所得を有する企業を指しています。非居住企業については、中国国内に拠点を有する場合は、拠点が得た中国国内源泉所得のみが課税対象であり、さらに国外で得た所得のうち拠点と関連のある所得や拠点がない場合でも、配当、利子、リース料、ロイヤリティー、キャピタルゲインおよびその他の中国を源泉とする所得が課税所得となります。

課税所得の計算自体は、損益計算上の利益を基に加算項目と減算項目を調整して計算するような申告書形式になっております。

② 税率

通常の企業は25%の税率ですが、国が重点的に保護するハイテク企業の税率は15%、条件を満たす小規模薄利企業は20%です。

非居住企業が得る配当、利子、特許権使用料、財産譲渡所得等は20%の源泉徴収税が課されます。ただし日本は中国と「日中租税条約」を締結しているため、源泉徴収税率は10%になります。

③ 申告期限

居住企業は、納税年度終了後5ヵ月以内に確定申告を行います。月次または四半期ごとに翌15日以内に予定納付することもできます。

非居住企業は配当等の支払日あるいは支払期日に源泉徴収します。拠点を有する場合は帰属すべき利益について自ら申告・納付します。

(2) 増値税

増値税は、付加価値税であり日本の消費税に近い税金です。なお中国には奢侈品に課税する「消費税」という税金がありますが、これと日本の消費税は別の税金です。増値税を理解するポイントは、増値税法上の請求書兼領収書に相当する「発

票」(中国語読みでは「ファーピアオ」)を把握することです。

① 納税義務者

中国国内において物品の販売または加工、修理役務の提供、物品の輸入を行う企業および個人等です。

② 課税所得

物品を販売、または課税役務の提供を行う場合、売上高に税率を乗じて売上税額を計算します。物品の購入または課税役務を享受する場合に支払い負担した金額を仕入税額とします。国内仕入れの固定資産に係る増値税も仕入税額に算入できます。売上税額から仕入税額を控除して納税額を計算します。仕入税額の未控除金額は翌月に繰り越して控除できます。

③ 税率

物品の販売や輸入の場合は17%の税率です。穀物や食用植物油等の販売・輸入の場合は13%です。輸出する場合は0%です。輸出製品の販売に消費した原料、部品、燃料等にかかった仕入税額が国内販売に係る増値税納付額を上回り、相殺しきれない分については、還付請求できるがすべて還付できるわけではなく、貨物の品目により還付率は5%から17%程度です。

④ 申告期限

月次または四半期ごとに、毎翌月15日以内に申告します。納付義務の発生日は、物品販売または課税役務提供については、売上代金または売上代金取立証憑を受け取った日、先に領収書を発行した場合は領収書発行日、輸入物品については輸入通関日です。

(3) 営業税

営業税は、将来は増値税に統合されていくと言われていています。2012年1月から上海市において「営業税を増値税として改正し徴収する」試行案が施行されています。2013年8月1日からは中国全国に適用を拡大することを、2013年1月10日に中国の国务院が公表しております。今後、交付される法令や通達に注意が必要です。

① 課税所得

中国国内において企業や個人が、役務の提供、無形固定資産の譲渡や不動産の販売を行う場合に、営業額に税率を乗じて納税額を計算します。

② 税率

例えば、建設業、交通運送業は3%、娯楽業は5~20%、サービス業や金融業は5%です。

③ 申告期限

月次または四半期ごとに翌15日以内に申告納税します。納税義務発生日は役務の提供、無形固定資産の譲渡や不動産の販売をし、かつ営業収入金の受領日、または営業収入代金取立証憑の受領日(例えば、契約書に記載の支払日と解される)です。

(4) 個人所得税

以下、納税義務者、課税所得、税率、申告期限をご紹介します。

① 納税義務者

中国国内に住所を有する個人、または住所を有しないが中国の居住期間が満1年に達する個人が基本的に納税義務者となります。さらに中国に居住しない個人、または居住期間が1年未満の個人でも納税義務者になる場合があります。例えば中国に居住しない個人で、一般の外国籍社員で中国に90日を超えて滞在する場合において、中国の国内払いの給与は課税対象となる旨が規定されています(個人所得税实施条例第7条)。

外国籍の社員が日本人の場合は、「日中租税条約」が優先的に適用され、「短期滞在者の免税規定」(同条例第15条第2項)が適用されます。

免税の条件としては、第1に、暦年で183日を超えないこと、第2に、給与の支払者は中国の居住者ではないこと、第3に、給与が中国国内における恒久的施設もしくは固定的施設により負担されていないことという3つの条件を充足している必要があります。なお恒久的施設については、後述の(5) PE課税をご参照ください。

② 課税所得

賃金、給与所得は、毎月の収入額から費用控除標準金額3,500人民元を控除して課税所得を計算します。外国籍の個人については、追加控除額まで考慮すると、費用控除標準金額は4,800人民元になります。労務報酬所得は、毎回の収入が4,000人民元を超過しない場合は、費用控除標準金額800人民元を控除し、4,000人民元を超過する場合は、20%の費用控除標準を控除して、課税所得を計算します。

③ 税率

賃金、給与所得の場合は、例えば月額課税所得金額のレンジに応じて累進税率が規定されています。例えば55,000元超から80,000元以下の課税所得の場合は35%の税率、80,000元超の場合は45%の税率です。労務報酬所得の場合は、比例税率20%です。

④ 申告期限

月単位で課税計算し、翌月15日までに申告納付します。

(5) PE 課税

企業所得税と租税条約の関係から派生してくる税制をPE課税といいます。「PE」は「Permanent Establishment」の略称で「恒久的施設」と訳されます。

数年前から、中国の税務当局がPE課税強化の方向性を打ち出しています。この点についてケース・スタディを用いて説明します。

【ケース・スタディ1 -PE課税の強化-】

日本本社は上海子会社を設立したが、新会社の工場の立上げ作業（監督、機械据付、工程管理等）のために日本本社から4名の出張者を中国に派遣した。

派遣期間は1月からの暦年ベースで、重複期間を除いても4名で連続して6ヵ月を超過している。

契約書に基づき上海子会社から日本本社に出張者の役務提供の対価として送金を行う段階になって、送金できない事が判明した。子会社が確認したところ中国税務当局から恒久的施設の認定を受け、追加の税金を納付しないと送金できないとのことである。

【ケース・スタディの検証】

新会社の工場の立上げ作業のために、日本本社から派遣された出張者が中国国内で行う「監督、機械据付、工程管理等」の行為が、中国における「恒久的施設」認定されている可能性があります。恒久的施設判定の基準では「通算6ヵ月を超過する期間」が重要です。

中国の企業所得税法によると「管理機構、営業機構、役務の提供場所、建築、据付、組立等の工事業業に従事する場所等」（企業所得税法实施条例第5条）とされています。つまり中国税務当局により工場の立上げ作業に、日本本社のために中国国内において出張者により役務提供がなされており、中国で源泉所得が発生していると認定されている可能性があります。実務上多くの場合、送金の段階で当局から指摘されて判明す

るケースが多いようです。

派生する税金として、契約金額に関するみなし利益率に基づく企業所得税以外に、契約金額に係る5%の営業税が追徴される可能性があります。営業税については、営業税の箇所で記載しましたが、「営業税を増値税として改正し徴収する」試行案の対象となる地域では、6%の増値税が源泉徴収される可能性があります。

この場合、増値税の発票は送金側の現地法人にて仕入税額控除は可能です。さらに出張者の給与に係る個人所得税について、当局により「日中租税条約」の第15条第3項（給与が中国国内における恒久的施設によって負担されていない事：前述（4）参照）を充足していないと認定されて追徴される可能性もあることも念頭に入れておく必要があります。

3. IT システム対応上の留意点

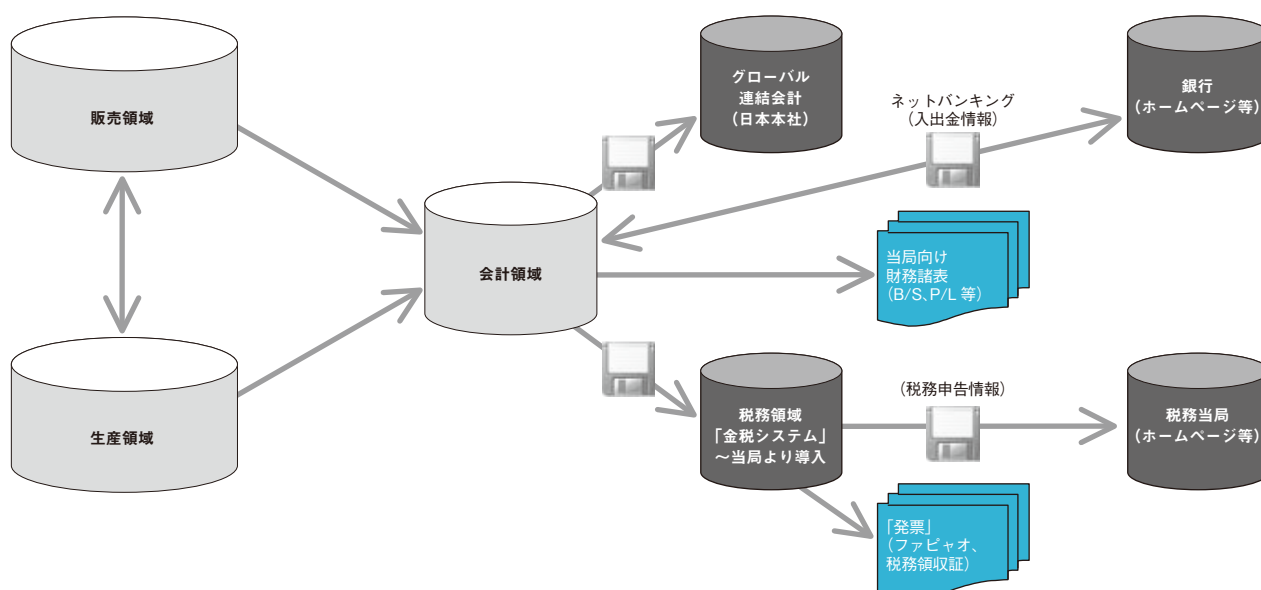
(1) 会計情報フローの把握

図表1は、ある程度、情報システム化（IT化）が進行した中国子会社の例です。左上の販売領域には中国子会社の販売部が管轄する「販売データ」があり、左下の生産領域には生産部が管轄する「生産データ」があります。会計領域には、財務部が管轄する「会計ソフトウェア」があります。「現状子会社の会計情報を中心とするフローがどのようになっているのかを把握すること」、次に「IT化がどこまで進んでいるのか、各領域間の連動性はどこまで進んでいるのかを把握すること」が大切です。

(2) ERP パッケージ

中国当局向けの会計証憑や会計帳簿を、情報システムから生成する場合には、当局が定めた、「会計システムの利用に係

図表1 会計情報フロー図(例)



る規制」(財政部1996年)や、各地域における電子化されたシステムの利用に関する通達等の規定上の条件を充足する必要があります。具体的には、使用するソフトウェアの中国語バージョンでの表示や、システムから出力される財務諸表の様式等に係る要求事項に対応している必要があります。

この点において、中国国産のERPパッケージである「用友」(中国語読みで「ヨンヨウ」)や「金蝶」(中国語読みで「ジンディエ」)は、標準で当該要求事項を満たしたものになっており、中国国内では、一般的にも広く使われているところです。

一方、SAPやオラクル等の欧米発のグローバルなERPパッケージであっても、前述の要求事項を充足するためのカスタマイズ等の対応を行ったのであれば、利用することは可能であり、実務においてこの形で対応されている企業も実在します。特に、中国進出の欧米系企業においては、この形で運用されているケースは少なくありません。

II 会社設立・新規連結時の留意点

1. 会社設立時の留意点

(1) 会社設立に関する登記資料—批准証書

① 会社設立日の確認

日本で連結決算を担当する方からよくいただくご質問に「会社の設立日はどのような資料で確認すれば良いか」というものがあります。会社の設立に関しては「批准証書」(中国語名「批准证书」)と呼ばれる会社設立の許可証に相当する資料があります。図表2は、中国の工商行政管理局等の雛型を簡略化し、日本語に訳したものです。会社の設立日を、会社の設立の許可が下りた日とすれば、「批准証書」に記載の「批准日時」の年月日を確認する事になります。

「批准証書」には会社に関する基本的で重要な情報が記載されているので、中国語の記載であっても確認しておいた方が良いでしょう。例えば、企業名称、所在地、独資か合弁か等の企業類型、投資総額、注冊資本、投資者名称と出資額、経営範囲等が記載されています。

図表2 批准証書(イメージ)

中華人民共和国 外商投資企業 批准証書 批准番号 批准日時	企業名称:
	所在地:
	企業類型:
	投資総額:
	注冊資本:
	投資者、出資額:
	経営範囲:

② 外貨借入枠の確認

「批准証書」における「投資総額」は借入金と資本金を含む概念であり、「注冊資本」は登記上の資本金の金額です。両者の差額は「投注差」と呼ばれ、「外貨借入枠」に相当します。例えば投資総額1,000万米ドルで、注冊資本が500万米ドルと記載されていれば、外貨借入金の枠は1,000万米ドルから500万米ドルを差し引いた500万米ドルです。なお表記は米ドル表記の場合や人民元表記の場合もあります。ここは後々、親会社等から外貨で親子ローンを組む時の制約条件になってくるので留意すべき点です。

③ 経営範囲の確認

「批准証書」に記載の「経営範囲」の箇所には会社が行うことのできる業務の範囲が記載されています。例えば「衣料品の生産と販売」と記載されている場合は、衣料品以外の生産と販売を行うことはできません。このため設立にあたっては、将来想定される業務範囲を考えて経営範囲を申請し、許可を得ることが必要です。

④ 出資比率の確認

「会社の出資比率の確認はどのような資料を見たら良いか」とのご質問をいただくことがあります。これについては「批准証書」の「投資者名称と出資額」の欄を確認する事になります。もう1つは中国の「注冊会計師」(日本の公認会計士に相当する)が発行した「驗資報告書」(中国語名「验资报告」という資料があります。

中国の注冊会計師は中国の「注冊会計師法」によると、資本金の払込に関する監査を行い、現実に資金相当額が資本金の銀行口座に払い込まれているかどうかの監査証明業務を行うことになっています。「驗資報告書」自体は中国語で記載されていますが、増資前と増資後の対比表を見れば、出資者の出資比率の変化を把握できます。登録資本について、実際に払込みが未了の部分が存在する場合は、その金額も把握する事ができます。

(2) 会社設立に関する登記資料—営業ライセンス

「批准証書」と並んで重要な登記資料に「営業ライセンス」(中国語名「营业执照」という資料があります。これは工商行政管理局から交付される会社の営業許可証です。記載されている認可日付は会社設立後の営業ライセンス開始日に相当します。「批准証書」と同様の経営範囲が記載されるとともに、注冊資本、董事長、副董事長、總經理、副總經理の氏名、営業ライセンスの有効期間等が記載されています。

(3) 整備・保管すべき会計帳簿・帳票と勘定科目一覧

① 整備すべき会計帳簿と帳票

中国子会社が最低限整備すべき会計帳簿と帳票は「会計書類管理弁法」(财会[1998]32号)において規定されています。

主要なものは以下のとおりです。

会計証憑類	: 原始証憑、記帳証憑、総括証憑等
会計帳簿類	: 総勘定元帳、補助元帳、仕訳日記帳、固定資産明細、補助帳簿等
財務報告書類	: 月次、四半期、年度財務諸表(附属明細、注記等含む)等
その他	: 銀行預金残高調整表、銀行勘定照合表、その他保存すべき会計処理の資料、会計書類引継台帳、会計書類保管台帳、会計書類廃棄台帳

② 会計書類の保管期間

保管期間は、会計書類管理弁法の附表において規定されています。

例えば原始証憑15年、総勘定元帳15年です。

③ 会計の勘定科目一覧

会計基準別に若干異なる勘定科目一覧に科目ごとに専用番号が付された表があります。「企業会計制度」では、「2. 会計科目の名称と編制番号」の箇所に規定されています。「企業会計準則」では中国財政部が実務上のガイドラインとして公表した「応用指南」に記載されています。

2. 日本の連結決算時の留意点

海外子会社の連結にあたっては、その国の会計基準と日本の会計基準との差異がどこにあるかに注意が向きがちですが、現地の子会社が税務寄りの会計処理になっていないかをまず確認する姿勢が必要です。

(1) 中国子会社が採用する会計基準の確認

中国には「企業会計制度」と「企業会計準則」の双方が存在している状況にあります。実際にどちらの会計基準が適用になっているかについては、子会社の「監査報告書」もしくは監査報告書に添付されている「財務諸表」の会計方針の箇所を確認する事が必要です。

(2) 売上、仕入、費用等の計上基準の確認

売上や仕入の計上基準が、会計上の実現主義や発生主義ではなく、「発票基準」になっている可能性がないかを確認する必要があります。この場合、発票基準に伴い会計期末をまたぐ「期ズレ」となっている部分の金額の重要性を把握すべきです。

(3) 売掛金や棚卸資産等に対する引当金計上の可否

中国国内販売を開始した途端に滞留売掛金が急増する事態に陥る会社は多いと思われます。相手先が破産、解散を宣言していなければ、中国の企業所得税法上は貸倒引当金の計上は基本的には有税処理となりますので、会計上、引当不足に

なっている可能性がないかの確認が必要です。棚卸資産については、倉庫で何年間も滞留して埃をかぶったような在庫に出会うことがあります。在庫の評価減については、企業所得税法上は基本的に有税処理となりますので、会計上、引当不足になっている可能性がないかの確認が必要です。

(4) 決算書の形式の確認

中国の損益計算書と、日本の損益計算書の「販売費及び一般管理費」や「特別利益・損失」の内容は形式が異なります。連結での組替に際しては、各勘定の主な項目の明細が分かるようにしておき、内訳の内容ごとに組替えの要否を検討すべきです。

(5) 勘定科目の確認

「企業会計制度」の損益計算書の「管理費用」は棚卸差益や棚卸差損、貸倒引当金繰入額、棚卸資産評価引当金を含む概念です。また「営業外支出」には固定資産棚卸差損や固定資産処分損、固定資産減損引当金繰入額、寄付金支出等が含まれます。このため日本の「販売費及び一般管理費」や「営業外費用」の範囲とは多少異なります。連結での組替に際しては、決算書の形式とあわせて、各勘定の主な項目の明細がわかるようにしておき、内訳の内容ごとに組替えの要否を検討すべきです。

(6) 「企業会計準則」もしくは「企業会計制度」との会計基準の差異の検討

会計基準間の差異は細かい点はいくつも存在しますが、実務上問題になりやすい点として、「税効果会計」と「政府補助金」について、まず理解しておく必要があります。

税効果会計については、「中国の決算書を見ても税効果会計の処理がなされていないようだが、連結処理上、どう対応すべきか」というご質問をいただくことがあります。この場合には、企業所得税の税務申告書である「企業所得税年度納税申告書A類」の「納税調整項目明細表」（日本の法人税申告書の「別表四」に概ね相当します。なお日本の「別表五」に相当する明細はないので、過年度の「別表四」に相当する明細を参照することになります）を確認し、税効果会計の対象となる「一時差異」があるかどうかを確認します。

繰越欠損金については「欠損填補明細表」を確認します。次に会社が採用する会計基準が「企業会計制度」であれば税効果会計は任意適用なので、連結処理で税効果を認識すべきかを検討します。「企業会計準則」であれば税効果は強制適用なので、本来は、現地の個別財務諸表レベルで認識すべきです。現地の財務担当者や会計士に税効果適用に関して確認することになります。

政府補助金については、例えば中国子会社の工場の移転要請が地元政府からなされ、この見返りに補助金が給付される場合があります。「企業会計制度」上は、政府補助金は、「専

項未払金」という仮勘定に移転にかかわる損失とともに振替え（財企[2005]123号）、借方差額を当期損失に、貸方差額を資本剰余金に振替える処理をします（第82条）。「企業会計準則」では、「専項未払金」勘定に固定資産にかかわる損失等と共に補助金を振替え、専項未払金から「繰延収益」に振替えます。資産に係るものは関連資産の耐用年数内に均等配分し、将来の費用や損失補てん目的のものは、関連費用を認識する期間に対応させる処理となります（第16号および解釈第3号）。この処理を前提にして、日本の連結での組替えを検討することになります。

(7) 関係会社、取引高・残高および連結注記情報の網羅的な把握

子会社の財務担当者が手作業でデータを拾っている状況ではスポット的に生ずる関係会社取引高や債権債務残高を拾い忘れることがありますので、会計システムを活用して関係会社情報を網羅的に抽出できることが望ましいと思われます。親会社と中国子会社間において取引がある場合、中国子会社の12月末残高と日本本社の3月末残高を相殺している会社が多いと思われます。この場合でも、12月末時点の債権債務残高を突き合わせてみると、期ズレや未決済、未処理等に起因する多額な差異が検出されることがありますので、定期的な差異調整を行うことをお勧めします。

III 購買・在庫管理時の留意点

1. 発票基準と仕入計上

仕入計上に関して、ケース・スタディを用いて説明します。

【ケース・スタディ2 -仕入計上-】

中国にある日本の外商投資企業であるA有限公司（以下「A社」とする）は、中国企業であるB有限公司（以下「B社」とする）から中国においてb品を購入する事を決定した。

2012年12月20日にb品100kgはA社の倉庫に到着し、A社倉庫担当者が検収し入庫伝票を起票した。

理解のために簡略化した入庫伝票の日本語訳は以下のとおりである。

入庫伝票		第×××番
2012年12月20日		
購入先	品目	数量
B社	b品	100kg

2013年1月10日にA社は注文書のとおり、10,000人民元相当をB社に支払い、同日にB社から「発票」を入手した。

理解のため簡略化した増値税の発票の日本語訳は以下のとおりである。

増値税専用発票	
第×××番	開票日時 2013年1月10日
購買会社：A有限公司	
貨物名 b品、規格、数量 100kg 金額 10,000 元 税率 17% 税額 1,700 元	
販売会社：B有限公司	
開票人：	販売会社印

2013年1月10日、A社は仕入計上の会計伝票を起票した。理解のために簡略化した「会計伝票」（中国語「計账凭证」）の日本語訳は以下のとおりである。

なお借方の「仮払増値税」（中国語「应交増値税—进项」）は仕入時に発生する勘定科目である。

会計伝票		通貨：人民元		
2013年1月10日		第×××番		
会計科目	数量	単位	借方金額	貸方金額
(棚卸資産)	100kg	100	10,000	
(仮払増値税)			1,700	
(買掛金)				11,700
財務主管者：		作成者：	確認者等：	

【ケース・スタディの検証】

このケースにおいて会計上、問題になる点は、2012年12月20日時点において在庫が入庫していますが、会計方針は検収基準を採用しているにもかかわらず仕入計上をしておらず、2013年1月10日に発票を入手した時点で仕入計上している点です。

これは「発票基準」といわれる処理です。増値税法上「納税者が物品を購入した場合に仕入税額を支払う」（増値税暫行条例第8条）とあり、「納税者が物品購入を受けた場合において、規定通りに増値税控除証憑（筆者補足：発票に相当すると思われる）を受領しなかった場合には、当該仕入税額を売上税額から控除してはならない」（同条例第9条）と規定されているためです。

この場合、次のような会計上の問題が発生します。2012年12月末に在庫の棚卸をする際に、当該b品について「期ズレ」分が棚卸差異として認識されてしまうこととなります。さら

図表3 期末日前後のA社とB社の関係



にb品が2012年12月中に製造工程に投入されている場合には原価計算の記録と、会計上の記録にも不整合が発生する可能性があります。時系列でA社とB社の関係を図表3に記載します。

【発票基準への会計、連結、ITシステム上の対応】

増値税から派生する会計期末を跨ぐ「期ズレ」については、会計の立場からは現地の財務諸表レベルで修正すべきものです。すなわちできるだけモノの動きと会計処理を合わせるように会計上の処理を行うべきです。通常、入庫検収時点では発票は未入手であるものの、注文書等があるので見積相当額で仮の仕入計上を起票することは可能と思われます。この際に買掛金は「見積買掛金」（中国語「应付帳款- 暫估」）勘定科目を使用します。その後、発票を入手した時点で、仮の金額で計上した仕訳を取り消して、確定金額とこれに伴う増値税金額を計上する方法が考えられます。仕訳例として一例を示すと図表4のとおりです。

会計システムの観点からは、例えば「用友」といった中国国産のERPパッケージソフトを採用している場合には、発票を未入手の時点でも買掛金を暫定計上する「暫定見積記帳」（中国語「暫估记账」）という画面があり、発票が未入手の場合でも暫定的に仕入計上ができる機能があります。

日本の連結決算への対応という観点からは、「期ズレ」の金額を把握し、金額的影響を把握する事が重要です。用友においては、（システム上）入庫済みであるが、発票を入手していない分については「未生成証憑一覧表」（中国語「未生成凭证单据一览表」）または「購買注文執行統計表」（中国語「采购订单执行统计表」）として出力する機能があります。ただし、当該一覧表の正確な作成については、発票の入手実績に係る情報が、適時かつ適切にシステムに反映されていることが前提です。

他社の事例においては、毎月発票基準を許容し、四半期末、少なくとも期末は、発票基準から検収基準等の会計ベースで修正するように、日本本社が指導しているケースもあります。

なお、このケースにおける増値税の申告については、事前

に税務当局に相談しておき、2012年12月分は見積金額に基づき暫定計上した分、仕入に関する「増値税納税申告書附表（表二）」（特に発票未入手の仕入分に関する特別な記入欄はなく、仕入税額控除はとれない）で申告し、2013年1月分の申告では、前月12月の申告分を取消し、確定金額に基づく増値税で申告し、仕入税額控除を行うという方法が一例として考えられます。

2. 在庫管理

在庫管理については、実地棚卸と滞留在庫の評価について、ケースを基に説明します。

(1) 実地棚卸

【ケース1 - 実地棚卸-】

A社の期末棚卸結果について実施棚卸結果と帳簿上の数量との差異を取りまとめた「棚卸差異明細」においては、在庫の品番も多く、在庫数量も多く、棚卸差異がゼロという記載されていた。

試しにいくつかの品番についてテスト・カウントをしたところ棚卸差異が検出された。

倉庫担当者に聞いたところ、棚卸差異と報告すると担当者の人事評価に影響して給与が下がることを恐れていることが判明した。

A社の棚卸担当者は帳簿上の数量を念頭に置いて棚卸をしている状況であった。

このケースに対しては、担当者のみならず総経理を含めた会社の管理責任者に、棚卸は在庫の正確な数量の把握をし、帳簿との差異を把握して管理に役立てることが重要であり、棚卸の際には滞留在庫や不良在庫を把握する事も重要である旨を納得していただくとともに、人事評価方法の見直しを実施していただくことになりました。

(2) 在庫評価

【ケース2 - 在庫評価-】

A社の倉庫に入り在庫を視察すると埃をかぶった製品、包装材が山積みになった一角があった。

倉庫の担当者に聞くと数年間滞留している状況とのことである。

財務担当者に会計上、評価性引当金の設定をしているかどうか

図表4 仮計上の取消および確定金額の仕入計上の仕訳例

日時	借方金額（人民幣）	貸方金額（人民幣）
2012年12月20日 入庫検収時：仕入仮計上	(棚卸資産) 10,000	(見積買掛金) 10,000
2013年1月10日 発票入手時：仮計上の取消	(見積買掛金) 10,000	(棚卸資産) 10,000
2013年1月10日 発票入手時：仕入確定計上	(棚卸資産) 10,000 (仮払増値税) 1,700	(買掛金) 11,700
2013年1月10日 支払い時	(買掛金) 11,700	(現金預金) 11,700

ついて尋ねると、有税処理となるので会計は未処理とのことであった。

企業所得税法上は、引当金計上は基本的に有税となります。棚卸差損や廃棄損等は損失が発生したことを証明できる合理的な証拠が必要となる旨が通達に記載されています（財税[2009]57号および国家税務総局[2011]第25号）。

会計上、「企業会計準則」においては、棚卸資産の原価が正味実現可能価額よりも高い場合、棚卸評価引当金を計上しなければならないこと、毎期の洗替法による旨が規定されています（企業会計準則第1号第15条）。

「企業会計制度」においては、棚卸資産の原価が正味実現可能価額よりも高い場合、棚卸評価引当金を計上しなければなりません（企業会計制度第54条）。カビや腐敗、期限切れで、かつ、使用価値がない等の場合は簿価を、すべて当期の損益で処理すると規定されています（同第54条）。さらに以下の状況が存在する場合は、棚卸評価引当金を計上しなければならないと規定されています（同第55条）。

- ・ 市価の継続的下落、将来上昇の見込がない
- ・ 原料等を使用して生産する製品の原価が製品の販売価格を上回っている
- ・ モデルチェンジにより新製品の需要に適合せず、市価も簿価より下落
- ・ 陳腐化等や消費者の嗜好の変化により需要が変化し、市価が下落等

また、滞留在庫の把握については、棚卸の際に現物を把握するのが原則ですが、会計システム上、「滞留在庫年齢明細表」といった年齢表を活用も検討すべきです。

例えば、前述のERPパッケージソフトの「用友」では、「在庫滞留分析表」（中国語「库龄分析汇总表」）といった滞留表を出力する機能があります。

ただし、当該分析表の正確な作成については、対象となる原料、部品、製品等毎のロット単位での在庫の受払数量（入出庫数量）、あるいは、定期的な実地棚卸で確認された数量が、システムに適時かつ適切に反映されていることが前提となります。

3. 購買管理

「購買担当者の不正防止策として他社はどのように実施しているのか」というご質問をいただくことがあります。そこで、ここでは不正リスク管理対応として購買担当者の不正リベートの収受について取り上げます。

購入先から受け取るリベートは、契約書等が締結されていないため、会計帳簿にも記載されず、会社の購買担当者の個人が収受する場合に問題となります。

中国の刑法によると、「会社、企業またはその他の単位の職員が、経済取引において職務上の便宜を利用し、国の規定に

違反し、各種名義のリベートまたは手数料を収受して個人の所有に帰属し、当該金額が比較的大きい場合には、5年以下の有期徒刑または拘留に処する」（刑法第163条第1項および第2項）と規定されています。

中国では公務員や国家機関のみに対象を限定せず、商取引上において公平の原則に反して不当な経済的利益を提供または取得する行為である「商業贈収賄」という概念を想定していることに注意が必要です。

「金額が比較的大きい場合」の収賄の立件基準としては5,000元以上です（「公安機関が管轄する刑事事件の立件訴追に関する規定（二）」2010年5月7日公布）。ご参考までに贈賄に関する立件基準は、個人は1万元以上、組織単位は20万元以上と規定されています（同規定（二））。

不正リベートの収受は、社内従業員等による当局や会社役員への告発で発覚することが多いと言われています。防止策としては購買管理規程の制定、購買先選定過程における第三者のモニタリングの実施、購買担当者の定期的ローテーション等に留意しているのが現状のようです。

4. 原価計算、原価管理

中国には、日本の「原価計算基準」（企業会計審議会）のような、製造業を中心とする一般企業を対象とした基準はまだありません。国有企業を対象に1986年に公布された「国有工業企業原価計算弁法」のみがあるのみです。

「企業会計制度」においては「工業企業は実際原価以外に計画原価を採用する事ができる」旨の記載があり（「会計科目の使用説明」第1201）、材料の実際原価と計画原価の差異を「材料原価差異」の科目で処理するとしているのみです（「会計科目の使用説明」第1232）。「企業会計準則」としては原価について規定したものはありません。

中国財政部は「企業製品原価計算制度」（中国語名「企业产品成本核算制度」、财会便[2012]4号）に関する「公開草案」を2012年2月9日に公布し、2012年3月31日まで意見を取りまとめ、現在公布の準備段階と思われる。この基準は、工業、農業、不動産開発業等の業界を想定している旨が記載されています。

原価計算の現状についてですが、中国における日系企業でも以下のようなケースが時として見受けられることがあります。②のように日本の原価計算基準でも一部容認されている方法もあります。原価管理の向上のためにも、原価計算過程が日本本社から見えにくい、いわゆる「ブラック・ボックス」とならないよう注意が必要です。

【ケース3 - 原価計算の現状-】

- ① 増値税の「発票基準」を採用していることから起因して、原材料の入庫・仕入計上および製品の出荷・売上計上の局面において、モノの流れと会計記録が整合していない状況が発生し、原価計算をゆがめている場合。
- ② 月末の在庫数量の棚卸が正確にできておらず、正確な原価計算ができていない場合。さらに期首在庫数量等のインプット・サイドの数量合計と、売上数量および在庫の期末数量等のアウトプット・サイドの数量合計が一致せず、いわゆる「マテリアル・バランス」が均衡していない場合。
- ③ 期末仕掛品の完成品換算率（加工進捗度）を正確に測定する事が困難であるため、期末仕掛品を原材料費のみで計算する場合。もしくは原料の投入から完成まで短期間であり期末時に仕掛品として繰越すことが概ね少ないため、原材料および加工費について期末仕掛品の計算を省略する場合。
- ④ 製品別・品種別の作業時間を正確に記録していないため労務費の製品等への正確な直課ができない、もしくは製造間接費の配賦基準としてどのような数値や基準を採用したら良いか判断できないために、適正な製造間接費の配賦計算が行われず、製品別・品種別の正確な損益が把握できていない場合。

今後中国子会社の生産を拡大もしくは縮小することを検討する場合でも、製品・品種別の正確な損益が把握できず、いわゆる「どんぶり勘定」のような状態では、適切な経営判断はできないと思われるので留意すべきです。

早わかり 中国税務のしくみ



2013年3月刊
 【編】有限責任 あずさ監査法人／KPMG
 中央経済社
 252頁 2,940円(税込)

制度変更が頻繁に行われ、時に通達の遡及適用も行われる中国税務の知識を絶えずアップデートし続けるには、まず基礎となる知識が必要です。本書は、その基礎の部分に焦点を当て、企業所得税、外国法人に係る税金実務、個人所得税、増値税、営業税、印花税、移転価格税制等について見開き形式で平易に解説しています。また、増値税と営業税を統一する改革や移転価格リスクに対応する論点等もフォローしています。

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいませうようお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
 GJP部 中国事業室
 シニアマネジャー 増田 進
 TEL: 03-3266-7543 (代表番号)
 susumu.masuda@jp.kpmg.com

有限責任 あずさ監査法人
 IT監査部
 マネジャー 一ノ瀬 光裕
 TEL: 03-3548-5315 (代表番号)
 mitsuhiro.ichinose@jp.kpmg.com

KPMG ビジネスアドバイザー株式会社
 ディレクター 足立 桂輔
 TEL: 03-3548-5305 (代表番号)
 keisuke.adachi@jp.kpmg.com

新しい英国財務報告基準の概要

KPMG 英国 ロンドン事務所

パートナー 三浦 洋 (グローバル・ジャパニーズ・プラクティス 欧州統括責任者)

マネジャー 江澤 修司

英国財務報告評議会 (FRC: Financial Reporting Council) は、2013年3月に英国財務報告制度の改正公開草案を最終化し、新しい財務報告基準として確定公表しました。これにより、現行の英国会計基準は廃止され、英国の会社法決算は、IFRS (国際財務報告基準) を基礎とした新しい制度へと移行することとなります。本稿では英国の新しい財務報告基準の概要について解説します。なお、本文中の意見に関する部分は筆者の私見である点をあらかじめお断りいたします。



三浦 洋

KPMG 英国 ロンドン事務所
パートナー
(グローバル・ジャパニーズ・プラクティス
欧州統括責任者)

【ポイント】

- 英国では、IFRS を基礎とする新しい財務報告基準が公表され、会社法決算制度が大きく変わることとなる。
- 新基準は FRS 100、FRS 101、FRS 102 という3つの財務報告基準から構成され、これらは、2015年1月1日以後開始する事業年度からの適用が義務付けられているが、即時の早期適用も可能である。
- 新制度の下では、適用する財務報告基準や個別財務諸表への開示減免の適用などについて、企業に一定の選択肢が与えられているため、英国グループ各社ごとでのそれらの適切な選択を通して、自社グループの方針に準拠しかつ効率性の高い会社法決算を実施することが可能となる。
- 新基準移行に伴い、会計処理の他、税務、配当額算定、予算、会計システムなどの広い業務領域への影響も予想される。そのため、早期に「インパクトアセスメント」を実施し、自社に及ぼす潜在的な影響を移行プロジェクト開始に先立って把握することが、効率的な新制度移行の鍵となる。



江澤 修司

KPMG 英国 ロンドン事務所
マネジャー

I 英国の新しい会社法決算制度

1. 改正の経緯

英国では2005年以降、英国上場企業 (欧州連合 (EU) 域内の規制市場への上場企業、以下同様) の連結財務諸表についてはEU版IFRS (EUで採択されたIFRS) の適用が義務付けられていますが、上場企業の個別財務諸表および非上場企業の会社法 (英国2006年会社法、以下同様) 決算書の作成にあたっては、現行の英国会計基準 (以下「UK GAAP」という) とEU版IFRSの選択適用が認められています。

このような状況の下、英国財務報告評議会 (以下「FRC」という) (前身の英国会計基準審議会を含む) では、将来の英国

財務報告制度のあり方についての長い議論があり、IFRSとの取れんを目指した新しい財務報告の枠組みが模索されてきました。

これを踏まえて2010年10月に、英国における将来の財務報告の枠組みを定めた「財務報告に関する公開草案」が公表され、新しい会社法決算の形として提唱されました。その後、パブリックコメントを踏まえたFRCの再審議を経て、2012年1月に、同公開草案を置き換える再公開草案が公表されました。

そしてFRCは、最初の公開草案の公表から2年が経過した2012年11月22日に、新しい財務報告制度を構成する3つの基準案のうちの2つ (後述のFRS 100およびFRS 101) を、また、2013年3月14日に残り1つの基準案 (後述のFRS 102) をそれぞれ確定し、計3つの財務報告基準として公表しました。

新基準は2015年1月1日以後開始する事業年度から適用されますが、即時に早期適用することも認められています。これに

に伴い、現行のUK GAAPは2015年を目処に廃止されることとなりました。

2. 新制度の適用対象

本改正は、真実かつ公正な概観を提供する決算書の作成を要請されるすべての企業（パブリックセクターを除く、以下同様）が対象とされるため、在英日系企業を含む、多くの英国企業が影響を受け、2015年の適用義務化に向けて、全英レベルで英国会社法決算の置換えが一斉に進められることとなります。

後述のとおり、新制度は、適用する財務報告基準や財務諸表の開示減免に関して企業に一定の選択肢を与えているため、当該改正を契機に、現在EU版IFRSを任意適用している非上場企業が、とり得る選択肢の長短を考慮し、適用する財務報告基準を変更する状況も考えられます。

図表 1 3つの新しい財務報告基準

Financial Reporting Standard 100 (FRS 100) 「財務報告規定の適用」 新しい財務報告フレームワークの全体像について規定したものであり、このなかには、どの企業がどの財務報告基準を適用できるか、初度適用時の移行措置、新基準の適用時期などが取り決められている。
Financial Reporting Standard 101 (FRS 101) 「開示減免フレームワーク」 EU版IFRSに基づき認識および測定を行っている特定の企業の個別財務諸表に対する開示の減免が規定されている。
Financial Reporting Standard 102 (FRS 102) 「英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準」 中小企業向け国際財務報告基準（“IFRS for SMEs”）に一定の修正を加えて新しく作成された財務報告基準であり、このなかには、FRS 102を適用している特定の企業の個別財務諸表に対する開示の減免も規定されている。

II 新しい財務報告基準の概要

1. 3つの新しい財務報告基準

今般成立した新基準は、具体的には3つの財務報告基準、すなわちFinancial Reporting Standard 100 (FRS 100)「財務報告規定の適用」、Financial Reporting Standard 101 (FRS 101)「開示減免フレームワーク」およびFinancial Reporting Standard 102 (FRS 102)「英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準」から構成されます（図表1参照）。

ここで、FRS 100は、新しい財務報告制度の骨子を取り決めたいわば全体ルールであり、またFRS 101は、EU版IFRSに基づき認識および測定を行う特定の企業に対する開示減免を詳細に定めたものであり（一部EU版IFRSに対する修正を含む）、これらには個々の会計処理に関する規定は定められていません。

FRS 102は、EU版IFRSと対置する形で、実務負担に配慮した簡潔な財務報告基準の実現とIFRSへの取れんという制度改正の趣旨に照らして、中小企業向け国際財務報告基準（“IFRS for SMEs”）に一定の修正を加えて新設された基準であり、金融商品、固定資産、退職給付、収益認識、資産の減損、連結などの各トピックごとに会計処理が取り決められています。その意味で、FRS 102は会計処理に関する財務報告基準であるといえます。FRS 102適用にあたっての企業規模要件はありません。

なお、上述の他に小規模企業の要件を満たす場合には、小規模企業向けの財務報告基準（FRSSE：Financial Reporting Standard for Smaller Entities）の適用が可能です（公的会社や銀行、保険会社等は除く）が、このFRSSEは以前から存在しており、今回の改正により新設された基準ではありません。な

図表2 英国企業の適用可能な財務報告基準（FRSSE適用企業を除く）

		EU版IFRS	EU版IFRS適用 企業の開示減免 (FRS 101)	FRS 102	FRS102適用 企業の開示減免 (FRS 102)
英国上場企業					
連結財務諸表		強制			
個別財務諸表	適格企業の 個別財務諸表	選択可	減免適用可*	選択可	減免適用可*
	上記以外	選択可		選択可	
英国非上場企業（多くの日系企業の在英子会社が該当）					
連結財務諸表		選択可		選択可	
個別財務諸表	適格企業の 個別財務諸表	選択可	減免適用可*	選択可	減免適用可*
	上記以外	選択可		選択可	

お、小規模企業の数値基準（英国内の親事業体については連結ベースでの判断基準が別途存在する）は、①売上高が6.5百ポンドを超えないこと、②総資産額が3.26百ポンドを超えないこと、③平均従業員が50人を超えないこと、の3要件のうちの2つ以上を充足することです。

2. 英国企業が適用可能な財務報告基準

次に、新制度下で企業が適用可能な財務報告基準について説明します。端的に言えば、FRSSEの適用を選択した小規模企業を除く英国企業は、2015年を目処に、自社の会計処理（会計上の認識および測定）の基礎をEU版IFRSか、英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準（FRS 102）のいずれかにする必要があります。ただし、英国上場企業の連結財務諸表には従来よりEU版IFRSの適用が義務付けられているためFRS 102の適用は認められません。ここで「自社の会計処理」としているのは、上場企業の連結財務諸表以外については、EU版IFRSに基づく会計処理を行っていたとしても、後述のFRS 101の開示減免フレームワークを個別財務諸表に適用している場合には、当該財務諸表にはEU版IFRSに基づいた法定開示が求められないためです。

図表2は、どの企業がどの財務報告基準を適用できるかについてまとめたものです。

3. 開示減免規定

図表2の※にあるとおり、「適格企業」に対しては、反対株主が存在しないこと等の一定の条件の下、個別財務諸表上の特定の項目について財務諸表作成負担軽減の観点から開示の

減免が認められています。EU版IFRSに基づき認識および測定を行っている企業に対する開示の減免はFRS 101に規定されており、FRS 102を適用している企業に対する開示の減免はFRS 102の中に規定されています。

ここで、「適格企業」とは、真実かつ公正な概観を提供することを目的として公表されている連結財務諸表に含まれている企業のことをいいます。つまり、自社（例えば英国子会社）の財務諸表が自社の親会社（英国外でも可）が作成する公表連結財務諸表に含まれている場合には、自社は通常「適格企業」であるといえます。

日系企業を一例にとると、日本の証券取引所に上場している親会社が提出する有価証券報告書の連結財務諸表に自社（英国子会社）の財務諸表が含まれている時、自社は「適格企業」となり、他の要件具備を前提に、FRS 101（EU版IFRSに基づく認識および測定を行っている場合）または、FRS 102（FRS 102を適用している場合）に基づく開示の減免を受けることができます。したがって、多くの在英日系子会社が開示減免の適用を受けることができるものと考えられます。

具体的に開示減免が可能な項目例は図表3のとおりです。FRS 101の減免規定がFRS 102のそれよりも相対的に多いのは、FRS 101は、開示量要求の多いEU版IFRSに対する例外を規定しているためです。

開示減免規定の適用にあたっては次の点に留意が必要です。まず、開示減免が認められるのは個別財務諸表についてのみであり、連結財務諸表に対しては一切認められません。

また、一部の開示減免規定は、同等の開示が親会社の連結財務諸表に含まれていることが条件とされています。したがって、ある特定の開示項目に関する金額が、重要性を理由として親会社の連結財務諸表上開示されていない場合には、その

図表3 開示減免規定の例示

減免のカテゴリー	適格企業の適用財務報告基準	
	FRS 101	FRS 102
現行 UK GAAP から引き続き認められている減免	<ul style="list-style-type: none"> キャッシュ・フロー計算書 経営幹部の報酬の開示 	<ul style="list-style-type: none"> キャッシュ・フロー計算書 経営幹部の報酬の開示
企業集団全体で管理される項目	<ul style="list-style-type: none"> 株式報酬取引 金融商品* 公正価値* 企業結合 非継続事業 完全子会社との関連当事者間取引 資産の減損 	<ul style="list-style-type: none"> 株式報酬取引 金融商品* 完全子会社との関連当事者間取引
その他の減免	<ul style="list-style-type: none"> 比較情報 金額比較データ 資本管理に関する開示 未適用の基準 	

*金融機関には減免が認められない事項

項目についての開示の減免は認められません。

さらに、金融機関については、金融商品および公正価値測定に関する開示減免は認められないこととなっています。ここでの「金融機関」には、銀行、住宅金融組合、信用組合が含まれる他、その主要な事業活動が、金融商品を通じた利益の創出やリスク管理である企業（これには、グループ金融会社も含まれる）も含まれるとされています。

4. 英国内に複数の子会社がある場合の留意点

(1) 会社法の財務報告フレームワーク

新制度下では、適用する財務報告基準、開示減免の適用について企業に一定の選択肢を与えており、これらは原則として英国会社ごとに各々選択することができます。ただし、これには重要な例外が存在します。それが、会社法407条に規定されている「財務報告基準適用における首尾一貫性ルール」（以下「首尾一貫性ルール」という）というものです。

この説明の前提として、まず、会社法決算で適用可能な財務報告フレームワークについての会社法上の整理について触れておきます。会社法上、英国企業は、以下のIASアカウントまたは会社法アカウントのいずれかの財務報告フレームワークを会社法決算に適用するものとされています。

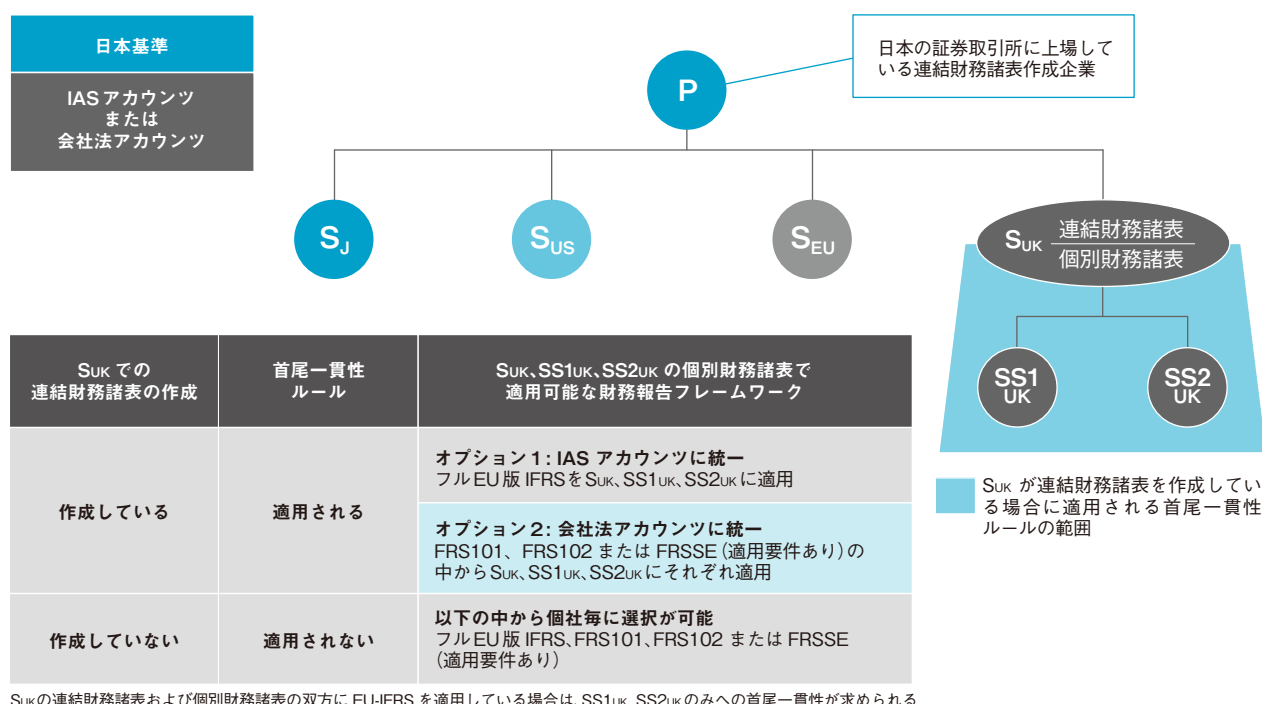
- ・ IAS アカウント
(上場企業の連結財務諸表には適用が必須)
EU 版 IFRS のみが該当
- ・ 会社法アカウント
以下の3つが含まれる。
 - － FRS 101 (EU 版 IFRS に基づき会計処理を行い開示減免を適用)
 - － FRS 102 (英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準)
 - － FRSSE (小規模企業向け財務報告基準)

なお、上記には含めていませんが2015年を目処に廃止される現行のUK GAAPは「会社法アカウント」に該当します。今般新設されたFRS 101、FRS 102も「会社法アカウント」に含まれますが、ここでFRS 101は、EU版IFRSに基づく会計処理を行っている企業を対象とした基準であるものの、開示減免フレームワークであるため、FRS 101を適用した場合には、EU版IFRSに完全準拠しているものとはいえ、[IASアカウント]ではなく「会社法アカウント」に該当する点に留意が必要です。

(2) 会社法の「首尾一貫性ルール」

会社法では、英国親会社（例えば、日系企業の英国持株会社）が会社法上連結財務諸表を作成している場合には、その個別財務諸表と、その傘下にある英国内のすべての連結子会社の個別財務諸表に対して首尾一貫して、「IASアカウント」か「会社法アカウント」のいずれかを適用しなければならないと

図表4 財務報告基準適用における首尾一貫性ルールの例示



規定しています。これが会社法407条の「首尾一貫性ルール」と呼ばれるものです。一方、上述の親会社が連結財務諸表を作成していない場合には、首尾一貫性ルールは適用されませんので、傘下の英国子会社は自由にその適用する財務報告基準を選択することが可能です。

図表4は、日系企業を例に首尾一貫性ルールを図示したものです。

英国内にSS1UKおよびSS2UKの連結子会社2社を持つ英国持株会社SUKを想定し、SUKが会社法決算書で連結財務諸表を作成している場合とそうではない場合に分けて考えてみます。

前者の場合には、SUKの連結財務諸表作成により首尾一貫性ルールがSUK、SS1UK、SS2UKに適用されるため、3社の個別財務諸表はともに「IASアカウント」(EU版IFRS)を適用するか、「会社法アカウント」(この中からは各社選択可能)を適用する必要があります。他方、後者の場合には、首尾一貫性ルールは適用されませんので、各社は財務報告基準を自由に選択することができます。

なお、英国親会社(本事例ではSUK)が連結財務諸表および個別財務諸表の両方に「IASアカウント」を適用している場合には、例外的にその傘下の英国子会社間(本事例ではSS1UKとSS2UK)に対してのみ首尾一貫性ルールが適用されるものとされています。これはEU版IFRSの適用が連結財務諸表上強制されている英国上場企業の実務負担に配慮した規定であるものと思われます。

首尾一貫性ルールは、従来より会社法に規定されていた事項であり、今般の制度改正で導入されたものではありません

が、財務報告基準の適用に関する選択肢が広がった新制度下で改めて念頭におく必要がある事項として、新基準中において会社法の当該規定が重ねて強調されています。

5. 新基準の適用時期

新基準は2015年1月1日以降開始する事業年度から強制適用されますが、即時の早期適用も可能です。早期適用を行わない場合、12月決算企業は2015年12月期より、3月決算企業は2016年3月期からの適用となります。

会社法決算書では当期を含む最低2期間の財務情報の開示が必要ですので、初度適用時は当期および前期の合計2期間分の財務諸表および注記を新基準に基づき作成する必要があります。また、この時の前期首のことを、新基準への「移行日」(Transition date)といい、新基準に基づく最初のバランスシートが作成されますが、早期適用を行わない企業であっても、12月決算企業(移行日は2014年1月1日)・3月決算企業(移行日は2014年4月1日)ともに、「移行日」までは1年を切っていますので、可能な限り早めに新基準への移行作業に着手する必要があります。

図表5 現行のUK GAAP、FRS 102およびEU版IFRSの会計基準差異の例示

	現行 UK GAAP	FRS 102	EU 版 IFRS
のれん	<ul style="list-style-type: none"> 最大 20 年にわたり償却 (反証可能) 一般的に無形資産はのれんに含まれる 	<ul style="list-style-type: none"> それ以上の経済的耐用年数が見込まれない限り 5 年以下の推定期間で償却される 無形資産はのれんとは別個に認識される 	<ul style="list-style-type: none"> 非償却 (年次の減損テストが求められる) 無形資産はのれんとは別個に認識される
デリバティブ 例: 為替予約	<ul style="list-style-type: none"> 一般的にオフバランス (現行英国基準 FRS 26 号非適用の場合) 	<ul style="list-style-type: none"> オンバランス 厳格な適用要件を満たせばヘッジ会計の適用が可能 	<ul style="list-style-type: none"> オンバランス 厳格な適用要件を満たせばヘッジ会計の適用が可能
投資不動産	<ul style="list-style-type: none"> 公開市場価値で測定し、価値の変動は一般的に剰余金として認識する 	<ul style="list-style-type: none"> 一般的に純損益を通じて公正価値で測定する (原価評価は、評価額が入手できないときのみ可能) 	<ul style="list-style-type: none"> 原価もしくは純損益を通じた公正価値で測定する
繰延税金	<ul style="list-style-type: none"> 期間差異アプローチ (例外規定あり) 	<ul style="list-style-type: none"> 期間差異アプローチおよび企業結合に係る繰延税金 現行英国基準 FRS 19 号よりも少ない例外規定 	<ul style="list-style-type: none"> 一時差異アプローチ
借入費用および開発費	<ul style="list-style-type: none"> 資産計上が認められる 一般借入は考慮されない 	<ul style="list-style-type: none"> 資産計上が認められる 資産化した場合、一般借入の考慮が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 要件を満たす場合には資産計上が強制される 一般借入の考慮が必要

Ⅲ FRS 102とEU版IFRS

1. 新旧の会計基準差異

前述のとおり、今回の改正で、FRSSEの適用を選択した小規模企業を除く英国企業はEU版IFRSかFRS102に基づき会計処理を行うこととなります。図表5は、現行のUK GAAP、FRS 102 およびEU版IFRSの会計基準の差異の一部について紹介したものです。

2. FRS 102の適用かEU版IFRSの適用か

近年の英国基準のIFRSへのコンバージョン進展により、現行のUK GAAPは比較的IFRSに近いと言われています。また、FRS 102は、中小企業向け国際財務報告基準（“IFRS for SMEs”）を基礎に作成されたものです。したがって、現行UK GAAP、FRS 102およびEU版IFRSはそれぞれが全く異質であるわけではなく類似性をもっています。しかしながら各基準間に差異がある項目も一定数存在するため、会計基準差異の棚卸しを網羅的行った上で、自社に与える影響を理解し、会計処理の基礎をEU版IFRSかFRS 102のいずれにするかを、英国グループ各社ごとに決めていく必要があります。

なお、日本親会社がIFRSを既に適用しているか、IFRSへの移行プロジェクトを進めている場合には、それとの整合性を考慮することも有用です。具体的には、日本親会社がIFRSを適用済・予定の場合には、英国子会社もグループレポーティング上、親会社のIFRSの会計方針に従いレポーティングパッケージを作成しますので、英国会社法決算上、EU版IFRSかFRS 101（EU版IFRSに基づく会計処理を行い個別財務諸表上に開示減免を適用）を適用して、グループレポーティングとの会計処理の基礎をあわせておくことも考えられます（ただしEU版IFRSとIASB（国際会計基準審議会）発行のIFRSは完全に一致するものではありません）。

Ⅳ 新制度移行のポイント

最後に、新基準への移行手続について説明します。

移行に際しては、新基準下で適用する会計方針や具体的な会計処理を財務諸表項目ごとに決定した上で、必要となる修正仕訳、新基準に基づく組替財務諸表、法定決算開示書類を作成することとなります。そして、この一連の過程の中で、タックスプランニングや会計システムの見直し等の追加的な作業スコープのほか、従業員への研修等を通じた新基準実務の定着支援が必要に応じて実施されます。

しかしながら、いつから、どのような作業スコープおよび作業手順で導入準備を進めるかについては、各社の置かれている環境や企業の方針などにより様々であり一概に決まるものではありません。そこで、まずは導入作業を本格的に開始する前に、新制度移行が自社に与える影響を理解するための手続が非常に重要となります。この手続はインパクトアセスメント（GAAP差異分析と呼ぶこともあります）といい、会計基準が変更される場合には広く一般的に行われる初期段階の現況調査です。具体的には、自社の財務諸表項目ごとに会計基準の新旧比較を通して移行に伴う会計処理上の影響を把握することを主眼としますが、さらに一歩進めて、税務、配当限度額の計算、予算、会計システム、財務制限条項や業績連動型報酬等の各種契約・合意、決算財務報告プロセスに係る内部統制等の広い業務領域への潜在的な影響を理解することにも役立ちます。

特に、英国の新制度移行にあたっては以下の点への配慮が必要であり、可能な限り早期にインパクトアセスメントを実施した上で、手戻りのない最短距離での新制度導入プランを作成することが効率的移行の鍵となります。

- ・ 前述のとおり「移行日」までの時間的な余裕が限られている。
- ・ 新制度下では適用する財務報告基準等について企業に一定の選択肢が与えられている。
- ・ 新制度はIFRSを基礎にした財務報告制度であるため、日本親会社でIFRS導入プロジェクトが進行している、あるいは将来予想される場合には、その利用可能性や日英プロジェクトの整合性（会計方針、決算期統一など）を考慮に入れることが望ましい。
- ・ 英国の会社法決算書はカンパニーズハウス（英国登記所）へのファイリングを通して、外部の閲覧に供されるため、開示量が一般的に多いとされるIFRSを基礎とした新制度下で、決算書上いかなる項目をどのように開示するかについて、場合によっては事前に日本親会社と協議をしておくことが必要と考えられる。

インパクトアセスメントの結果はレポートとして文書化され（図表6参照）、社内の会計処理、その周辺領域に関する現状を再確認することができます。また、自社内および英国グループ各社間での情報共有や日本親会社への新制度移行の影響報告などのコミュニケーションを補完する副次的な利点もあります。

図表6 KPMGのインパクトアセスメントのレポート例(エグゼクティブサマリーの抜粋)

トピック	FRS 102	EU版IFRS	業務全般への影響
企業結合 (のれんを含む)	A ■ 識別すべき無形資産とその公正価値評価の検討	R ■ UK GAAPとの重要な会計基準差異 ■ 識別すべき無形資産とその公正価値評価の検討 ■ 偶発的対価の修正が損益計上される可能性 ■ 取引費用の費用化 ■ のれんは非償却	■ 研修 ■ 配当可能剰余金 ■ 税金
法人所得税 一繰延税金	R ■ 特定の資産および負債に関する特別の取扱いを伴う期間差異プラスアプローチの適用により、FRS 102下では現行のUK GAAPに比べてより多くの繰延税金が認識されることが予想される	R ■ 税効果会計に関する概念の根本的差異(資産負債法) ■ 個々のエンティティーにおいて認識資産及び負債に関する税務上の簿価の特定が必要	■ 研修
有形固定資産	G ■ 原価モデルまたは再評価モデルによる処理	G ■ 原価モデルまたは再評価モデルによる処理	■ 研修(再評価モデル適用の場合)

評価: **G** 軽微な影響もしくは影響がないと想定される領域
A 一定の潜在影響が想定される領域
R 重要な潜在影響が想定される領域

エグゼクティブサマリーは、項目ごとの詳細な分析により補完される

V おわりに

英国では、2005年に上場企業の連結財務諸表に対してEU版IFRSの適用が義務付けられ、2015年からは、会社法決算全体がIFRSを基礎とした財務報告制度に移行することとなります。また、法人税の申告にあたっては、既にIFRSにより作成した財務諸表に基づく申告調整が認められているため、2015年を機に、英国は先進国の中で最もIFRSに近い国になっているかもしれません。

英国は元々、原則主義の考え方が浸透している国と言われており、現行のUK GAAPも細則主義ではなく原則主義です。したがって、会社法決算が、原則主義に根ざすIFRSを基礎とした制度へ改正されたとしても、会計に対する根本的な考え方が変化するわけではないといえます。

しかしながら新制度の下では、前述のとおり財務報告基準の適用等に関しての企業の選択肢が広がったため、自社グループの方針に準拠しつつ効率性の高い会社法決算を志向して、英国上場会社も含め、各社とも新制度適用に向けた取組みが、これから始まるものと思われます。日系企業においても、自社に与える影響度合いを見極めた上で、英国グループ各社間での連携、日本親会社との適時な協議を踏まえ、新基準への移行作業を計画的かつ効率的に進めることが必要です。

本稿に関するご質問等は、以下までご連絡くださいますようお願いいたします。

KPMG 英国 ロンドン事務所
 ジャパンデスク
 TEL : +44-0-20-7311-2888
 japandesk@kpmg.co.uk

有限責任 あずさ監査法人
 GJP 部
 TEL : 03-3266-7543
 japaneseppractice@jp.kpmg.com

KPMG メールマガジンのご案内

KPMG のホームページ上に掲載しているニューズレターやセミナー情報などの新着・更新状況を、テーマ別に Eメールにより随時お知らせするサービスを実施しています。現在配信中のメールニュースは下記のとおりです。配信ご希望の方は、各メールニュースのページよりご登録ください。

<http://www.kpmg.or.jp/mailmag>

あずさアカウントिंग ニュース	企業会計や会計監査に関する最新情報のほか、国際財務報告基準（IFRS）を含む財務会計にかかわるトピックを取り上げたニューズレターやセミナーの開催情報など、経理財務実務のご担当者向けに配信しています。
あずさ IPO ニュース	株式公開を検討している企業の皆様を対象に、株式公開にかかわる最新情報やセミナーの開催情報を配信しています。
KPMG Risk Advisory News	企業を取り巻く様々なリスクとその管理にかかわるテーマを取り上げたニューズレターの更新時情報やセミナーの開催情報をお知らせしています。
KPMG Sustainability Insight	環境・CSR 部門のご担当者を対象に、サステナビリティに関する最新トピックを取り上げたニューズレターの更新情報やセミナーの開催情報などをお届けしています。
KPMG Integrated Reporting Update (統合報告)	Integrated Reporting (統合報告) にかかわる様々な団体や世界各国における最新動向、取組み等を幅広く、かつタイムリーにお伝えします。
KPMG FATCA NEWSLETTER	米国 FATCA 法の最新動向に関して、解説記事やセミナーの開催情報など、皆様のお役に立つ情報をメール配信によりお知らせしています。
KPMG 海外ニューズレター	米国、欧州やアジア各国の税制・税法に関する最新ニュースなどの更新情報を、海外で事業展開する企業の実務担当者の方々向けに配信しています。
企業成長応援通信	企業成長応援通信は、成長指向する企業の皆様を対象に海外進出、事業拡大、事業承継、組織再編、株式上場等の多様な経営課題解決に役立つニューズレターやセミナーの開催情報など、皆様のお役に立つ内容をメール配信によりお知らせいたします。

KPMG セミナーのご案内

国内および海外の経営環境を取り巻く様々な変革の波を先取りしたテーマのセミナーやフォーラムを開催しています。最新のセミナー開催情報、お申込みについては下記 Web サイトをご確認ください。

KPMG ジャパン <http://www.kpmg.or.jp/events>

あずさ監査法人 <http://www.azsa.or.jp/events>

KPMG 出版物のご案内

紛争鉱物規制で変わるサプライチェーン・リスクマネジメント ～人権問題とグローバル CSR 調達～



2013年3月刊
【著】KPMG / あずさ監査法人
東洋経済新報社・256頁・A5判 4,410円(税込)

ドット・フランク法の紛争鉱物規制が2013年1月より実務適用され、今後新たな人権問題が企業経営に影響を及ぼすことが想定されます。本書では、サプライチェーンにおける人権問題を理解し、法規制および国連やOECD等による国際的なイニシアティブを紹介したうえで、紛争鉱物の問題、先進国の動向、具体的対応、開示における将来の統合報告に至るまで解説しています。

第1章 サプライチェーンにおける人権問題への関心の高まり
第2章 人権問題に係る国際的な取り組みの動向
第3章 米国金融改革法を中心とした法規制の動向
第4章 サプライチェーンの人権問題に係る企業の取り組み
第5章 次世代サプライチェーンの方向性
第6章 紛争鉱物等に対する各業界団体等の取り組みの動向
第7章 日本企業にとっての実務対応
第8章 紛争鉱物の開示

国際税務 グローバル戦略と実務



2013年1月刊
【編】KPMG 税理士法人
東洋経済新報社・288頁・A5判 4,410円(税込)

昨今の日本市場を取り巻く環境下において、企業のグローバル化は従来にも増して重要な戦略となっています。本書は、企業のグローバル成長戦略に平仄を合わせ、地域統括会社の活用、サプライチェーンマネジメントの考え方、関税・間接税プランニングの重要性、グローバル・キャッシュ・マネジメント、移転価格税制、クロスボーダー M&Aに関する税務など、経営に必須のグローバル税務戦略を詳しく解説しています。

第1章 グローバル税務マネジメント
第2章 グローバル税務戦略と移転価格
第3章 グローバル税務に関する主要な税制
第4章 グローバル税務プランニング TESCO
第5章 グローバル税務プランニング グローバル・キャッシュ・マネジメント
第6章 グローバル税務戦略と関税・間接税
第7章 海外勤務者とグローバル税務実務
第8章 グローバル M&A とタックスプランニング

経営戦略としての事業継続マネジメント



2013年3月刊
【著】KPMG ビジネスアドバイザー株式会社
東洋経済新報社・336頁・A5判 3,570円(税込)

本書は、リスクマネジメントの一領域である「事業継続マネジメント (BCM)」について、KPMGが実施した調査結果、企業の実態、ケーススタディを踏まえ、様々な角度から説明しています。また、経営を支える、組織、サプライチェーン、情報システム、人材、財務について、戦略のあり方についても提示しています。

第1章 企業活動のグローバル化と事業継続マネジメント
第2章 全社的なリスクマネジメントと事業継続マネジメント
第3章 経営戦略と事業継続マネジメント戦略
第4章 事業継続を支える人事戦略
第5章 事業継続に強い財務戦略
第6章 事業継続に強い情報システムと危機対策
第7章 事業継続と情報開示
第8章 事業継続マネジメントの内部監査
第9章 事業継続マネジメントと内部統制
第10章 金融機関における事業継続マネジメントの実効性向上の取り組み
補 章 事業継続マネジメント (BCM) サーベイ 2012

企業不正の調査実務



2012年12月刊
【編者】株式会社 KPMG FAS フォレンジック部門
中央経済社・384頁・A5判 3,990円(税込)

本書は、企業不正にいかに対応するかを、調査面を中心に網羅的に詳述しています。徴候の検知からデジタルフォレンジックを含む最先端の調査技術、事後処理まで、ケーススタディを多く織り込みながら、詳細に解説しています。

序 章 不正対応の重要性
第1章 不正の実態
第2章 不正の手口
第3章 不正の徴候
第4章 不正発覚後の初動対応
第5章 不正調査の手続
第6章 不正調査の技術
第7章 不正調査のケーススタディ
第8章 不正調査後の対応
第9章 企業不正リスクの最新動向

金融商品会計の実務 (第4版)



2013年3月刊
【編著】有限責任 あずさ監査法人
東洋経済新報社・288頁・A5判 2,940円(税込)

第4版となる今回の改訂では、主として平成20年3月の金融商品会計基準の改正と同時に公表された「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号)、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号)の改正を踏まえて修正を行っているほか、平成19年8月に企業会計基準委員会から公表された「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」のうち、有価証券等金融商品会計に関連するところを追記しています。

第1章 債権
第2章 有価証券・信託
第3章 デリバティブ取引
第4章 金融負債
第5章 その他の金融商品
第6章 時価開示・事例

IT 統制評価全書



2013年3月刊
【編者】有限責任 あずさ監査法人 IT 監査部
同文館出版・584頁・A5判 6,825円(税込)

様々な業務領域でITの利用がますます進む現状では、リスク・アプローチに基づくIT統制の評価実務を十分に理解し、その進化も踏まえたリスク評価・対応手続をとることが求められます。本書は、ITそのものの理解、基礎知識、評価を行う際の留意点、実務において特に頭を悩ませるクラウドや統計的サンプリング等の個別論点を網羅し、ITに関連した監査全般の領域を解説しています。

序章 ITとは何か
第1章 統制の理解
第2章 リスク・アプローチの理解
第3章 プランニング
第4章 業務処理統制
第5章 全般統制
第6章 CAAT
第7章 外部委託
個別論点

出版物に関し、さらに詳しい情報については、各グループ会社のホームページをご覧ください。
ご注文の際は、直接出版社までお問合せください。

<http://www.kpmg.or.jp/knowledge/publication>

日本人および日本語対応が可能なプロフェッショナルが常駐している海外拠点一覧

Asia Pacific		連絡先担当者		E-mail	電話	
Australia	Sydney	大庭 正之	Masayuki Ohba	masaohba@kpmg.com.au	61/(2) 9335-7822	
	Brisbane	川上 徳明	Noriaki Kawakami	nkawakami@kpmg.com.au	61/(7) 3225-6831	
	Melbourne	大庭 正之	Masayuki Ohba	masaohba@kpmg.com.au	61/(2) 9335-7822	
	Perth	鈴木 史康	Nobuyasu Suzuki	nsuzuki@kpmg.com.au	61/(8) 9263-7382	
China	Shanghai 上海	高部 一郎	Ichiro Takabe	ichiro.takabe@kpmg.com	86/(21) 2212-3403	
	Beijing 北京	森本 雅	Tadashi Morimoto	tadashi.morimoto@kpmg.com	86/(10) 8508-5889	
	Guangzhou 広州	稲永 繁	Shigeru Inanaga	shigeru.inanaga@kpmg.com	86/(20) 3813-8109	
	Shenzhen 深圳	菅原 正夫	Masao Sugahara	masao.sugahara@kpmg.com	86/(755) 2547-3413	
	Hong Kong 香港	森本 雅	Tadashi Morimoto	tadashi.morimoto@kpmg.com	852/2978-8270	
India	New Delhi	東野 泰典	Yasunori Higashino	yasunori@kpmg.com	91/(124) 307-4177	
	Chennai	空谷 泰典	Taisuke Soratani	soratani@kpmg.com	91/(22) 3091-3212	
	Mumbai	空谷 泰典	Taisuke Soratani	soratani@kpmg.com	91/(22) 3091-3212	
Indonesia	Jakarta	高橋 道則	Michinori Takahashi	michinori.takahashi@kpmg.co.id	62/(21) 570-4888	
Korea	Seoul	藤原 良介	Ryosuke Fujiwara	ryosukefujiwara@kr.kpmg.com	82/(2) 2112-0263	
Myanmar	Yangon	藤井 康秀	Yasuhide Fujii	yfujii@kpmg.com	95/(1)527-103	
Malaysia	Kuala Lumpur	渡邊 和哉	Kazuya Watanabe	kazuywatanabe1@kpmg.com.my	60/(3) 7721-3388	
Philippines	Manila	遠藤 容正	Yoshiaki Endo	yendo1@kpmg.com	63/(2) 885-0604	
Singapore	Singapore	田宮 武夫	Takeo Tamiya	ttamiya@kpmg.com.sg	65/6213-2668	
Taiwan	Taipei 台北	松本 芳和	Yoshikazu Matsumoto	yoshikazumatsumoto1@kpmg.com.tw	886/(2) 8758-9751	
	Kaohsiung 高雄	蔡 莉菁	Michelle Tsai	michelltsai@kpmg.com.tw	886/(7) 213-0888	
Thailand	Bangkok	藤井 康秀 三浦 一郎	Yasuhide Fujii Ichiro Miura	yfujii@kpmg.co.th imiura@kpmg.co.th	66/(2) 677-2210 66/(2) 677-2119	
Vietnam	Hanoi	谷中 靖久	Yasuhisa Taninaka	yasuhisataninaka@kpmg.com.vn	84/(43) 946-1600	
	Ho Chi Minh City	渡 喬	Takashi Watari	takashiwatari@kpmg.com.vn	84/(8) 3821-9912	
Americas		連絡先担当者		E-mail	電話	
United States of America	Los Angeles	田村 浩三	Kozo Tamura	kozotamura@kpmg.com	1/(213) 955-8412	
	Atlanta	五十嵐 美恵	Mie Igarashi	mieigarashi@kpmg.com	1/(404) 222-3212	
	Chicago	康子 メットキャブ	Yasuko Metcalf	ymetcalf@kpmg.com	1/(312) 665-3409	
	Columbus	猪又 正大	Masahiro Inomata	minomata@kpmg.com	1/(614) 241-4648	
	Dallas	中村 大輔	Daisuke Nakamura	dnakamura1@kpmg.com	1/(214) 840-4115	
	Detroit	猪又 正大	Masahiro Inomata	minomata@kpmg.com	1/(614) 241-4648	
	Honolulu	北野 幸正	Yukimasa Kitano	ykitano@kpmg.com	1/(408) 367-4915	
	Louisville	星野 光泰	Mitsuyasu Hoshino	mhoshino@kpmg.com	1/(502) 587-0535	
	New York		森 和孝	Kazutaka Mori	kazutakamori@kpmg.com	1/(212) 872-5876
			野本 誠	Makoto Nomoto	mnomoto@kpmg.com	1/(212) 872-2190
	Seattle	北野 幸正	Yukimasa Kitano	ykitano@kpmg.com	1/(408) 367-4915	
	Silicon Valley/San Francisco	北野 幸正	Yukimasa Kitano	ykitano@kpmg.com	1/(408) 367-4915	
	Brazil	Sao Paulo	藤井 敏晴	Toshiharu Fujii	tfujii@kpmg.com.br	55/(11) 2183-3142
赤澤 賢史			Satoshi Akazawa	sakazawa@kpmg.com.br	55/(11) 2183-6269	
Canada	Toronto	松田 美喜	Miki Matsuda	mikimatsuda@kpmg.ca	1/(416) 777-8821	
	Vancouver	島村 敬志	Terry Shimamura	tshimamura@kpmg.ca	1/(604) 691-3591	
Mexico	Mexico City	岩田 稔	Minoru Iwata	miwata@kpmg.com.mx	52/(55) 5246-8340	
	Tijuana	上村 紘之	Hiroyuki Kamimura	hiroyuki.kamimura@kpmg.com.mx	52/(664) 608-6500	
Europe & Middle East		連絡先担当者		E-mail	電話	
United Kingdom	London	杉浦 宏明	Hiroaki Sugiura	hiroaki.sugiura@kpmg.co.uk	44/20-7311-2911	
Belgium	Brussels	岡師 康剛	Yasutaka Zushi	yasutakazushi@kpmg.com	32/(2) 708-3831	
Czech	Prague	渡邊 敏郎	Toshiro Watanabe	twatanabe@kpmg.cz	420/(222) 123-101	
Denmark	Copenhagen	牧 多恵	Tae Maki	tmaki@kpmg.dk	45/(73) 23-3576	
France	Paris	鈴木 正司	Masashi Suzuki	masashisuzuki@kpmg.com	33/(1) 5568-7122	
		E. アンギス	Emmanuel Anguis	eanguis@kpmg.com	33/(1) 5568-6052	
Germany	Düsseldorf	鈴木 雄飛	Yuhi Suzuki	ysuzuki1@kpmg.com	49/(211) 475-7336	
	Hamburg	岩宮 晋伍	Shingo Iwamiya	siwamiya1@kpmg.com	49/(40) 32015-5849	
	Frankfurt	神山 健一	Kenichi Koyama	kkoyama@kpmg.com	49/(69)9587-1909	
	Munich	小林 拓也	Takuya Kobayashi	tkobayashi3@kpmg.com	49/(89) 9282-3938	
Hungary	Budapest	古澤 達也	Tatsuya Furusawa	tatsuya.furusawa@kpmg.hu	36/(1) 887-7100	
Italy	Milan	松本 直之	Takashi Matsumoto	takashimatsumoto1@kpmg.it	39/(02) 6763-2968	
Netherlands	Amsterdam	新垣 康平	Kohei Shingaki	Shingaki.Kohei@kpmg.nl	31/(20) 656-8712	
Poland	Warsaw	鈴木 専行	Takayuki Suzuki	tsuzuki@kpmg.pl	48/(22) 528-1184	
Russia	Moscow	長田 洋樹	Hiroki Nagata	hirokinagata@kpmg.ru	7/(495) 933-2775	
South Africa	Johannesburg	會田 浩二	Koji Aida	koji.aida@kpmg.co.za	27/(71) 684-5781	
Spain	Madrid / Barcelona	飯田 孝一	Koichi Iida	kiida@kpmg.es	34/(93) 253-2900	
Switzerland	Zurich	松本 光弘	Mitsuhiro Matsumoto	mmatsumoto1@kpmg.com	41/(58) 249-7794	
Turkey	Istanbul	小宮 祐二	Yuji Komiya	ykomiyai@kpmg.com	90/(216) 681-9000	
UAE	Dubai / Abu Dhabi	森脇 昭	Akira Moriwaki	akiramoriwaki@kpmg.com	971/(2) 634-3318	

【日本における連絡先】 Global Japanese Practice 部 :

JapanesePractice@jp.kpmg.com

03-3266-7543 (東京) 06-7731-1000 (大阪) 052-589-0500 (名古屋)

KPMG ジャパン グループ会社一覧

有限責任 あずさ監査法人

全国主要都市に約5,300名の人員を擁し、監査や各種証明業務をはじめ、財務関連アドバイザリーサービス、株式上場支援などを提供しています。また、金融、情報・通信・メディア、製造、官公庁など、業界特有のニーズに対応した専門性の高いサービスを提供する体制を有しています。

東京事務所	TEL 03-3266-7500		
大阪事務所	TEL 06-7731-1000		
名古屋事務所	TEL 052-589-0500		
札幌事務所	TEL 011-221-2434	盛岡オフィス	TEL 019-606-3145
仙台事務所	TEL 022-715-8820	新潟オフィス	TEL 025-227-3777
北陸事務所	TEL 076-264-3666	富山オフィス	TEL 0766-223-0396
北関東事務所	TEL 048-650-5390	高崎オフィス	TEL 027-310-6051
横浜事務所	TEL 045-316-0761	柏オフィス	TEL 04-7142-8120
京都事務所	TEL 075-221-1531	静岡オフィス	TEL 054-652-0707
神戸事務所	TEL 078-291-4051	岐阜オフィス	TEL 058-264-6472
広島事務所	TEL 082-248-2932	三重オフィス	TEL 059-223-6167
福岡事務所	TEL 092-741-9901	岡山オフィス	TEL 086-221-8911
		下関オフィス	TEL 083-235-5771
		松山オフィス	TEL 089-987-8116

KPMG 税理士法人

国内企業および外資系企業の日本子会社等に対して、各専門分野に精通した税務専門家チームにより、多様なニーズに対応した的確な税務アドバイザリー（税務申告書作成、調査立会、M&A関連、組織再編／企業再生、連結納税制度、国際税務、移転価格、関税／間接税、事業承継等）を提供しています。

東京事務所	TEL 03-6229-8000
大阪事務所	TEL 06-4708-5150
名古屋事務所	TEL 052-569-5420

KPMG ビジネスアドバイザリー株式会社

国内やグローバルに事業展開する企業のグループマネジメント態勢の最適化に向けたアドバイザリーサービス（ガバナンス・リスクマネジメント・コンプライアンス関連支援、内部監査関連支援、ITガバナンス関連支援、海外事業リスク管理・海外進出関連支援、プロジェクトマネジメント関連支援、情報セキュリティ関連支援、危機管理・事業継続マネジメント関連支援、組織・人材マネジメント関連支援、経営管理態勢改善支援、業務プロセス改善支援等）を提供しています。

東京事務所	TEL 03-3548-5305
名古屋事務所	TEL 052-571-5485

株式会社 KPMG FAS

再生・再編対象企業（事業）の実態調査および戦略立案と実行サポート、事業・財務改善スキームの策定と導入アドバイザリー、企業不動産（CRE）関連アドバイザリー、ホスピタリティ関連アドバイザリー、ローンランザクションアドバイザリー、財務デューデリジェンス、セルサイド・サービス、M&Aアドバイザリー（買収・売却・クロスボーダーM&A、グループ再編・統合、事業統合・合併、合併・アライアンス）、バリエーション（株式・事業・無形資産の評価、合併・株式交換・株式移転・会社分割等の比率算定、減損会計目的評価）、フェアネスオピニオン、不正会計・粉飾決算の調査、情報漏洩・情報流出の調査、知的財産侵害の調査および関連サービス、不正リスク診断サービスを提供しています。

TEL 03-5218-6700

株式会社 KPMG BPA

ビジネス構造改革、コスト適正化、ソーシングおよびIT導入にかかわるアドバイザリー、事業計画策定、キャッシュマネジメント、業績管理効率化にかかわるアドバイザリー、デューデリジェンス（サプライチェーン、ビジネス、IT等）、M&A後の統合アドバイザリーサービス等を提供しています。

TEL 03-5218-6331

KPMG マネジメントコンサルティング株式会社

多様化する経営課題の解決に向けたさまざまなコンサルティングサービスを総合的に提供しています。新規事業参入支援、M&Aおよび合併後の統合支援をはじめ、海外展開に対する支援、IFRS導入や規制対応に向けた財務部門改革アドバイザリーなど、事業戦略策定、業績改善、プロセス・テクノロジーの改革に焦点を当てた実行可能なコンサルティングサービスを提供し、解決を支援しています。

TEL 03-5218-6400

KPMG あずさサステナビリティ株式会社

CSR報告書に対する第三者保証業務、CSR報告支援、温室効果ガス排出量に対する検証業務、環境・安全コンプライアンス調査、人権デューデリジェンス、環境デューデリジェンス、ISO26000に基づくCSR経営診断、SRIコミュニケーション支援等を提供しています。

東京事務所	TEL 03-3548-5303
大阪事務所	TEL 06-7731-1304

KPMG ヘルスケアジャパン株式会社

医療・介護を含むヘルスケア産業に特化したビジネスおよびフィナンシャルサービス（戦略関連、リスク評価関連、M&A・ファイナンス・事業再生などにかかわる各種アドバイザリー）を提供しています。

TEL 03-5218-6450

KPMG BRM 株式会社 / KPMG 社会保険労務士法人

記帳・経費支払代行、日米会計基準による財務報告書等の作成、給与計算・社会保険・労働保険手続代行、会社登記全般にわたる定款・議事録の作成代行、会社法務関連文書の保管代行等、幅広い分野において、ワンストップでサービスを提供しています。

TEL 03-5447-0700

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com

www.kpmg.or.jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2013 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2013 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.